

1 第204回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第204回国会(常会)は、1月18日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、6月16日までの150日間であった。

(院の構成)

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、7特別委員会(災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、地方消費者、震災復興)の設置が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、9特別委員会(災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生)の設置が行われた。

(政府4演説)

1月18日、衆参両院の本会議で、菅内閣総理大臣の施政方針演説、茂木外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び西村国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑(代表質問)が、衆議院で同20日及び21日、参議院で同21日及び22日にそれぞれ行われた。

(令和二年度第3次補正予算)

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)の実行に必要な経費の追加等を行うとともに、税収見積りの減額、公債金の増額等を行うため、1月18日、令和二年度第3次補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、1月26日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、1月27日から予算委員会において質疑が行われ、同28日に同補正予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した(衆参での審査の概要は、後述2(1)参照)。

(令和三年度総予算)

令和三年度総予算は、1月18日、衆議院に提出された。

同総予算は、衆議院では、3月2日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月3日から予算委員会において質疑が行われ、同26日に同総予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同総予算は可決され、成立した(衆参での審査の概要は、後述2(2)参照)。

(新型コロナウイルス感染症対策)

参議院における新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き、本会議や各委員会において、議員同士の間隔を広げて着席し、議場においては起立採決を採用する等の対応を行った。

また、参観等については引き続き人数制限や検温の実施等の条件のもとで実施するなど、様々な措置が継続して採られた。

(新型コロナウイルス感染症による議員の逝去)

第203回国会閉会中の令和2年12月27日、参議院議員羽田雄一郎君は、新型コロナウイルス感染症により逝去した。同感染症による国会議員の逝去は、初めてのことであった。

（議員の当選無効）

令和元年の参議院通常選挙をめぐる大規模買収事件で公職選挙法違反の罪に問われ、1月に東京地裁で有罪判決を受けていた参議院議員河井あんり君は、2月3日に山東議長に対し議員辞職願を提出し、同日、本会議で辞職が許可されたため、参議院広島県選挙区において、4月25日に補欠選挙が行われることとなった。一方、同君は2月3日、控訴しない方針を明らかにし、同5日、有罪が確定したため、令和元年7月の当選は無効となった。これにより、4月に予定された広島県選挙区の補欠選挙は、再選挙に変更された。昭和25年に現在の公職選挙法が施行されて以来、このような変更は初めてのことであった。

なお、これを契機として、当選無効となった議員が、議員として活動していた期間に得ていた議員歳費等の取扱いについて、改めて議論となった。

（総務省幹部への違法接待問題）

今国会では、総務省の複数の幹部職員が、株式会社東北新社や日本電信電話株式会社（NTT）など利害関係者との会食において、当該利害関係者から飲食費の負担や贈答品等を受けていたこと等が報道を契機として明らかとなり、国家公務員倫理規程違反として懲戒処分が行われるに至った。公務員倫理に反する行為により、情報通信行政がゆがめられたの

ではないかとの疑念を国民に抱かせ、公務への信頼が損なわれた。また、当該報道の発端となった利害関係者である株式会社東北新社は、放送法に基づく基幹放送事業者の認定を受けていたが、3月、認定申請時及び認定時において同法が定めるいわゆる外資規制に違反していたことが明らかになり、同社から認定基幹放送事業者の地位を承継した株式会社東北新社メディアサービスの認定が取り消される事態となった。総務省による審査が不十分であったことにより、本来基幹放送事業者として認定すべきでない事業者を認定していたことや、菅内閣総理大臣の長男が株式会社東北新社の社員として前述の会食に関わっていたことも問題視されたほか、他の放送事業者においても外資規制違反が発覚したことなどから、今国会、衆議院に提出された「放送法の一部を改正する法律案」（閣法第39号）の取扱いにも影響を及ぼした。なお、衆議院において同法律案の審査は行われず、会期末において継続審査に付することとされた。

（法律案条文等のミス多発問題）

今国会では、「デジタル社会形成基本法案」（閣法第26号）等デジタル改革関連法案の提出後、その参考資料に45か所の誤りがあったことが判明し、その後も、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」（閣法第23号）等の条文に誤りがあったことが相次いで判明したことを受け、政府が今国会における内閣提出法律案及び条約の全てについて条文等の再点検を行ったところ、3月25日時点で、条文の誤りは4本12件、参考資料

の誤りは22本122件、所管府省庁などは13に及ぶことが判明し、加藤内閣官房長官が衆参の議院運営委員会においてこれを報告し、謝罪する事態となった。

政府の度重なるミスに与野党双方の議員から苦言が呈されるとともに、国会審議日程にも影響を及ぼすこととなり、菅内閣総理大臣は、3月26日の閣僚懇談会において、実効性のある再発防止策を政府一丸となって検討し、実行したい旨述べ、特に誤りが判明した府省庁等に対し、原因の徹底究明と再発防止策の検討に全力を挙げるよう指示を行った。

4月1日には、議院運営委員会理事会において協議が行われ、議案等の誤りや参議院への説明遅延について、政府に対し、水落議院運営委員長から要請を行うことが確認された。同日の議院運営委員会において、水落委員長は、当該要請の内容として「今国会では、内閣提出議案に関して、議案や関連資料の誤り、提出状況等に関する参議院への説明遅延が相次いでいる。このような事案が重なったことは、国会軽視と言わざるを得ず、誠に遺憾である。政府に対しては、強く反省を促すとともに、今後、このような事案が生じないように、全府省庁に再発防止策を徹底することを求める」旨述べた。

一方、条文の誤りは、内閣提出法律案にとどまらず、平成27年及び同30年に議員立法で改正され、既に施行されている「公職選挙法」にも存在することが、新聞報道等により発覚した。主に、平成30年の改正により、必要な罰則が存在しない状態となっている等の

誤りであり、これを受け、今国会において「公職選挙法の一部を改正する法律案」(参第28号)が提出され、成立し、誤りが訂正された。この誤りについて、平成30年7月改正の際、法律案の作成を補佐した参議院法制局には、同12月に総務省から照会があったが、何らの対応もなされなかった。また、令和2年2月に新聞社から指摘を受けた際には、改正の見通しも立たないまま関係議員に報告したのでは迷惑を掛けると考え、改正の見通しを付けてから報告しようと考えたところ、報告に至らないまま報道がなされたという。5月12日の政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において、川崎法制局長は、「私どもの判断や姿勢は補佐機関としての立場をわきまえないものであり、根本的に間違っていた。まずは関係議員に報告すべきであったと深く反省している。昨年には再発防止策を講じているが、全く不十分であり、抜本的な対策を講じていく」旨述べている。

(内閣不信任決議案)

6月15日、衆議院において「菅内閣不信任決議案」が提出され、同日の衆議院本会議において否決された。

なお、同決議案については、野党による3か月間の会期延長要求を与党が拒否したことを受け、野党が提出を決めており、今国会は衆議院議長に対する申入れはなかったものの、第200回国会以降、野党から会期延長を求める展開が続いている。

(重要土地利用規制法案の採決をめぐる動き)

会期末を6月16日に控え、同14日、内閣委員会が開会され、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」（閣法第62号）について参考人に対する質疑等を行った後、委員長は暫時休憩を宣告した。その後、内閣委員長森屋宏君解任決議案が提出されたため、内閣委員会は休憩のまま散会となった。

6月15日、まず衆議院本会議において「菅内閣不信任決議案」が否決された後、午後5時1分に参議院本会議が開会され、内閣委員長解任決議案を否決し、午後6時22分に本会議は休憩となった。休憩中に内閣委員会が開会され、閣法第62号につき、質疑を行い、質疑を終局した後、討論を行い、採決

の結果、可決すべきものと決定した。その後、議院運営委員会理事会において、閣法第62号の緊急上程について協議が行われたところ、議院運営委員長水落敏栄君解任決議案が提出された。午後11時21分に本会議が再開され、議院運営委員長解任決議案を議題としたところで、午後11時22分に本会議は延会となった。

6月16日、午前0時11分に本会議が開会され、議院運営委員長解任決議案を否決し、午前1時14分に本会議は休憩となった。その後、午前1時46分に本会議が再開され、閣法第62号につき、討論を行い、採決の結果、可決され、午前2時29分に本会議は休憩となった（衆参での閣法第62号の審査の概要は、後述3（15）参照）。

2 予算・決算

（1）令和二年度第3次補正予算

令和二年度第3次補正予算2案は、1月18日、衆議院に提出された。

衆議院では、予算委員会において、1月22日に趣旨説明を聴取し、同25日から質疑を行った。同26日に質疑を終局した後、立民及び共産の2派共同、維新並びに国民がそれぞれ提出した編成替動議（3件）の趣旨弁明を聴取し、補正予算2案及び動議3件に対する討論を行い、採決の結果、動議3件をそれぞれ否決し、補正予算2案を原案どおり可決すべきものと決定した。

1月26日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決さ

れ、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、1月27日に趣旨説明を聴取し、同日及び翌28日に総括質疑を行い、同28日に締めくくり質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を原案どおり可決すべきものと決定した。

1月28日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決され、成立した。

（2）令和三年度総予算

令和三年度総予算3案は、1月18日、衆議院に提出され、同22日に衆議院予算委員会、同27日に参議院予算委員会にお

いて、それぞれ趣旨説明を聴取した。

その後、衆議院では、2月4日から質疑を行った。3月2日に質疑を終局した後、立民及び共産の2派共同並びに国民がそれぞれ提出した編成替動議（2件）の趣旨弁明を聴取し、総予算3案及び動議2件に対する討論を行い、採決の結果、動議2件をそれぞれ否決し、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月2日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月3日及び4日に基本的質疑（菅内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、その後、一般質疑（菅内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を同5日に、一般質疑（財務大臣及び関係大臣出席）を同9日、10日、11日、12日、17日、18日及び24日に行った。

このほか、集中審議（菅内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を、3月8日（東日本大震災からの復興及び新型コロナウイルス感染症対応等）、15日（内外の諸課題（デジタル社会・情報通信行政、ワクチンの接種体制等））、19日（現下の諸課題（新型コロナウイルス感染症への今後の対応・医療体制の強化、情報通信行政、原子力安全等））及び25日（菅内閣の基本姿勢（外交、情報通信行政、経済・雇用、孤独・孤立支援等））に行った。

また、3月16日に公聴会を行ったほか、同22日及び23日には各委員会における委嘱審査を行った。

3月26日には、締めくくり質疑（菅内

閣総理大臣以下全大臣出席）を行った。質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月26日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、成立した。

（3）令和元年度決算

令和元年度決算外2件は、第203回国会の令和2年11月20日に提出された後、参議院では、第203回国会の令和2年11月30日に本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。その後、今国会の本年4月5日には、菅内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。

以降、決算委員会では、4月7日から5月24日まで6回にわたり省庁別審査を、同31日に准総括質疑を行い、6月7日には、締めくくり総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、令和元年度決算は是認することとし、8項目について内閣に警告すべきものと決定した。次いで令和元年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また、令和元年度国有財産関係2件は、いずれも是認すべきものと決定した。

6月9日の本会議において、討論を行い、採決の結果、令和元年度決算は委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。また、令和元年度国有財産関係2件はいずれも委員長報告のとおり是認することに決した。

なお、4月7日の決算委員会では、平成三十年度決算に関する本院の議決等

について政府の講じた措置の説明を聴取した。

令和元年度予備費 3 件は、5 月 31 日の決算委員会で概要説明を聴取した後、令和元年度決算外 2 件と一括して質疑を行い、同日質疑を終局した後、討論を行い、

採決の結果、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

6 月 2 日の本会議において、令和元年度予備費 3 件はいずれも承諾することに決した。

3 法律案・条約・決議等

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出 63 件、継続 1 件のうち、62 件が成立した（成立率 96.9%）。

参議院議員提出法律案は、今国会提出 37 件のうち、2 件が成立した（成立率 5.4%）。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出 45 件、継続 69 件のうち、20 件が成立した（成立率 17.5%）。

条約は、今国会提出 11 件の全てが承認された。

承認案件は、今国会提出 3 件の全てが承認された。

決議案は、今国会提出 4 件のうち、2 件が可決された（可決率 50%）。

(1) 新型インフル対策特措法等改正案

現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、営業時間の変更の要請等を内容とする新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を創設し、併せて緊急事態措置において施設の制限等の要請に応じない者に対する命令を可能とするとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において新型インフルエンザ等感染症と位置付け、所要

の措置を講じることができることとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講じる「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案」（閣法第 6 号）が、1 月 22 日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された内閣委員会で、1 月 29 日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。2 月 1 日には内閣委員会厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。同日に質疑を終局した後、自民、立民、公明及び維新の 4 派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案について可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

2 月 1 日の本会議において、同法律案は討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された内閣委員会で、2 月 2 日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。同 3 日には内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。同日に質疑を終局し

た後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

2月3日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(2) 令和三年度歳入関連法案

「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第4号）は1月18日に、「所得税法等の一部を改正する法律案」（閣法第7号）は同26日に、「地方税法等の一部を改正する法律案」（閣法第9号）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律案」（閣法第10号）は同29日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、閣法第7号について、2月9日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、同16日に趣旨説明を聴取し、同24日から質疑を行った。3月2日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第9号及び同第10号については、2月16日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同18日から質疑を行った。3月2日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

また、閣法第4号については、2月19日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。3月2日

に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

3月2日の本会議において、閣法第9号及び同第10号は討論の後、いずれも可決され、次いで、閣法第7号及び同第4号が討論の後、いずれも可決され、上記4法律案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第7号及び同第4号について、3月10日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された財政金融委員会で、同16日に趣旨説明を聴取し、同22日から質疑を行った。同26日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

また、閣法第9号及び同第10号については、3月12日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同23日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同25日に質疑を終局し、同26日に討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月26日の本会議において、閣法第9号及び同第10号は討論の後、いずれも可決され、また、閣法第7号及び同第4号が討論の後、いずれも可決され、上記4法律案は成立した。

(3) R C E P 協定

地域的な包括的経済連携協定交渉参加15か国の間で、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を拡大させるとともに、知的財産、電子商取引等の幅広い分野での新たなルールを構築すること等を内容とする経済上の

連携のための法的枠組みを設ける「地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件」（閣条第1号）が、2月24日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月2日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同件が付託された外務委員会で、同7日に趣旨説明を聴取し、同9日から質疑を行った。同14日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同件を承認すべきものと決定した。

4月15日の本会議において、同件は承認され、参議院に送付された。

参議院では、4月21日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同件が付託された外交防衛委員会で、同22日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同27日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同件を承認すべきものと決定した。

4月28日の本会議において、同件は承認され、国会の承認を得た。

（4）デジタル社会形成基本法案等

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める「デジタル社会形成基本法案」（閣法第26号）、デジタル庁を内閣に設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める「デジタル庁設置法案」（閣法第27号）、個人情報保護に関する法

律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」（閣法第28号）、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座をあらかじめ登録できることとするとともに、一定の公的給付の支給を実施するための基礎とする情報について個人番号を利用して管理できることとする等の措置を講じる「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案」（閣法第29号）、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に求めに応じて口座情報を提供する制度を創設する等の措置を講じる「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案」（閣法第30号）が、2月9日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月9日の本会議で各法律案について趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された内閣委員会で、同10日に趣旨説明を順次聴取し、同12日から質疑を行った。同24日には内閣委員会総務委員会連合審査会において質疑を行った。4月2日に質疑を終局した後、閣法第26号に対する自民、立民及び公明の3派共同提出の修正案、閣法第26号に対する自民、公明及び維新の3派共同提出の修正案、閣法第26号に対する立民提出の修正案、閣法第28号に対する立民提出の修正案並びに閣法第30号に対する維新及び国民の2派共

同提出の修正案について趣旨説明を順次聴取し、各原案及び各修正案について討論を行い、採決の結果、まず閣法第26号について立民提出の修正案を否決した後、自民、立民及び公明の3派共同提出の修正案並びに自民、公明及び維新の3派共同提出の修正案についてそれぞれ可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。次に閣法第27号について可決すべきものと決定した。次に閣法第28号について修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。次に閣法第29号について可決すべきものと決定した。次に閣法第30号について修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月6日の本会議において、各法律案は討論の後、閣法第26号については修正議決され、閣法第27号から閣法第30号はいずれも可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月14日の本会議で各法律案について趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された内閣委員会で、同20日に各法律案について趣旨説明及び閣法第26号の衆議院における修正部分の説明を順次聴取し、同日から質疑を行った。同27日には内閣委員会、総務委員会連合審査会において質疑を行った。5月11日に質疑を終局した後、各法律案について討論を行い、採決の結果、各法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

5月12日の本会議において、各法律案は討論の後、いずれも可決され、成立した。

(5) 少年法等改正案

成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化を踏まえ、年齢満18歳以上20歳未満の特定少年に係る保護事件について、ぐ犯をその対象から除外し、原則として検察官に送致しなければならない事件についての特則等の規定を整備するとともに、検察官送致の決定がされた後の刑事事件の特例に関する規定は、特定少年には原則として適用しないこととする等の措置を講じる「少年法等の一部を改正する法律案」(閣法第35号)が、2月19日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月25日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、4月2日に趣旨説明を聴取し、同6日から質疑を行った。同14日に立民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行い、質疑を終局し、同16日に原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月20日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月23日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、同27日に趣旨説明を聴取し、5月6日から質疑を行った。同20日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月21日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(6) 地球温暖化対策推進法改正案

我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、2050年まで

の脱炭素社会の実現等の基本理念を新設するとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した事業の実施に関する認定制度の創設、温室効果ガス算定排出量の報告制度の見直し等の措置を講じる「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第47号）が、3月2日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月15日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された環境委員会で、同16日に趣旨説明を聴取し、同20日から質疑を行った。同23日に立民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、同日から原案及び修正案について質疑を行った。同27日に質疑を終局した後、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月27日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月7日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された環境委員会で、同11日に趣旨説明を聴取し、同18日から質疑を行った。同25日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月26日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（7）健康保険法等改正案

全世代対応型の社会保障制度を構築するため、健康保険等における傷病手当金の支給期間の通算化、育児休業中の保険料の免除要件の見直し及び保健事業における健康診断等の情報の活用促進、後期

高齢者医療における窓口負担割合の見直し等の措置を講じる「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」（閣法第21号）が、2月5日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月8日の本会議で、同法律案及び「高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案」（衆第11号）の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された厚生労働委員会で、同9日に趣旨説明を順次聴取し、同14日から質疑を行った。5月7日に閣法第21号について質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月11日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月19日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同25日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月3日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月4日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（8）航空法等改正案

国土交通大臣による航空運送事業の基盤強化に関する方針の策定及び必要な支援の実施、危険物等所持制限区域に立ち入る旅客等に対する保安検査の受検の義務付け、無人航空機の機体の安全性の確保及び操縦を行おうとする者について行う技能証明に係る制度の創設、運輸安全委員会による無人航空機に係る事故等の

原因を究明するための調査の実施等の措置を講じる「航空法等の一部を改正する法律案」(閣法第60号)が、3月9日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された国土交通委員会で、5月12日に趣旨説明を聴取し、同14日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月18日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月28日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、6月1日に趣旨説明を聴取し、同3日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月4日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(9) 国家公務員法等改正案

国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げるとともに、役職定年による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるほか、60歳を超える職員に係る給与及び退職手当に関する特例を設ける等の措置を講じる「国家公務員法等の一部を改正する法律案」(閣法第63号)が、4月13日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された内閣委員会で、4月21日に趣旨説明を聴取し、同23日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、維新提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案に

ついて討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月27日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された内閣委員会で、6月1日に趣旨説明を聴取し、同3日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月4日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(10) 産業競争力強化法等改正案

新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口の減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、我が国産業の持続的な発展を図るため、情報技術の進展、エネルギーの利用による環境への負荷の低減等に対応する事業変更を行おうとする者についての計画認定制度の創設、経営革新計画の承認制度等の対象事業者に係る要件の見直し、下請中小企業の取引機会を創出する者の認定制度の創設等の措置を講じる「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」(閣法第23号)が、2月5日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月27日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、同28日に趣旨説明を聴取し、5月7日から質疑を行った。同19日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月20日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月26日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、同27日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月8日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月9日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(11) 特定商取引法等改正案

通信販売における契約の申込みに係る書面等への不実の表示を禁止するとともに、販売を伴う預託等取引を原則として禁止する等の措置を講じる「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案」（閣法第54号）が、3月5日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月22日の本会議で、同法律案及び「消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案」（衆第15号）の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された消費者問題に関する特別委員会で、同23日に趣旨説明を順次聴取し、同27日から質疑を行った。5月13日に閣法第54号について質疑を終局し、同14日に自民、立民、公明、共産、維新及び国民の6派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案について可決し、閣法第54号を修正議決すべきものと決定した。

5月18日の本会議において、同法律案

は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、5月21日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地方創生及び消費者問題に関する特別委員会で、同26日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月4日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月9日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(12) 政治分野男女共同参画推進法改正案

政治分野における男女共同参画をより一層推進するため、政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善等を規定するとともに、性的な言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決を図るための必要な施策を講ずる旨の規定の新設その他の国及び地方公共団体の施策の強化等を行うため、6月8日、参議院内閣委員会において、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を委員会提出法律案（参第34号）とすることと決定した。

6月9日の本会議において、同法律案は可決され、衆議院に送付された。

衆議院では、同法律案が付託された内閣委員会で、6月9日に趣旨説明を聴取した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月10日の本会議において、同法律案

は可決され、成立した。

(13) 憲法改正手続法改正案

憲法改正国民投票の投票環境を整えるため、投票人名簿等の閲覧制度の創設、在外投票人名簿への登録に係る規定の整備、共通投票所制度の創設など7項目にわたる措置を講じる「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」(第196回国会衆第42号)が、第196回国会の平成30年6月27日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された憲法審査会で、第196回国会の平成30年7月5日に趣旨説明を聴取した。

第196回から第202回国会においては、憲法審査会で、閉会中審査の申出をすることを決定した(審査会后、衆議院本会議において閉会中審査を決定)。

第203回国会においては、憲法審査会で、令和2年11月26日から質疑を行った。その後、同年12月4日、閉会中審査の申出をすることを決定した(審査会后、衆議院本会議において閉会中審査を決定)。

今国会においては、憲法審査会で、4月15日から質疑を行った。5月6日に質疑を終局した後、立民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案について可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

5月11日の本会議において、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された憲法審査会で、5月19日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同26日から質疑を行った。6月9日に質

疑を終局した後、維新提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

6月11日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(14) 郵便投票特例法案

新型コロナウイルス感染症の患者又は入国後の待機者であって、外出自粛要請や隔離、停留の措置を受けている方々が投票をすることが困難となっている状況に鑑み、当分の間の措置として、こうした方々が郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定める「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案」(衆第32号)が、6月3日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で、6月7日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、立民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

6月10日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会で、6月14日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月15日の本会議において、同法律案

は可決され、成立した。

(15) 重要土地利用規制法案

我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定める「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」（閣法第62号）が、3月26日、衆議院に提出された。

衆議院では、5月11日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同19日に趣旨説明を聴取し、同21日から質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、国民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案につ

いて討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

6月1日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月4日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同8日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同10日には内閣委員会、外交防衛委員会連合審査会において質疑を行った。同15日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月16日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(16) 決議案

参議院では、6月11日の本会議において、「世界保健機関（WHO）の台湾への対応に関する決議案」及び「ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議案」が可決された。

4 調査会

国際経済・外交に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び資源エネルギーに関する調査会は、いずれも6月2日に2年目における調査を取りまとめ

た調査報告書（中間報告）を議長に提出し、同4日の本会議で各調査会長が報告を行った。

5 その他

(1) 参議院改革協議会

参議院改革については、これまで歴代議長の下で議論する場が設けられ、実績が重ねられてきたところ、山東議長の主宰によ

り各会派代表者懇談会が開かれ、第203回国会の令和2年12月2日に方向性の確認が行われた後、今国会の4月9日、改めて参議院改革協議会を設置する旨の合意がなさ

れた。これを受けて、5月14日の議院運営委員会において、議長の下に、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院改革協議会を設置することを決定し、同日の本会議で議院運営委員長が協議会の設置について報告した。

協議会は今国会中、3回開催された。5月26日に初回の協議会が開かれ、6月4日には参議院改革の経緯と実績について、同11日には参議院定数訴訟に係る最高裁判決の概要と変遷について、それぞれ事務局から説明を聴取した後、協議会の検討項目等について協議を行った。

（２）行政監視

参議院改革協議会が平成30年6月1日に取りまとめた報告書において、参議院は「これまで取り組んできた決算審査の充実とともに、行政の適正な執行を監視、監督することを活動の柱の一つとし、行政監視機能の強化に議院全体として取り組む」こととされ、本会議を起点とした新たな行政監視の年間サイクルの構築と行政監視委員会の活動の一層の充実に向けた取組について記された。また、同報告書を踏まえた参議院規則の改正により、同委員会は少なくとも毎年1回、行政監視の実施の状況等を議院に報告するものとされた。

これを受け、行政監視委員会は、5月31日に、行政監視の実施の状況等に関する報告書を議長に提出し、6月2日の本会議で委員長が報告を行った。

また、新たな年間サイクルの起点として、6月11日の本会議で、武田総務大臣から令和二年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関

する報告を聴取し、質疑を行った。

（３）国会同意人事案件

今国会に提出された21機関77名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

（４）党首討論

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）が6月9日に開会され、枝野幸男立憲民主党代表、片山虎之助日本維新の会共同代表、玉木雄一郎国民民主党代表及び志位和夫日本共産党中央委員会幹部会委員長と菅内閣総理大臣との間で討議が行われた。

（５）憲法審査会

4月28日、憲法に対する考え方について意見の交換を行った。5月19日及び6月2日には、日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸課題について意見の交換を行った。

また、衆議院から送付された日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（第196回国会衆第42号）について、5月19日から審査を行い、6月9日に同法律案を可決すべきものと決定した（衆参での審査等の概要は、前述3（13）参照）。同法律案については、衆議院に提出以来、会期末ごとに閉会中審査の手続が行われ、計8国会にわたって継続し、修正の上、成立するという異例の展開となった。

（６）情報監視審査会

審査会は8回開催された。2月17日、同24日、4月2日、及び同16日は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府からの説明聴取及び質疑を行った。また、同28日には、特定秘密保護制度の運用状況及び情

報監視審査会の活動について、参考人からの意見聴取及び質疑を行った。5月28日には特定秘密の提示を求めることを決定し、6月4日に警察庁から提示された特定秘密について政府から説明を聴取し、質疑を行った。同11日には、河野国務大臣及び独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

(7) 施設のバリアフリー化整備

参議院では、令和元年7月の通常選挙における障がい者を有する議員の当選を受け、本会議場に大型車いす専用議席など当面の必要な整備を行うとともに、施設のバリアフリー化を進めるため、同11月、議院運営委員会においてバリアフリー化推進プロジェクトチームの設置が合意され、同12月に「参議院施設の更なるバリアフリー化整備計画」が取りまとめられた。同計画に基づき、エレベーターやバリアフリースイールの新設・改修、正玄関や中央玄関脇階段への昇降機の新設、本会議場への登壇スロープの設置等の整備が進められ、今国会中、3月末までに順次完成し、供用に至っている。

(8) 審議中継への手話通訳付与

第201回国会の令和2年6月、総務委員会理事会において、聴覚障がい者の委員会審査の理解のためインターネット審議中継に手話通訳を付す案について協議され、総務委員長から議院運営委員長に対し、「本件は、今後、参議院全体の課題として検討されるべきもの」との意見の申入れがあった。これを受けバリアフリー化推進プロジェクトチーム（前述5（7）参照）において協議の結果、今国会から、参議院における施政方針演説、

所信表明演説及びそれらに対する各会派の代表質問の審議中継の際に手話通訳を付すことが合意された。これを踏まえ準備が進められ、1月18日、菅内閣総理大臣の施政方針演説等いわゆる政府4演説、同21日及び22日の各会派の代表質問の際、従来の審議映像に手話通訳映像を合成表示した映像が、参議院審議テレビ中継及びインターネット審議中継映像として生中継された。

2 参議院役員等一覽

役員名		召集日(3. 1.18)	会期中選任
議長		山東 昭子 (無)	
副議長		小川 敏夫 (無)	
常任委員 長	内閣	森屋 宏 (自民)	
	総務	浜田 昌良 (公明)	
	法務	山本 香苗 (公明)	
	外交防衛	長峯 誠 (自民)	
	財政金融	佐藤 信秋 (自民)	
	文教科学	太田 房江 (自民)	
	厚生労働	小川 克巳 (自民)	
	農林水産	上月 良祐 (自民)	
	経済産業	有田 芳生 (立憲)	
	国土交通	江崎 孝 (立憲)	
	環境	長浜 博行 (立憲)	
	基本政策	大塚 耕平 (民主)	
	予算	山本 順三 (自民)	
	決算	野村 哲郎 (自民)	
	行政監視	野田 国義 (立憲)	
	議院運営	水落 敏栄 (自民)	
	懲罰	室井 邦彦 (維新)	
特別委員 長	災害対策	新妻 秀規 (公明) ※	
	沖縄・北方	鈴木 宗男 (維新) ※	
	倫理選挙	松村 祥史 (自民) ※	
	拉致問題	山谷 えり子 (自民) ※	
	O D A	松下 新平 (自民) ※	
	地方消費者	石井 浩郎 (自民) ※	
	震災復興	杉尾 秀哉 (立憲) ※	
調査会長	国際経済	鶴保 庸介 (自民)	
	国民生活	芝 博一 (立憲)	
	資源	宮沢 洋一 (自民)	
憲法審査会会長		林 芳正 (自民)	
情報監視審査会会長		藤井 基之 (自民)	
政治倫理審査会会長		金子 原二郎 (自民)	
事務総長		岡村 隆司	

※召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 4. 7.25 任期満了			② 7. 7.28 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自由民主党・国民の声	112 (17)	20 (5)	38 (5)	58 (10)	17 (2)	37 (5)	54 (7)
立 憲 民 主 ・ 社 民	45 (15)	8 (2)	15 (5)	23 (7)	8 (2)	14 (6)	22 (8)
公 明 党	28 (5)	7	7 (3)	14 (3)	7 (1)	7 (1)	14 (2)
日 本 維 新 の 会	16 (3)	3 (1)	3 (1)	6 (2)	5	5 (1)	10 (1)
国民民主党・新緑風会	15 (4)	4 (1)	5 (2)	9 (3)	3 (1)	3	6 (1)
日 本 共 産 党	13 (5)	5 (2)	1	6 (2)	4 (1)	3 (2)	7 (3)
沖 縄 の 風	2	0	1	1	0	1	1
れ い わ 新 選 組	2 (1)	0	0	0	2 (1)	0	2 (1)
碧 水 会	2 (2)	0	0	0	0	2 (2)	2 (2)
み ん な の 党	2	1	0	1	1	0	1
各派に属しない議員	7 (4)	0	2 (1)	2 (1)	3 (2)	2 (1)	5 (3)
合 計	244 (56)	48 (11)	72 (17)	120 (28)	50 (10)	74 (18)	124 (28)
欠 員	1	0	1	1	0	0	0
定 数	245	48	73	121	50	74	124

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は令和4年7月25日任期満了、○印の議員は令和7年7月28日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【 自由民主党・国民の声 】

(114名)

足立 敏之 (比 例)	阿達 雅志 (比 例)	青木 一彦 (鳥取・島根)
青山 繁晴 (比 例)	○赤池 誠章 (比 例)	朝日 健太郎 (東 京)
○有村 治子 (比 例)	○石井 準一 (千 葉)	石井 浩郎 (秋 田)
○石井 正弘 (岡 山)	○石田 昌宏 (比 例)	磯崎 仁彦 (香 川)
猪口 邦子 (千 葉)	今井 絵理子 (比 例)	岩井 茂樹 (静 岡)
○岩本 剛人 (北海道)	宇都 隆史 (比 例)	上野 通子 (栃 木)
江島 潔 (山 口)	○衛藤 晟一 (比 例)	小川 克巳 (比 例)
小野田 紀美 (岡 山)	○尾辻 秀久 (鹿 児 島)	大家 敏志 (福 岡)
○大野 泰正 (岐 阜)	○太田 房江 (大 阪)	岡田 直樹 (石 川)
岡田 広 (茨 城)	○加田 裕之 (兵 庫)	片山 さつき (比 例)
金子 原二郎 (長 崎)	○北村 経夫 (比 例)	こやり 隆史 (滋 賀)
○古賀 友一郎 (長 崎)	○上月 良祐 (茨 城)	佐藤 啓 (奈 良)
○佐藤 信秋 (比 例)	○佐藤 正久 (比 例)	○酒井 庸行 (愛 知)
櫻井 充 (宮 城)	○清水 真人 (群 馬)	自見 はなこ (比 例)
○島村 大 (神奈川)	進藤 金日子 (比 例)	末松 信介 (兵 庫)
○世耕 弘成 (和歌山)	関口 昌一 (埼 玉)	そのだ 修光 (比 例)
高階 恵美子 (比 例)	○高野 光二郎 (徳島・高知)	○高橋 克法 (栃 木)
○高橋 はるみ (北海道)	○滝沢 求 (青 森)	○滝波 宏文 (福 井)
○武見 敬三 (東 京)	○柘植 芳文 (比 例)	鶴保 庸介 (和歌山)
○堂故 茂 (富 山)	徳茂 雅之 (比 例)	○豊田 俊郎 (千 葉)
中川 雅治 (東 京)	中曾根 弘文 (群 馬)	中西 健治 (神奈川)
中西 哲 (比 例)	中西 祐介 (徳島・高知)	○長峯 誠 (宮 崎)
二之湯 智 (京 都)	○西田 昌司 (京 都)	野上 浩太郎 (富 山)
野村 哲郎 (鹿 児 島)	○羽生田 俊 (比 例)	長谷川 岳 (北海道)
○馬場 成志 (熊 本)	○橋本 聖子 (比 例)	○林 芳正 (山 口)
福岡 資麿 (佐 賀)	藤井 基之 (比 例)	藤川 政人 (愛 知)
藤木 眞也 (比 例)	藤末 健三 (比 例)	○古川 俊治 (埼 玉)
○堀井 巖 (奈 良)	○本田 顕子 (比 例)	○舞立 昇治 (鳥取・島根)
○牧野 たかお (静 岡)	増子 輝彦 (福 島)	松川 るい (大 阪)
松下 新平 (宮 崎)	松村 祥史 (熊 本)	○松山 政司 (福 岡)
○丸川 珠代 (東 京)	○三浦 靖 (比 例)	○三木 亨 (比 例)
三原じゅん子 (神奈川)	○三宅 伸吾 (香 川)	水落 敏栄 (比 例)
○宮崎 雅夫 (比 例)	宮沢 洋一 (広 島)	宮島 喜文 (比 例)
○宮本 周司 (比 例)	元榮 太一郎 (千 葉)	○森 まさこ (福 島)
○森屋 宏 (山 梨)	山崎 正昭 (福 井)	○山下 雄平 (佐 賀)
○山田 修路 (石 川)	○山田 太郎 (比 例)	○山田 俊男 (比 例)
山田 宏 (比 例)	山谷 えり子 (比 例)	山本 順三 (愛 媛)

○吉川 ゆうみ (三重) ○和田 政宗 (比例) 渡辺 猛之 (岐阜)

【立憲民主・社民】

(43名)

青木 愛 (比例)	有田 芳生 (比例)	○石垣 のりこ (宮城)
○石川 大我 (比例)	石橋 通宏 (比例)	○打越 さく良 (新潟)
江崎 孝 (比例)	○小沢 雅仁 (比例)	○小沼 巧 (茨城)
○勝部 賢志 (北海道)	○川田 龍平 (比例)	木戸口 英司 (岩手)
○岸 真紀子 (比例)	○熊谷 裕人 (埼玉)	郡司 彰 (茨城)
小西 洋之 (千葉)	古賀 之士 (福岡)	斎藤 嘉隆 (愛知)
○塩村 あやか (東京)	芝 博一 (三重)	杉尾 秀哉 (長野)
○田島 麻衣子 (愛知)	田名部 匡代 (青森)	徳永 エリ (北海道)
那谷屋 正義 (比例)	○長浜 博行 (千葉)	難波 奨二 (比例)
○野田 国義 (福岡)	白 眞勲 (比例)	鉢呂 吉雄 (北海道)
福島 みずほ (比例)	福山 哲郎 (京都)	真山 勇一 (神奈川)
○牧山 ひろえ (神奈川)	○水岡 俊一 (比例)	宮沢 由佳 (山梨)
森 ゆうこ (新潟)	○森本 真治 (広島)	○森屋 隆 (比例)
○横沢 高德 (岩手)	○吉川 沙織 (比例)	○吉田 忠智 (比例)
蓮 舫 (東京)		

【公明党】

(28名)

秋野 公造 (比例)	伊藤 孝江 (兵庫)	石川 博崇 (大阪)
○河野 義博 (比例)	熊野 正士 (比例)	○佐々木 さやか (神奈川)
里見 隆治 (愛知)	○塩田 博昭 (比例)	○下野 六太 (福岡)
○杉 久武 (大阪)	高瀬 弘美 (福岡)	○高橋 光男 (兵庫)
竹内 真二 (比例)	竹谷 とし子 (東京)	谷合 正明 (比例)
○新妻 秀規 (比例)	西田 実仁 (埼玉)	浜田 昌良 (比例)
○平木 大作 (比例)	三浦 信祐 (神奈川)	宮崎 勝 (比例)
○矢倉 克夫 (埼玉)	○安江 伸夫 (愛知)	○山口 那津男 (東京)
○山本 香苗 (比例)	○山本 博司 (比例)	横山 信一 (比例)
○若松 謙維 (比例)		

【日本維新の会】

(16名)

浅田 均 (大阪)	○東 徹 (大阪)	石井 章 (比例)
石井 苗子 (比例)	○梅村 聡 (比例)	○梅村 みずほ (大阪)
○音喜多 駿 (東京)	片山 大介 (兵庫)	片山 虎之助 (比例)
○清水 貴之 (兵庫)	○柴田 巧 (比例)	○鈴木 宗男 (比例)
高木 かおり (大阪)	○松沢 成文 (神奈川)	○室井 邦彦 (比例)
○柳ヶ瀬 裕文 (比例)		

【国民民主党・新緑風会】

(15名)

足立 信也 (大分) 伊藤 孝恵 (愛知) ○磯崎 哲史 (比例)

上田 清司 (埼玉) ○大塚 耕平 (愛知) 川合 孝典 (比例)
小林 正夫 (比例) ○榛葉 賀津也 (静岡) ○田村 まみ (比例)
○芳賀 道也 (山形) 浜口 誠 (比例) ○浜野 喜史 (比例)
舟山 康江 (山形) 矢田 わか子 (比例) 柳田 稔 (広島)

【日本共産党】

(13名)

○井上 哲士 (比例) ○伊藤 岳 (埼玉) 市田 忠義 (比例)
岩渕 友 (比例) ○紙 智子 (比例) ○吉良 よし子 (東京)
○倉林 明子 (京都) ○小池 晃 (比例) 田村 智子 (比例)
大門 実紀史 (比例) 武田 良介 (比例) ○山下 芳生 (比例)
山添 拓 (東京)

【沖縄の風】

(2名)

伊波 洋一 (沖縄) ○高良 鉄美 (沖縄)

【れいわ新選組】

(2名)

○木村 英子 (比例) ○船後 靖彦 (比例)

【碧水会】

(2名)

○嘉田 由紀子 (滋賀) ○ながえ 孝子 (愛媛)

【みんなの党】

(2名)

○浜田 聡 (比例) 渡辺 喜美 (比例)

【各派に属しない議員】

(7名)

○安達 澄 (大分) 小川 敏夫 (東京) ○河井 あんり (広島)
○山東 昭子 (比例) ○須藤 元気 (比例) ○寺田 静 (秋田)
平山 佐知子 (静岡)

5 議員の異動

第203回国会閉会後及び今国会（3. 1. 18召集）中における議員の異動

○逝去

羽田 雄一郎君（立憲・長野）
2. 12. 27 逝去

○辞職

河井 あんり君（無・広島）
3. 2. 3 辞職
岩井 茂樹君（自民・静岡）
3. 5. 14 辞職

○補欠当選

羽田 次郎君（立憲・長野）
3. 4. 25 任期開始

○再選挙

宮口 治子君（立憲・広島）
3. 4. 25 任期開始

○所属会派異動・会派所属

－ 3. 2. 22 自由民主党・国民の声を退会－
橋本 聖子君

1 議案審議概況

閣法は、新規提出63件（本院先議5件を含む）のうち、デジタル社会形成基本法案等61件が成立し、残る2件については、衆議院において継続審査となった。また、衆議院で継続審査となっていた1件が成立した。

参法は、新規提出37件のうち、政治分野男女共同参画推進法改正案等2件が成立し、残る35件については、本院において33件が審査未了、2件が撤回となった。

衆法は、新規提出45件のうち、教職員性暴力防止法案等19件が成立し、残る26件については、衆議院において24件が継続審査、2件が審査未了となった。また、衆議院で継続審査となっていた69件のうち、憲法改正手続法改正案1件が成立し、残る68件については、衆議院において65件が継続審査、3件が撤回となった。

予算は、5件提出され、いずれも成立した。

条約は、新規提出11件が、いずれも承認された。

承認案件は、新規提出3件が、いずれも承認された。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた3件が、いずれも承諾された。また、新規提出6件が、いずれも衆議院において継続審査となった。

決算は、平成二十九年度NHK決算（第197回国会提出）、平成三十年度NHK決算（第200回国会提出）、令和元年度NHK決算（第203回国会提出）及び令和元年度決算外2件（第203回国会提出）が是認された。

決議案は、4件提出された。このうち、世界保健機関（WHO）の台湾への対応に関する決議案、ミャンマーにおける軍

事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議案の2件が可決され、残る2件については、いずれも否決された。

2 議案件数表

		提出	成立	参 議 院			衆 議 院			備 考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	6 3	6 1	0	0	0	2	0	0	
	衆 継	1	1	0	0	0	0	0	0	
参 法	新 規	3 7	2	0	0	3 3	0	0	0	撤回 2
衆 法	新 規	4 5	1 9	0	0	0	2 4	0	2	
	衆 継	6 9	1	0	0	0	6 5	0	0	撤回 3
予 算		5	5	0	0	0	0	0	0	
条 約	新 規	1 1	1 1	0	0	0	0	0	0	
承 認	新 規	3	3	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新 規	6	0	0	0	0	6	0	0	
	衆 継	3	3	0	0	0	0	0	0	
決算その他	継 続	6	6	0	0	0				
決 議		4	2	0	2	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（64件）（継続1件を含む）

●両院を通過したもの（62件）（継続1件を含む）

- 1 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 2 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案
- 3 令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
- 4 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案
- 6 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案（修）
- 7 所得税法等の一部を改正する法律案
- 8 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 9 地方税法等の一部を改正する法律案
- 10 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 11 関税定率法等の一部を改正する法律案
- 12 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案
- 13 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案
- 14 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案
- 15 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 16 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案
- 17 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案
- 18 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案
- 19 防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 20 文化財保護法の一部を改正する法律案
- 21 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案
- 22 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 23 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案
- 24 海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案
- 25 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案
- 26 デジタル社会形成基本法案（修）
- 27 デジタル庁設置法案
- 28 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案
- 29 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案
- 30 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案
- 31 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案（修）
- 32 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

- 33 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 34 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案
- 35 少年法等の一部を改正する法律案
- 37 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案
- 38 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案
- 40 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 41 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
- 42 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案
- 43 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案
- 44 国立大学法人法の一部を改正する法律案
- 45 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案
- 46 特許法等の一部を改正する法律案
- 47 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
- 48 自然公園法の一部を改正する法律案
- 49 海上交通安全法等の一部を改正する法律案
- 50 災害対策基本法等の一部を改正する法律案
- 51 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
- 52 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案
- 53 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案
- 54 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案（修）
- 55 民法等の一部を改正する法律案
- 56 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案
- 57 著作権法の一部を改正する法律案
- 58 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案
- 59 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案
- 60 航空法等の一部を改正する法律案
- 61 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案
- 62 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案
- 63 国家公務員法等の一部を改正する法律案

（第201回国会提出）

- 53 地方公務員法の一部を改正する法律案（修）
- 衆議院において閉会中審査するに決したもの（2件）
- 36 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案
- 39 放送法の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（37件）

- 両院を通過したもの（2件）

- 28 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 34 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案
- 本院において審査未了のもの（1件）
 - 24 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 撤回されたもの（2件）
 - 20 難民等の保護に関する法律案
 - 21 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
- 本院において委員会等に付託されなかったもの（32件）
 - 1 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 2 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
 - 3 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 4 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案
 - 5 政治資金規正法の一部を改正する法律案
 - 6 租税特別措置法の一部を改正する法律案
 - 7 政治資金規正法の一部を改正する法律案
 - 8 公職選挙法の一部を改正する法律案
 - 9 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 10 大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案
 - 11 地方自治法の一部を改正する法律案
 - 12 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 13 独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案
 - 14 日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案
 - 15 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
 - 16 公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案
 - 17 新型コロナウイルス感染症等による経済活動への影響に対する当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案
 - 18 国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案
 - 19 森林法の一部を改正する法律案
 - 22 新型コロナウイルス感染症まん延防止等協力給付金の支給等に関する法律案
 - 23 発電用原子炉の運転が政治主導の下で行われることを明確化するための改革の推進に関する法律案
 - 25 新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給等に関する法律案
 - 26 国家公務員の人件費の適正化の推進に関する法律案
 - 27 国際金融拠点特別区域の整備の推進に関する法律案
 - 29 公職選挙法の一部を改正する法律案
 - 30 児童対象性犯罪等の防止を図るための児童福祉法等の一部を改正する等の法律案
 - 31 離婚の際の父母の間における養育費の定め確保に関する施策の推進に関する法律案
 - 32 無線局の免許に係る競争の導入その他の情報通信行政の改革の推進に関する法律案
 - 33 政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案
 - 35 孤独・孤立対策の推進に関する法律案
 - 36 難民等の保護に関する法律案
 - 37 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（114件）（継続69件を含む）

●両院を通過したもの（20件）（継続1件を含む）

- 5 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案
- 8 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 12 令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案
- 14 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 18 自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案
- 19 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案
- 20 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案
- 21 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案
- 23 強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律案
- 24 国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案
- 25 水循環基本法の一部を改正する法律案
- 26 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 28 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案
- 30 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 32 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案
- 33 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律案
- 34 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案
- 37 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案

（第196回国会提出）

- 42 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（修）

●衆議院において閉会中審査するに決したのもの（89件）（継続65件を含む）

- 1 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案
- 2 児童の属する低所得者世帯に対する緊急の支援に関する法律案
- 3 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
- 4 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための低所得者等に対する特別給付金の支給に関する法律案
- 6 我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案
- 7 国会法の一部を改正する法律案
- 10 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案
- 11 高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 13 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案
- 16 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている茶業等に係る緊急の支援等に関する法律案
- 22 子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的な推進に関する法律案

- 27 自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案
- 29 低所得である子育て世帯に対する緊急の支援に関する法律案
- 31 領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案
- 35 新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案
- 36 新型コロナウイルス感染症に関連する差別の解消の推進に関する法律案
- 38 家庭医制度の整備の推進に関する法律案
- 39 農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等及び在来品種の保全に関する法律案
- 40 自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案
- 41 インターネット投票の導入の推進に関する法律案
- 42 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の計画的かつ円滑な実施の推進に関する法律案
- 43 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案
- 44 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案
- 45 特定医療従事者の就労及びその継続を支援するための給付金の支給に関する法律案

(第195回国会提出)

- 4 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
- 8 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

(第196回国会提出)

- 2 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
- 4 東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案
- 5 東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案
- 6 対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案
- 7 原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案
- 13 主要農作物種子法案
- 18 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案
- 19 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案
- 21 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
- 22 会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案
- 23 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案
- 30 国家公務員法等の一部を改正する法律案
- 31 国家公務員の労働関係に関する法律案
- 32 公務員庁設置法案
- 33 農業者戸別所得補償法案
- 35 性暴力被害者の支援に関する法律案
- 37 民法の一部を改正する法律案
- 39 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案
- 43 航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案

(第197回国会提出)

- 2 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 3 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案
- 4 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 11 公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案
- 12 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案

(第198回国会提出)

- 6 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後における平成の元号を用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案
- 9 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 民法の一部を改正する法律案
- 19 公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案
- 20 青少年自然体験活動等の推進に関する法律案
- 21 分散型エネルギー利用の促進に関する法律案
- 22 熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 23 国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案
- 24 エネルギー協同組合法案
- 25 国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案
- 26 手話言語法案
- 27 視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案
- 28 多文化共生社会基本法案
- 29 自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置に関する法律案
- 30 認知症基本法案
- 31 行政監視院法案
- 32 国会法の一部を改正する法律案
- 34 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
- 35 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
- 36 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

(第200回国会提出)

- 10 大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案

(第201回国会提出)

- 1 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止する法律案
- 3 新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施の促進に関する法律案
- 4 独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案
- 9 中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払猶予及びその負担軽減に関する法律案
- 11 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案
- 12 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案
- 13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案

- 14 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法案
- 15 児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給に関する法律案
- 18 業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案
- 20 新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金に係る差押禁止等に関する法律案
- 21 新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金に係る差押禁止等に関する法律案
- 25 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた国民等に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案
- 27 電子署名及び認証業務に関する法律の一部を改正する法律案

(第203回国会提出)

- 2 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 8 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
- 衆議院において審査未了のもの（2件）
- 15 消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案
- 17 プラスチック廃棄物等の削減等の推進に関する法律案
- 撤回されたもの（継続3件）

(第201回国会提出)

- 19 特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案

(第203回国会提出)

- 1 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
- 3 低所得であるひとり親世帯に対する緊急の支援に関する法律案

◎予算（5件）

- 両院を通過したもの（5件）
- 1 令和二年度一般会計補正予算（第3号）
- 2 令和二年度特別会計補正予算（特第3号）
- 3 令和三年度一般会計予算
- 4 令和三年度特別会計予算
- 5 令和三年度政府関係機関予算

◎条約（11件）

- 両院を通過したもの（11件）
- 1 地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件
- 2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 3 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政

府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

- 4 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 5 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 6 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求めるの件
- 7 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件
- 8 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 9 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 10 国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件
- 11 日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（3件）

●両院を通過したもの（3件）

- 1 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 2 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
- 3 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（9件）（継続3件を含む）

●両院を通過したもの（継続3件）

（第201回国会提出）

○令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

○令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

●衆議院において閉会中審査するに決したものの（6件）

○令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

○令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

○令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

◎決算その他（6件）

●是認すると議決したもの（6件）

（第197回国会提出）

- 日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（第200回国会提出）

- 日本放送協会平成三十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（第203回国会提出）

- 令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書
- 令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

◎決議案（4件）

●可決したもの（2件）

- 1 世界保健機関（WHO）の台湾への対応に関する決議案
- 2 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議案

●否決したもの（2件）

- 3 内閣委員長森屋宏君解任決議案
- 4 議院運営委員長水落敏栄君解任決議案

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 3.1.26可決 参議院 1.28総務委員会付託 1.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 地方財政の状況等に鑑み、令和2年度分の地方交付税の総額を確保するため、総額の特例として2兆6,339億3,700万円を加算する。
- 2 1の加算額のうち、1兆7,688億1,850万円に相当する額について、令和9年度から令和25年度までの各年度における地方交付税の総額から982億6,769万4,000円を、令和26年度における地方交付税の総額から982億6,770万2,000円をそれぞれ減額する。
- 3 令和3年度分の地方交付税の総額を確保するため、令和2年度に行うこととしていた交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還予定額5,000億円について、国の加算により償還財源が確保されている2,500億円を控除した額の償還を繰り延べるとともに、同額の2,500億円を令和3年度分の地方交付税の総額に加算する。

二、地方財政法の一部改正

令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方消費税等の地方税等の減収により、地方財政法第5条の地方債を起こしてもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、同条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができるものとする。

三、この法律は、公布の日から施行する。

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 3.1.26可決 参議院 1.27総務委員会付託 1.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術の創出を推進するため、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)について、高度通信・放送研究開発に係る助成金交付業務の対象を拡大するとともに、当該業務並びに情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構による助成金交付業務の対象について、高度通信・放送研究開発の一部から高度通信・放送研究開発の全体に拡大する。

二、機構は、令和2年度の一般会計補正予算(第3号)により交付される補助金により、令和6年3月31日までの間に限り、革新的な情報通信技術の創出のための公募による研究開発等に係る業務であって一定の要件を満たすものに要する費用(四及び六の報告書の作成に係る業務以外の業務にあつては、令和5年3月31日までの間に行うものに係る費用に限る。)に充てるための革新的情報通信技術研究開発推進基金(以下「基金」という。)を設けるものとするとともに、基金の設置に係る所要の規定を設ける。

三、機構は、基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならないこととする。

四、機構は、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に総務大臣に提出しなければならないこととする。

五、総務大臣は、四の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければ

ならないこととする。

六、機構は、基金に係る業務の成果について評価を行った上で、当該評価に関する報告書を作成し、令和6年3月31日までに総務大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならないこととする。

七、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(3.1.28総務委員会議決)

政府及び国立研究開発法人情報通信研究機構は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、政府及び機構は、令和二年度第3次補正予算関連である本法の緊要性を踏まえ、革新的情報通信技術研究開発推進基金の設置を速やかに進め、これを活用した研究開発の実施に早急に着手すること。

二、政府及び機構は、ビヨンド5Gにおける我が国の国際競争力を確保するため、産学官で緊密に連携し、グローバル展開を前提とした、ビヨンド5Gの研究開発、標準化及び実装に戦略的に取り組むこと。

三、政府は、本法及び令和二年度第3次補正予算で時限的に措置される基金を含むビヨンド5Gの研究開発等について、ビヨンド5Gを含めた情報通信技術がアフターコロナの時代に不可欠なものであることに鑑み、継続的な支援措置の構築について検討すること。

四、政府は、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症が発生した場合においても社会経済活動を継続的に行うためには、あらゆる分野のデジタル化とともに、高度な情報通信技術を活用できる5Gを始め光ファイバなどのブロードバンド環境が必要であることに鑑み、過疎地域等を含む全国どこでも誰もが利用できるブロードバンド環境を早期に実現すること。

五、機構は、新型コロナウイルス感染症の拡大とともに情報通信の果たす役割の重要性が再認識されたことに鑑み、我が国唯一の情報通信に特化した公的研究機関としての使命を再認識し、不断に研究開発にいそしみ、コロナ禍においても我が国の社会経済活動が円滑に継続できる環境整備に貢献すること。また、政府は、機構の業務の評価を適切に行うとともに、必要な人員・予算等を確保するよう努めること。

右決議する。

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第3号)

(衆議院 3.1.26可決 参議院 1.28財政金融委員会付託 1.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、令和二年度一般会計補正予算(第3号)の編成に当たり、令和元年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理について、特例措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、剰余金処理の特例

歳入歳出の決算上の剰余金のうち2分の1を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第6条第1項の規定は、令和元年度の剰余金については適用しない。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 3.3.2可決 参議院 3.10財政金融委員会付託 3.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体改革を推進しつつ、令和3年度から令和7年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特例公債の発行等

- 1 財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、令和3年度から令和7年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額（令和3年度一般会計予算において37兆2,560億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。
- 2 特例公債を発行する場合においては、1に定める期間が経過するまでの間、財政の健全化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において特例公債の発行額の抑制に努める。

二、施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行する。

【附帯決議】(3.3.26財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法律案の成立により、令和3年度から令和7年度までの間、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債の発行が可能となることに鑑み、将来世代に負担を先送りする特例公債の発行に当たっては、財政規律の維持に留意し、野放図な特例公債の発行を厳に慎み、発行額の抑制に努めることにより、子や孫の世代に対する責任を果たす財政運営を行うこと。また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に伴う特例公債の発行についても、将来世代に対する責任を十分に踏まえること。また、令和8年度以降は、財政法第4条の原則に基づき、適切な措置を講ずること。
- 二 日本国憲法で予算の単年度主義を定める意義に鑑み、財政規律の維持、特例公債発行額の抑制等は、財政民主主義に基づく国会の責務であり、権能であることを踏まえ、再考の府である参議院として、令和3年度から令和7年度までの特例公債の発行に対する抑止力を十分に発揮できるよう、政府は、単年度ごとに財政健全化目標の進捗状況やその目標達成に向けた課題等に関し、国会に対する説明責任を十分に果たすこと。
- 三 政府は、令和7年度の国及び地方公共団体を合わせたプライマリーバランス黒字化と、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとする財政健全化目標の実現に向けて万全を尽くすため、中長期の財政健全化への道筋について、法制化を含め検討すること。
- 四 新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すための国債発行を踏まえつつ、大量の国債発行が継続している現状に鑑み、国債価格の長期的な安定化に向けて注視するとともに、財政の健全化と投資家の多様化に向けて一層の努力を行うこと。
- 五 我が国における人口の減少や少子高齢化の進展を踏まえた経済の活力の向上及び持続的な発展の実現並びに持続可能な財政構造の確立のため、中長期的な視点に立った政策を立案することの重要性が増大している現状に鑑み、我が国の経済及び財政等に関する将来の推計が信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施され、国会がその推計の結果を活用することで財政等に対する民主的統制の権能が十分に発揮できるようにするため、政府は、経済及び財政等に関する将来の推計の信頼性の向上に関し、必要な検討や協力を行うこと。

右決議する。

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 3.1.26可決 参議院 1.28文教科学委員会付託 1.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の大学の研究環境の整備を進めるため、国立研究開発法人科学技術振興機構

(以下「機構」という。)に新たな業務を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、機構の業務に、国立大学法人から寄託された業務上の余裕金の運用の業務（以下「寄託金運用業務」という。）並びに国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関し大学に対して行う助成の業務（以下「助成業務」という。）を追加する。
- 二、機構が、政府出資、財政融資資金借入、民間からの長期借入、機構債券の発行、大学からの資金拠出等により資金を調達するために必要な措置を講じる。
- 三、資金運用については、金融商品取引業者との投資一任契約を活用した信託などの方法により安全かつ効率的に行うこと等を規定する。
- 四、助成業務に係る資金の運用に当たり、文部科学大臣は運用資産の構成の目標、資金の調達等に関する基本指針を定めて機構に示し、これに基づき機構は運用の基本方針を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないこと等を定める。
- 五、機構に、役員として、資金運用を担当する理事1人を置く。同理事は、経済、金融、資産運用等に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、文部科学大臣の承認を受けて、理事長が任命する。
- 六、機構に、資金運用の適正な運営を図るため、運用・監視委員会を置く。同委員会は、運用・監視委員5人以内をもって組織し、同委員は、経済、金融、資産運用等に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 七、寄託金運用業務及び助成業務について、利益及び損失の処理の特例を設ける。
- 八、運用される財政融資資金は、令和52年度までの間に償還する。
- 九、この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】(3.1.28文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、本法による大学に対する助成のための基金のような大規模かつ新たな仕組みを創設する際、補正予算で計上する場合にはその緊要性を含め、国会において十分に審議ができるよう努めること。
- 二、本法による大学に対する助成のための基金の創設に伴い、これまで措置されてきた運営費交付金や競争的研究費などの大学への資金が十分に確保されるよう、引き続き大学の長期的、安定的な運営及び研究基盤構築のための財政措置を講ずること。
- 三、国立大学法人から寄託された資金の運用及び大学に対する助成に関する資金の運用については、その責任の所在を明確にするとともに、必要に応じて国会に対する説明責任を果たす等情報公開に努めること。また、機構のガバナンス体制を強化し、運用業務担当理事及び運用・監視委員に適切な人員を配置し、安全かつ効率的な運用が着実に行える体制を構築すること。
- 四、文部科学大臣が定める助成業務の基金の運用に関する基本指針については、運用開始当初は運用益の相当割合を元本強化に充てるとともに、長期的な視点から安全かつ効率的な運用が着実に行われるよう、有識者等の意見を踏まえた十分な検討の上で定めること。また、助成対象となる大学の要件についても、世界レベルの研究基盤を構築する観点から、公平性を担保しつつ、地方大学を含め、適切な大学に助成を行い、多くの若手研究者に十分な資金を配分できるよう、有識者等の意見を踏まえた十分な検討の上で定めること。

右決議する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 3.2.1修正議決 参議院 2.2内閣委員会付託 2.3本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

- 1 特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更等の要請、正当な理由がなく要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定する。
- 2 新型インフルエンザ等緊急事態において、正当な理由がなく施設の使用制限等の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定する。
- 3 国及び地方公共団体は、事業者に対する支援に必要な財政上の措置、医療機関等に対する支援等の措置を講じ、国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

二、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

- 1 新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」として位置付ける。
- 2 厚生労働大臣及び地方公共団体間の情報連携、電磁的な方法による届出等について規定を整備する。
- 3 厚生労働大臣及び都道府県知事等は、緊急の必要があると認めるときは、医療関係者又は検査を行う民間事業者等に必要な協力を求めることができる。正当な理由がなく協力の求めに応じなかったときは、協力するよう勧告するとともに、従わない場合は、その旨を公表することができる。
- 4 都道府県知事等は、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の患者等に対して宿泊療養又は自宅待機その他の感染防止に必要な協力を求めることができる。
- 5 入院先から逃げた場合若しくは正当な理由がなく入院措置に応じない場合又は正当な理由がなく積極的疫学調査に応じない等の場合の過料を設ける。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、一の1及び2について過料の額を引き下げること、二の5について刑事罰（懲役又は罰金）から行政罰（過料）にすること等を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（3.2.3内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 まん延防止等重点措置を公示する際に満たすべき要件について、新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言したステージⅠからⅣ、6つの指標及び目安との関係などを含め、あらかじめ客観的な基準を示すこと。
- 二 まん延防止等重点措置の公示については、あらかじめ学識経験者の意見を聴いた上で行うこととし、国会へその旨及び必要な事項について速やかに報告すること。また、まん延防止等重点措置の公示期間の延長、区域変更、又は解除についても同様とすること。
- 三 まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言等」という。）について、都道府県知事からの要請を受けた場合は、当該要請を最大限尊重し、速やかに検討するとともに、要請に応じない場合は、当該要請を行った都道府県知事に対し、その旨及びその理由を示すこと。また、緊急事態宣言等の延長、区域変更、又は解除についても同様とすること。
- 四 まん延防止等重点措置の実施に当たっては、緊急事態措置以上に、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとする。また、「まん延を防止するために必要な措置」とは、主として営業時間の変更及びみだりに出入りしないことの要請であり、営業時間の変更を超えた休業要請、イベントなどによる施設の使用停止、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第45条第1項と同様の全面的な外出自粛要請等は含めないこと。
- 五 まん延防止等重点措置においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限とすることについて、緊急事態措置における場合より一層配慮すること。また、適用できない「正当な理由」が認められる場合を、具体的なケースを含めガイドラインで明確に示すこと。
- 六 緊急事態措置における命令及び過料を適用できない「正当な理由」が認められる場合を、具体的なケースを含めガイドラインで明確に示すこと。

- 七 まん延防止等重点措置又は緊急事態措置（以下「緊急事態措置等」という。）に係る要請・命令の公表は、感染拡大防止の観点から逆効果になったり、誹謗中傷行為等が起きたりしないよう、その影響に配慮すること。
- 八 緊急事態措置等に係る立入検査の実施に当たっては、原則として立入先の同意を得て行うこととし、同意が得られない場合も物理力の行使等は行わないこと。
- 九 罰則・過料の適用に当たっては、国民の自由と権利が不当に侵害されることのないよう、慎重に運用すること。さらに、不服申立てその他救済の権利を保障すること。
- 十 入院拒否等に対する過料の適用については、本法に基づく入院勧告から措置に至る全ての手続を丁寧かつ十分に行うとともに、入院困難の理由に対する相談・支援を十分に尽くした上で、慎重に対応すること。また、その際には、現場で円滑に運用がなされるよう、その手順などを分かりやすく示すとともに、適用についての具体例など、適用の適否の判断材料をできる限り明確に示すこと。また、宿泊施設や居宅の場合も含め、本人、その子供や高齢者などの生活維持に配慮するとともに、必要な対応を行うこと。
- 十一 積極的疫学調査の拒否等に対する過料の適用については、PCR等の検査拒否や陽性結果の秘匿につながるおそれや保健所の対応能力・事務負担等も踏まえ、慎重に行うこととし、現場で円滑に運用がなされるよう、その手順などを分かりやすく示すとともに、適用についての具体例など、適用の適否の判断材料をできる限り明確に示すこと。
- 十二 国及び地方自治体は、かつてハンセン病や後天性免疫不全症候群等の患者等に対するいわれなき差別や偏見が存在したことを重く受け止め、国民は何人に対しても不当な差別的取扱い等を行ってはならないことを明確にし、悪質な差別的取扱い等を行った者には法的責任が問われ得ること等も含めて周知を徹底するとともに、不当な差別的取扱い等を受けた者に対する相談支援体制の整備など、万全の措置を講ずること。
- 十三 特措法第63条の2に基づく「必要な財政上の措置その他の必要な措置」は、同法第24条第9項、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る要請に応じた事業者に対しては確実に行うものとする。また、これらの要請に伴う支援については、要請に応じたことのみならず、要請による経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることにも配慮しつつ、要請に十分な理解と協力を得られるようにするため、必要な支援となるよう努めること。
- 十四 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により所得が減少している国民並びに協力事業者以外も含めた事業者及びその雇用する労働者に対し、生活及び事業継続等が可能となるよう万全の財政・金融政策を講ずること。
- 十五 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う自殺が増加していることから、地方自治体と連携し、自殺の原因となり得る事由に対応した効果的な対策を講ずること。
- 十六 国及び都道府県は、感染者のための病床等を確保するため、地方自治体及び医療機関等との連携や協力に応じる医療機関への費用、収入等経営状況を踏まえた財政的な支援など必要な措置を講ずること。また、都道府県知事が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律並びに特措法第24条及び第31条に基づき必要な要請等を行えるものと解釈すること。さらに、正当な理由がなく勧告に従わない場合の医療関係者等の公表は、医療機関等の事情も考慮し、慎重に行うこと。また、病床等の確保のために既に入院・通院状態にある患者が転院や主治医の交代等を余儀なくされる場合には、精神面でのケアを含め、患者の負担に十分に配慮すること。
- 十七 国、都道府県、保健所設置市等間の情報連携の強化に当たっては、患者等のプライバシーが侵害されることのないよう、個人情報の利用及び関係者による閲覧を必要最小限とすること。また、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER—SYS）の入力作業の効率化に向けたシステム更改等、負担軽減のための措置を講ずること。
- 十八 医療機関、介護施設、障害者支援施設等の職員等に対する検査を徹底するとともに、エッセンシャルワーカーや通勤などで感染不安を持つ国民を含め社会経済活動のための検査が希望に応じて速やかに受けられるよう、検査体制の強化に努めるとともに環境整備を進めること。
- 十九 濃厚接触者の調査を効果的に実施し、必要な検査を幅広く実施するとともに、濃厚接触者の

自宅待機などに対するフォロー体制に万全を期すこと。

二十 約2週間ごとに変異する新型コロナウイルスに対して、現在流行している変異株を把握し対処するため、ゲノム分子疫学調査（全ゲノムシーケンス）の実施頻度を高め、速やかに公表すること。また、我が国における対策に大きな影響を及ぼし得る新型コロナウイルスの変異株の更なる市中感染拡大を防止するため、遺伝子解析等を実施する検体数の増加、変異株を特定できる技術の確立と普及の促進等、変異株の感染拡大防止に万全を期すこと。さらに、検疫官増員、検査機器充実等の体制強化、感染防止対策が施された移動手段の拡充の支援等水際対策を徹底すること。

二十一 感染症研究に係る国の機関の人員及び予算の十分な確保を含め、その体制を強化すること。また、地方衛生研究所については、新型コロナウイルス感染症対策における位置付けを明確化し、国立感染症研究所及び保健所との連携を強化すること。

二十二 新型コロナウイルスに係るワクチン接種を希望する国民に迅速かつ安全・円滑に実施できるよう、副反応情報や、審議会の議事録等の速やかな公表など安全性及び有効性その他の接種の判断に必要な情報を徹底して公表するとともに、住民票の住所地以外に住む者（例えば、単身赴任者や学生、ホームレス等）が現在地でもワクチン接種ができるようにすること。また、地方自治体の接種体制整備に対し人材や財政措置を含む国による最大限の支援を行うとともに、国内に居住する外国人に対しても接種機会を確保し、必要な支援を行うこと。なお、審議会の議事録については、可能な限り早急に公表するとともに、当該ワクチンの接種が開始される前に必ず情報を開示し、その情報に基づく接種判断が行われるよう確保すること。

二十三 まん延防止等重点措置が設けられること等により、地方自治体においても行動計画の見直し等の対応が必要となることから、特措法の運用指針等を速やかに定め、公表するとともに、運用・解釈に関する地方自治体からの質問に対して迅速かつ誠実に回答すること。

二十四 現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大までに生じた検査、保健所、医療の諸課題を分析し、今後の感染拡大を最大限に封じ込めるとともに再度の感染拡大が生じた場合に対応可能な検査、保健所、医療提供体制を計画的に確保するため、国としての基本的な方針を示すとともに都道府県等の計画的取組の実施状況を的確に把握し、地域における対策の実効性を確保するために徹底したPDCAサイクルに基づき必要な措置を講ずること。また、これらの国及び都道府県等の対策の実施状況について適時に公表すること。

二十五 新型インフルエンザ等の感染拡大に伴う諸課題の共有・解決に向け、与野党に対して必要な情報提供を適時、適切に行うとともに、与野党の意見を尊重して感染症対策の実施に当たること。

二十六 新型インフルエンザ等の感染拡大により緊急事態宣言等の決定に至り得る場合においては、会議録等の経過記録及び科学的根拠となるデータの保存に万全を期し、国民への説明責任を果たすとともに、海外の関係機関との情報共有を行い、今後の感染症対策のために活用できるようにすること。

二十七 令和2年5月の緊急事態解除宣言の時期の妥当性など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する政府のこれまでの対応について、今後の政府の対応に活用するために、第三者的立場から、客観的、科学的に検証し、その結果を公表すること。

二十八 今次法改正の実施状況を検証するとともに、前項の検証結果も合わせ、法制度面も含め必要な見直しを行うこと。

右決議する。

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 3.3.2可決 参議院 3.10財政金融委員会付託 3.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現、家計の暮らしと民需の下

支え等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現

- 1 デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、クラウド化等による事業変革に係る投資について、5%若しくは3%の税額控除又は30%の特別償却ができる措置を創設する。
- 2 2050年カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資について、10%若しくは5%の税額控除又は50%の特別償却ができる措置を創設する。
- 3 厳しい経営環境の中、赤字であっても前向きな投資を行う企業に対し、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%（現行は所得の金額の50%）とする特例を創設する。
- 4 中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促すための準備金制度の創設等を行う。

二、家計の暮らしと民需の支え

住宅ローン控除について、控除期間13年間の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者について対象家屋を拡充する。

三、その他

適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

四、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和3年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う令和3年度の租税減収見込額は、約400億円である。

【附帯決議】（3.3.26財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 日本社会の特徴でもあった分厚い中間層が減少し、低所得の貧困世帯の増加、高所得層と低所得層の二極化が進んでいる状況に鑑み、所得税や贈与税などの在り方を改めて見直し、所得再分配機能・資産再分配機能の強化を検討すること。
- 二 税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なもの等は縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。
- 三 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・ICT化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度実施等への対応など社会情勢の変化による事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。
特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為や富裕層への対応、消費税の不正還付防止への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。
- 四 新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、国税職員を含む財務省職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

右決議する。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第8号）

（衆議院 3.3.9可決 参議院 3.22内閣委員会付託 3.26本会議可決）

【要旨】

本法律案は、原子力発電施設等の周辺の地域の生活環境、産業基盤等の整備の状況に鑑み、引き

続きこれらの整備に必要な特別措置を講ずるため、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の有効期限を令和13年3月31日まで10年間延長しようとするものである。

【附帯決議】(3.3.26内閣委員会議決)

立地地域における防災・安全のための避難道路、避難所等のインフラ整備は、原子力発電の推進、反対の立場に関わりなく、また、稼働中、休止中、廃炉作業中を問わず、今そこに原子力発電施設がある中で待ったなしの課題であり、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 福島第一原子力発電所事故の教訓を重く受け止め、運転を停止している原子力発電所を含めた原子力発電施設等の安全性を確保するため、万全の措置を講ずること。
- 二 広域避難等を想定し、国が主導的に関係地方公共団体等と調整を行い、必要な財源を確保しつつ、複数の府省の所管にまたがる施策を総合的かつ実効的に推進することで、避難先の確保や災害時に住民が円滑に避難できる道路等、必要な防災インフラを適切に整備し、避難計画の実効性を担保するよう努めること。
- 三 本法は、これまで地方税の不均一課税に伴う措置、国庫補助率のかさ上げ等を活用しながら、原子力発電施設等立地地域における振興を行ってきたところ、今後、振興計画の策定及び変更を行うに当たっては、原子力発電施設等立地地域における脱炭素社会の実現に向けた取組の在り方を踏まえ、新エネルギー源（エネルギー源としての水素及び再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいう。）をいう。）の利用に関連する産業の振興に関しても十分に配慮すること。
- 四 政府は、温室効果ガスの大幅な削減に向けて、徹底した省エネルギーの取組を推進するとともに、新エネルギー源の主力電源化を実現するため、発電コストを低減する技術、高性能の燃料電池や蓄電池の開発支援など、実効性のある施策を講ずることとしているが、原子力発電施設等立地地域においても、脱炭素社会の実現に配慮しつつ、新エネルギー源の拡大や送配電事業の充実、使用済核燃料対策や廃炉の具体化に向けた施策の在り方を総合的に検討し、必要な措置を講ずること。
- 五 振興計画を始めとした支援措置に関連する情報を適時適切に公開し、その運用の透明性を確保すること。
- 六 必要な場合の法律の見直しや更なる補助の拡充の検討など、電源立地地域の振興に関する他の支援策との機能的な連携を図りながら、原子力発電施設等立地地域の振興を不断に推進すること。右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 3.3.2可決 参議院 3.12総務委員会付託 3.26本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、固定資産税及び都市計画税
令和3年度の評価替えに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等を継続した上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずる。
- 二、不動産取得税
住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限を3年延長する。
- 三、車体課税
自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直しを行う。
- 四、その他
 - 1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。
 - 2 この法律は、一部を除き、令和3年4月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 3.3.2可決 参議院 3.12総務委員会付託 3.26本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 令和3年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額、令和2年度からの繰越額、臨時財政対策のための特例加算額及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用による加算額等を加え、交付税特別会計における借入金利子支払額等を控除した額17兆4,385億円とする。
- 2 交付税特別会計借入金について各年度の償還額を見直し、令和38年度までに償還することとするほか、令和元年度における地方交付税の精算減額4,811億円について令和9年度から令和18年度までの各年度分の地方交付税の総額から減額する。
- 3 地域社会のデジタル化に集中的に取り組むための経費の財源を措置するため、令和3年度及び令和4年度における措置として、「地域デジタル社会推進費」を設けるほか、令和3年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。
- 4 令和3年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、新たに1,326億円を確保する。

二、地方財政法の一部改正

令和2年度から令和6年度までの間に限り河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるため発行できることとされている地方債の対象に、防災重点農業用ため池等を追加する。

三、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

自動車税環境性能割の臨時的軽減の適用期限を延長することによる地方公共団体の減収額を埋めるため、自動車税減収補填特例交付金の交付年度を令和3年度まで延長する。

四、施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行する。

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 3.3.18可決 参議院 3.25財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個別品目の関税率等の見直し

2・6-ナフタレンジカルボン酸ジメチルエステル及びメターフェニレンジアミンの基本税率を無税とするとともに、ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋の暫定税率を設定し、無税とする。

二、関税率表の品目分類に関する調整

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」(HS条約)附属書の品目表の改正に応じて、関税率表の品目分類に関する所要の改正を行う。

三、災害等による納期限等の延長制度の拡充等

災害その他やむを得ない理由により、期限までに納付等を行うことができない場合における当該期限の延長等に係る規定を整備する。

四、電子帳簿等保存制度の見直し

関税における電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化及び要件の緩和並びに不正行為を抑止するための措置の創設等の規定を整備する。

五、関税等の納付手段の多様化

通関時における関税等のキャッシュレス納付に係る規定を整備する。

六、暫定税率等の適用期限の延長等

- 1 令和3年3月31日に適用期限が到来する暫定税率（416品目）及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を1年延長するとともに、加糖調製品（6品目）の暫定税率を引き下げる。
- 2 令和3年3月31日に適用期限が到来する特惠関税制度について、適用期限を10年延長する。
- 3 令和3年3月31日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度）について、適用期限を1年延長する。

七、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和3年4月1日から施行する。

【附帯決議】（3.3.30財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 二 輸入消費税の脱税を目的とした金の密輸入や増加傾向にある覚醒剤等の不正薬物の密輸入を阻止する観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
- 三 最近におけるグローバル化の進展や日英包括的経済連携協定の発効等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、覚醒剤等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持ち込みの阻止など水際におけるテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安全・安心を確保するため、取締検査機器等の整備に努めるとともに、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。
- 四 新型コロナウイルス感染症の蔓延防止への対応等のため、税関における業務処理体制の整備、安全管理の徹底、職員への感染症対策に万全を期すこと。
右決議する。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第12号）

（衆議院 3.3.18可決 参議院 3.22国土交通委員会付託 3.26本会議可決）

【要旨】

本法律案は、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）並びに日本貨物鉄道株式会社（以下「会社」と総称する。）の経営基盤の強化を図ることを目的としており、その主な内容は次のとおりである。

- 一 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正
 - 1 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対し、本州と四国を連絡する鉄道施設の改修に充てるための資金の交付を行うことができることとし、また、本州と北海道を連絡する鉄道施設の改修に要する費用に充てるため、国土交通大臣の承認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができることとする。
 - 2 機構は、令和13年3月31日までの間、会社等に対する老朽化した鉄道施設等の更新その他の鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための助成金の交付及び、会社に対する第13条第2項の規定による貸付金又はこの法律による改正前の附則第5条第1項の規定による貸付金に係る債権の全部又は一部の出資等を行うことができることとする。
 - 3 特例業務勘定から建設勘定への繰り入れの対象となる日本貨物鉄道株式会社の鉄道線路の使用に係る助成金の交付に必要な費用に係る期限を、令和13年3月31日に延長することとする。

二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正

旅客会社は、機構から三の長期借入金の借入れの申込みを受けたときは、経営安定基金に係る資産のうち国土交通省令で定めるものから貸付けを行うこととする。

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正

機構は、当分の間、附則第3条第11項の規定による繰入れに必要な費用に充てるとともにその利子に係る収入による旅客会社の経営の安定を図るため、旅客会社から長期借入金を借り入れるとともに、当該長期借入金の償還及び利子の支払を行うこととする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】(3.3.26国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 JR北海道、JR四国及びJR貨物への税制面も含めた支援の実施に当たっては、安全運行の基礎となる人材の確保・育成並びに賃金及び労働時間等の労働条件の改善にも配慮し、将来像の明確化とその実現に加え、経営自立の実現ができるよう万全を期すこと。また、「二島特例」や「承継特例」などの税制特例措置を始めとする既存の経営支援スキームについては、経営自立を果たすまでの間、現行水準の維持に努めること。さらに、新型コロナウイルス感染症による影響が見通せない中、状況の変化に応じ支援内容を適宜見直すなど、3社はもとより公共交通全般への適時適切な措置を講ずること。

二 経営安定基金については、長期にわたる低金利により当初想定していた効果が十分に発揮できていないことから、経済・社会情勢の変化に応じた実効性が確保できるよう、適宜適切に検討を行うこと。

三 JR北海道、JR四国及びJR貨物の3社は主体的に鉄道サービスの提供に引き続き努めるとともに、住民の意向や地域の実情を踏まえ、国と地方公共団体は連携して必要な施策を講じ、将来にわたり持続可能な鉄道網が実現されるよう万全を期すこと。特に、JRが主体的に持続可能な鉄道サービスを提供できない事業領域については、国と地方公共団体が連携して必要な役割を果たすこと。また、今後、更なる加速が想定される人口減少・高齢化により、人流・物流網の維持・活性化が重要な課題となる中、JR北海道及びJR四国の取組を、全国各地域における将来的な課題の解決につなげるよう努めること。

四 地域社会の維持・発展に資するよう、企業立地、観光振興、地域内又は地域間の交流等を促進するための基幹的高速鉄道網の形成や空港アクセスの向上に努めること。また、札幌までの北海道新幹線の工実施において地域住民への配慮に努めるとともに、四国における新幹線についても検討を進めること。なお、並行在来線の存続に関しては、物流面及び住民の足の確保も考慮した協議が行われるよう指導等を行うこと。

五 環境特性、労働生産性などの面から、我が国物流の貨物鉄道へのモーダルシフトの推進が重要であることに鑑み、必要な幹線鉄道網の維持については、単に鉄道政策のみならず、物流や環境に係る財源の活用等様々な政策によって対処すること。

右決議する。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 3.3.23可決 参議院 3.25国土交通委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、踏切道の改良等を通じた道路及び鉄道の安全かつ円滑な交通の確保を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 踏切道改良促進法の一部改正

1 国土交通大臣による改良すべき踏切道の指定に係る5箇年の期限を定めないこととし、当該

指定については、道路又は鉄道に関する国の計画の達成に資するよう行うとともに、踏切道の改良を優先的に実施する必要性等を勘案して行うこととする。

- 2 踏切道の改良の方法として、踏切道と交通上密接な関連を有する道路の改良も含むこととする。
- 3 国土交通大臣は、災害時の管理方法を定めるべき踏切道を指定することとし、当該踏切道に係る鉄道事業者及び道路管理者は、災害時における踏切道の管理方法を定めなければならないこととする。

二 道路法の一部改正

- 1 都道府県は、災害時に、指定市以外の市町村からの要請に基づき、市町村が管理する道路について維持又は災害復旧に関する工事を当該市町村に代わって自ら行うことができることとする。
- 2 国土交通大臣は、広域災害応急対策の拠点としての機能の確保を図ることが特に必要なものについて、防災拠点自動車駐車場として指定できることとし、災害時には、道路管理者が、広域災害応急対策の拠点としての利用以外を禁止又は制限できる等の措置を講ずることができることとする。
- 3 道路区域に隣接する沿道区域内で道路管理者が指定した届出対象区域内において、工作物の設置に係る行為等については事前の届出を要することとし、道路管理者は当該届出に係る行為に対し設置場所の変更等の必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとする。

三 鉄道事業法の一部改正

鉄道事業者が、国土交通大臣による許可を受けて、災害時における作業場等として他人の土地を一時使用することができることとし、鉄道施設に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合等において、やむを得ないときは、植物を伐採若しくは移植し、土石を除去することができることとする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行することとする。

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 3.4.15可決 参議院 5.12内閣委員会付託 5.21本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、子ども・子育て支援法の一部改正

- 1 市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加する。
- 2 子ども・子育て支援法第65条第2号に規定されている都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用のうち満3歳未満保育認定子どもに係るものについて、一般事業主からの拠出金をもって充てることのできる割合を6分の1を超えない範囲から5分の1を超えない範囲に変更する。
- 3 政府は、令和3年10月1日から令和9年3月31日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し助成及び援助を行う事業ができることとする。

二、児童手当法の一部改正

児童手当が支給されない者のうちその所得が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする措置を講ずる。

三、施行期日等

- 1 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、一の3は令和3年10月1日から、二は令和4年6月1日から施行する。
- 2 政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(3.5.20内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 我が国の少子化は国難であるとの認識の下、少子化を克服するために、子育て関係予算の総額を増額すること。また、平成24年6月15日に確認された民主党、自由民主党、公明党の3党による「社会保障・税一体改革に関する確認書」において幼児教育・保育・子育て支援の充実に必要とされた1兆円超のうち、0.3兆円超が未だ確保されていないことを踏まえ、当該予算を早期に確保するよう努めること。
- 二 子どもの安全と育ちを保障するため、幼保連携型認定こども園、幼稚園及び保育所の設置基準及び職員配置基準の改善並びにそのための財政支援に努めること。
- 三 待機児童の解消については、「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を進める中において、潜在的な待機児童の実態把握や保育の質の確保を図りつつ、可能な限り早急に実現すること。その際、短時間勤務保育士の活用促進については、常勤保育士に係る規制の緩和を待機児童が存在する市町村に限定して実施するとしても、保育の質の低下を招くことのないよう、一貫した保育の提供に資する共同の指導計画や記録の作成等の留意事項が適切に運用されるよう指導すること。
- 四 子ども・子育て政策が多くの省庁にまたがっていることによる弊害を除去し、より効果の高い子ども・子育て政策を実施するため、子ども関連政策の総合調整機能を高めるための行政組織の在り方について検討すること。
- 五 一人親家庭に限らず、低所得の子育て世帯の子どもが貧困状況におかれることのないよう配慮すること。
- 六 本法附則第2条の規定に基づく検討を行うに当たっては、以下の事項に配慮すること。
 - 1 未来を支える子どもたちを社会全体で支えるという考え方に立ち、各種施策を進める中で、できるだけ支援が届かない子どもが出ないように、配慮すること。
 - 2 政令で定める特例給付の所得制限の基準額を変更しようとする場合は、子育て世帯の実態を踏まえ、検討すること。
 - 3 多子世帯の家計負担や、高校・大学等に通学する子どもの教育費の負担が大きいこと等を踏まえ、子どもの数や年齢に応じた効果的な支給となるよう検討すること。
 - 4 世帯合算の導入については、共働き世帯への影響や世帯間の公平等を踏まえ、検討すること。
- 七 出生率の回復に成功した主要先進国における家族関係社会支出の対GDP比を参考に、少子化社会対策大綱等に基づき、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組について、具体的な検討を進めること。また、附則第2条の規定の趣旨に基づき、子どもの数等に応じた児童手当の充実にについて検討を行うこと。
- 八 保育の受け皿を整備するに当たっては、保育士を十分に確保するため、財源を確保しつつ、賃金の引上げ等保育士の処遇改善を行うこと。また、保育所に対する委託費の用途については、保育士の人件費を十分に確保するため、必要な措置を講ずること。
- 九 保育の運営費の財源については、子育てを社会全体で支えるとの考え方にに基づき、適切に確保すること。また、事業主拠出金については、地域経済が厳しい状況にあること、中小・小規模事業者にとって負担が大きいこと等を踏まえ、事業者の負担が過度にならないように配慮すること。
- 十 教育・保育施設に対する施設型給付費については、施設の規模が大きくなるに従い単価が下がる仕組みとなっているが、規模の大小にかかわらず安定的な経営が可能となるように努めること。
- 十一 企業主導型保育事業については、施設の定員割れや休止等の事案が生じていることを踏まえ、

保育の質の確保、事業の安定性・継続性の確保等を図るため、申請時の厳格な審査と運営への指導監督の強化をはじめ、速やかに措置を講ずること。

十二 労働者の仕事と子育ての両立に資する観点から、労働者の子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成について、少子化の状況や仕事と子育ての両立の状況も踏まえ、必要に応じて、その延長を検討すること。

十三 市町村における地域子ども・子育て支援事業の実施状況を踏まえ、子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項とすることについて検討すること。

十四 児童手当の現況届の廃止に当たっては、地方公共団体に新たな財政負担が生ずることのないようにすること。また、児童手当の現況届の廃止に伴うシステムの構築に当たっては、長期的な観点から経費を抑制するため、システムの運用コストや、制度が変更された場合の改修コストを含め、費用が最小となるようにすること。

十五 児童手当の現況届を廃止し、行政機関及び地方公共団体の情報連携による現況把握に移行するに当たっては、情報連携の実績のない地方公共団体もあることから、円滑な移行がなされるよう、地方公共団体に対し十分な支援を行うこと。また、情報連携により、DV等被害者の住所等が加害者に知られることのないよう、必要な措置を講ずること。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 3.3.18可決 参議院 3.29法務委員会付託 4.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人減少し、21,801人に改める。

二、この法律は、令和3年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【附帯決議】(3.4.6法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組み、その上で、目標達成に必要な範囲で削減を含め裁判官の定員管理を行うこと。

二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。

三 令和2年4月16日の当委員会における附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、更なる削減等も含め検討していくこと。

四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。

五 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小を含む必要な取組を進めること。

六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。

右決議する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 3.3.18可決 参議院 3.22文教科学委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)の学級編制の標準を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、公立の小学校の同学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の標準を40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。
- 二、この法律は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和7年3月31日までの間における1学級の児童の数の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。
- 三、政府は、この法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び教員以外の教育活動を支援する人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うとともに、教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。

【附帯決議】(3.3.30文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、全ての子供たちの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、政府は、少人数学級の効果検証結果等を踏まえ、中学校35人学級などさらなる改善を含め検討し、学校の望ましい指導体制の構築に努めること。また、高等学校の学級編制の標準の在り方についても検討すること。
- 二、小学校6年生までの段階的な35人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。特に、地方公共団体がそれぞれ行っている35人を下回る少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、いじめ・不登校等に係る指導、専科配置などの加配定数は、教育環境の改善に必要不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保すること。
- 三、35人学級を担う教員の人材確保のため、文部科学省が進める教員免許更新制や研修の包括的な検証において、教員免許更新制の大幅な縮小や廃止を含め、教員の資質能力の確保、負担の軽減、必要な教員の確保の観点から検証・検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 四、意欲と情熱をもって教育に取り組む優れた教員を確保するため、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の趣旨を踏まえた処遇の充実を図るとともに、義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源確保を確実にを行うこと。また、学校における働き方改革を推進するとともに、教育職員の勤務実態調査を行い、これを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
- 五、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響に関する実証的な研究については、学力の育成のみならず、指導方法・学習環境の改善や不登校児童生徒、発達障害児童生徒など特別なニーズを持つ子供への対応などを含め総合的に行うこと。
- 六、学校における働き方改革に資するため、小学校高学年の教科担任制は、教員の定数増を含め検討し、小学校教員の持ち授業時数の軽減を図ること。また、中学校教員が小学校で指導する場合には、十分な負担軽減策を講ずること。

- 七、質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 八、本法により計画的な教員定数の改善が図られることによって、地方公共団体においては必要な教員を採用・配置しやすくなる。国は、非正規教員が増加することのないよう、地方公共団体に対し、正規教員を計画的・安定的に採用・配置するよう促すこと。
- 右決議する。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 3. 4. 8可決 参議院 4. 16厚生労働委員会付託 5. 21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、医師の長時間労働等の状況に鑑み、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、都道府県知事は、提供する医療の性質上、勤務する医師がやむを得ず長時間労働となる病院又は診療所を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関又は特定高度技能研修機関に指定することができる。指定を受けた病院又は診療所の管理者は、労働時間短縮計画を定め、医師の労働時間の短縮のための取組を実施しなければならない。当該管理者は、予定労働時間が一定の要件に該当する特定対象医師に対し、当該特定対象医師ごとに業務の開始から一定時間を経過するまでに、一定の継続した休息時間を確保しなければならない。
- 二、病院又は診療所の管理者は、各月の労働時間の状況が一定の要件に該当する医師に対し、医師による面接指導を行わなければならない。必要があると認めるときは適切な措置を講じなければならない。
- 三、診療放射線技師等について、その業務範囲を拡大する。
- 四、大学において医学を専攻する学生であって、共用試験に合格したものは、臨床実習において一定の医業をすることができる。また、大学において医学の正規の課程を修めて卒業した者は、共用試験に合格しなければ、医師国家試験を受けることができない。
- 五、医療計画の記載事項に新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制に関する事項を追加する。
- 六、医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する都道府県計画に、地域医療構想の達成に向けた医療機関（地域における病床の機能の分化及び連携を推進するために病床数の変更を伴う取組を行うものに限る。）の運営の支援に関する事業に関する事項を追加する。国は、都道府県が基金から支弁する当該事業に要する経費に係る必要な資金の全額を負担するものとする。
- 七、外来医療を提供する一般病床等を有する病院又は診療所の管理者は、提供する外来医療のうち、医療資源を重点的に活用する外来医療等について、都道府県知事に報告しなければならない。
- 八、持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定期限を令和5年9月30日までとする。
- 九、この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

【附帯決議】(3. 5. 20厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、医療機関に勤務する医師に対する時間外労働の上限規制の適用に当たっては、大学病院等が地域の医療機関から医師を引き上げることなどにより、地域の医療提供体制に影響を及ぼすことがないよう、特定労務管理対象機関の指定制度の趣旨を周知徹底するとともに、地域の医療提供体制の確保のために必要な支援を行うこと。
- 二、医療機関勤務環境評価センターの指定に当たっては、当該指定を受けようとする一般社団法人

又は一般財団法人が、労働時間短縮計画案の策定に当たって、現場の医師等の意見聴取が適切に行われたかどうかを確認し、医療機関における医師の長時間労働の実態及び労働時間短縮の取組状況を客観的に分析・評価する体制が整備されているとともに、労務に関する知見等に基づき評価可能な体制を有している法人を指定すること。また、同センターと都道府県の医療勤務環境改善支援センターとの役割分担を明確にし、両センターが連携して機能を果たせるよう取組を進めること。

三、労働時間短縮計画の案については、対象となる医師の時間外労働の上限規制及び当該労働時間短縮計画の案の内容について十分な説明が行われ、対象となる医師からの意見聴取等により、十分な納得を得た上で作成されるべきであることを指針で明確にし、その周知徹底を図ること。

四、地域医療確保暫定特例水準の指定を受けた医療機関において労使が締結する三六協定で定める時間外・休日労働時間数については、当該医療機関における地域医療確保暫定特例水準の対象業務に必要とされる時間数であることを合理的に説明できる必要があるとともに、当該医療機関の労働時間短縮の取組の実績に応じて協定時間数を見直すべきことを指針において明確にすること。

五、令和17年度末を目標とする地域医療確保暫定特例水準の解消に向けた時間外・休日労働時間の短縮を着実かつ計画的に進めるため、関係自治体及び医療機関に必要なかつ十分な支援を行うとともに、定期的に各医療機関における医師の労働時間の短縮の実態調査を行い、課題を明らかにした上で、当該水準における時間外労働の上限の段階的見直しを検討すること。また、集中的技能向上水準については、医師の労働時間の短縮の実態を踏まえつつ、その将来的な縮減に向けた検討に着手すること。

六、長時間労働となる医師に対する面接指導の実施においては、医療機関の管理者及び面接指導対象医師が、第3条による改正後の医療法附則第108条が求める義務に誠実に従うよう都道府県による指導の徹底を確保すること。加えて、労働時間の記録・申告が適切かつ確実に行われるよう、必要かつ十分な支援を提供すること。また、面接指導実施医師が「措置不要・通常勤務」以外の判定・報告を行った場合には、医療機関の管理者はその判定・報告を最大限尊重し、面接指導対象医師の健康確保のため適切な対応を行うべきであることを指針等で明確にし、都道府県による指導の徹底を確保すること。

七、医療機関の管理者が良質な医療を提供する観点から必要と認めるときは、当該医療機関に勤務する医師のうち、時間外・休日労働の上限が960時間以下の水準が適用されるものについての労働時間短縮計画も自主的に作成し、同計画に基づいて取組を進めることが望ましい旨を指針において明確にし、その周知徹底を図るとともに、更なる労働時間の短縮に向け継続的に支援を行うこと。

八、医師の夜間勤務、特に、第二次救急医療機関や急性期病院における夜間勤務については、通常の勤務時間と同態様の業務を行う場合には時間外労働として扱うなど、労働時間の適切な管理が必要な旨を周知徹底するとともに、交代制勤務を導入する等により、夜間勤務の負担軽減を図る医療機関に対し、必要な支援を行うこと。

九、医師の労働時間短縮を着実に進めるために、現行制度下におけるタスクシフトやタスクシェアの普及を推進するとともに、全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるよう、更なるタスクシフトやタスクシェアについて、諸外国の例を研究しつつ必要な検討を行うこと。その際、各医療専門職の労働時間への影響に十分留意すること。

十、医師の労働時間短縮に向けた医療機関内のマネジメント改革を進めるため、医療機関の管理者、中間管理職の医師等に対し、労働法制に関する研修・教育を推進すること。また、医療機関において管理職の地位にある勤務医が、労働基準法上の管理監督者には該当しないにもかかわらず、労働時間規制が適用除外されるものと取り扱われることがないよう周知・啓発を行うこと。

十一、医療機関における医師の時間外労働・休日労働に対する割増賃金の支払状況や、健康確保措置の実施状況などの実態を踏まえ、医療機関が労働法制を遵守しつつ、医師、看護師等の医療従事者を確保できるよう、診療報酬における対応も含め、医療機関への財政支援措置を講ずること。

- 十二、診療以外の研究、教育においても重要な役割を担う大学病院において労働時間短縮の取組を着実に進めるため、大学病院における医師の働き方の諸課題について文部科学省と厚生労働省が連携して速やかに検討を開始するとともに、その検討結果に基づいて財政上の措置を含めた必要な支援を行うこと。
- 十三、在宅医療や看取りなど地域包括ケアを進める上で重要な役割を担う診療所の医師の働き方改革についても検討を加え、その結果に基づいて必要な支援を行うこと。
- 十四、医学部教育と臨床研修を切れ目なくつなぐ観点から、医学部における共用試験の公的化を踏まえ、診療参加型臨床実習に即した技能習得状況を確認するための試験の公的化を含め、医師国家試験の在り方を速やかに検討すること。
- 十五、医療機関における育児休業制度の規定状況、利用状況等について調査を実施し、臨床研修以降の研さん期間中の医師が育児休業を取得しやすくなるような方策の検討を含め、出産・育児期の女性医師を始めとする子育て世代の医療従事者が、仕事と出産・子育てを両立できる働きやすい環境を整備するとともに、就業の継続や復職に向けた支援策等の充実を図ること。
- 十六、外来機能の明確化・連携に当たっては、診療科ごとの外来医療の分析、紹介・逆紹介の状況の分析等をできる限り行うとともに、紹介を基本とする医療機関からの逆紹介の促進を図ること。また、かかりつけ医機能を發揮している事例等を調査・研究し、その好事例の横展開を図るとともに、国民・患者がかかりつけ医機能を担う医療機関等を探しやすくするための医療情報の提供内容等の在り方について検討すること。
- 十七、地域医療構想については、各地域において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた医療提供体制に係る課題を十分に踏まえ、地域包括ケアの観点も含めた地域における病床の機能の分化及び連携の推進の在り方について検討し、その結果を踏まえつつ、必要な取組を進めること。また、検討に当たっては、地域の様々な設置主体の医療機関の参画を促すこと。
- 十八、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた医療提供体制に係る課題を十分に踏まえ、地域の医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携、医師の地域間及び診療科間の偏在の是正に係る調整の在り方その他地域における良質かつ適切な医療を提供する体制の確保に関し必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 十九、都道府県における適切な医療提供体制の確保を図る観点から、第8次医療計画における5疾病・6事業については、ロジックモデル等のツールを活用した実効性ある施策の策定など、医療提供体制の政策立案から評価、見直しに至るPDCAサイクルの実効性の確保に努めること。
- 二十、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等に伴い医療機関が厳しい経営状況に置かれていることに鑑み、医療機関の経営状況について速やかに把握し、その状況等を踏まえ、医療機関に対し財政上の支援等必要な措置を講ずること。また、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延した場合等において医療提供体制の確保を図るため、医療機関及び医療関係者に対する支援その他の必要な措置の在り方を検討すること。
- 二十一、将来に向けて、質の高い地域医療提供体制を守るため、医師の働き方改革や医師の偏在対策、地域医療構想、外来医療の機能の明確化・連携などを丁寧かつ着実に進めることが重要であり、それらを医療機関に寄り添って進める都道府県の業務体制の強化を推進すること。
- 右決議する。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 3.4.8可決 参議院 4.14国土交通委員会付託 4.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における気象条件の変化に対応して、都市部における洪水等に対する防災・減災対策を総合的に推進するため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特定都市河川の指定の要件である河道等の整備による浸水被害の防止が困難であることの要因

として、当該河川が接続する河川の状況又は地形その他の自然的条件の特殊性を追加することとする。

- 二 特定都市河川流域において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者は、雨水貯留浸透施設整備計画を作成し、当該施設を設置しようとする都道府県知事等の認定を申請することができることとする。
- 三 都道府県知事等は、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地の区域を貯留機能保全区域として指定することができることとし、当該区域内の土地において河川の氾濫に伴う水等を貯留する機能を阻害する盛土等の行為をしようとする者は、都道府県知事等に届け出なければならないこととする。
- 四 都道府県知事は、洪水等が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、浸水被害防止区域として指定することができることとする。
- 五 市町村長は、要配慮者利用施設の所有者等から利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の結果の報告を受けたときは、当該施設の所有者等に対し、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができることとする。
- 六 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県知事等からの要請に基づき、指定区間内の一級河川又は二級河川に係る維持を当該都道府県知事等に代わって自ら行うことができることとする。
- 七 都市施設に、一団地の都市安全確保拠点施設を追加等することとする。
- 八 防災のための集団移転促進事業に係る移転促進区域に、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域を追加することとする。
- 九 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 十 その他所要の規定の整備を行うこととする。

【附帯決議】(3.4.27国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 流域治水に関する施策の決定及びその実施に当たっては、流域治水に係る計画のための協議会で住民、NPO等の多様な意見の反映を促す等により地域住民等の意向が十分配慮されるとともに、上流及び下流のそれぞれの地域の受益や負担が示される中で、円滑な合意形成が行われるよう環境整備に努めること。また、まちづくりとの連携が十分に図られるよう努めるとともに地方公共団体に対しても適切に助言すること。
- 二 学校教育及び社会教育における防災教育の充実を図ること。またその際には、災害伝承を調査及び検証の上、次世代に引き継がれるよう適切にいかすとともに、治水や水源保全等における上流域が担う役割の重要性等に対する下流域の理解の醸成に努めること。
- 三 流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。
- 四 森林の有する水源涵養機能や農地やため池等の有する洪水低減機能の重要性及び山間地等の土地利用の変化が流域の土砂災害等に影響を与えることを踏まえた森林管理の重要性に鑑み、農林関係機関との連携強化を図ること。
- 五 市街地での浸水被害を防ぐため、河川等から下水道への逆流対策等の内水氾濫対策を着実に推進するとともに、下水道の老朽化対策を早急に実施すること。
- 六 流域治水の取組を強力に推進するため、特定都市河川の積極的な指定に努めるとともに、都道府県による指定を促進するため、流域治水に係る計画の策定及び同計画に基づく取組への必要な支援を行うこと。また、流域が複数の都道府県にまたがる場合も適切な指定が行われ、連携した

施策が実施されるよう助言すること。

- 七 雨水貯留浸透施設の設置等に当たっては、地形や地質、土質、地下水位、周辺環境等の状況の調査により施設整備の効果の維持に努めること。
 - 八 浸水被害防止区域や貯留機能保全区域の指定が円滑に進められるよう、ガイドラインの策定や地方公共団体に対する必要な助言等の支援に努めること。また、浸水被害防止区域における既存建築物の安全性の確保や、貯留機能保全区域を対象とした固定資産税の減免措置等の支援策の創設を検討すること。
 - 九 地方公共団体による浸水想定区域図及びハザードマップの作成を推進するため、デジタルデータの活用等の技術的な支援とともに、財政的な支援を一層行うよう努めること。また、住民の避難行動に結びつくよう、障害者に分かりやすい点図等を活用したハザードマップ、治水施設等の整備の進捗に対応したハザードマップ、土地利用や整備に資する降水量ごとのハザードマップ等の作成を検討するとともに、ハザードマップの作成、公表、周知の各段階において、多様な主体の参画の機会を積極的に設けるよう助言すること。
 - 十 要配慮者利用施設における逃げ遅れによる人的被害を繰り返さないよう、厚生労働省と連携し、避難の実効性の確保に資するため、要配慮者利用施設へ助言等を行う市町村に対して必要な支援を行うこと。
 - 十一 ダムの洪水調節機能を適切に確保するため、災害の予防的措置として必要な堆砂除去に対する国の財政支援制度の創設を検討すること。また、効率的・効果的に利水ダム等の事前放流を確実に実施するため、気象庁の機能強化及び気象予測の精度向上を図るとともに、放流設備の増強等を関係者と連携し推進すること。
 - 十二 流域治水の取組を強力に推進するため、その役割を担う国土交通省の地方整備局・北海道開発局の組織・定員の拡充・強化を図るとともに、地方公共団体において治水に係る人員不足や技術力の低下が生じている状況の中、治水施設等の整備を担う技術者の確保及び育成への支援に努めること。また、災害に対する即応力を高めるため、地方公共団体との連携を一層推進するとともに、緊急災害対策派遣隊の機能強化等による国の体制の充実を図ること。
 - 十三 防災集団移転促進事業が事前防災対策として活用されるよう市町村等に対して本改正内容の周知に努めるとともに、移転先における持続可能なまちづくりのための必要な助言等の支援を行うこと。また、移転者の経済的負担の軽減に配慮した更なる支援策を検討すること。引き続き、危険エリアから安全なエリアへの移転を促進させるため、税制面での対応等、幅広い視点からの対策を検討すること。
 - 十四 広範囲かつ長期間の浸水が想定される地域においては、既存施設も活用し、避難先となる拠点施設が確実に整備されるよう地域の実情を踏まえた必要な支援を行うこと。また、当該拠点施設においては高齢者、障害者、乳幼児等にとって配慮されたものとなるよう、バリアフリー化や十分な保健医療サービスの提供体制の構築等、必要な対策を行うよう努めること。
- 右決議する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 3.4.13可決 参議院 4.14外交防衛委員会付託 4.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更及び日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、インドとの物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備を行う。
- 三、大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、インドの軍隊を

追加する。

四、本法律は、令和4年3月31日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定める。

文化財保護法の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 3.4.8可決 参議院 4.12文教科学委員会付託 4.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を創設するとともに、地方公共団体による文部科学大臣に対する文化財の登録の提案等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、無形文化財の登録等

文部科学大臣は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。登録をするに当たっては、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

二、無形の民俗文化財の登録

文部科学大臣は、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

三、地方公共団体による文化財の登録

- 1 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財で当該地方公共団体の区域に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 2 都道府県又は市町村の教育委員会は、1に係る登録をした文化財であって文化財登録原簿に登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、三は、令和4年4月1日から施行する。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 3.5.11可決 参議院 5.19厚生労働委員会付託 6.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、後期高齢者医療の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の負担割合について、当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合（現役並み所得として当該政令で定める額を超える政令で定める額以上である場合を除く。）は、その負担割合を100分の20とする。
- 二、健康保険法等における傷病手当金について、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間支給することとされているところ、その支給を始めた日から通算して1年6月間支給するものとする。
- 三、育児休業等をしている被保険者の健康保険料等について、育児休業等を開始した日と終了する

日の翌日が同一の月に属し、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が14日以上である場合は、当該月の保険料の徴収を免除する。また、育児休業等の期間が1月以下である者については、標準報酬月額に係る保険料に限り徴収を免除する。

四、市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、未就学児である被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課等に基づき被保険者に係る国民健康保険料等につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。また、国は、政令で定めるところにより、当該繰入金の2分の1に相当する額を負担し、都道府県は、政令で定めるところにより、当該繰入金の4分の1に相当する額を負担する。

五、保険者は、被保険者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写し等を提供するよう求めることができる。

六、生活保護の被保護者は、医療の給付のうち指定医療機関に委託して行うものを受けるときは、当該医療機関から、電子資格確認等により、医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けるものとする。

七、この法律は、一部を除き、令和4年1月1日から施行する。

【附帯決議】 (3.6.3厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直しについて、2割負担の対象となる後期高齢者において、必要な受診が抑制されることにより疾病の早期発見が妨げられ、重症化につながる可能性があるよう、健康診査の強化など必要な取組を進めること。また、窓口負担割合の見直しが後期高齢者の受診に与える影響を把握するとともに、いわゆる長瀬式について、現代の受療行動等に対応した信頼性の高い推計が可能となるよう研究を進めること。

二、2割負担の対象となる後期高齢者に対して設けられる配慮措置については、高額療養費制度による対応となることから、申請漏れ等が生じることのないよう、後期高齢者医療広域連合や医療機関等に対し、ポスターやパンフレットの提供など必要な支援を行い、その周知・広報を徹底すること。また、事前に高額療養費の振込先口座の登録を行えるようにするなど申請漏れが生じないような取組をプッシュ型で進めることについて、関係機関と協議を進めること。さらに、配慮措置の導入により、高額療養費制度の対象となる被保険者の急増が見込まれることから、事務負担の増加が見込まれる後期高齢者医療広域連合等に対する支援を的確に実施すること。

三、後期高齢者医療制度の創設以降、高齢者世代と現役世代の人口バランスが大きく変化し、制度の支え手である現役世代に対する負担が加速的に増していることや、現役並み所得の後期高齢者に係る医療給付費について公費負担が行われておらず現役世代に対する過重な負担となっていること等を踏まえ、後期高齢者医療制度における財源の在り方について検討を行うこと。

四、後期高齢者支援金の増大に加え、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けた保険料収入の急減により、健康保険組合の財政運営が極めて困難な状況にあること等を踏まえ、特に財政状況が厳しい健康保険組合に対する財政支援や保険者機能強化支援事業等の推進を図ること。

五、健康保険等における傷病手当金の支給期間の通算化に当たっては、制度の一層の活用が図られるよう、事業主及び労働者に対し、改正内容のほか制度自体の趣旨・申請手続等に関して丁寧な周知を行うこと。また、事業主から申請手続に係る協力が得られないなど、不適切と見受けられるケースが発生した場合には、保険者と連携しつつ、当該事業主に対して適切に指導を行うこと。

六、育児・介護休業法の改正により、育児休業を最大4回に分割して取得することが可能となることを踏まえ、単に社会保険料免除だけを目的とした恣意的な育児休業の取得が行われることのないよう、各事業主に対して制度の適切な活用を促すこと。また、育児休業取得による社会保険料免除の適用状況を把握し、適切な運用が行われているか不断の検証を行うこと。

七、国民健康保険に導入される未就学児に対する均等割保険料・税の減額措置について、市町村や

都道府県等における財政状況等を勘案しながら、対象者や減額幅の更なる拡充を引き続き検討すること。また、国民健康保険については、被用者保険と異なり、出産手当金制度等の所得保障を目的とする現金給付が任意による実施とされ、産前・産後期間等における保険料免除制度も設けられていないことから、少子化対策等の観点を踏まえ、財源や保険料負担の在り方等も勘案しつつ、出産に関する保険料における配慮の必要性や在り方等を検討すること。

八、機微性が高く、第三者には知られたくない情報が含まれ得る健診情報等が、各保険者により多く集約されるようになることを踏まえ、当該情報が適切に管理・運用されるよう、国が責任をもって個人情報保護法等に基づく適切かつ十分な助言・指導を行うとともに、関係法令やガイドライン等の周知・広報を徹底し、併せてガイドラインの見直しなど適切かつ十分な個人情報保護に向けた不断の検討と対処を行うこと。

九、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に当たっては、制度施行までに個人番号カードの取得や医療機関等におけるオンライン資格確認システムの導入が進まない場合、医療券等の発行業務が併存し、かえって福祉事務所の事務負担を増大させることにつながりかねないことから、被保護者の個人番号カード取得の支援や、医療機関等におけるオンライン資格確認システムの導入支援を進めること。また、何らかの事情により制度施行後においても個人番号カードを保有するに至っていない被保護者に対しては、引き続き医療券等の発行を行うなど、必要な医療を受けられる体制を確保すること。さらに、情報通信機器を保有していない被保護者が、マイナポータルを通じて自身の健診情報等を閲覧できるよう、適切な支援を行うこと。

十、近年増加の一途にある高額な医薬品・医療機器について、将来の医療保険財政に与える影響を早期に検証し、その適切な評価の在り方に関する検討を進めるとともに、特に各製薬企業等による医薬品等の情報開示状況の評価について、開発過程における特許料等の取扱い等も含め、十分な検討を行うこと。また、極めて高額となり得る遺伝子治療について、その在り方を速やかに検討し、その結果を踏まえた適切な評価の在り方も含め、今後の方向性を示すこと。

十一、窓口負担割合の見直しなど患者の受診行動に影響を与え得る制度変更を検討する場合は、医療費への効果額の詳細な内訳などを関係審議会等に明示した上で議論を進めること。

十二、2022年以降後期高齢者が急増する中、現役世代の負担上昇を抑えながら、国民皆保険制度の維持に向けた持続可能な全世代型の医療保険制度を構築するため、保険料賦課限度額の引上げなど能力に応じた負担の在り方、保険給付の在り方、医療費財源における保険料、公費、自己負担の適切なバランスの在り方等について、税制も含めた総合的な議論に着手し、必要な法整備等を講ずること。

右決議する。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第22号)

(衆議院 3.5.20可決 参議院 6.7厚生労働委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況等を勘案し、当該給付金等の請求期限を延長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限を延長し、令和9年3月31日又は訴えの提起若しくは和解若しくは調停の申立てを同日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日若しくは当該和解若しくは調停が成立した日から起算して1月を経過する日のいずれか遅い日までとする。

二、社会保険診療報酬支払基金の長期借入金について、借入れ可能期間を5年間延長する。

三、この法律は、公布の日から施行する。

四、政府は、令和9年3月31日までの間において、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要があると認めるときは、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給

に要する費用の財源の確保の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案(閣法第23号)

(衆議院 3.5.20可決 参議院 5.26経済産業委員会付託 6.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口の減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、我が国産業の持続的な発展を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 産業競争力強化法の一部改正

- ①成長発展事業適応、②情報技術事業適応、③エネルギー利用環境負荷低減事業適応の3つの類型について計画認定制度を創設し、認定事業者に対する課税の特例や利子補給等の金融支援を措置する。
- 新技術等実証(規制のサンドボックス制度)に関する規定を生産性向上特別措置法から移管する。

二 中小企業等経営強化法の一部改正

- 常時使用する従業員の数で規定する「特定事業者」を新たな支援対象類型として定義するとともに、経営革新計画及び経営力向上計画について、金融支援等を措置する。
- 先端設備等導入計画の認定等に関する規定を生産性向上特別措置法から移管する。

三 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正

地域経済牽引事業計画について、「特定事業者」を対象に、金融支援等を措置する。

四 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

認定を受けた中小企業者が、所在不明株主の株式買取り等を行うまでに必要な期間を1年に短縮する。

五 下請中小企業振興法の一部改正

対象取引の明確化を図るとともに、下請中小企業の取引機会を創出する事業者の認定制度を創設する。

六 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務に、経営の革新を行う事業者等に対する助成等を追加する。

七 生産性向上特別措置法の廃止

生産性向上特別措置法を廃止する。

八 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(3.6.8経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 成長戦略の柱である脱炭素化やデジタル社会の実現に向けた取組が早期に実効を上げられるよう、本法律案で措置される認定事業適応事業者に対する税制等の支援措置はもとより、あらゆる政策を総合的に活用すること。特に、中小企業による脱炭素化やデジタルトランスフォーメーションに向けた取組に対しては、伴走型支援を含めた、よりきめ細かな支援策を講ずること。
- 新たな日常に向けた企業の事業再構築が円滑に進むよう、本法律案で措置される計画認定制度の迅速かつ効果的な運用に努めること。また、中小企業等による事業再構築を推進するため、中小企業等事業再構築補助金の活用に当たっては、認定支援機関による積極的な事業計画の策定支援の確保を図ること。
- 産業競争力強化法及び中小企業等経営強化法等に規定される多数の計画認定制度による事業者

支援策については、利用実績や政策効果の検証を適切に行うとともに、利用者のニーズを踏まえた実効性のある制度となるよう、整理統合等を含めた見直しの検討を適時に行うこと。

四 中小企業に関する制度改革に当たっては、中堅企業への成長を果たす企業の増加に向けて支援の更なる拡充を図るとともに、地域の経済や雇用を支える中小企業・小規模事業者が切り捨てられることなく、また従業員の適切な賃金水準が確保されるよう、必要な予算措置も含め、十分な支援措置を講ずること。

五 我が国のイノベーション促進に向けては、規制のサンドボックス制度の一層の活用を促すとともに、効果的なベンチャー企業支援策を多面的に講ずること。

六 下請中小企業取引機会創出事業者の認定制度の運用に当たっては、経済産業大臣による報告徴収等を通じた監督を徹底することにより、認定事業者による取引の公正性や透明性の確保に努めること。

また、相対的に立場の弱い中小企業・小規模事業者及びフリーランスの労働者等の権利が不当に侵害されること等がないよう、いわゆる「下請Gメン」の体制強化を含め、引き続き、適正な取引環境や労働環境の整備に向けた検討を進めること。

七 債権譲渡における情報システムを利用した第三者対抗要件の特例の運用に当たっては、認定事業者に対して、情報システムに係る厳格なセキュリティ要件の設定や二重払いの事前防止措置等を求めるとともに、制度の悪用が生じることのないよう、関係省庁と連携し、利用者の保護に万全を期すること。

右決議する。

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案(閣法第24号)

(衆議院 3.4.20可決 参議院 5.10国土交通委員会付託 5.14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、海事産業の基盤強化を図るため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 船舶運航事業者等及び当該船舶運航事業者等が導入する特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者（三の認定を受けた造船等事業者をいう。）は、特定船舶導入計画を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができることとする。

二 国土交通大臣は、輸送の安全又は旅客の安全を確保するため必要があると認めるときは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて行う旅客定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業（当該航路の起点、寄港地又は終点が本邦の港にあるものに限る。）を営む外国人等に対し、その業務に関し報告を求めることができることとする。

三 造船等事業者は、その実施しようとする事業基盤強化に関する計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができることとする。

四 内航運送をする内航海運業者に対して船員の過労を防止するために必要な措置を講ずることを義務付けるとともに、内航海運業の登録制度の対象に、内航運送の用に供される船舶の管理をする事業を追加することとする。

五 船舶等の状態を遠隔から監視するための設備等を用いることにより、船舶の航行を支援する業務（以下「遠隔支援業務」という。）を行う者は、遠隔支援業務を行う能力について事業場ごとに国土交通大臣の認定を受けることができるとし、当該認定を受けた者が当該認定に係る事業場において行う遠隔支援業務の対象となる船舶等については、定期検査等を省略できることとする。

六 船舶所有者に対して、船員の労務管理に関する事項を管理させるための労務管理責任者を選任し、船員の実情を考慮して、労働時間の短縮等の適切な措置を講ずることを義務付けることとする。

七 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める

日から施行することとする。

八 その他所要の規定の整備を行うこととする。

【附帯決議】(3.5.13国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 造船業・海運業への支援の実施に当たっては、我が国においてこれらの産業が担っている役割を考慮し、事業基盤や競争力強化の実現に必要な支援を確実に実施するとともに、我が国造船業の競争力が十全に発揮されるよう、国際市場における公正・公平な競争環境の確保に努めること。また、造船事業者に対しては、作業環境の安全性の向上や事業基盤の抜本的な強化に資するよう、税制上の措置など更なる支援策を講ずること。
- 二 クルーズ船内における感染症等事案の発生時に報告徴収による迅速な状況把握を適切に行えるよう、外国法人等のクルーズ事業者等に対して報告徴収規定に関する周知を図るとともに、当該事案発生時における初動対応を迅速に行える体制を構築すること。また、将来的な国際クルーズの運航再開に向けて感染症対策のガイドライン策定支援等を適切に実施するとともに、関係省庁で連携してクルーズ船の安全確保に向けた国際的な議論において主導的な役割を果たすこと。
- 三 船舶所有者が選任する労務管理責任者による船員の適正な労務管理に向けて、船員の労働時間を適正に記録するための取組支援など労働時間管理に係る環境整備を推進すること。また、船員の働き方改革については、その実効性確保のため、経済・社会情勢の変化に応じて適宜適切に制度見直しの検討を行い必要な措置を講ずること。特に、少子高齢化の下での船員の担い手確保の観点から、陸上の制度等も参考にして、船員の総労働時間や年間休日日数、処遇水準等について、船員の労働環境が陸上と比べ相対的に劣後することがないよう、船員の厳しい労働環境の解消、多様な働き方の実現等必要な施策を講ずること。
- 四 内航海運業者が行う過労防止等の輸送の安全を確保するための措置が確実に実施されるよう、荷主等を含む関係者に対して、必要な勧告・指導等を行うとともに、適正な運賃・用船料の確保に向けた内航海運業の取引環境改善を進めること。また、内航海運業者に対しても新たに内航海運業の登録制度の対象となる船舶管理業者の活用を始めとする経営の効率化や新技術活用等を促し、内航海運業の生産性向上の取組を促進すること。
- 五 内航海運暫定措置事業の終了に伴い、船舶の建造が容易となることによる船腹過剰等の事業環境の悪化を生じさせないよう細心の注意を払うとともに、脱炭素社会の実現に向けて、環境性能の高い船舶や新技術を導入した船舶の建造を一層推進すること。
- 六 カボタージュ規制については、国内海運産業の安定的な海上輸送体制の確保の観点から、今後ともこれを堅持すること。
- 七 造船業・海運業の次世代人材の確保・育成に向けて、造船業・海運業や船員に関する理解増進及び認知度向上のための情報発信の取組強化を行うとともに、船員の養成・教育機関、海洋教育及び大学等における産学連携の取組等に対する幅広い支援を進めること。
右決議する。

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 3.4.27可決 参議院 5.17国土交通委員会付託 5.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備を図るため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正

- 1 区分所有住宅分譲事業者は、区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができることとする。

- 2 長期優良住宅建築等計画の認定基準として、自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する事項を追加することとする。
 - 3 構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められる既存の住宅の所有者等又は既存の区分所有住宅の管理者等は、当該住宅に係る長期優良住宅維持保全計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができることとする。
- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正
- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定及び住宅性能評価の申請をする者は、登録住宅性能評価機関に対し、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの確認を求めることができることとする。
 - 2 指定住宅紛争処理機関によるあっせん又は調停の手続が打ち切られた場合等で、当事者が訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、手続申請時に訴えの提起があったものとみなすこととする。
 - 3 住宅紛争処理支援センターの業務として、住宅の瑕疵の発生の防止に関する調査及び研究を行うことを追加することとする。
- 三 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部改正
- 指定住宅紛争処理機関は、第19条第2号に規定する保険に加入した既存住宅等に係る住宅紛争処理の業務を行うことができることとする。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 五 その他所要の規定の整備を行うこととする。

【附帯決議】(3.5.20国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 分譲マンション等を住棟単位で長期優良住宅として認定する制度の導入に当たっては、制度の円滑な運用を図るため、一部の住戸が認定基準を満たさない場合の取扱いを含め、その詳細について早期に検討を進めること。また、分譲マンション等の管理者等に対しては、長期にわたり維持保全を行う負担に配慮するとともに、適切に制度が運用されるよう、必要となる手続や責務について分かりやすく周知すること。
- 二 長期優良住宅の災害に係る認定基準に関して、認定を行う所管行政庁において十分な準備を行うことができるよう、認定に当たっての地域の災害リスクへの配慮の方法について、基本的な方針を早期に示すとともに、所管行政庁において具体的な運用基準を策定することができるように必要な支援を行うこと。
- 三 共同住宅に係る長期優良住宅の認定基準の見直しに当たっては、賃貸住宅を含めた共同住宅の特性を踏まえ、共同住宅の認定取得が促進されるとともに、共同住宅の質の向上を図られるよう検討を進めること。
- 四 長期優良住宅の認定取得を促進していくためには、認定取得のメリットを高めることが重要であり、関係者の幅広い意見を踏まえ、認定取得によるメリットの充実・拡大について、検討を進めること。
- 五 長期優良住宅の認定要件のうち住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの確認の求めと住宅性能評価の申請を併せた一体審査を登録住宅性能評価機関に対して行うことができるようになることを踏まえ、住宅性能表示制度について十分な理解を促すこと。また、一体審査について、そのメリット・コストなどの周知を徹底し、円滑な導入を図ること。
- 六 指定住宅紛争処理機関が行う住宅紛争処理の対象に既存住宅等の瑕疵に係る保険に加入した住宅に関する紛争が追加されることにより、同機関にこれまで以上に高い専門性が求められることに鑑み、住宅紛争処理支援センターによる情報提供や研修等も活用し、同機関に対して十分な支援を行うこと。また、消費者が安心して既存住宅の購入等ができるよう、消費者保護の充実に資する既存住宅等の瑕疵に係る保険の普及・拡大について検討すること。

- 七 良質な既存住宅が市場で評価され、将来世代に承継されていく住宅循環システムを構築するため、インスペクション、住宅履歴情報、住宅の状態を適切に反映する建物評価手法などの活用の促進を図るとともに、安心R住宅制度の運用改善等により、既存住宅の円滑な取引環境の整備を推進すること。
- 八 カーボンニュートラルの実現に向け、住宅や小規模建築物の省エネルギー基準への適合義務化も含め、住宅・建築物の更なる省エネルギー化や脱炭素化に向けた取組の一層の充実・強化について検討を進め、早期に結論を得ること。
右決議する。

デジタル社会形成基本法案(閣法第26号)

(衆議院 3.4.6修正議決 参議院 4.14内閣委員会付託 5.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「デジタル社会」とは、高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、情報通信技術を用いた情報の活用により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。
- 二、デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等の基本理念を定める。
- 三、デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体による情報の円滑な流通の確保、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会の確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベースの整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護等のために必要な措置が講じられなければならない旨の基本方針を定める。
- 四、デジタル社会の形成に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務等を定める。
- 五、別に法律で定めるところにより、内閣に、デジタル庁を置く。
- 六、政府は、デジタル社会の形成に関する重点計画を作成しなければならない。
- 七、この法律は、令和3年9月1日から施行する。
- 八、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法は、廃止する。

なお、本法律案は、衆議院において、デジタル社会の形成に当たっては是正が図られなければならない利用の機会等の格差の要因について、「身体的な条件」を「障害の有無等の心身の状態」に改めること、デジタル社会の形成に当たって国及び地方公共団体が行う施策に「公正な給付と負担の確保」のための環境整備を追加すること等を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(3.5.11内閣委員会議決)

政府は、デジタル改革関連5法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。また、政府は、地方公共団体における運用等についても次の諸点の趣旨にのっとり行われるよう、必要な助言を行うこと。

- 一 デジタル改革関連法案の要綱等に多数の誤りがあったこと及びその事実が判明した後、直ちに国会に報告しなかったことを深く反省し、再びこのようなことが起こらないよう、再発防止策を徹底すること。
- 二 デジタル社会形成基本法の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

- 1 本法は国民に義務を負わせるものではないことに留意すること。また、事業者に課される努力義務は、事業者に過度な負担を課することのないよう十分留意すること。
 - 2 本法第10条の「デジタル社会」の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人の権利利益が害されることのないようにするとともに、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保を図ること。
 - 3 本法第29条は地方公共団体に「共同化及び集約」の義務を負わせるものではないことに留意すること。
 - 4 地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について重点計画を作成するときは、地方六団体のみならずその他の関係者の意見を幅広く聴取すること。
 - 5 本法の運用に当たっては、デジタル化の推進が国民を監視するための思想信条、表現、プライバシー等に係る情報を収集し一元的に管理する手段として用いられることのないようにすること。
 - 6 デジタル化の推進に当たっては、年齢や障がい、経済的状況、地理的条件等にかかわらず誰もが不自由なく行政とのやり取りを行える機会が得られるよう必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体等の窓口における対面業務、電話対応等、従来の機能を求める国民のニーズに十分配慮すること。また、これらの条件にかかわらず誰もが不自由なく事業者のサービスを利用できるようにするため、事業者の責務として自ら必要な取組を行うよう促すこと。
 - 7 地方公共団体のデジタル化を推進するに当たっては、各地方公共団体による独自の自治事務の遂行を妨げることのないようにすること。また、地方公共団体のシステムの共同化又は集約を行うに当たっては、適切な財源措置を講ずること。また、国が提供するシステム及び地方公共団体のシステムの改修作業が短期間に集中し、システム改修を行う事業者及びIT技術者への過度な負担が生じないよう計画的に作業を推進すること。
 - 8 国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人等の行政機関等（個人情報の保護に関する法律第2条に定める行政機関等をいう。以下同じ。）が保有するデジタルデータについては、データの性質を踏まえつつ、その管理を外部に委託した場合を含め、データを国内に置くなど個人情報の保護に関する法律の趣旨にのっとり適切な管理を行うこと。
 - 9 行政機関等が保有する情報のうち国民生活に有用なものについては、積極的にホームページ等で公表するなど国民が容易に活用できるようにするための環境整備について検討すること。
- 三 デジタル庁設置法の施行に関し、デジタル庁への民間からの人材確保に当たっては、特定企業との癒着を招くことがないよう配慮すること。併せて、今後継続的に民間からIT技術者を含む有能な人材が確保できるよう人事及び給与の面で適切な処遇を図ること。また、デジタル庁の体制の整備に当たっては、政府全体として行政の肥大化につながり行政改革に逆行することのないよう、十分留意すること。
- 四 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に関し、以下の事項について配慮すること。
- 1 個人の権利利益の保護を図るため、自己に関する情報の取扱いについて自ら決定できること、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行うこと、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求めると及び本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されないことの確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。
 - 2 地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定することができる旨を、地方公共団体に確実に周知するとともに、地方公共団体が条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。
 - 3 行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行っ

た判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。

- 4 行政機関等が個人情報を利用する際、個人が自己の情報の利用状況を把握できる仕組みについて、情報通信技術の進展を踏まえた見直しを検討すること。
 - 5 個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実地調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること。
 - 6 大量に個人情報を保有している事業者が我が国の個人情報に関する法令を遵守するよう徹底するとともに、必要な場合には立入検査、報告徴収等の権限を躊躇なく行使し、遵守状況について監視すること。
 - 7 個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することにより業務量が増大すると見込まれることに鑑み、その任務を果たすことができるよう、必要な人材の確保を含め体制強化を図ること。また、個人情報保護委員会は、地方公共団体から必要な情報の提供又は技術的な助言を求められた場合には、迅速に対応すること。
 - 8 学術研究目的における個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を不当に侵害する場合は個人情報の取扱いに係る制限の適用除外とならないことに鑑み、要配慮個人情報を含む個人情報の適正な取得や提供等の保護の取組を強化すること。
 - 9 転職者等について事業者間で特定個人情報の提供を行う場合には、本人の同意を事実上強制することにならないよう、また転職者等が不利にならないよう、十分に配慮すること。
 - 10 地方公共団体情報システム機構が署名利用者の性別、最新の住所情報等を署名検証者に提供するための本人の同意については、同意後に事情変更があることも踏まえ、同意の取消しを可能とするとともに同意の有効期限を設けるなど、慎重な運用を行うこと。
 - 11 地方公共団体情報システム機構において生成した署名利用者符号については、マイナンバーカードへの記録後に復元不可能な形で確実に廃棄されるよう、省令等において明記すること。
 - 12 移動端末設備用電子証明書が記録されている移動端末設備の譲渡又は紛失等によって、電子証明書及び署名利用者符号等が悪用されることのないよう、国は、これらを迅速かつ確実に失効・削除する仕組みを整備するとともに、移動端末設備の買取り等を行う関係事業者に対して電子証明書が失効済であること並びに電子証明書及び署名利用者符号等が復元不可能な形で削除済であることを確認するよう要請するなど、万全の措置を講ずること。
 - 13 地方公共団体情報システム機構において、情報システムに関する高度な専門的知識を有する人材の確保及び育成が円滑に図られるよう適切な支援を行うこと。また、同機構については、一層の情報公開を推進するなど、透明性の高い運営が行われるよう、必要な措置を講ずること。
 - 14 契約において書面の交付に代わり電磁的記録を提供する場合には、契約内容に係る電磁的記録を消費者が容易に保存できる手段を確保する等、適切な取組を事業者に促すこと。
 - 15 押印手続の見直し等に伴い普及しつつある電子署名等のトラストサービスについて、その信頼性の確保が重要であることに鑑み、デジタル庁を司令塔として、国際的な相互運用性を踏まえつつ、信頼性を評価するための基準の策定及び評価に関する包括的な仕組みの構築に取り組むこと。
- 五 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に関し、本法による預貯金口座の登録が、国民の資産把握のために用いられないことがないようにすること。
- 六 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行に関し、以下の事項について配慮すること。
- 1 預貯金口座への個人番号の付番により個人資産が国により把握されることに対する国民の懸念があることに鑑み、税務調査等の法令に基づく調査以外で国が預貯金口座の利用状況を確認することがないようにすること。
 - 2 預金保険機構が本法の規定により提供を受けた本人特定事項、個人番号、口座情報等については、その目的のための使用を終了した後は、直ちに復元不可能な形で削除することを預金保

険機構に徹底すること。
右決議する。

デジタル庁設置法案(閣法第27号)

(衆議院 3.4.6可決 参議院 4.14内閣委員会付託 5.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣に、デジタル庁を置く。
- 二、デジタル庁は、デジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること及びデジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とする。
- 三、デジタル庁は、二の任務を達成するため、デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案及び総合調整等をつかさどるほか、デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進、行政手続における特定の個人又は法人その他の団体を識別するための番号等の利用に関する総合的かつ基本的な政策の企画立案及び推進、情報通信技術を用いた本人確認に関する総合的かつ基本的な政策の企画立案及び推進、データの標準化、外部連携機能及び公的基礎情報データベースに関する総合的かつ基本的な政策の企画立案及び推進、国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の民間事業者の情報システムの整備及び管理の基本的な方針の作成及び推進、国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業の統括及び監理等をつかさどる。
- 四、デジタル庁は、内閣総理大臣を長とし、事務統括権、関係行政機関の長に対する勧告権等を有するデジタル大臣を置くとともに、副大臣1人、大臣政務官1人に加え、デジタル大臣に進言等を行い、かつ、庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督するデジタル監等を置く。また、デジタル庁に、全ての国务大臣等をもって組織するデジタル社会推進会議を置く。
- 五、この法律は、一部を除き、令和3年9月1日から施行する。
- 六、政府は、この法律の施行後10年を経過した場合において、この法律の施行の状況及びデジタル社会の形成の状況を勘案し、デジタル庁の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(3.5.11内閣委員会議決)

デジタル社会形成基本法案(閣法第26号)と同一内容の附帯決議が行われている。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第28号)

(衆議院 3.4.6可決 参議院 4.14内閣委員会付託 5.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3法を個人情報保護に関する法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度を含め、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する等の措置を講ずる。
- 二、国家資格に関する事務等における個人番号の利用及び情報連携を拡大するとともに、従業員本

- 人の同意があった場合における転職時等の使用者間における特定個人情報の提供を可能とする。
- 三、地方公共団体が指定した郵便局における個人番号カードの電子証明書の発行・更新、公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報の提供及び電子証明書の移動端末設備への搭載を可能とする等の措置を講ずる。
- 四、地方公共団体情報システム機構の代表者会議に主務大臣又はその指名する者を加えるとともに、同機構の個人番号カード関係事務について、国が目標設定、計画認可、財源措置等を行うこととする。
- 五、押印を求める手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。
- 六、この法律は、一部を除き、令和3年9月1日から施行する。

【附帯決議】 (3.5.11内閣委員会議決)

デジタル社会形成基本法案(閣法第26号)と同一内容の附帯決議が行われている。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案(閣法第29号)

(衆議院 3.4.6可決 参議院 4.14内閣委員会付託 5.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を図るため、各行政機関の長等が行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座を、内閣総理大臣にあらかじめ登録し、当該行政機関の長等が当該金銭の授受をするために当該預貯金口座に関する情報の提供を求めることができることとするとともに、個別の法律の規定によらない一定の公的給付の支給を実施するための基礎とする情報について個人番号を利用して管理できることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座の登録

預貯金者は、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる一の預貯金口座について、デジタル庁令で定めるところにより、又は金融機関等を通じ、内閣総理大臣に申請をして、その登録を受けることを可能とする。

二、公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求

行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、登録された預貯金口座に関する情報について、内閣総理大臣に対し提供を求めることを可能とする。

三、特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施に必要な措置

行政機関の長等は、個別の法律の規定によらない公的給付のうち、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの又は経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものとして内閣総理大臣が指定するものの支給を実施しようとするときは、当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することを可能とする。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】 (3.5.11内閣委員会議決)

デジタル社会形成基本法案(閣法第26号)と同一内容の附帯決議が行われている。

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案(閣法第30号)

(衆議院 3.4.6可決 参議院 4.14内閣委員会付託 5.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとと

もに、預貯金者の利益の保護を図るため、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が預貯金口座に関する情報を提供する制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理

1 預貯金者は、預貯金口座について個人番号を利用して管理することを希望する旨を申し出ることができる。金融機関は、預貯金契約その他重要な取引を行う場合に、預貯金者に対し、当該金融機関が管理する預貯金口座について個人番号を利用して管理することを承諾するかどうかを確認しなければならない。

2 預貯金者本人の意思に基づき、預金保険機構に対し、複数の金融機関の預貯金口座について個人番号を利用して管理することを希望する旨を申し出ることができる。

二、災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供

災害又は相続の際に、預貯金者又はその相続人が、既に個人番号を利用して管理されている預貯金口座の所在情報を金融機関で確認することを可能とする。

三、預金保険機構の業務の特例等

預金保険機構の業務の特例として、この法律に基づき預金保険機構が行う業務について預金保険法を適用するほか、国は、預金保険機構及び金融機関と協力して、預貯金口座への個人番号の付番について必要な広報等を行うものとする等、所要の規定の整備を行う。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(3.5.11内閣委員会議決)

デジタル社会形成基本法案(閣法第26号)と同一内容の附帯決議が行われている。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(閣法第31号)

(衆議院 3.4.16修正議決 参議院 4.26総務委員会付託 5.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方公共団体情報システムとは、地方公共団体が利用する情報システムであって、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務の処理に係るものとする。

二、政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るため、地方公共団体情報システムの標準化の意義及び目標並びに地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準の策定に関する基本的な事項等を含む、基本方針を定めることとする。

三、標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する大臣は、当該法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等について、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を、内閣総理大臣及び総務大臣は、データの相互運用性の確保、サイバーセキュリティ等、各地方公共団体情報システムに共通して必要となる基準を定めることとしており、地方公共団体情報システムは、これらの基準に適合するものでなければならないこととする。

四、地方公共団体は、全ての地方公共団体がクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境において地方公共団体情報システムを利用するよう努めるとともに、国は、地方公共団

体情報システムの標準化のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

五、この法律は、令和3年9月1日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を附則に追加する修正が行われた。

【附帯決議】 (3.5.11総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一、標準化対象事務を定める政令の制定等に当たっては、地方三団体に対し情報提供や意見聴取を行うとともに、有識者からも広く意見を聴くなど、地方公共団体の意見を最大限尊重すること。
- 二、地方公共団体の利用する情報システムは、地方公共団体が自ら構築することが基本であり、その整備・管理の方針についても地方公共団体が策定すべきものであることに鑑み、国による基本方針の策定に当たっては、地方三団体に加え、その他の地方関係団体等とも十分な調整を行い、地方公共団体の実情に即したのものとすること。
- 三、標準化基準は、地方公共団体の規模、権能及び地域特性等の違いを踏まえた柔軟なものとする。また、その策定・変更にあたっては、全ての地方公共団体や関係事業者の意見を丁寧に聴取するとともに、標準化対象事務や情報システムを担う職員等の意見を聴取するなど、関係者の幅広い意見を十分に反映させ、情報システムの運用実態を踏まえたものとする。さらに、標準化基準の検討状況について、逐次公表すること。
- 四、地方公共団体情報システムについて、地方公共団体や関係事業者の創意工夫による改善が図られるよう、地方公共団体及び関係事業者からの新たな機能に関する提案のうち有用性が認められるものについては、積極的に標準化基準に反映すること。
- 五、地方公共団体情報システムの標準化及び業務プロセスの見直し等により、地方公共団体の窓口業務に混乱が生じ、住民サービスの提供に支障が生じることのないよう、地方公共団体と十分な調整を行い、必要な人的・財政的支援を行うなど、万全の対策を講ずること。また、標準準拠システムへの円滑な移行が図られるよう、十分な移行期間を確保するとともに、やむを得ない事由のある地方公共団体については、移行期間の取扱いについて検討すること。
- 六、地方公共団体情報システムの標準化を始め、地方公共団体のデジタル化の推進にあたっては、これを支える人材の確保・育成が不可欠であることに鑑み、市町村及び地方公共団体情報システム機構において、高度な専門的知識を有するデジタル人材の確保・育成が円滑に図られるよう、必要な人的・財政的支援を行うこと。あわせて、地方公共団体が発注者責任を十分に果たせるよう、高度な専門知識を有するデジタル人材の配置に配慮するとともに、デジタル化を進める担当部署に必要な権限を与える仕組みづくりを行うよう促すなど環境整備に尽力すること。
- 七、地方公共団体情報システムの標準化に要する経費については、国の責任において全額国費で措置するとともに、発注仕様の標準化等による予算執行の効率化を図ること。また、標準準拠システムの維持・管理及び改修等に要する経費について、必要な財政措置を講ずること。
- 八、地方公共団体情報システムの標準化に伴う情報システムの運営経費等の減少額については、地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講ずること。
- 九、地方公共団体情報システムの標準化を契機として、上乗せ給付などの地方公共団体独自の施策が廃止・縮小されることのないよう、地方公共団体情報システムの機能等について、当該施策を継続するための改変・追加が行えるようにするとともに、当該改変・追加に要する経費について必要な財政支援を行うこと。
- 十、地方公共団体のデジタル化の推進に伴い、地方公共団体の保有する個人情報について、情報連携の増加が見込まれることを踏まえ、個人情報の漏えいや不適正な利用が生じることのないよう万全の措置を講ずること。
- 十一、地方公共団体の保有する個人情報に関しては、地域の特性等に応じた独自の保護措置が講じ

られてきたことを踏まえ、改正後の個人情報保護法下で講じられる独自の保護措置についても、標準化基準等において特段の配慮を行うこと。

十二、ガバメントクラウドの構築に当たっては、セキュリティ対策に万全を期すとともに、自然災害等による停電時の対応も含めてシステム障害が発生することのないよう十分な対策を講じること。また、標準準拠システムへの移行を円滑に進めるため、ガバメントクラウドの構築に向けた検討段階においても、地方公共団体に対し適時適切な情報提供を行うこと。

十三、ガバメントクラウドの活用による地方公共団体情報システムの利用に当たっては、個人情報の適切な管理を徹底する観点から、地方公共団体ごとのデータをクラウド上で分離するとともに、厳格なアクセス制限を行うなど、個人情報を保護するための必要な対策を講ずること。

十四、本法附則第2項に基づく検討に当たっては、地方公共団体独自の施策への影響等にも留意しつつ、地方公共団体の意見を踏まえて検討を加え、その結果に基づいて、標準化対象事務、基本方針及び標準化基準の在り方等について必要な見直しを行うこと。

右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）

（衆議院 3. 3. 18可決 参議院 3. 22外交防衛委員会付託 3. 26本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在ダナン日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 二、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 三、在勤基本手当の月額について部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において必要な調整を行うための措置を定める。
- 四、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給開始年齢を改める。
- 五、この法律は、令和3年4月1日から施行する。ただし、在ダナン日本国総領事館の新設に係る部分は、政令で定める日から施行する。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第33号）

（衆議院 3. 3. 18可決 参議院 3. 22農林水産委員会付託 3. 26本会議可決）

【要旨】

本法律案は、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、令和12年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、現行法による支援措置の延長

- 1 特定間伐等（森林の間伐又は造林で令和12年度までの間に行われるもの）の実施の促進に関する計画を作成した市町村に対する交付金の交付、同計画に基づき地方公共団体が支出する特定間伐等の実施及び助成に要する経費に係る地方債の起債の特例等の支援措置を引き続き講ずることとする。
- 2 特定母樹（特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定するもの）の増殖に取り組む計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者に対する林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等の支援措置を令和12年度まで引き続き講ずることとする。

二、成長に優れた苗木による再造林の実施を促進するための措置の創設

- 1 都道府県知事は、特定間伐等の実施の促進に関する基本方針又は特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針（以下「基本方針」と総称する。）に、特定植栽（特定間

伐等のうち増殖された特定母樹の種穂から育成された苗木を植栽すること)の実施を促進すべき区域(以下「特定植栽促進区域」という。)その他の事項を定めることができることとする。

- 2 特定植栽促進区域内で基本方針に定められた事項に基づき、特定植栽を行う事業を実施しようとする者は、特定植栽事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとする。
- 3 2の認定を受けた者に対する林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等の支援措置を講ずることとする。

三、施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】(3.3.26農林水産委員会議決)

森林は、国土の保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、適正な森林整備を推進することは極めて重要である。

また、パリ協定に基づく我が国の森林吸収量目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現のためにも、引き続き、間伐や再造林等の森林整備を通じて、森林吸収量の最大化を図っていくことが極めて重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 再造林をはじめ、間伐等の森林施業による森林吸収源対策を着実に進めるため、森林整備事業に係る予算の確保及び支援措置を拡充すること。
- 二 特定母樹の増殖に当たっては、遺伝的多様性に十分配慮すること。また、増殖した特定母樹から採取される種穂の配布に当たっては、地域の苗木生産者が広く利用できるようにすること。
- 三 再造林に当たっては、適地適木を原則とすること。また、特定苗木を用いた植栽については、地域の実情も踏まえつつ、区域指定や施業の基準となる考え方を国として示すこと。
- 四 未更新地の解消を図るため、再造林に係る省力化・効率化、苗木供給量の拡大、苗木生産者の支援に係る施策を拡充すること。
- 五 森林資源の循環利用の確立に向け、林業労働力の育成・確保に向けた施策の拡充、賃金・労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策を強化すること。
- 六 2050年カーボンニュートラルに向けて、木材の利用拡大による炭素貯蔵、二酸化炭素の排出削減効果を最大化するため、本法の措置に加え、CLTや耐火部材等の活用により、公共建築物のみならず民間の非住宅建築物の木造化・木質化を進めるとともに、熱利用など高効率な木質バイオマスエネルギーの活用を推進すること。
- 七 国有林野事業においても、国有林の一元的な管理経営の下、再造林、間伐等の森林整備が着実に推進されるよう、適正な人員等の確保、人材の育成、技術の継承等に努めること。
- 八 台風等の自然災害による森林被害や山地災害が頻発している現状に鑑み、災害からの復旧を迅速化し、今後の災害発生を予防する観点から、間伐をはじめとする適切な森林整備を推進するとともに、災害発生リスクの増大を踏まえた治山対策を強化すること。

右決議する。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 3.4.15可決 参議院 4.27地方創生及び消費者問題に関する特別委員会付託 5.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、法人農地取得事業に係る農地法の特例措置の期限を2年間延長するとともに、国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業に係る建築基準法の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであり、その主な内容は次の

とおりである。

- 一、農地法の特例として、農業委員会が一定の要件を満たす法人に対し、農地の取得を許可することができる現行の特例措置の期限を2年間延長する。
- 二、工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例として、工場等の緑地面積の敷地面積に対する割合等について、市町村が周辺環境との調和の確保に配慮しつつ、条例で、これらの法律により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。
- 三、建築基準法の特例として、国家戦略特別区域計画の認定をもって、地区計画等の区域において条例で用途規制の緩和を行う際に必要となる国土交通大臣の承認があったものとみなす。
- 四、中心市街地の活性化に関する法律の特例として、国家戦略特別区域計画の認定をもって、中心市街地活性化基本計画の認定があったものとみなす。
- 五、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(3.5.7地方創生及び消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 養父市で実施されている法人農地取得事業の農地所有の評価に当たっては、リースではなく農地を所有する目的、所有による効果を明らかにすること。また、農地は地域ごとに特徴が異なるため、養父市における所有農地で弊害がないことをもって、この制度の全国展開及び実施期間の再延長を行わないこと。さらに、本法に基づく対象地域を検討するに当たっては、当該地域の農業経営及び農地の利用状況等について慎重に検討すること。
- 二 本法による株式会社等の農地所有については、当該農地等が目的外使用、転売又は開発行為等により荒廃すること等のないよう十分に配慮すること。近隣農家等の懸念・不安の払拭に努めること。
- 三 株式会社等の農地所有を認めた後、農地の利用状況等についての的確に監視するよう特定地方公共団体を指導するとともに、目的外使用等を理由に農地等の所有権を当該地方公共団体に移転するに当たっては、当該地方公共団体は住民の負担を軽減するよう努め、売買による場合においては適切な価格で取得するなど、当該住民に必要以上の負担とならないよう配慮すること。
- 四 令和3年度中に国家戦略特別区域以外においても政府が実施する法人農地取得事業に係るニーズと問題点の調査は、その実施目的を明確にし、全国展開を前提としないこと。また、その調査及び結果の判断に当たっては、株式会社等の農地所有に関する懸念を十分踏まえること。
- 五 法人農地取得事業の取扱いについては、国家戦略特別区域諮問会議の民間議員の意見のみによるのではなく、国民の代表である立法府の意見を尊重すること。
- 六 工場立地法等に基づく工場敷地の緑地面積率等の規制について、国の準則又は市町村の準則に代えて、市町村の条例により、緑地面積率等の基準の緩和を可能とする国家戦略特別区域工場等新增設促進事業を定めた区域計画を認定するに当たっては、周辺環境との調和の確保に十分に配慮したものとるようにすること。

右決議する。

少年法等の一部を改正する法律案(閣法第35号)

(衆議院 3.4.20可決 参議院 4.23法務委員会付託 5.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化及び少年による犯罪の実情に鑑み、年齢満18歳以上20歳未満の特定少年に係る保護事件について、ぐ犯をその対象から除外し、原則として検察官に送致しなければならない事件についての特例等の規定を整備するとともに、刑事処分相当を理由とする検察官送致決定がされた後は、少年に適用される刑事事件の特例に関する規定は、特定少年には原則として適用しないこととする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次

のとおりである。

一、保護事件の特例

1 特定少年の保護事件について、家庭裁判所が原則として検察官に送致しなければならない事件に、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、犯行時18歳以上の少年に係るものを加える。

2 特定少年の保護事件について、ぐ犯をその対象から除外するとともに、家庭裁判所による保護処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内においてしなければならない。

二、刑事事件の特例

特定少年について、検察官送致の決定がされた後の刑事事件の特例に関する規定（不定期刑等）は、原則として適用しない。

三、記事等の掲載の禁止の特例

特定少年が犯した罪により公訴を提起された場合には、略式手続による場合を除き、記事等の掲載の禁止に関する規定を適用しない。

四、関係法律の整備

更生保護法、少年院法等の関係法律について、所要の整備を行う。

五、施行期日等

1 この法律は、令和4年4月1日から施行する。

2 政府は、施行後5年を経過後、施行状況、社会情勢・国民意識の変化等を踏まえ、罪を犯した18歳以上20歳未満の者に係る事件の手続・処分・処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があるときは、所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(3.5.20法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 18歳及び19歳の者は、典型的に成長発達途上にあつて可塑性を有する存在であることから、引き続き少年法の適用対象と位置付けることとした趣旨を踏まえ、少年の健全な育成を期するとの法の目的及び理念に合致した運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。

二 現行の原則逆送対象事件については、家庭裁判所が、犯情及び必要保護性に関する様々な事情について十分な調査を行った上、これにより判明した事実を考慮して、検察官に送致するかどうかの決定を行っていることを踏まえ、新たに原則逆送の対象となる罪の事件には様々な犯情のものがあることに鑑み、家庭裁判所が同決定をするに当たっては、きめ細かな調査及び適正な事実認定に基づき、犯情の軽重及び必要保護性を十分に考慮する運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。

三 18歳及び19歳の者の健全育成及び非行防止のためには、早期の段階における働き掛けが有効であることに鑑み、少年非行対策及び福祉支援策における関係府省庁の連携・協議の枠組みを強化するとともに、関係諸機関、団体等と有機的に連携しつつ、適切な保護、支援を行うための施策の一層の推進を図ること。

四 罪を犯した者、とりわけ18歳及び19歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。

五 特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たっては、事案の内容や報道の公共性の程度には様々なものがあることや、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。また、インターネットを悪用した人権侵害対策への取組を推進すること。

六 少年事件に関する事件広報に当たっては、被害者及びその家族・遺族の名誉又は生活の平穏が害されることのないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。

七 犯罪被害者支援を充実させる観点から、真に援助が必要な犯罪被害者が早期の段階から弁護士

による支援を受けるための弁護士費用の援助を始めとする充実した法的支援の方策について、担い手である日本弁護士連合会や日本司法支援センターと連携し、引き続き検討すること。

八 可塑性を有することなどの特定少年の特性を踏まえ、検察官送致決定がされた事件において、特定少年に対する被疑者取調べが適正に行われるよう、必要な検討を行うこと。

右決議する。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(閣法第36号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、退去強制手続における送還・収容の現状に鑑み、退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとするため、在留特別許可の申請手続の創設、収容に代わる監理措置の創設、難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し、本邦からの退去を命ずる命令制度の創設等の措置を講ずるほか、難民に準じて保護すべき者に関する規定の整備その他所要の措置を講じようとするものである。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第37号)(先議)

(参議院 3.4.12内閣委員会付託 4.16本会議可決 衆議院 6.8可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、クロスボウの所持の禁止に関する規定の整備

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーが人の生命に危険を及ぼし得るもの(以下「クロスボウ」という。)について、所持の禁止の対象とすることとする。

二、クロスボウの所持許可制に関する規定の整備

1 標的射撃等の用途に供するためクロスボウを所持しようとする者は、所持しようとするクロスボウごとに、その所持について、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととする。

2 クロスボウの所持の許可に係る欠格事由に関する規定を設けるとともに、クロスボウの取扱いに関する講習会の実施等に関する規定を設けることとする。

3 所持許可に係る用途に供する場合その他正当な理由がない場合における携帯又は運搬を禁止し、所持許可に係る用途に供する場合を除いてはクロスボウを発射してはならないこととする。譲渡する場合における相手方の確認に関する規定を設けることとする。

三、クロスボウ射撃指導員に関する規定の整備

都道府県公安委員会は、クロスボウの操作及び射撃に関する知識、技能等が基準に適合する者を、その者の申請に基づき、クロスボウ射撃指導員として指定することができることとする。

四、その他の規定の整備

罰則に関する規定その他所要の規定を整備することとする。

五、施行期日等

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。この法律の施行の日から起算して6月を経過する日までの間について、この法律の施行の際現にクロスボウを所持している者等に関する経過措置を設ける。

【附帯決議】(3.4.15内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 所持禁止対象となるクロスボウを定める内閣府令等を早期に制定するとともに、本法の運用に当たっては、明確な運用基準を都道府県警察に示して、その適正な執行を確保すること。

- 二 クロスボウの所持許可に当たっては、厳格な審査や的確な行政処分による不適格者の排除等が確実に実施されるよう、都道府県警察に対し指導・助言を行うこと。
- 三 クロスボウの所持禁止及び許可制導入について、販売・輸入事業者を始め国民に対して積極的に広報啓発を行うこと。とりわけクロスボウを既に所持している者に対しては、経過措置期間中の許可申請や廃棄手続が円滑かつ適正に行われるよう、法改正内容の周知徹底を図ること。
- 四 クロスボウの入手経路の大半がインターネット上の取引であることに鑑み、個人間の売買を含め、事業者とも協力の上、その監視及び取締りを一層強化すること。また、関係機関とも緊密に連携し、クロスボウの輸入時の審査・検査体制を強化すること。
右決議する。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第38号)

(衆議院 3. 4. 13可決 参議院 4. 14総務委員会付託 4. 21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、不特定の者によって受信されることを目的として行われる特定電気通信による情報の流通によって、自己の権利を侵害されたとする者が増加する中で、発信者情報の開示請求についてその事案の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続を創設するとともに、開示関係役務提供者の範囲を見直す等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、裁判所が、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、開示関係役務提供者に対し、開示請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる発信者情報開示命令を設けることとする。
- 二、発信者情報開示命令の申立てを行うことができる管轄について定めるとともに、当該申立てについての決定に対する異議の訴えを提起できることとする。
- 三、開示命令事件が終了するまでの間に発信者の特定ができなくなることを防止するため、裁判所が、開示命令の申立てをした者の申立てにより、決定で、開示関係役務提供者に対し、その保有する発信者情報を他の開示関係役務提供者に提供すること等を命ずるとともに、発信者情報の消去禁止を命ずることができることとする。
- 四、開示関係役務提供者として、侵害情報の発信者が当該情報の送信に関連して行った他の通信を媒介した関連電気通信役務提供者を追加するとともに、所定の要件を満たす場合、関連電気通信役務提供者に対し、当該通信に係る発信者情報の開示を請求することができることとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(3. 4. 20総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、迅速・的確な被害者救済とともに、民主主義の根幹である表現の自由、通信の秘密が確保されるよう特に留意の上、関係機関・団体に協力を求めてインターネット上の誹謗中傷・人権侵害対策に当たること。
- 二、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害に関する情報発信について、過去の権利侵害に関する判例に基づくガイドラインを作成すること等により、運営事業者自身による契約約款や利用規約等に基づく主体的な削除等の取組を支援するとともに、迅速・的確な削除等の対応ができる環境整備を行うこと。
- 三、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害情報等に関する相談件数が高止まりしており、今後、デジタル化の進展により多種多様な誹謗中傷・人権侵害情報等の発信が想定されることから、インターネット上で誹謗中傷等を受けた被害者の相談体制を関係機関・団体と連携の上、充実・強化し、実効性のある被害者支援体制を構築すること。

- 四、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害を防止するためには、社会全体の情報モラルやICTリテラシーの向上が重要であることから、関係機関・団体が連携協力して啓発活動及び加害者や被害者にならない対策を行うとともに、特に児童・生徒に対する情報モラルやICTリテラシー教育を充実させること。
- 五、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害が海外のウェブサイトやサーバーを經由して行われ得ることに鑑み、発信者情報開示手続や削除に関し、諸外国との間で国際協力体制を構築するよう努めること。
- 六、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害対策に当たっては、誹謗中傷等に関する相談や削除対応等の件数等について実態把握を行うとともに、本法施行後において、本法に基づく非訟手続による対応件数、開示までの所要日数等を把握し、適切な被害者救済方策となっているかの検証及び運営事業者に寄せられた削除請求等の件数と対応結果について調査研究を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行うこと。
- 七、インターネットにおける今後の急速な技術革新に伴い予想される誹謗中傷・人権侵害情報の多種多様な態様の変化に適切に対応できるよう、発信者情報開示及び削除の制度について不断の見直しを行うこと。
- 八、インターネット上で権利侵害を受けた被害者が、迅速かつ円滑に権利回復を図ることができるよう、本法に基づく非訟手続について、関係機関・団体と連携の上、適切な周知を図ること。
- 九、インターネット上で広がっている性暴力被害についても、被害者救済のための運営事業者の役割などを明らかにし、対策を強化すること。
- 右決議する。

放送法の一部を改正する法律案(閣法第39号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、近年の放送をめぐる環境の変化を踏まえ、日本放送協会の受信料の適正かつ公平な負担を図るために還元目的積立金に関する制度等を整備するとともに、他の放送事業者等による責務の遂行に対する日本放送協会の協力に係る努力義務規定を整備する等の措置を講じようとするものである。

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第40号)

(衆議院 3.4.8可決 参議院 4.12農林水産委員会付託 4.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農林漁業及び食品産業の持続的な発展を図るため、農業法人投資育成事業の対象となる法人として、林業又は漁業を営む法人、食品産業の事業者等を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名

題名を「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」とすることとする。

二、農業法人投資育成事業の対象法人の追加

農業法人投資育成事業について、その対象として、農業法人に加えて、以下の法人を追加することとし、事業名を「農林漁業法人等投資育成事業」へと変更することとする。

- 1 株式会社等であって林業又は漁業を営むもの及び漁業生産組合
- 2 農事組合法人又は株式会社等であって、農林水産物若しくは食品の製造、加工、流通、販売若しくは輸出又はこれらを飲食させる役務の提供を営むもの
- 3 農事組合法人又は株式会社等であって、農林水産物の生産又は2の事業の合理化、高度化その他の改善の支援その他の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与すると認められる事業

活動を行うもの

三、外国法人である農林漁業法人等への投資を行う場合における事業計画の承認要件の追加

外国法人である農林漁業法人等への投資を行うおとする株式会社又は投資事業有限責任組合については、事業計画に当該外国法人である農林漁業法人等が営む事業等を記載するものとし、その内容が基準に照らして適切と認める場合に農林水産大臣は事業計画を承認するものとする。

四、投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例

三に係る事業計画の承認を受けた投資事業有限責任組合が行う投資は、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）による海外投資割合に対する規制の対象外とすることとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（3.4.20農林水産委員会議決）

農林漁業及び食品産業を取り巻く諸情勢の変化に対処し、その持続的な発展に向けては、家族農業経営発展の支援及び農業経営の法人化を引き続き推進するとともに、農林漁業の生産現場から、輸出、製造、加工、流通、小売、外食等に至るフードバリューチェーン全体への資金供給の促進を図ることが重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 改正後の農林漁業法人等投資育成事業の投資対象が現行よりも大幅に追加・拡大される前提として、我が国の農林漁業は、家族経営及び地域に根差した法人等による経営が中心であり、これらの農林漁業者の経営の安定と所得の向上がその持続的な発展に必要な不可欠であることを十分認識し、政府主導で設立した株式会社農林漁業成長産業化支援機構の反省も踏まえた上で、本法に基づく民間の資金供給を促進する制度を適切に運用すること。
- 二 農林漁業法人等に対する投資育成事業の実施に当たっては、出資、融資等の資金調達に係る利用者の自主的な判断を尊重した上で、農林漁業法人等が本制度による出資を活用する際に、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の実施、6次産業化の推進等、農林漁業及び食品産業の持続的な発展に寄与するための幅広い施策との連携が可能となるよう、丁寧な制度の説明及び周知を図ること。
- 三 外国法人への投資割合規制を緩和する改正後の法第12条の運用等、外国法人に対する投資育成事業の実施に当たっては、国内における投資以上に投資リスクが懸念されることを踏まえて、投資主体に対する適切な指導・監督を行う体制を確保する観点から事業計画の承認に係る基準等を定めるとともに、当該投資リスクの低減に万全を期すこと。

右決議する。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）（先議）

（参議院 3.4.5内閣委員会付託 4.9本会議可決 衆議院 5.18可決）

【要旨】

本法律案は、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置により記録され、又は送信される当該装置の位置に係る位置情報取得する行為等を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等に係る書類の送達について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、規制対象行為の拡大

1 次に掲げる行為を「つきまとい等」に追加して、規制の対象とする。

イ 相手方が現に所在する場所の付近において見張りをし、当該場所に押し掛け、及び当該場所の付近をみだりにうろつく行為

ロ 拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為

2 次に掲げる行為を「位置情報無承諾取得等」として、規制の対象とする。

イ 相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（ロの行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該装置の位置に係る位置情報を一定の方法により取得する行為

ロ 相手方の承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為

二、禁止命令等に係る書類の送達

禁止命令等は、書類を送達して行く。その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、都道府県公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができる。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、一の2及び二の規定は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

【附帯決議】(3.4.8内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 位置情報無承諾取得等の規制対象となる事項を政令で定めるに際しては、科学技術の進展に機動的に対応した内容となるよう配慮するとともに、規制対象の具体的な内容が明確なものとなるよう、十分留意すること。

二 位置情報無承諾取得等に関し、位置情報記録・送信装置の取付け等に関する承諾の撤回に相手方が応じない場合等については、後に重大な被害へとつながるおそれがあるため、ちゅうちょすることなく警察等へ相談するよう周知すること。併せて、警察において相談に対し適切に対応する体制を整え、その旨についても周知すること。

三 禁止命令等を書類の送達で行うことにより、従来の直接交付の場合に比べて迅速な対応が困難となる事案も生じることから、犯罪抑止効果が弱まることのないよう、十分留意すること。

四 多様化するストーカー事案に早急に対応するため、警察がこれまでに対応したストーカー事案の分析及び検証を行い、その結果、現行の規制では対応できない事例が確認された場合には、法制度面も含め速やかに必要な見直しを行うこと。

五 ストーカー事案の加害者の再犯を防止するため、性犯罪者に対する性犯罪者処遇プログラム等を参考に、警察と関係機関の連携を推進し、加害者の治療及び更生をより一層支援すること。併せて、ストーカー事案が依然として後を絶たない状況に鑑み、被害発生を未然に防止するための知識の普及啓発等についても、学校教育等の活用を含め、関係府省と連携し、対策を講ずること。

六 監視カメラを悪用したストーカー事案は、位置情報無承諾取得等同様、相手方が認識できないように行われる極めて悪質な事案であり、本法の規制対象とすることを含め、必要な対策を検討すること。

七 怨恨の感情等に基づくストーカー事案など、本法に抵触しない動機に基づくものであっても、本法で規制されている恋愛感情に基づくストーカー事案同様、被害者に多大な恐怖をもたらすものもあることから、本法の規制対象とすることを含め、必要な対策を検討すること。その際、過度に広範な規制とならないよう、罪刑法定主義を十分に踏まえること。

右決議する。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第42号)(先議)

(参議院 3.4.5厚生労働委員会付託 4.16本会議可決 衆議院 6.3可決)

【要旨】

本法律案は、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、特に男性の育児休業の取得の促進を図るとともに、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、所要の措置を講じ

ようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、労働者は、その養育する子について、原則として休業の2週間前までにその事業主に申し出ることにより、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に4週間以内の期間を定めてする出生時育児休業をすることができる。この場合において、合計28日を限度として、2回に分割することができる。また、事業主は、出生時育児休業申出をした労働者から就業可能日等の申出があった場合には、その範囲内で日時を提示し、当該労働者の同意を得た場合に限り、厚生労働省令で定める範囲内で、当該労働者を当該日時に就業させることができる。
- 二、事業主は、その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備又はその他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置のいずれかの措置を講じなければならない。併せて、事業主は、労働者が当該事業主に対し、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等を申し出たときは、当該労働者に対して、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、育児休業申出に係る当該労働者の意向を確認するための面談等の措置を講じなければならない。
- 三、1歳に満たない子についてする育児休業（一の休業を除く。）について、分割して2回の育児休業申出をすることができる。
- 四、常時雇用する労働者の数が1,000人を超える事業主は、毎年少なくとも1回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況を公表しなければならない。
- 五、期間を定めて雇用される者の育児休業及び介護休業の申出について、「当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」との要件を削る。
- 六、育児休業給付に出生時育児休業給付金を追加する。
- 七、この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行する。

【附帯決議】 (3.4.15厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、男性の育児休業の取得促進については、それが男性の育児・家事参加の機会確保と男女共同参画への意識改革につながることに加え、出産・育児においては、男性も女性も一定期間、職場から離れて育児に専念するということを社会通念上も雇用慣行上も当然のものとして定着させることで、雇用・職業における女性への根強い差別的取扱いを是正・解消し、真に男女が共に参画できる社会を構築することに寄与する観点で、今後も引き続き前進させるための努力を行うこと。
- 二、男性の育児休業取得率の令和7年において30パーセントという政府目標の実現に向けて、労働者及び事業主の理解の促進、育児休業制度の内容の周知、好事例の普及などに努めること。また、制度内容の周知に当たっては、本法による改正で複雑化した制度が国民によく理解され、もって育児休業の取得が促進されるよう、適切な広報に努めること。
- 三、今回の出生時育児休業は、一定の範囲で特別な枠組みを設けることにより、男性の育児休業取得を促進するための特別な措置であり、男性の育児休業取得がより高い水準になり、この仕組みがなくてもその水準を保つことができるようになった場合には見直すこと。
- 四、今回の制度改正の施行に当たっては、企業の理解を得た上で実施していくことが必要となることから、全ての労働者が育児休業の権利を行使できるよう、小規模事業者であっても活用できるような形で代替要員確保や雇用環境の整備等の措置に対して支援を行うなど、事業主の負担に配慮した制度運営を行うこと。
- 五、事業主はその雇用する労働者に対して出生時育児休業の申出期限を適切に周知するとともに、その申出期限にかかわらず事業主及び労働者双方が早期の休業申出に向けて互いに配慮することが望ましい旨を指針に明記すること。
- 六、育児休業は労働者の権利であって、その期間の労務提供義務を消滅させる制度であることから、育児休業中は就業しないことが原則であり、事業主から労働者に対して就業可能日等の申出を一方向的に求めることや、労働者の意に反するような取扱いがなされることのないよう指針に明記するとともに、違反が明らかになった場合には事業主に対して厳正な対処を行うこと。
- 七、出生時育児休業中の就業は、あくまで労働者からの申出が前提となっていることから、それを

可能とする労使協定の締結についても、使用者側からの一方的な押しつけにならないよう、労働者側の意向を反映する適正な手続を明らかにし、周知を徹底すること。

八、育児休業中の社会保険料免除要件の見直しに関し、労働者が育児休業中に就業した場合には、休業中の就業日数によっては社会保険料の免除が認められなくなり、労働者に想定外の経済的な負担が発生する可能性があることについて周知徹底すること。

九、選択肢の中からいずれかの措置を講じなければならないとされている雇用環境の整備については、可能な限り、複数の措置を行うことが望ましいことについて、事業主の理解を得るよう努めること。また、研修については、労働者のみでなく、事業主に対しても行われるような方策を検討し、労働者が希望する期間の育児休業を取得することのできる職場風土の醸成を図ること。

十、育児休業等の制度への理解不足により、労働者の権利行使が妨げられることのないよう、事業主が妊娠・出産の申出をした労働者に対して、育児休業制度のみでなく、休業の申出先や休業中の所得保障などについても知らせることとするなど、育児休業の取得に対して実効ある措置を講ずること。

十一、育児休業の取得意向の確認等において、労働者に対し取得を控えさせるような取扱いが行われないよう運用を徹底するとともに、違反が明らかになった場合には事業主に対して厳正な対処を行うこと。

十二、常時雇用する労働者が1,000人を超える事業主に義務付ける育児休業の取得状況の公表に際しては、育児休業取得期間についても、その公表の促進を図る方策について検討すること。

十三、上場企業等については、有価証券報告書などの企業公表文書等への育児休業取得率の記載を促すこと。

十四、雇用均等基本調査における育児休業取得期間の調査及び公表については、取得状況を的確に把握し、もって今後の育児休業制度の在り方の検討に資するため、その頻度及び調査項目について必要な見直しを行うこと。

十五、有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件の緩和について、労使双方の理解不足等により対象となる有期雇用労働者の権利行使が妨げられることのないよう、その趣旨を周知徹底すること。また、雇用の継続のために育児休業及び介護休業の取得を希望する有期雇用労働者が確実に取得できるよう、引き続き更なる環境整備に努めるとともに、今回の改正後の施行状況について検証を行い、必要な検討を行うこと。加えて、臨床研修医や専門医を目指す医師など、勤務先を短期間で移らざるを得ない者が育児休業を取得しやすくなるよう必要な方策を検討すること。

十六、派遣労働者については、派遣契約の違いによる育児休業及び介護休業の取得状況の実態把握を行い、取得促進に向けた運用の改善と具体的な促進策を検討すること。

十七、新型コロナウイルス感染症による雇用保険財政への影響を踏まえ、財政運営の安定確保策について早急に検討するとともに、雇用保険の国庫負担については雇用政策に対する政府の責任を示すものであることから、雇用保険法附則第15条の規定に基づき、安定した財源を確保した上で同法附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止すること。

十八、本法附則の規定に基づく検討においては、出生時育児休業等の取得期間、出生時育児休業中の就業、育児休業の分割取得、有期雇用労働者の育児休業等の取得の状況等について詳細な調査を行うとともに、その結果を広く公表すること。

十九、女性の就業継続を促進するためには男性の育児・家事への参画を促す必要があることから、自治体を実施する両親学級、父親学級等については、より男性が参加しやすく、産後の育児・家事について学ぶものとなるよう、必要な支援を行うこと。

二十、育児休業取得促進に向けた事業主の積極的な取組を推進するため、両立支援等助成金の更なる拡充など、効果的なインセンティブの在り方について検討すること。

二十一、同性カップルに対する育児休業、介護休業等の適用について、関連制度における取扱いも踏まえつつ、必要な対応の検討を行うこと。

右決議する。

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第43号)(先議)

(参議院 3.4.5環境委員会付託 4.9本会議可決 衆議院 6.3可決)

【要旨】

本法律案は、瀬戸内海における生物の多様性及び水産資源の持続的な利用の確保を図るため、関係府県知事が栄養塩類の管理に関する計画を定めることができる制度の創設、自然海浜保全地区の指定対象の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の目的に、生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを追加する。
- 二、法律の基本理念に、瀬戸内海の環境の保全は、気候変動による水温の上昇その他の環境への影響が瀬戸内海においても生じていること及びこれが長期にわたり継続するおそれがあることも踏まえて行わなければならないことを追加する。
- 三、関係府県知事は、単独で又は共同して、計画区域について、栄養塩類（窒素及びその化合物並びにリン及びその化合物をいう。）を適切に増加させるための措置（以下「栄養塩類増加措置」という。）の計画的な実施に関する計画（以下「栄養塩類管理計画」という。）を定めることができるものとする。
- 四、栄養塩類管理計画を定めた府県知事は、定期的に計画区域における公共用水域の水質の状況について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは当該栄養塩類管理計画を変更するものとする。
- 五、栄養塩類管理計画に記載された栄養塩類増加措置を実施する工場又は事業場について、水質汚濁防止法に規定する総量規制の適用除外及び工場又は事業場に設置されている特定施設の構造等の変更に係る特例を定める。
- 六、関係府県が条例で定めるところにより、藻場・干潟等が再生・創出された区域等を自然海浜保全地区に指定することを可能とするため、自然海浜保全地区の指定対象を拡充する。
- 七、国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域等において、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携の下に、漂流ごみ等の除去、発生の抑制その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 八、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(3.4.8環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、関係府県が栄養塩類管理計画を策定する場合には、他の関係府県を含め、地域の合意形成や協議等に対し適切に支援すること。また、適切な水質の保全及び管理が図られるよう、栄養塩類増加措置による周辺環境への影響に係る事前調査や、モニタリングの充実に向けた必要な支援を行うこと。さらに、栄養塩類管理計画の変更に当たっては、機動的に対処できるよう、必要な措置を設けること。
- 二、藻場・干潟等が、水質の浄化に加え、生物多様性の維持、炭素の貯留といった環境の保全上の重要かつ多様な機能を有していることに鑑み、関係省庁との連携の上、藻場・干潟等の保全、再生及び創出に係る施策の充実・強化に十分な予算の確保に努めること。また、未利用埋立地等を利用し、自然の力をいかした磯浜の復元に努めること。
- 三、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみといった漂流ごみ等の除去、発生抑制等に係る施策の実施に当たっては、地方公共団体、漁業者等による連携体制の構築の推進や、漂流ごみ等の処理費用に関する十分な予算の確保に努めること。あわせて、漂流ごみ等に係る各地域の環境保全活動に対する支援の充実・強化に努めること。
- 四、瀬戸内海における環境保全に関する施策の実施に当たっては、湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の水域ごと、季節ごとの課題に対して、湾・灘協議会の拡充等も含めて、きめ細やかな取組

を推進すること。また、瀬戸内海全域にわたる環境の状況を踏まえ、関係府県に対し、必要に応じて適切に助言等を行うこと。

五、瀬戸内海における栄養塩類と生物の多様性及び生産性との関係、気候変動の影響などについて引き続き科学的知見の充実を図り、水質の保全及び管理、気候変動影響への適応策などの必要な施策の実施に努めること。特に基本理念に明示された水温の上昇については、具体的な適応策を検討すること。

六、基本理念に掲げられている生物多様性の確保等を適切に行うために必要な施策についての調査研究及びその結果に基づいた具体的な施策の推進については、ポスト愛知目標の策定作業や日本における次期生物多様性国家戦略の策定作業との関連性を念頭に置くこと。

七、本法附則第3項による施行後5年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の規定の施行状況を踏まえ、必要があると認める場合には、適宜適切に所要の措置を講ずること。

右決議する。

国立大学法人法の一部を改正する法律案(閣法第44号)

(衆議院 3. 4. 22可決 参議院 4. 26文教科学委員会付託 5. 14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実を図るため、学長選考会議の機能強化及び監事の体制強化のために必要な措置を講ずるとともに、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学を設置する各国立大学法人を統合する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国立大学法人等が作成する中期計画の記載事項に、教育研究の質の向上及び業務運営の改善・効率化に関する目標を達成するためとすべき措置の実施状況に関する指標を追加するとともに、中期計画に基づく業務運営に関する年度計画及び業務の実績等に関する年度評価を廃止することとする。

二、国立大学法人の学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とするとともに、同会議の委員に学長を加えることができないこととし、理事は教育研究評議会において選出された者のみが委員になることができることとする。また、監事のうち少なくとも1人は常勤とするとともに、監事は学長に不正行為や法令違反等があると認めるときは、同会議に報告しなければならないこととする。

大学共同利用機関法人についても同様の措置を講ずる。

三、指定国立大学法人又は指定国立大学を設置する国立大学法人の理事は、2人まで増員できることとする。

四、国立大学法人等は、当該国立大学法人等が保有する教育研究に係る施設、設備等の管理及び他の大学等による利用の促進に係る事業を実施する者並びに当該国立大学等における研究成果を活用する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、文部科学大臣の認可を受けて、出資を行うことができるものとする。また、指定国立大学法人については、当該指定国立大学法人の研究成果を活用して商品の開発・生産等を行う事業を実施する者に対し、文部科学大臣の認可を受けて、出資を行うことができるものとする。

五、国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学を国立大学法人帯広畜産大学に統合し、以上3大学を設置する国立大学法人北海道国立大学機構とする。また、国立大学法人奈良教育大学を国立大学法人奈良女子大学に統合し、以上2大学を設置する国立大学法人奈良国立大学機構とする。

六、この法律は、一部を除き、令和4年4月1日から施行する。

【附帯決議】(3. 5. 13文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、学長がリーダーシップを発揮するためには学内からの信任と支持が不可欠であることを踏まえ、学長選考・監察会議の運営に当たっては、大学の自治を尊重し、多様な意見を持つ教職員・学生等を含む学内外のステークホルダーの理解を得られるよう努めること。また、可能な限り議事の内容を公表するなど、より一層の透明性の確保に努めること。
 - 二、学長選考・監察会議を構成する経営協議会の委員及び教育研究評議会の評議員の任命等を学長が行う仕組みは維持されることを踏まえ、その選定過程の透明性・公正性が担保される選任の在り方について検討を行うこと。
 - 三、監事の学長に対する第三者性・中立性を確保するとともに、監事の公正かつ厳正な監査業務の遂行に資する体制を整備すること。また、学長に対する牽制機能の実効性を確保する観点から、公益通報制度を活用するとともに、地域の弁護士等と連携するなど必要に応じて外部有識者による確認・検証の процедуруを講ずるよう努めること。
 - 四、国立大学法人による出資については、各国立大学法人の自主性・自律性を尊重するとともに、出資の実績によって自己収入が増加した場合、国立大学法人運営費交付金の減額等により、国立大学法人の財務基盤強化の意欲が削がれることのないよう留意すること。また、出資を行うに当たっては、財務状況の健全性を損なうことなく、戦略的・長期的に資金運用できる体制の整備に万全を期すること。
 - 五、一法人複数大学制度による国立大学法人の統廃合に当たっては、国立大学法人の経営基盤の強化及び効率的な経営を実現するとともに、個々の国立大学における教育研究の多様性が損なわれることのないよう十分に留意すること。
 - 六、国立大学法人が高い自主性・自律性を持ち、社会変革を先導する新たな役割と使命を果たすことができるよう国立大学法人に関する制度的枠組みや国による支援の在り方について継続的に検討すること。とりわけ中期目標・中期計画の策定に当たっては、国立大学法人の自主性・自律性に基づく発展を尊重する観点から、大学政策上必要となる大枠の方針を提示するとともに、国立大学法人に対する事前の規制とならないよう十分に留意すること。
- 右決議する。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案(閣法第45号)

(衆議院 3. 4. 22可決 参議院 4. 26農林水産委員会付託 5. 12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等がされ、及び利用される畜舎等に関する建築基準法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、「技術基準」及び「利用基準」の定義

「技術基準」とは、畜舎等の構造等について、利用基準に適合する畜舎等の利用の方法と相まって、安全上等の支障がないこと等の要件を満たすために必要な基準をいうこととし、「利用基準」とは、畜舎等の利用の方法について、安全上等の支障がないことを確保するために必要な基準をいうこととする。

二、畜舎建築利用計画の認定等

1 畜舎建築利用計画の認定

畜舎等について、技術基準に適合するように建築等をし、及び利用基準に従って利用しようとする者は、畜舎建築利用計画を作成し、都道府県知事に提出して、認定を受けることができるとし、都道府県知事は、当該申請に係る畜舎建築利用計画が技術基準及び利用基準等(その床面積が、省令で定める規模以下である畜舎等にあつては、技術基準を除く。)に適合すると認めるときは、認定をすることとする。

2 建築基準法令の適用除外

認定畜舎等（1の認定を受けた畜舎建築利用計画に係る畜舎等をいう。）については、建築基準法令の規定は、適用しないこととする。

三、認定計画実施者の監督等

二の1の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）は、認定畜舎等の利用の状況について、定期的に、都道府県知事に報告しなければならないこととし、違反を是正するために必要な認定計画実施者等に対する措置命令について所要の規定を設けることとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（3.5.11農林水産委員会議決）

我が国の畜産・酪農経営は、畜産クラスター等の地域の関係者が一丸となった取組の成果として、乳用牛、肉用繁殖雌牛の飼養頭数が増加に転じる一方、担い手の高齢化、後継者不足は深刻さを増しており、さらには、我が国の畜産・酪農経営は、国際的な競争に直面している。そのため、中小・家族経営を中心とする国内生産者を着実に支えていく必要がある。

畜産・酪農経営を維持・発展させるためには、生産基盤及び国際競争力の強化が喫緊の課題であり、省力化機械の導入や増頭・増産等の取組を推進するため、畜産業の経営実態に合った畜舎等の建築等をできるような措置し、畜舎等の建築に係る負担を軽減することが急務である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 技術基準、利用基準を定める主務省令の制定に当たっては、畜産農家はもとより、建築士をはじめとする専門家の意見を十分に踏まえ、関係者の十分な理解と納得を得た上で各基準を策定すること。また、畜舎建築利用計画の作成・申請においては、手続きが煩雑なものとならないよう留意すること。
- 二 畜産農家の畜舎等の建築を含めた総合的な経営判断に資するため、本法律案に基づく新制度による畜舎等の建築の経済的な優位性が明らかとなる事例等を畜種ごと等きめ細かく示すこと。また、建築に係る負担が低減された場合においても、財政支援を含め各支援策の削減は行わないこと。
- 三 家畜の能力が引き出され、家畜が健康になり、生産性の向上や畜産物の安全につながるアニマルウェルフェアに配慮し、動物の愛護及び管理に関する法律を遵守した家畜の管理の普及促進のための指導、支援を充実させること。
- 四 常に地域・現場の声に耳を傾け、生産基盤・国際競争力の強化に資する畜産クラスター事業等の施策を的確に実施すること。

右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）

（衆議院 3.4.22可決 参議院 5.10経済産業委員会付託 5.14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、知的財産の適切な保護及び知的財産制度の利便性の向上を図るため、手続期間の徒過により消滅した特許権の回復要件の緩和、特許審判等での口頭審理を映像及び音声の送受信により行う方法の導入、特許料等の予納における印紙の廃止、特許関係料金の見直し、商標権の侵害となり得る対象行為として海外事業者による模倣品の国内への持込みの追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の一部改正

- 1 特許権等が手続期間の徒過により消滅した場合に、権利を回復できる要件を緩和する。
- 2 特許権侵害訴訟等において、裁判所が広く一般の第三者から意見を募集できる制度を創設する。
- 3 特許の無効等の審判の口頭審理等について、いわゆるウェブ会議システム等を利用して手続

を行うことができることとする。

- 4 訂正審判の請求等において、通常実施権者の承諾を不要とする。
 - 5 特許料等について、上限額を法定し、具体的な金額を政令で定めるよう改める。
 - 6 特許権者等が、その責めに帰することができない理由により、特許料等の納付期間を徒過した場合に、割増特許料等の納付を不要とする。
 - 7 意匠の実施の定義に定める輸入及び商標の使用の定義に定める輸入に、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含むものとする。
- 二 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正
特許料等の予納について、特許印紙による予納を廃止する。
- 三 弁理士法の一部改正
弁理士は、外国の行政官庁等に対する植物の新品種又は地理的表示に関する権利に関する手続に係る資料の作成等を行うこと及びそれらの保護に関する相談に応ずることを業とすることができることとする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(3.5.13経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 特許審判等におけるウェブ会議システム等を利用した口頭審理等の実施に当たっては、当事者の利便性向上を図りつつ、公開主義、直接主義の原則及び口頭によることの意義を維持し、審判の公正を担保するとともに、個人情報や企業秘密等が不当に漏えいすることのないよう、その運用上の課題や公開の在り方等について十分に検討を行い、適切な措置を講ずること。
- 二 特許権等の放棄や訂正審判の請求等における通常実施権者の承諾を不要とすることにより、いわゆる独占的通常実施権者に不測の損害が生じること等がないよう、権利関係の実情を踏まえ、制度の周知徹底等適切な措置を講ずること。
- 三 特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度の導入に当たっては、第三者から多様な意見が幅広く得られ、その意見を当事者が公平かつ有効に証拠に活用できることにより、裁判所の公正な判断に資する制度となるよう、必要に応じて適切な措置を検討すること。
- 四 海外からの模倣品の流入に対する規制の強化に当たっては、善意の個人に不測の損害を与えることがないように留意しつつ、知的財産侵害貨物の小口化等を踏まえ、実効性ある水際での取締りの体制整備に努めること。
- 五 特許料等の料金体系の見直しに当たっては、利用者の意見も踏まえ適切な料金の設定を行うとともに、特許特別会計における歳出削減の取組を徹底しつつ、情報開示の拡充や第三者による財政検証的確な実施により、透明性・客観性の高い財政運営を行うこと。また、中小企業等を対象とする減免制度の在り方についても、その実情等を踏まえて適正な運用がなされるよう努めること。
- 六 植物の新品種や地理的表示の保護に関する相談業務等を弁理士の業務として追加するに当たっては、利用者の利便性向上及び関係法令遵守の観点から、相談内容に応じて行政書士等他の専門家や各地方における農林水産関連事業者団体、農林水産関連研究機関等との連携を図るとともに、研修等の充実を通じ、弁理士の更なる資質向上を図ること。また、農林水産事業者と弁理士とのタイムリーな相談機会の確保・促進を図るため、関係省庁及びその地方機関等において、農林水産事業者のための相談窓口の設置を検討すること。
- 七 いわゆる懲罰的損害賠償制度等の知財紛争処理システムの在り方やA I等を活用した審査業務の効率化等の課題について、我が国の知的財産制度を取り巻く様々な環境変化に対応して、諸外国や裁判例の動向も注視しつつ引き続き検討を行うこと。
右決議する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第47号)

(衆議院 3.4.27可決 参議院 5.7環境委員会付託 5.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、2050年までの脱炭素社会の実現等の基本理念を新設するとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した事業の実施に関する認定制度の創設、温室効果ガス算定排出量の報告制度の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、パリ協定の目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として定める。
- 二、都道府県及び指定都市等が策定する地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）の記載事項に、再生可能エネルギーの利用の促進等に関する事項に加え、施策の実施に関する目標を追加する。
- 三、市町村は、実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて再生可能エネルギーの利用の促進等に関する事項及び施策の実施に関する目標を定めるよう努めるものとする。
- 四、市町村は、実行計画において三を定める場合においては、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）の促進に関する事項として、促進区域、地域の環境保全及び持続的発展に関する取組等を定めるよう努めるものとする。
- 五、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、その実施に関する計画を作成し、実行計画に適合すること等について市町村の認定を受けることができるものとする。
- 六、五の認定を受けた者が地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画に従って行う行為については、温泉法等の特例及び環境影響評価法の特例を受けることができるものとする。
- 七、温室効果ガス算定排出量の公表について、事業所ごとの排出量情報等も含め、デジタル化により遅滞なく公表するものとし、これに伴い事業所ごとの排出量情報等に係る開示請求制度を廃止する。
- 八、地域地球温暖化防止活動推進センターの事務について、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に係る事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を追加する。
- 九、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(3.5.25環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、水力、自然界に存する熱等の再生可能エネルギーも積極的に活用すること。また、エネルギーの使用の合理化や地域環境の整備に留意するとともに、地域の特性をいかした事業の展開及びその利益の地域の経済活動への還元等に配慮しつつ行われるよう努めること。
- 二、地球温暖化対策の推進に当たっては、科学的知見の充実に努めつつ、地球温暖化の予防的な取組方法の考え方にに基づき早期に対応すること。また、地域住民その他の多様な主体の参加と協力を得るとともに、透明性を確保しながら行うこと。あわせて、将来の国民の過大な負担とならないよう迅速かつ適切に行うほか、我が国に蓄積された知識、技術、経験等をいかすとともに、国際社会における我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進すること。
- 三、国は、温室効果ガス排出量の削減等の施策の推進に当たり、国民の意見を国の施策に反映させるため、情報の提供及び幅広い世代や分野からの意見聴取等の必要な措置を講ずるよう努めること。また、地方公共団体に対し、住民の意見を施策に反映させるための情報の提供や意見聴取等に努めるよう促すとともに、事業者に対しては、その事業者が講じた措置等についての情報の公開に努めるよう協力を求めること。
- 四、国は、その設置する施設について省エネルギー・再生可能エネルギー利用改修を計画的に実施

- し、エネルギーの使用合理化の促進や温室効果ガスの排出量削減等を図ること。効率的な二酸化炭素吸収源としての適正な森林対策、気候変動への適応策を関係省庁の連携の下、推進すること。
- 五、市町村による地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定及び地域脱炭素化促進事業計画の認定に当たっては、市町村に過重な負担が生じないように、必要な情報提供、助言及び専門家の派遣その他の援助による、きめ細やかな支援を行うこと。
- 六、地域脱炭素化促進事業については、住民その他利害関係者の意見が十分に反映できるよう、地方公共団体実行計画を定めるに当たっては地域における公聴会の開催等が、また、地方公共団体実行計画協議会の構成員の選定に当たっては当該区域の住民及び専門家等の参画が確保されるよう地方公共団体に対し促すこと。さらに、地域脱炭素化促進事業に関する地域の設定の在り方について引き続き検討を行い、その結果に基づき、環境の保全等のため所要の措置を講ずること。
- 七、促進区域に関する基準については、自然公園や鳥獣保護区等の保護地域及び絶滅のおそれのある野生動植物種の生育・生息地等の保護地域への環境保全上の支障を及ぼさないよう、慎重に検討すること。特に、大規模な再生可能エネルギー施設を誘致する促進区域の設定を行う場合には、再生可能エネルギーの種類ごとの特性等を踏まえつつ、原則としてこれらの地域が回避されるような基準を設けること。
- 八、都道府県が促進区域に関する基準を定める場合には、認定地域脱炭素化促進事業計画に基づく施設整備について環境影響評価法の計画段階配慮書の手続が適用されないことを考慮し、環境への影響が回避されるよう適切な助言等を行うとともに、広く住民の意見が反映されるよう促すこと。
- 九、市町村が促進区域を設定するに当たっては、環境省による風力発電における鳥類のセンシティブティマップ等を活用し脆弱な自然環境の把握に努めること及び土砂の崩壊等の発生を防止し、水源かん養の機能を有する保安林の取扱いについて、住民生活に支障を及ぼさないよう検討をすることを市町村に対し促すこと。
- 十、地域脱炭素化促進施設が発電施設としての用途を終了した際には、地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しや事業者の倒産の場合も含め、設備の撤去及び撤去後の自然環境の復元等について適切な取扱いがなされるよう、関係省庁と連携して対応すること。
- 十一、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度については、事業者の削減取組の促進やESG金融の観点から、報告事項の在り方等を含め、脱炭素社会の実現に資する制度の在り方の検討を引き続き進めること。
- 十二、地球温暖化に伴う気候変動に起因する影響が危機的な水準にあることに鑑み、温室効果ガス排出量削減等のための施策の在り方、パリ協定に対応した法体系その他の気候変動に関する法制度の在り方について検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずること。
- 十三、温室効果ガス削減に関する2030年度及び2050年目標を達成するため省庁横断の実効性のある統合的な施策の推進体制や客観的評価を検討すること。
- 十四、地球温暖化対策の推進に当たっては、国際的にも生物多様性の確保が喫緊の課題であることに鑑み、本法に基づく施策も含め、地域への再生可能エネルギー導入拡大により地域の自然環境及び生物多様性の価値を損なうことがないよう十分留意すること。
- 十五、ため池を利用した太陽光発電施設の設置については、農業用水の安定的な供給、災害発生の防止に加えて、ため池の有する生物多様性の保全を始めとする多面的機能に支障が生じることのないよう、国としてガイドラインを作成するなど、地方公共団体の取組を支援すること。
- 十六、農地への再生可能エネルギー導入拡大に当たっては、設置要件の緩和により荒廃農地を活用することとしているが、食の安全保障の確保に加えて、一般企業や外国資本の参入などにより農地本来の役割に支障が生じることのないよう配慮すること。

右決議する。

自然公園法の一部を改正する法律案(閣法第48号)

(衆議院 3.4.6可決 参議院 4.14環境委員会付託 4.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国立公園等を保護しつつ地域の主体的な取組による利用の増進を図るため、質の高い自然体験活動の促進又は利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画認定制度の創設、利用のための規制の強化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、市町村等は、単独で又は共同して、集団施設地区その他の公園の利用のための拠点となる区域について、当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

二、一の協議会において、公園計画に基づき、利用拠点整備改善計画を作成したときは、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の認定を申請することができるものとする。

三、認定を受けた利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業について、国立公園事業の執行に係る認可等の特例を定めるとともに、特別地域等における行為に係る許可等を要しないものとする。

四、市町村等は、単独で又は共同して、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

五、四の協議会において、公園計画に基づき、自然体験活動促進計画を作成したときは、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の認定を申請することができるものとする。

六、認定を受けた自然体験活動促進計画に係る自然体験活動促進事業について、特別地域等における行為に係る許可等を要しないものとする。

七、国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内における利用のための規制の対象行為に、野生動物に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為であって、当該国立公園又は国定公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うことを追加するものとする。

八、公園事業を譲渡する場合の地位の承継に関する規定の整備を行う。

九、公園管理団体として指定する法人が行う業務を見直し、自然の風景地の保護に資する活動及び国立公園又は国定公園内の施設の維持管理を行う法人を指定することができるものとする。

十、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(3.4.22環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、国立・国定公園内における質の高い自然体験活動の促進に当たっては、環境教育の機会でもあることを踏まえつつ、利用者へのルール周知や利用状況のモニタリング等を進めることにより、適正な公園利用とともに公園管理の質の向上や自然環境の保全に資するよう、適切な運用を図ること。

二、地域主体の利用拠点整備改善計画の策定及び同計画に基づく事業の実施について、住民・環境保護団体・有識者等多様な関係者の連携の下での地域協議会における円滑な合意形成をはじめ、地域の状況に応じた利用拠点の魅力向上に向けた取組に必要な支援を行うこと。

三、公園事業施設の新たな廃屋化を防止するため、報告徴収の積極的な活用等により、公園事業者の経営状況を的確に把握するとともに、事業の改善等に必要な施策について、引き続き、検討を行うこと。

四、国立・国定公園における管理運営について、その担い手となる自然保護官等の必要な人材及び予算の確保、山岳地域における環境保全や登山者の安全確保に重要な役割を担っている山小屋への支援及び連携体制の構築等を通じて、管理運営体制の一層の充実強化を図ること。

- 五、餌付け等国立・国定公園内の野生動物の生態に影響を及ぼす行為の規制が追加されたことに鑑み、その内容の周知徹底に努めるとともに、地域の関係者等と連携し、利用者への適切な指導等が行われるよう努めること。
- 六、国立公園満喫プロジェクトの実施に当たっては、生物多様性の保全の観点から、自然環境の情報収集・調査等引き続き取り組むとともに、自然環境の保護強化の取組による成果についても適正に評価し、その結果を広く周知するよう努めること。
- 七、気候変動に伴う生態系の分布や景観の変化を考慮して、国立・国定公園において気候変動への適応に十分配慮した保全と利用の両面からの対応策の検討及び適正な管理の実施等に確実に取り組むこと。
- 八、太陽光発電施設や風力発電施設の許可等に当たっては、景観や動植物への影響についての配慮といった、国立・国定公園の保護の公益性と十分に比較衡量し、自然環境との調和を図るとともに、事業者の倒産、発電施設としての用途終了後の設備の撤去等について適切な取扱いがなされるよう、関係省庁等と連携し対応すること。
- 右決議する。

海上交通安全法等の一部を改正する法律案(閣法第49号)(先議)

(参議院 3. 4. 5国土交通委員会付託 4. 9本会議可決 衆議院 5. 25可決)

【要旨】

本法律案は、船舶交通の一層の安全を確保するため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 海上交通安全法の一部改正

- 1 海上保安庁長官は、異常気象等により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域等について、当該海域等からの退去等を命じ、又は勧告すること等ができることとする。
- 2 異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要がある海域において航行等をしている船舶は、当該海域において航行等をしている間は、海上保安庁長官が提供する情報を聴取しなければならないこととする。

二 港則法の一部改正

特定港内及び特定港の境界付近の区域のうち異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要がある区域において航行等をしている船舶は、当該区域において航行等をしている間は、港長が提供する情報を聴取しなければならないこととする。

三 航路標識法の一部改正

- 1 海上保安庁長官は、海上保安庁が管理する航路標識（以下「管理航路標識」という。）に関する工事以外の工事又は管理航路標識を汚し、若しくは損傷した行為によって必要を生じた管理航路標識に関する工事等を工事原因者にさせることができることとする。
- 2 海上保安庁以外の者が管理航路標識に関する工事等をしようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならないこととする。
- 3 海上保安庁長官に協力して管理航路標識に関する工事等を行うこと等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる一定の団体を、その申請により、管理航路標識ごとに航路標識協力団体として指定することができることとする。

四 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

五 その他所要の規定の整備を行うこととする。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案(閣法第50号)

(衆議院 3. 4. 16可決 参議院 4. 20災害対策特別委員会付託 4. 28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、頻発する自然災害に対応して、災害対策の実施体制の強化及び災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 災害対策基本法の一部改正

- 1 特定災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、内閣総理大臣は、臨時に内閣府に特定災害対策本部を設置することができることとする。また、非常災害対策本部長は、内閣総理大臣をもって充てることとし、非常災害等が発生するおそれがある場合においても、内閣総理大臣は、臨時に内閣府に非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置することができることとする。
- 2 市町村長は、名簿情報に係る避難行動要支援者（本人の同意を得られた者に限る。）ごとに避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めなければならないこととする。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができることとする。
- 4 市町村長は、災害が発生するおそれがある場合において、3の立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所等とすることが困難であり、かつ、居住者等を災害から保護するため広域的な避難を実施する必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、他の市町村長に協議できることとする。

二 災害救助法の一部改正

災害が発生するおそれがある場合において、一の1の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置されたときは、都道府県知事等は、当該所管区域内の市町村において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して、救助を行うことができることとする。

三 内閣府設置法の一部改正

防災に関する基本的な施策に関する事項等（原子力災害に対する対策に関するものを除く。）に関する事務その他の事務については、特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させることとする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（3.4.23災害対策特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 新たな避難情報の運用開始に当たっては、的確な発令につながるよう市町村に対して十分な説明を行うとともに、住民等の確実な避難につながるよう制度の周知に努めること。また、より正確かつ迅速な避難情報を提供するため、AIの活用によるSNS情報の分析、デジタル技術等を活用し、災害リスクの予測精度向上に努めること。
- 二 国の災害対策本部を設置するに当たっては、「誰も取り残さない」というインクルーシブ防災及びSDGsの概念に鑑み、その構成員には、災害時における男女共同参画担当、障がい者施策担当等の職を務める者が必要に応じて含まれるよう留意すること。特に非常災害対策本部を設置する場合において、当該職を担当する特命担当大臣が設置されているときは、当該特命担当大臣も必要に応じて本部員とするよう努めること。
- 三 各市町村における個別避難計画の作成が進むよう、速やかに取組指針を改定するとともに、防災や災害対応人材の確保、各種の財政措置、先進・優良事例に関する情報の提供、市町村等の情報共有の場の設置等、必要な支援を行うこと。特に、市町村について福祉部局と防災部局の綿密な連携が図られるよう後押しすること。
- 四 障がい者、高齢者等への実効性の高い避難支援を可能とするため、平常時における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の避難支援等関係者への事前提供を進めることができるよう、市町村を支援すること。なお、個別避難計画情報の提供に当たっては、個別避難計画情報の漏えい防止措置や秘密保持義務が徹底されるよう市町村に必要な助言・指導を行うこと。

- 五 水防法等に基づく避難確保計画による避難支援の対象外の避難行動要支援者については、速やかに個別避難計画を作成する等、切れ目のない避難支援が行われるよう、適切な助言をすること。
- 六 福祉避難所の在り方については、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」の最終とりまとめを踏まえ、要配慮者が福祉避難所等に確実に避難できる環境を整備するとともに、避難生活における保健、医療、福祉的な面を含めた質の確保を図ろうとする市町村への人的・財政的支援を強化すること。
- 七 広域避難については、地方公共団体の相互応援や民間事業者等との協力に関する協定の締結等、住民等への周知・啓発、避難訓練の実施、優良事例に関する情報の提供等、平常時から円滑な実施に向けた取組を進めること。また、広域避難のみならず、自らの地方公共団体内での垂直避難、公共施設や民間の大型商業施設への避難など、現実的に対応可能な複数の避難パターンも組み合わせることで、地域における総合的な避難対策の一層の強化が図られるよう支援すること。
- 八 国、都道府県及び市町村の防災会議の委員の任命については、女性、障がい者、高齢者など多様な主体の視点を取り入れることができるよう、制度及び運用の改善に努めること。
右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第51号)

(衆議院 3.5.11可決 参議院 5.11地方創生及び消費者問題に関する特別委員会付託 5.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地方自治法の一部改正
地縁による団体について、不動産等を保有する予定の有無にかかわらず、認可を可能にする。
- 二、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正
転出届及び印鑑登録の廃止申請の受付等の事務について、郵便局において取り扱わせることを可能にする。
- 三、介護保険法の一部改正
小規模多機能型居宅介護の利用定員に関する基準について、「従うべき基準」から「標準」に見直す。
- 四、中小漁業融資保証法及び沿岸漁業改善資金助成法の一部改正
沿岸漁業改善資金について、転貸融資方式の導入及び漁業信用基金協会による債務保証を可能にする。
- 五、建築士法の一部改正
一級建築士の免許申請等に係る都道府県経由事務を廃止する。
- 六、宅地建物取引業法の一部改正
宅地建物取引業の免許申請等に係る都道府県経由事務を廃止する。
- 七、不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正
不動産鑑定業の登録申請等に係る都道府県経由事務等を廃止する。
- 八、積立式宅地建物販売業法の一部改正
積立式宅地建物販売業の許可申請等に係る都道府県経由事務を廃止する。
- 九、施行期日
この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の

強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案(閣法第52号)

(衆議院 3.4.27可決 参議院 5.12財政金融委員会付託 5.19本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、銀行法の一部改正

- 1 銀行の付随業務に、保有する人材、情報通信技術、設備その他の銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であって、地域の活性化等の持続可能な社会の構築に資する業務を追加する。
- 2 銀行又は銀行持株会社の子会社対象会社に、地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社を追加する。
- 3 銀行業高度化等会社の業務に、地域の活性化等の持続可能な社会の構築に資する業務等を追加する。
- 4 銀行又は銀行持株会社の子会社対象会社以外の外国の会社の保有に関する規定を整備する。

二、金融商品取引法の一部改正

- 1 外国において外国当局の監督を受けて海外投資家向けの投資運用業を行う外国法人等について、一定期間、届出制により、国内において当該投資運用業等を行うことができることとする。
- 2 主として海外投資家を出資者とする集団投資スキームの投資運用業に係る届出制度を創設する。

三、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正

銀行等保有株式取得機構が行う株式等の買取り等の期限を令和8年3月31日まで4年間延長する。

四、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正

- 1 主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の維持のために必要な事業の抜本的な見直しを行う金融機関に対して、預金保険機構が資金を交付する制度を創設する。
- 2 金融機能強化勘定の廃止の際における金融機能早期健全化勘定から金融機能強化勘定への繰入れに関する規定を整備する。

五、施行期日

一、二及び三については公布の日から起算して6月を、四については公布の日から起算して2月を、それぞれ超えない範囲内において政令で定める日から施行するなど、所要の施行期日を定める。

【附帯決議】(3.5.18財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 銀行及びその子会社等の業務範囲規制や銀行等の出資規制を緩和するに当たっては、銀行法が銀行の業務の公共性に鑑みながら、国民経済の健全な発展に資することを目的としていることを踏まえ、利益相反取引の防止、優越的地位の濫用の防止、他業リスクの排除の観点から、銀行グループが自己の利益のみを追求することなく、国民経済の成長や地方創生のためにその役割を適切に果たすようモニタリングを行うとともに、本法附則第44条の検討条項を踏まえ、必要があると認めるときは、適時適切に制度の見直しを行うこと。
- 二 国際金融機能の強化に向けた海外の高度金融人材や金融事業者の受入れの促進においては、本法や税制上の措置など費用面からの取組だけではなく、金融教育やイノベーション促進のための成長資金需要の拡大といった期待収益面からの取組を積極的に進めること。
- 三 移行期間特例業務及び海外投資家等特例業務制度の運用においては、国内外の投資家保護のため海外当局とも連携し適切なモニタリングを行うこと。
- 四 銀行等保有株式取得機構が保有する株式の受託会社を通じた議決権行使においては、コーポレートガバナンスが機能するよう適切に監視すること。また、同機構の存続期限がこれまで幾度も延長されていることを踏まえ、市場の動向を見ながら、可能な限り早急に株式等の処分を進め

ること。

五 資金交付制度の運用に当たっては、制度上、勘定廃止の際に国庫に納付することとされている資金を活用することに鑑み、その交付により金融機関等が地域経済の活性化等に果たした役割などに関し、国会に対する説明責任を十分に果たすこと。また、資金交付額の算定の基礎となる対象経費や交付率等を定めるに当たっては、資金交付制度の適切な運用を確保する観点に十分配慮すること。

六 同じく資金交付制度の運用に当たっては、日本銀行が実施する「地域金融強化のための特別当座預金制度」との間で十分に連携することにより、地域金融機能の強化が効率的かつ効果的に実現されるよう努めること。

七 「物価安定の目標」を達成するための日本銀行による超低金利政策の長期化が、金融機関の資金利益の悪化を通じて金融仲介機能に悪影響を及ぼし得ることに鑑み、日本銀行との共同声明である「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携」に掲げる目的を早期に達成するべく、正規雇用を促進するとともに、企業の生産性向上分を賃金に反映することで労働分配率を上昇させるための取組を一層積極的に行うこと。

右決議する。

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案(閣法第53号)

(衆議院 3. 4. 15可決 参議院 4. 15地方創生及び消費者問題に関する特別委員会付託 4. 28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、取引デジタルプラットフォームが国民の消費生活にとって重要な基盤となっていることに鑑み、取引の適正化及び紛争の解決の促進に関し取引デジタルプラットフォーム提供者の協力を確保し、もって取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益を保護することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、取引デジタルプラットフォーム提供者は、その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に資するため、消費者が販売業者等と円滑に連絡することができるようにするための措置等を講ずるよう努めるとともに、講じた措置の概要等を開示するものとする。内閣総理大臣は、取引デジタルプラットフォーム提供者が行うこれらの措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定めるものとする。

二、内閣総理大臣は、商品の安全性の判断に資する事項等の重要事項について著しく事実に相違する表示等をした販売業者等が特定できないこと等の事由により表示の是正を期待することができない場合に、取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、販売業者等による当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止等の措置をとることを要請することができる。取引デジタルプラットフォーム提供者は、当該措置により販売業者等に生じた損害については、賠償の責任を負わない。

三、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者は、通信販売に係る販売業者等との間の売買契約又は役務提供契約に係る自己の債権を行使するために、当該販売業者等の氏名又は名称、住所その他の当該債権の行使に必要な販売業者等に関する情報の確認を必要とする場合に限り、取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、その保有する販売業者等情報の開示を請求することができる。

四、内閣総理大臣は、国の関係行政機関、取引デジタルプラットフォーム提供者を構成員とする団体、消費者団体等により構成される取引デジタルプラットフォーム官民協議会を組織するものとする。

五、何人も、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益が害されるおそれがあると認

めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

六、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (3.4.23地方創生及び消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 売主が消費者（非事業者である個人）であるCtoC取引の「場」となるデジタルプラットフォームの提供者の役割について検討を行い、消費者の利益の保護の観点から、必要があると認めるときは、法改正を含め所要の措置を講ずること。
- 二 売主が事業者であるかどうかを判断するための基準については、悪質な事業者による潜脱に用いられないことにも留意しつつ、買主が予期せぬ不利益を被らないよう、可能な限り明確化を図ること。またその際、本法を含む通信販売に係る規制の在り方を十分に踏まえて検討すること。
- 三 本法第3条で、取引デジタルプラットフォーム提供者が努力義務として講ずるべきとされている措置等の実施状況について実態把握に努めるとともに、必要に応じ、消費者の利益の保護の観点から、更なる実効性の確保について検討を行い、必要があると認めるときは、法改正を含め所要の措置を講ずること。
- 四 本法第4条の取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請等に基づく措置の実施状況について実態把握に努めること。また、消費者の利益の保護の観点から、更なる実効性の確保について検討を行い、必要があると認めるときは、法改正を含め所要の措置を講ずること。
- 五 本法第4条第1項第1号の著しく事実と相違する表示等の解釈については、商品の安全性の判断に資する事項等を表示しないことをもって消費者が誤認する場合を含むものであることを明らかにすること。
- 六 本法第4条第1項第1号の「商品の性能又は特定権利若しくは役務の内容に関する重要事項として内閣府令で定めるもの」については、取引デジタルプラットフォームにおける消費者被害の実態を踏まえたうえで定めること。また、消費者被害の実態や情報通信技術の発展を踏まえて適宜検討を加え、必要に応じ機動的に内閣府令の改正を行うこと。
- 七 本法第5条第1項の「内閣府令で定める額」を定めるに当たっては、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる取引における消費者被害の実態に照らし、必要十分な消費者が開示請求制度を利用できるよう、適切な額とすること。
- 八 デジタルプラットフォームに利用される情報通信技術は急速に進展し得るものであるため、本法第5条第1項の販売業者等情報を内閣府令において定めるに当たっては、消費者が自己の債権を行使するために必要かつ十分な範囲の情報が開示請求の対象となるようにするとともに、必要に応じ機動的に内閣府令の改正を行うこと。
- 九 本法第10条に基づく内閣総理大臣に対する申出制度については、消費者等から様々な情報の提供を受けることにより法執行や注意喚起等に十分活用できるものでもあることから、広く周知徹底を図ること。
- 十 いわゆる情報商材等を取扱う販売業者等が参加する取引デジタルプラットフォームや、SNSを利用して行われる取引における消費者被害の実態の把握を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。
- 十一 デジタル広告、不正又は悪質なレビュー、パーソナルデータのプロファイリングに基づく表示等の課題について、消費者の利益の保護の観点から検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。
- 十二 外国会社との消費者被害の解決を促進させるため、関係省庁が連携して会社法第933条第1項第1号の定める外国会社登記における代表者登記義務を周知するとともにその履行を促すこと。また、関係省庁が連携して販売業者等又は取引デジタルプラットフォーム提供者たる外国会社の事業が不法な目的に基づいて行われた事案の把握に努め、そのような事案を把握したときには、会社法第827条第1項の定める取引継続禁止命令の申立てを検討すること。

十三 CtoC取引を含めたデジタルプラットフォームにおける取引に関する紛争を効率的・実効的に解決するためのオンラインによる手続が可能な裁判外紛争解決手続（ODR）の提供について検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。

十四 本法の制定趣旨や各条項の解釈等について、消費者、取引デジタルプラットフォーム提供者、販売業者等、関係行政機関などに対して十分な周知徹底を図ること。

十五 消費者が取引デジタルプラットフォームを適切に利用できるよう、デジタル社会において身に付けるべき知識を習得するための消費者教育を充実すること。特に、令和4年4月からの成年年齢の引下げの影響を受ける若年者や、「新しい生活様式」として利用が拡大している高齢者に対して積極的に取り組むこと。

十六 デジタルプラットフォームに利用される情報通信技術の急速な進展に伴う消費者被害の複雑化・多様化や、海外の行政機関との連携の必要性に鑑み、消費者庁その他の関係省庁の予算、機構・定員を十分確保すること。

右決議する。

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第54号)

(衆議院 3.5.18修正議決 参議院 5.21地方創生及び消費者問題に関する特別委員会付託 6.9本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、特定商取引に関する法律の一部改正

- 1 販売業者等が契約締結時等に交付すべき書面の交付に代えて、購入者等の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする。また、申込者等が、契約の申込みの撤回等を、書面により行うことに加え、電磁的記録により行うこともできるものとする。
- 2 通信販売における契約の申込みに係る書面等において、不実の表示や、人を誤認させるような表示を禁止するとともに、禁止に違反した者に対する罰則を定める。
- 3 売買契約に基づかないで送付された商品について、販売業者がその返還を請求することができる期間を撤廃する。

二、特定商品等の預託等取引契約に関する法律の一部改正

- 1 法律の題名を「預託等取引に関する法律」に改め、全ての物品を規制の対象とする。
- 2 内閣総理大臣の確認を受けた場合を除き、預託等取引業者による物品等の売買契約及び当該物品等を対象とする預託等取引契約について、その勧誘等及び締結又は更新を禁止するとともに、禁止に違反した者に対する罰則を定める。

三、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正

内閣総理大臣は、特定適格消費者団体に対し、特定商取引に関する法律又は預託等取引に関する法律に基づく処分に関して作成した書類を提供することができる。

四、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、契約の申込みの撤回等を電磁的記録により行う場合の効力発生時期について、当該記録による通知を発した時とすること、販売業者等が契約書面等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする規定について、施行期日を1年延期するとともに、施行後2年を経過した場合の検討規定を設けること等を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(3.6.4地方創生及び消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 書面交付の電子化に関する消費者の承諾の要件を政省令等により定めるに当たっては、消費者

が承諾の意義・効果を理解した上で真意に基づく明示的な意思表示を行う場合に限定されることを確保するため、事業者が消費者から承諾を取る際に、電磁的方法で提供されるものが契約内容を記した重要なものであることや契約書面等を受け取った時点がクーリング・オフの起算点となることを書面等により明示的に示すなど、書面交付義務を持つ消費者保護機能が確保されるよう慎重な要件設定を行うこと。また、高齢者などが事業者に言われるままに本意でない承諾をしてしまうことがないよう、家族や第三者の関与なども検討すること。

二 書面交付の電子化に関する承諾の要件を検討するに当たっては、悪質業者の手口や消費者被害の実態を十分に踏まえた上で、学識経験者、消費者団体、消費生活相談員等の関係者による十分な意見交換を尽くすこと。

三 デジタル機器に不慣れな高齢者や障がい者が、デジタル技術を利用した新卒の消費者取引のトラブルや悪質業者による訪問販売等の被害に遭うことを効果的に防止・救済するため、きめ細かな情報提供や見守りネットワークによる声掛け体制の整備を地方公共団体において一層強力に展開できるよう、消費者庁は財政措置を含む実効性ある措置を講ずること。

四 デジタル機器に慣れていてもトラブルに巻き込まれやすい若年者に対し、デジタル技術を利用した新卒の取引被害や悪質業者による連鎖販売取引の被害を効果的に防止・救済するため、成年年齢引下げの施行時期が令和4年4月1日に迫っていることを踏まえ、実践的な消費者教育を強力に展開するとともに、若年者に対するクレジット・ローンの過剰与信を防止する業界の自主的取組の効果を検証し、必要に応じ更なる法的措置を検討すること。

五 消費者トラブルの防止・救済におけるクーリング・オフ制度の重要性に鑑み、電子メール等によるクーリング・オフ通知の発信方法及び効果について、消費者及び事業者に対し十分な周知策を講ずること。

六 詐欺的定期購入トラブルの防止・救済に向けて導入された、特定申込みに係る申込画面の表示事項の義務付け及び誇大広告の禁止について、定期購入契約のうち初回分の価格・数量等と2回目以降の価格・数量等をことさら分離して表示する手口など、不適正な表示方法の具体例と判断の目安を通達等に具体的に明示すること。

七 詐欺的定期購入トラブルが急増している事態に鑑み、現行法下における広告画面や申込確認画面についても、誤認を招きやすい表示方法の具体例を通達等の見直しにより早急に明示すること、並びに悪質業者に対する法執行を一層強化することに取り組むこと。

八 送り付け商法により注文がないのに一方的に送り付けられた商品は、消費者が直ちに処分しても代金支払義務や損害賠償責任を負わないことを分かりやすく消費者に周知すること。

九 関係省庁は、特定商品等の預託等取引契約に関する法律と金融商品取引法や出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律との間に隙間が生じないよう連携して対応すること。

十 関係省庁が連携して預託等取引業者の不法な目的に基づいて行われた事案の把握に努め、そのような事案を把握したときは、速やかに既に生じた被害救済及び被害防止のための措置を講ずること。また、預託等取引による被害拡大及び被害防止のための方策を具体的に検討し、本法施行後5年を目途として、本法の実効性について検証を行い、必要な措置を講ずること。

十一 これまで販売預託商法等によって多数の消費者被害が生じていることに鑑み、加害者の不当な収益をなく奪し被害者を救済する制度、行政庁及び特定適格消費者団体による破産申立制度並びに行政庁による解散命令制度の創設や、過去の被害事案の救済のための措置について、消費者裁判手続特例法の運用状況の多角的な検討を踏まえて、必要な検討を行うこと。

十二 消費者トラブルの防止・救済の相談窓口である全国の消費生活センターにおいて、資格を有する消費生活相談員の人材確保が困難となっている現状を踏まえ、消費者庁は国又は地方公共団体における消費生活相談員を目指す人材の養成講座の開催等の施策を推進するよう予算措置を始めとする十分な措置を講ずること。

十三 政府は、訪問販売や電話勧誘販売における高齢者・障がい者の消費者被害を抜本的に予防するため、幅広く対応策を検討すること。

右決議する。

民法等の一部を改正する法律案(閣法第55号)

(衆議院 3.4.1可決 参議院 4.7法務委員会付託 4.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るため、相隣関係並びに共有物の利用及び管理に関する規定の整備、所有者不明土地管理命令等の制度の創設並びに具体的相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限等に関する規定の整備を行うとともに、相続等による所有権の移転の登記の申請を相続人に義務付ける規定の創設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、民法の一部改正

- 1 境界標の調査のための隣地使用権に関する規定等を整備するとともに、電気等の継続的給付を受けるための設備設置権に関する規定等を創設する。
- 2 所在等が不明な共有者がいる場合の共有物の変更又は管理に関する決定方法の特則、共有物の管理者に関する規定及び所在等が不明な共有者の不動産の共有持分の他の共有者による取得に関する特則等を創設する。
- 3 所有者の所在等を知ることができない土地若しくは建物又はその共有持分及び所有者による管理が不相当である土地又は建物について裁判所が管理人による管理を命ずる規定等を創設する。
- 4 相続財産の保存のための統一的な相続財産管理制度を創設するとともに、具体的相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限の規定等を整備する。

二、非訟事件手続法及び家事事件手続法の一部改正

一の改正により創設された制度の裁判手続を創設する等の整備を行う。

三、不動産登記法の一部改正

相続等による所有権の移転の登記等の申請を相続人に義務付ける規定を創設するとともに、不動産登記に係る手続における申請人の負担の軽減を図るための規定（相続人申告登記制度及び所有不動産記録証明制度の創設、登記の抹消手続の簡略化等）を創設する。

四、この法律は、原則として、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(3.4.20法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 経済価値の乏しい相続土地の国庫帰属については、申請人の負担軽減の必要性も踏まえ、承認要件や申請人の費用負担の在り方を検討するとともに、施行後5年間の運用状況を踏まえ、検討を行うに当たっては、土地所有権の放棄の在り方、承認申請者の要件、国庫帰属後の土地の利活用の方策その他の事項についても検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、承認申請があった際には、関係機関や地方公共団体との連絡・連携を密にし、土地の有効活用の機会を確保するよう、地域の実情に沿った運用に努めること。
- 二 相続登記等の申請の義務違反の場合において、法務局における「正当な理由」の判断や裁判所に対する過料事件の通知の手続等過料の制裁の運用に当たっては、透明性及び公平性の確保に努めるとともに、DV被害者の状況や経済的な困窮の状況等実質的に相続登記等の申請が困難な者の事情等を踏まえた柔軟な対応を行うこと。
- 三 相続人申告登記、住所等の変更登記をはじめとする新たに創設する職権の登記について、登記申請義務が課される者の負担軽減を図るため、添付書面の簡略化に努めるほか、登録免許税を非課税とする措置等について検討を行うとともに、併せて、所有者不明土地等問題の解決に向けて相続登記の登録免許税の減免や添付書面の簡略化について必要な措置を検討すること。
- 四 在留外国人が各種相続手続に必要な書類を収集することに困難を伴う例があることなどを考慮

- し、在留外国人の身分関係を証明しやすくするための取組について、必要な検討を行うこと。
- 五 遺産分割協議が行われ、その結果を登記に反映させることは確定的な権利帰属を促進し、不動産所有権の分散化の防止につながるもので、本改正の趣旨にも沿うものであることから、関係機関及び専門職者は連携体制を強化し、その促進に向けて、積極的に周知広報を行うこと。
- 六 登記官が他の公的機関から死亡等の情報を取得し、職権で登記に符号を表示するに当たっては、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、情報収集の仕組みについて更に検討し、必要な措置を講ずるとともに、死亡者課税を極力避けるべく死亡者の情報についての各種台帳相互の連携を図ること。
- 七 両法案に基づく新たな所有者不明土地対策としての各種施策を着実に実施し、所有者不明土地問題の解決を図るため、法務局の十分な人的体制及び予算の確保を図ること。
- 八 所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たっては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用ができる事例等について周知を図ること。また、財産管理制度において、管理人による土地等の処分に対する裁判所の許可が適切になされるよう、借地関係等の利用状況や売買の相手方を慎重に調査すべきことを関係者に周知徹底するとともに、本法施行後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じて裁判所の許可に対する利害関係人の不服申立て制度の導入等を検討すること。
- 九 今回の所有者不明土地対策のための見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努めるとともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺産分割に関する規定が適用されることについては、国民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。この際、法律専門職者との連携に努めるとともに、広報に必要な予算の確保に努めること。
- 十 隣地使用権や導管設置権を始めとする新たな相隣関係の諸規定については、広く国民に周知をするほか、導管の設置等に関わる地方公共団体や事業者等にも周知広報を行うこと。
- 十一 所有者不明土地対策の観点から進められている、長期相続登記等未了土地解消作業、表題部所有者不明土地解消作業、法務局における遺言書の保管制度等の諸施策については、司法書士、土地家屋調査士等の専門職者の活用を図りつつ、より一層推進していくこと。
- 十二 法定相続人の範囲の特定に係る国民の負担に鑑み、令和5年度から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえ、更なる負担の軽減策について検討するほか、所有者探索に関して、国や地方公共団体から委託を受けた専門家の調査における戸籍証明書等の取得の円滑化についても、オンライン化等を含め、検討すること。
- 十三 国土の有効利用を図る観点から、国土調査事業及び地図作成事業を迅速に実施して不動産登記法第14条地図を整備し、土地の筆界の明確化を図るよう努めるとともに、ランドバンクの果たすべき役割について検討するとともに活用の強化を図るほか、新たに創設される管理不全土地管理命令についての地方公共団体の長による申立てを認めることを検討すること。
- 右決議する。

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案(閣法第56号)

(衆議院 3.4.1可決 参議院 4.7法務委員会付託 4.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、相続等による所有者不明土地の発生の抑制を図るため、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により土地の所有権又は共有持分を取得した者

- 等は、法務大臣に対し、その土地（建物の存する土地であるもの等を除く。）の所有権を国庫に帰属させることについての承認を求めることができる。
- 二、法務大臣は、一の承認の対象となる土地が、通常管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地に該当しないと認めるときは、その土地の所有権の国庫への帰属についての承認をしなければならない。
- 三、法務大臣は、一の承認に係る審査をするため必要があると認めるときは、その職員に事実の調査をさせることができるとともに、調査権限に関する規定を設ける。
- 四、法務大臣が一の承認をした後に、承認申請者が、偽りその他不正の手段によって承認を受けたことが判明した場合における承認の取消しに関する規定を設けるとともに、その承認の時ににおいて対象土地が、二の土地に該当する事由があったことによって国に損害が生じた場合における承認申請者の国に対する損害賠償責任に関する規定を設ける。
- 五、この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（3.4.20法務委員会議決）

民法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）と同一内容の附帯決議が行われている。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第57号）

（衆議院 3.5.18可決 参議院 5.19文教科学委員会付託 5.26本会議可決）

【要旨】

本法律案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようにするための規定を整備するとともに、放送同時配信等における著作物等の利用を円滑化するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国立国会図書館は、事前登録した利用者の用に供することを目的とし、絶版等資料（3月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いものを除く。）について、自動公衆送信を行うことができる。
- 二、一定の要件を満たす図書館等（以下「特定図書館等」という。）は、事前登録した利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、著作物の一部分について公衆送信を行うことができる。当該公衆送信を行う場合には、特定図書館等の設置者は、補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 三、学校教育番組や国会での演説等に係る放送同時配信等（放送番組等の自動公衆送信のうち、放送等が行われた日から1週間以内に行われるものであること等の要件を備えるものをいう。）において、許諾なく著作物等を利用できる。
- 四、権利者が、放送同時配信等の実施状況に関する情報を公表している等の要件を満たす放送事業者等に対し、放送番組等における著作物の利用の許諾を行った場合には、当該許諾に際して別段の意思表示をした場合を除き、当該許諾には放送同時配信等の許諾を含むものと推定する。
- 五、放送事業者等は、放送同時配信等の許諾について著作権者との協議が整わない場合は、文化庁長官の裁定を受け、補償金を著作権者に支払ってその著作物について放送同時配信等を行うことができる。
- 六、権利者が放送事業者に対し、実演の放送同時配信等の許諾を行ったときは、当該許諾を得た実演（著作権等管理事業者による管理が行われているもの等を除く。）について、放送事業者がその実演について放送のために作成した録画物等を用いて放送同時配信等を行うことができる。当該放送同時配信等が行われたときは、報酬を支払わなければならない。
- 七、放送事業者等は、商業用レコード等（著作権等管理事業者による管理が行われているもの等を除く。）を用いて放送同時配信等を行うことができる。当該放送同時配信等を行ったときは、補償金を支払わなければならない。

八、この法律は、一部の規定を除き、令和4年1月1日から施行する。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(閣法第58号)

(衆議院 3.5.20可決 参議院 5.24農林水産委員会付託 5.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、金融システムの安定に係る国際的な基準に対応するため、金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められる場合における農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定

主務大臣は、農林中央金庫について農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）による資産及び負債の秩序ある処理に関する措置が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下「特定認定」という。）を行うことができることとする。

二、農林中央金庫に対する機構による監視等

主務大臣は、特定認定を行ったときは、農林中央金庫を、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分の機構による監視をされる者として指定するものとし、機構は、裁判所の許可を得て、当該指定に係る農林中央金庫の役員等の解任及び選任を行うことができること等とする。

三、農林中央金庫に対する資金の貸付け及び優先出資の引受け等

機構は、特定認定に係る農林中央金庫に対する資金の貸付け等を行う旨の決定をすることができることとし、主務大臣は、機構による特定認定に係る農林中央金庫の優先出資の引受け等について、その経営の合理化のための方策の実行が見込まれる等の場合に、これを行うべき旨の決定をするものとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第59号)

(衆議院 3.4.20可決 参議院 5.24内閣委員会付託 5.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国及び地方公共団体の連携協力に係る責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率のかつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

二、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に定める事項の追加

国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を、基本方針に定める事項として追加する。

三、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮について、現行の配慮努力義務を配慮義務へと改める。

四、障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制の見直し

国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材の育成及び確保をする責務を明確化する。

五、障害を理由とする差別に関する事例等の収集、整理及び提供の強化

地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（3.5.27内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 本法の施行は、公布の日から3年を待たず、可能な限り早期に行うこと。
- 二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律についての理解がより一層深まるよう啓発に努めるとともに、本法並びに本法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針の改定については、国の各行政機関、地方公共団体及び民間事業者等に周知徹底すること。
- 三 複合的な差別を含め、障害を理由とする差別の解消を総合的に推進するため、次期障害者基本計画の策定を通じて把握した課題について、障害者基本法及び障害者虐待防止法の見直しを含めて必要な対応を検討すること。
- 四 基本方針において、障害者の権利に関する条約の精神にのっとり、差別の定義に係る基本的な考え方を明記することを検討すること。
- 五 障害のある女性や性的少数者等への複合的な差別の解消について、基本方針、対応要領及び対応指針に明記することを検討すること。また、地方公共団体と連携して、複合的な差別に関する情報の収集、分析を行うこと。
- 六 基本方針等において、障害の分野に応じて、具体的な差別事例や合理的配慮の提供事例を盛り込むことを検討すること。
- 七 基本方針、対応要領及び対応方針の改定に当たっては、障害者の権利に関する条約における障害当事者参画の理念等を踏まえ、障害者、障害者団体その他の関係者の意見を聴取すること。
- 八 障害者基本計画の実施状況の監視に当たっては、知的障害者及び精神障害者を含む障害者並びに障害者団体の構成員の参画を検討すること。
- 九 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止又は解決に必要な体制を整備するに当たっては、以下の諸点に留意すること。
 - 1 障害を理由とする差別に関する相談について、たらい回しを防止する等の観点から、ワンストップの相談窓口を設けるとともに、国と地方公共団体との連携を強化すること。
 - 2 障害者が安心して相談することができるよう、相談窓口における相談対応者に障害者を加えること。
 - 3 既存の機関によるこれまでの対応について調査、分析し、その結果を公表すること。
- 十 相談窓口については、電話対応だけでなく、FAX、電子メール、SNS等の利用を可能とするなど、聴覚障害者が利用しやすい体制を整備すること。
- 十一 障害を理由とする差別の解消に向けた啓発活動に当たっては、障害者団体等が実施している研修に関する情報を可能な限り収集し、その内容も十分に踏まえて検討すること。
- 十二 障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集及び整理に当たっては、民間事業者に対し情報の提供等を求めつつ、国の各行政機関及び地方公共団体が協力・連携し、データベースの構築等により、情報を共有すること。
- 十三 障害者差別解消法第5条に基づく環境の整備を行うため、公共施設、公共交通機関その他不特定多数の者が利用する施設等のバリアフリー化を推進するための財政措置を含め、必要な措置を講ずること。
- 十四 合理的配慮の提供に当たっての意思の表明について、知的障害等により本人の意思の表明が

困難な場合には家族、介助者等が本人を補佐して行うことも可能であることを、国の各行政機関、地方公共団体及び民間事業者十分に周知すること。

十五 基本方針、対応要領及び対応方針の改定に当たっては、障害の特性に応じて、ルビ、点字、音声等を用いるなど、全ての人に分かりやすい情報提供となるよう配慮すること。

十六 国の各行政機関又は地方公共団体が合理的配慮を提供しない場合は、その理由を障害者側に十分説明することに努め、その旨を国の各行政機関及び地方公共団体に周知徹底すること。

十七 障害者差別解消支援地域協議会について、未設置市町村も少なくないことを踏まえ、地方公共団体に対して十分な支援を行うこと。

十八 法令等において用いられている「障害者」のうかんむりの「害」の字を他の漢字とし、又はひらがなの「がい」とするかどうかの検討に資するため、障害当事者の意向や世論の動向を把握すること。

右決議する。

航空法等の一部を改正する法律案(閣法第60号)

(衆議院 3.5.18可決 参議院 5.28国土交通委員会付託 6.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、航空輸送網の維持、保安検査等の確実な実施、及び無人航空機の有人地帯上空での補助者なし目視外飛行の実現に向けた制度整備等を目的としており、その主な内容は次のとおりである。

一 航空法の一部改正

- 1 国土交通大臣は、世界的規模の感染症の流行等により航空運送事業に甚大な影響が生じ、航空輸送網の形成に支障を来すおそれがあると認められる場合においては、航空運送事業基盤強化方針を定めなければならないこととする。また、定期航空旅客運送事業者は、同方針を踏まえ、航空運送事業基盤強化計画を作成し、国土交通大臣に届け出なければならないこととし、定期的に、同計画の実施状況について、国土交通大臣に報告しなければならないこととする。
- 2 国土交通大臣は、航空機の強取、航空機若しくは空港等の破壊その他の保安又は旅客の安全の確保に支障を及ぼす行為等の防止に関し、危害行為防止基本方針を策定することとする。また、空港等の設置者等の職員は、旅客等に対し、危害行為の防止措置の実施のために必要な行為をすること等を指示できることとし、旅客等は、正当な理由がない限り、その指示に従わなければならないこととする。
- 3 国土交通大臣は、無人航空機について、第一種機体認証又は第二種機体認証の区分に応じ、安全基準に適合すると認めるときは、機体認証を行わなければならないこととする。また、一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士の資格区分に応じ、技能証明を行うこととする。
- 4 航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域又は、人又は家屋の密集している空域においては、技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合で、国土交通省がその運航の管理が適切に行われるものと認めて許可した場合でなければ、飛行させてはならないこととする。

二 運輸安全委員会設置法の一部改正

運輸安全委員会は、無人航空機の利用者等から報告を徴し、無人航空機の利用者等の事務所等に立ち入って、事故等に関係する物件を検査し又は航空事故等関係者に質問することができることとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(3.6.3国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべき

である。

- 一 定期航空旅客運送事業者及び国管理空港運営権者への支援に当たっては、新型コロナウイルス感染症の甚大な影響が長期化していることを踏まえ、安全かつ安定的な航空ネットワークが維持されるよう着実に実施すること。
- 二 危害行為防止基本方針においては、ハイジャック・テロ防止対策は、国家安全保障上重要な対策と位置付け、国が責任をもって主導的な役割を果たすものであることを明確に示すとともに、その責任を果たすよう努めること。また、危害行為防止基本方針の策定や変更に当たっては、関係者の意見を十分に踏まえた上で検討すること。そのため、保安検査に関する有識者会議を継続し、関係者の議論の場を設定すること。
- 三 保安検査の実施に当たっては、保安検査の確実性と旅客の利便性との両立を図るため、保安検査員の処遇の改善及び保安検査の質の高度化等の保安対策強化に必要な措置を講じること。また、旅客等に対し、保安検査の受検の義務付け及び妨害行為等の場合の罰則について十分な周知を図ること。
- 四 保安検査における国、地方公共団体、空港会社、航空会社、保安検査会社等の役割分担の見直しについて、諸外国との比較を十分に行い、期間を定めて検討を行うこと。
- 五 保安検査の適正な費用負担の在り方について、旅客から徴収している保安料の意義や位置付け、水準の見直しの必要性も含めて、早期に見直しを検討すること。特に、航空会社も費用を負担している現在の制度では、民間企業の経営状況でその費用に影響が生じる可能性があることを十分に考慮し、検討を進めること。
- 六 無人航空機の有人地帯での補助者なしの目視外飛行については、安全性を最大限確保する必要があることから、運航管理方法に係る許可を行うに際し、飛行の方法及び場所に応じて生じるリスクを十分に審査した上で行うこと。
- 七 無人航空機は、物流等への幅広い活用や国民生活の利便性の向上に寄与することが期待されることから、技術革新等による機体の安全性や性能向上等を検証しつつ、無人航空機に係る規制については、適宜見直しを行うこと。
- 八 無人航空機に係る登録講習機関制度等の運用に当たっては、民間団体がこれまでに蓄積してきた知見を十分に活用するとともに、登録講習機関等が実施する講習が一定の教育水準を確保することができるよう、必要な助言・指導を行うこと。
- 九 ラジコン等模型飛行機の登録申請時の負担の発生等により、愛好者が減少し、そのものづくり、文化的価値の継承が困難となるような事態を避けるため、手続の在り方等について、関係者を交え、必要な検討を行うこと。
右決議する。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案(閣法第61号)

(衆議院 3.5.25可決 参議院 5.26環境委員会付託 6.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、市町村による再商品化及び事業者による自主回収・再資源化の促進のための制度を創設するとともに、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、主務大臣は、プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定める。
- 二、主務大臣は、プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべきプラスチック使用製品設計指針を定めるとともに、国は、本指針に適合したプラスチック使用製品について、グリーン購入法上の配慮をする。
- 三、主務大臣は、特定プラスチック使用製品提供事業者が特定プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するために取り組むべき措置に関し、判断の

- 基準となるべき事項を定め、本基準を勘案し、事業者に必要な指導及び助言ができるものとする。
- 四、市町村のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化において、容器包装再商品化法のルートの活用を可能とするとともに、市町村と再商品化実施者が連携して再商品化計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、容器包装再商品化法の特例措置等を講じる。
 - 五、製造・販売事業者等が使用済プラスチック使用製品に関する自主回収・再資源化事業計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、認定自主回収・再資源化事業者として、廃棄物処理法の特例措置を講じる。
 - 六、主務大臣は、排出事業者がプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定め、本基準を勘案し、事業者に必要な指導及び助言ができるものとする。
 - 七、排出事業者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、認定再資源化事業者として、廃棄物処理法の特例措置を講じる。
 - 八、産業廃棄物処理事業振興財団は、二の指針に適合したプラスチック使用製品等に係る施設整備事業に必要な債務保証及び研究開発に必要な助成金の交付等の業務を行うことができるものとする。
 - 九、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(3.6.3環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、基本方針の制定に当たっては、2050年カーボンニュートラル及び海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンと整合し、更に来る限り前倒して達成できるよう、プラスチック使用製品廃棄物の発生量の大幅な削減及び熱回収の最小化に資するものとする。
- 二、プラスチック使用製品設計指針の策定に当たっては、プラスチックの発生抑制に加えライフサイクル全体での環境負荷の観点からトップランナーの内容となるよう検討すること。あわせて、認定プラスチック使用製品に関して、実際の発生抑制の効果などを調査し、公表することを検討すること。
- 三、消費者が認定プラスチック使用製品であること及びプラスチック使用製品に使用されているプラスチックの環境負荷・成分・廃棄方法等について知ることができるような表示制度等の検討を行うこと。
- 四、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の一括回収の実施に関し、市町村の事務に過度な負担をもたらすことがないよう各市町村の実情に応じた適切な配慮を行うとともに、市町村の財政上の負担について、地方財政措置その他の必要な措置を講じ、持続可能な体制を整備すること。
- 五、製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画及び排出事業者の再資源化事業計画に係る認定による廃棄物処理法の特例について、当該特例の運用が廃棄物処理法の趣旨にもとることがないよう、各事業者に対し適切な指導・監督を行うこと。
- 六、発生量が大幅に削減されるよう取り組んだ上で、回収され、又は収集された使用済プラスチック使用製品等の再使用又は再生利用による循環的な利用が拡大されることにより熱回収の最小化が図られるよう地方公共団体及び事業者に対し、必要な財政上及び技術上の支援を講ずること。
- 七、マイクロプラスチックの環境への流出状況及びマイクロプラスチックが生態系に与える影響を的確に把握するとともに、その結果に基づき、マイクロプラスチックの環境への流出の防止のため、必要な措置を早急に講ずること。
- 八、国内において生じた使用済プラスチック使用製品等について、国内において適正に再使用、再生利用その他の処理がされるよう、再使用の体制整備やリサイクル設備の拡充に向けた支援等を行うとともに、使用済プラスチック使用製品等の輸出の規制に関する強化された措置の適正な運用を図ること。
- 九、代替素材の導入に当たっては、当該素材のライフサイクル全体での環境負荷、食料との競合及

び発展途上国における社会・環境面での影響等を含む総合的見地から検証を行うこと。

十、プラスチック使用製品やその代替品に含まれる有害化学物質が、人の健康又は生態系に悪影響を発生させることがないように、その影響について調査研究を進めるとともに、プラスチック用添加剤等の化学物質に係る成分の表示について義務付けも含め検討を行うこと。

十一、既に海洋環境等に流出している使用済プラスチック使用製品等については、実効性のある回収方法についての調査研究を行うとともに、回収に取り組む地方公共団体及び事業者等に対し、必要かつ十分な財政上及び技術上の支援を講ずること。

十二、海洋プラスチックごみの多くが発展途上国から流出していると推定されていることに鑑み、発展途上国における使用済プラスチック使用製品等の削減及び回収・処理等に関する所要の助言及び支援を行うとともに、地球規模の海洋プラスチックごみによる環境汚染を包括的に解決するため、国際的な連携強化に取り組むこと。

十三、漁具及び農業用の器具等に係る使用済プラスチック使用製品による環境汚染を防止するため、これらの環境への流出状況を把握し、その流出量の削減及び回収のため、漁具マーキングや報告体制の整備など必要な措置を行うとともに、自然循環する生分解性素材等による海洋環境に悪影響を最大限軽減できる代替製品の研究開発に一層努めること。

十四、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している現状に鑑み、本法で規定するプラスチック使用製品のうち、専ら医療の用に供するものについて、特段の配慮を行うこと。

十五、製造事業者のプラスチック使用製品廃棄物の回収から再使用、再生利用までのライフサイクル全般にわたる責任の在り方など、拡大生産者責任の徹底等に向けた検討を行うこと。

右決議する。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(閣法第62号)

(衆議院 3.6.1可決 参議院 6.4内閣委員会付託 6.16本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、政府は、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方針を定めなければならない。

二、内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設又は当該国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができる。また、内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査を行うものとする。

三、内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。また、内閣総理大臣は、勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

四、内閣総理大臣は、注視区域に係る重要施設又は国境離島等について、その機能が特に重要なもの又はその機能を阻害することが容易であるものであって、他の重要施設又は国境離島等による機能の代替が困難なものである場合には、当該注視区域を、特別注視区域として指定することができる。特別注視区域内にある一定面積以上の土地等に関する所有権等の移転等をする契約を締結する場合には、原則として、当事者は、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

五、内閣府に、土地等利用状況審議会を置く。

六、三の命令違反等に対する罰則について所要の規定を設ける。

七、この法律は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。ただし、一及び五は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

八、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】 (3.6.15内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、あらかじめ当該区域に属する住民の実情に知悉する地方公共団体の意見を聴取する旨を基本方針において定めること。
- 二 基本方針の決定並びに注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、当該決定及びそれらの指定の後、速やかに国会に報告すること。
- 三 本法における「機能を阻害する行為」については、基本方針においてその類型を例示しつつ、明確かつ具体的に定めること。その際、本法の目的と無関係な行為を対象としないこと。
- 四 本法第2条に基づき「生活関連施設」を政令で定めるに当たっては、本法の目的を逸脱しないようにするとともに、その対象を限定的に列挙すること。
- 五 本法の規定による措置を実施するに当たっては、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに労働者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意すること。
- 六 本法第4条第2項第2号の「経済的社会的観点から留意すべき事項」を具体的に明示すること。その際、本条における市街地の位置付けを明確にすること。
- 七 本法第4条第2項第3号の「注視区域内にある土地等の利用の状況等についての調査に関する基本的な事項」を定めるに当たっては、調査対象となる者、調査方法、調査項目等を具体的に明示すること。
- 八 本法第6条に基づく土地等利用状況調査を行うに当たっては、本法の目的外の情報収集は行わないこと。また、収集した個人情報について、目的外利用となる他の行政機関への提供は制限するとともに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に則った情報管理を徹底し、情報漏洩防止等のセキュリティ対策に万全を期すこと。
- 九 本法第8条に基づく報告又は資料の提出の求めについては、基本方針において運用の考え方を具体的に明示すること。また、同条の対象となる「利用者その他の関係者」についても、基本方針において具体的に例示すること。
- 十 本法第9条に基づく勧告及び命令については、基本方針において、その対象となり得る行為を例示するとともに、運用基準を具体的に明示すること。また、勧告及び命令の実施状況を毎年度、国会を含め、国民に公表すること。
- 十一 土地等利用状況審議会の委員及び専門委員の任命に当たっては、重要施設及び国境離島等が全国各地に所在していることに鑑み、多様な主体の参画を図ること。
- 十二 本法第21条第1項に基づく情報の提供については、その要件を基本方針において具体的に明示すること。その際、本法の目的の範囲を逸脱しないよう留意すること。
- 十三 本法第26条に基づく罰則の適用については、限定的なものとすること。また、本法第27条に基づく罰則の適用に当たっては、思想信条の自由、表現の自由、プライバシーの権利等を侵害することのないよう、十分配慮すること。
- 十四 本法第9条の勧告及び命令に従わない場合には、重要施設等の機能を阻害する行為を中止させることが困難であることに鑑み、本法の実効性を担保する観点から、収用を含め、更なる措置の在り方について、附則第2条の規定に基づき検討すること。
- 十五 我が国の安全保障の観点から、有人国境離島の過疎化を食い止めるための振興策を拡充するとともに、水源地や農地等、資源や国土の保全にとって重要な区域に関する調査及び規制の在り方について、本法や関係法令の執行状況、安全保障を巡る内外の情勢などを見極めた上で、附則第2条の規定に基づき検討すること。
- 十六 注視区域及び特別注視区域の対象に、重要施設の敷地内の民有地を加えることについて、附

則第2条の規定に基づき検討すること。

十七 本法に係る規制対象等の予見可能性や運用の透明性を求める意見が多くあることから、附則第2条の規定における施行後5年の経過を待たずに施行状況を把握し、必要に応じ制度の見直しを検討すること。

右決議する。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第63号)

(衆議院 3.4.27可決 参議院 5.31内閣委員会付託 6.4本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、職員の定年を、令和5年4月1日から令和13年4月1日までの間に、現行の60歳から段階的に引き上げて65歳とする。
- 二、管理監督職（指定職及び俸給の特別調整額適用官職等）を占める職員については、管理監督職勤務上限年齢である60歳（事務次官等は62歳）に達した日の翌日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の官職に降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をする等の制度を設けるとともに、この制度による降任等を行うことにより、公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き、管理監督職として勤務させることができる特例を設ける。
- 三、60歳に達した日以後定年前に退職した者を短時間勤務の官職に採用することができるよう、定年前再任用短時間勤務の制度を設ける。
- 四、当分の間、職員の俸給月額については、60歳に達した日後における最初の4月1日以後、その者に適用される俸給表の級号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。
- 五、60歳に達した日以後にその者の非違によることなく退職した者については、当分の間、退職事由を定年退職として退職手当を算定する。
- 六、検察官、防衛省の事務官等の定年を段階的に65歳に引き上げる等の措置を講ずる。
- 七、この法律は、一部を除き、令和5年4月1日から施行する。
- 八、政府は、国家公務員の給与水準が現行の定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院においてこの法律の公布後速やかに行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額その他の事項についての検討の状況を踏まえ、令和13年3月31日までに所要の措置を順次講ずるものとする。この法律の公布後速やかに、人事評価の結果を表示する記号の段階その他の人事評価に関し必要な事項について検討を行い、この法律の施行期日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(3.6.3内閣委員会議決)

政府及び人事院は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 高齢期の職員の活躍の場を確保する定年の引上げに際し、若年層を始めとする全ての世代の職員が英知を結集し情熱を持って職務に従事することを可能とするとともに、職員のワーク・ライフ・バランスを確保するため、リモートワークの推進等の国家公務員の働き方改革を一層強力に推進すること。
- 二 段階的に定年を引き上げる期間において職員の年齢構成が偏ることがないように、必要な新規採用を継続するための定員措置のほか、職員の希望に基づく暫定再任用職員のための定員を確保するなどの措置を講ずること。また、大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策により明らかとなった公務組織の脆弱性を解消するとともに、業務の合理化や国から地方への権限移譲により人員体制の適正化を図り、国家公務員の超過勤務の縮減に資するなど、定員について必要な見直しを行うこと。あわせて、高齢期も含む職員に対し、最新の知見や技術を習得するための必要な研修を実施する等、若年及び中堅層の長時間労働の是正等に資するよう必要な措置を講ずること。
- 三 本法附則第16条第2項に基づき、給与制度について順次必要な検討・措置を行うに当たっては、人事院は、労働基本権制約の代償機関としての責務を確実に果たすとともに、職員団体等の関係

者の納得を得る努力を最大限に行うこと。その際、できるだけ早期に検討・措置のスケジュール等を示すとともに、特に高齢期の職員が自らの知識、技術、経験等を遺憾なく発揮し、その貢献が処遇に的確に反映されるよう必要な措置を併せて講ずること。

- 四 管理監督職務上限年齢制により降任等となった職員について、その培ってきた知識、技術、経験等を十分に発揮できる職務を明確に付与するよう努めること。また、職員が役割の変化を十分理解して職務に当たることができるよう、意識改革のために必要な研修を実施する等、職員が定年まで意欲を持って安心して職務に従事できる職場環境等を整えること。
- 五 定年前再任用短時間勤務の選択は、あくまで職員の希望によるものであることから、任命権者による恣意的・一方的な適用とならないよう必要な措置を講ずること。
- 六 定年の引上げとともに、高齢期の職員の知識、技術、経験等の発揮と活躍を促すため、暫定再任用職員に対する適正な処遇を講ずること。あわせて、現行制度における再任用職員に対しても適正な処遇を講ずること。
- 七 高年齢者雇用安定法等の改正による65歳以降の就業機会の確保及び就業の促進を踏まえ、政府及び人事院において国家公務員における65歳以降の就業の在り方について必要な検討を行うこと。
- 八 定年の引上げの実施に伴い生じる諸課題について、職員団体等の関係者との協議を行い、円滑な実施を図ること。
- 九 新型コロナウイルス感染症対策について、国民の命と暮らしを守るため日々職務に従事している職員の安全を確保するとともに、安心して職務が遂行できるよう環境整備に努めること。特に、妊娠している職員に対する業務軽減や感染防止について、より厳格な措置の検討と具体化を速やかに行うこと。
右決議する。

地方公務員法の一部を改正する法律案(第201回国会閣法第53号)

(衆議院 3.5.20修正議決 参議院 5.31総務委員会付託 6.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等を踏まえ、地方公務員に係る管理監督職務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、管理監督職を占める職員については、条例で定める管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の職に降任するなどの制度を設けるとともに、この制度による降任などを行うことにより、公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き、管理監督職として勤務させることができる特例を設ける。
- 二、条例で定める年齢に達した日以後に退職した者を短時間勤務の職に採用することができるよう、定年前再任用短時間勤務の制度を設ける。
- 三、この法律は、一部を除き、令和5年4月1日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日を令和4年4月1日から令和5年4月1日に改めること等を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(3.6.3総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、地方公務員の定年年齢は、国家公務員の定年年齢を基準として条例で定めることとされていることに鑑み、小規模団体を含む全ての地方公共団体において地方公務員の定年年齢の引上げに関する関係条例の整備が、国家公務員の定年年齢の引上げの施行に断じて遅れることのないよう、制度設計に必要な情報を早期かつ十分に提供するなど、国として万全かつ厳格な対応を行うこと。

- 二、高齢期の職員の活躍を確保する定年年齢の引上げに際し、若年層を始めとする全ての世代の職員が英知と情熱をもって職務に従事することを可能とするため、職員のワーク・ライフ・バランスの確保など、地方公務員の働き方改革の一層の推進に向け努力すること。また、非常勤職員と常勤職員との給与・手当等の格差をなくすための処遇の改善等に一層の努力を行うこと。
- 三、地方公共団体において段階的に定年年齢を引き上げる期間における必要な新規採用を継続するための定員措置のほか、職員の希望に基づく暫定再任用職員のための定員の確保のため、必要な配慮を行うこと。また、地方公共団体が大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策に極めて困難な行政運営を強いられている現状を踏まえ、地方公務員の超過勤務の縮減に資することを含め、定員の在り方に関し地方公共団体へ技術的助言等を行うこと。
- 四、管理監督職務上限年齢制の例外の適用については、各々の地方公共団体の実情に応じた自主的・主体的な判断に委ねること。また、管理監督職務上限年齢制により降任等をされた職員について、当該職員が定年まで安心して職務に従事できる職場環境等を地方公共団体が整えられるよう、配慮すること。
- 五、定年前再任用短時間勤務の選択は、あくまで職員の希望によるものであることから、任命権者による恣意的・一方的な適用とならないよう、必要な措置を講じること。なお、円滑な組織運営等を図るために、地方公共団体における定年前再任用短時間勤務にふさわしい職務の創設等に関して適切な助言と情報提供等を行うこと。
- 六、定年年齢の引上げに伴い、職員の加齢による諸事情への対応や地域貢献等を図るための高齢者部分休業について、全ての地方公共団体において職員の取得を可能とするため、関係条例の整備が早急かつ確実になされるよう、必要な対応を行うこと。
- 七、民間企業においては、改正高年齢者雇用安定法等による高齢者の就業機会の確保及び就業の促進に係る措置が講じられていることを踏まえ、地方公務員においても、高齢期の職員の就業の在り方について必要な検討を行うこと。
- 八、段階的に引上げとなる定年年齢が、施行日の修正により繰下げとなる職員について、当該職員の希望に基づく雇用と年金の接続が図られるよう、地方公共団体に対する助言等必要な措置を講じること。
- 九、地方公共団体における定年の引上げの具体化に伴い生じる諸課題について、地方公共団体が職員等の意向を適切に把握し、円滑な実施を図るよう配慮すること。
- 十、今後とも職員の勤務条件に関することについては、地方公共団体は職員団体等の関係者と誠実に協議を行うこと。
- 十一、新型コロナウイルス感染症対策など住民の命と暮らしを守るため日々職務に従事している職員の安全を確保するとともに、安心して職務を遂行することができる環境整備に向けて、地方公共団体に必要な支援を行うこと。特に、妊娠中の職員に対する業務軽減や感染防止について、地方公共団体における、より厳格な措置を講じるための検討を速やかに行うこと。
右決議する。

本院議員提出法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の用途をその属する議院の議長に報告し、議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の用途を公開しなければならないこと。
- 二、文書通信交通滞在費について、月の途中で任期が開始した場合又は月の途中で任期満了、解散、死亡等の事由が生じた場合には、日割計算によって支給すること。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、立法事務費について、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出のあった政治団体で議院におけるその所属議員が1人の場合には、交付しないこととしようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止しようとするものである。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止しようとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止するとともに、政治資金団体の制度を廃止しようとするものである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治団体について、その目的に関連する支出又は政治活動に関連する支出以外の支出をしてはならないこととすること等を内容とするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第8号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙の浄化に資するため、政党の選挙区支部による選挙区内にある者に対する寄附を禁止しようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、当分の間、議長、副議長及び議員が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこととするものである。

大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害からの復興のための施策を実施するために必要な国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合には、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費及び手当、一般職の国家公務員の給与その他公務員の人件費の削減並びにこれに係る措置で国が行うものによるものとし、安易に税制上の措置によらないものとするについて定めようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政務活動費に係る不適正な支出に関する事例が生じていることに鑑み、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表並びに提出された当該報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保しようとするものである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、議員秘書が、一般職公務員の例に準じて、通勤手当を受けることとしようとするものである。

独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人都市再生機構の業務を全て民間に委ねることが可能となっており、こ

れを全て民間に委ねることがより自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、同機構を完全民営化することを定めるとともに、同機構の完全民営化の推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、並びに同機構の完全民営化に関し必要な措置を定めることにより、同機構の完全民営化を着実に推進しようとするものである。

日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政府が日本たばこ産業株式会社とその株主としての利害関係を有しており、政府において、国民の健康の保持の観点からの製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の更なる引上げに関し検討が十分に進んでいるとはいえない状況にあるとともに、我が国のたばこ関連事業の現状に照らし政府が同社の株式を保有する必要性及び同社を特殊法人として存続させる必要性が低下していることに鑑み、同社の完全民営化に関し講ずべき措置について定め、あわせて、同社の完全民営化を契機とした製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の引上げに関する政府における検討等について定めるものである。

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公文書等の管理の適正化を図るため、電磁的記録による公文書等の管理、国会議員等からの要求に係る文書の作成、行政文書の専門的知識に基づく適正な管理のための体制整備等について定めるとともに、保存期間及び廃棄の概念を廃止しようとするものである。

公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公文書等の管理をめぐる近年の状況に鑑み、公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化を推進するため、独立性及び専門性をもって公文書等の適正な管理を図るために必要な事務をつかさどる公文書院の設置に関する基本的な事項並びに公文書院の設置に伴い講ぜられるべき施策について定めようとするものである。

新型コロナウイルス感染症等による経済活動への影響に対する当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案(参第17号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により経済活動が著しく停滞していることに鑑み、新型コロナウイルス感染症に係る事態の収束後における経済状況等を好転させるための当面の対策として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置について定めるものである。

国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の平和及び安全の確保に資するため、その取引等が国家安全保障の観点から支障となるおそれがある重要な土地等について、自由な経済活動との調和を図りつつ、その取引等に対し必要最小限の規制を行おうとするものである。

森林法の一部を改正する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、水源の涵養等多面的な機能を有する森林の保全の重要性に鑑み、保安林又は保安林予定森林である民有林の土地について所有権の移転をする契約を締結しようとする当事者に対し事前の届出の義務付け等を行おうとするものである。

難民等の保護に関する法律案(参第20号)

(参議院 3.6.14撤回)

【要旨】

本法律案は、難民等及び難民等の認定の申請者の権利利益の保護を図り、もって難民等に関する問題を解決するための国際社会の取組に寄与するため、難民等の認定及びその在留資格に係る許可等、難民等及び難民等の認定の申請者に対する生活上の支援に関する施策等について定めようとするものである。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(参第21号)

(参議院 3.6.14撤回)

【要旨】

本法律案は、出入国管理に関する国際的動向等を踏まえ、容疑者及び退去強制を受ける者の収容は逃亡のおそれがあるときに限り裁判官の発付する収容許可状により行うこと、在留特別許可の申請制度を設けること、在留特別許可の要件の明確化を行うこと、事情変更による再度の在留特別許可の申立ての制度を設けること、退去強制令書の発付に係る処分取消しの訴えを提起することができる期間等における送還を停止すること、収容許可状の失効による放免の制度を設けること等の退去強制の手続の整備を行うとともに、退去強制事由に該当する外国人について一定の要件を満たすことにより定住者の在留資格の取得を許可する制度を設けようとするものである。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等協力給付金の支給等に関する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する等のための協力要請を受けた事業者がこれに応ずることによりその事業の運営に支障が生ずることとならないようその事業の規模に応じた支援を迅速に行うため、新型コロナウイルス感染症まん延防止等協力給付金の支給等に関し必要な事項を定めようとするものである。

発電用原子炉の運転が政治主導の下で行われることを明確化するための改革の推進に関する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、発電用原子炉の運転が政治主導の下で行われることを明確化するための改革を総合的に推進するため、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第24号)

(参議院 3.4.22議院運営委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の受ける歳費については、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「歳費法」という。）第1条及び国会法第35条の規定にかかわらず、当分の間、歳費月額から、歳費月額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 二、議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、歳費法第11条の2第2項及び第11条の4の規定にかかわらず、一の適用がある間、議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 三、この法律は、令和3年5月1日から施行すること。

新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給等に関する法律案(参第25号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延の防止に関する措置等により経営に影響を受けた事業者の事業の運営に支障が生じないよう、その事業の規模に応じた必要かつ十分な支援を迅速に行うため、当該事業者に対する給付金の支給等に関し必要な事項を定めようとするものである。

国家公務員の人件費の適正化の推進に関する法律案(参第26号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国において社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ厳しい財政状況に対処するためには歳出の削減等を行うことが必要であることに鑑み、国家公務員の人件費の適正化を図るための施策を総合的に推進するため、当該施策について、国の責務を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、総人件費適正化推進本部を設置しようとするものである。

国際金融拠点特別区域の整備の推進に関する法律案(参第27号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、外国の金融業者等の国内の一定の区域への誘致を促進し、国際的な金融の拠点を形成するため、国際金融拠点特別区域の整備を推進し、もって我が国産業の国際競争力の強化及び地域経済の振興に寄与しようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第28号)

(参議院 3. 5. 12政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 5. 14本会議可決 衆議院 5. 25可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、選挙運動用電子メールの送信に係る表示義務に違反した者に対する罰則の規定を整理する。
- 二、選挙事務の委嘱に係る規定を整理する。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第29号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、参議院比例代表選出議員の選挙について、その定数を削減するとともに、政党その

他の政治団体が参議院名簿にその他の参議院名簿登載者と区分して当選人となるべき順位を記載した参議院名簿登載者が、当該参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間において優先的に当選人となるようにする制度を廃止しようとするものである。

児童対象性犯罪等の防止を図るための児童福祉法等の一部を改正する等の法律案(参第30号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、児童福祉施設等において児童に日常的に接する業務に従事する者によるその業務に係る児童に対する児童対象性犯罪等の防止を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、その防止を図るため、保育士等の欠格事由の厳格化の措置を講ずるとともに、児童福祉施設等において児童に日常的に接する業務に従事しようとする者について児童対象性犯罪等の経歴を有しないことを証明する制度の整備について定めようとするものである。

離婚の際の父母の間における養育費の定め確保に関する施策の推進に関する法律案(参第31号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、養育費が、離婚をした父母の子が心身ともに健やかに育成されるために必要なものであるにもかかわらず、その定めが離婚のときに必ずしもなされていない現状に鑑み、離婚の際の父母の間における養育費の定め確保に関する施策を総合的に推進するため、離婚の際の父母の間における養育費の定め確保に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、離婚の際の父母の間における養育費の定め確保に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

無線局の免許に係る競争の導入その他の情報通信行政の改革の推進に関する法律案(参第32号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、情報通信行政において、電波の有効利用の促進並びに行政運営の透明性及び公正性の確保を図ることが喫緊の課題となっていることに鑑み、これらの課題に対処するため、無線局の免許に係る競争の導入その他の情報通信行政の改革について、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めることにより、当該改革を迅速かつ着実に推進しようとするものである。

政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案(参第33号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治団体の収支報告書等について、会計責任者に加え、代表者にもその記載及び提出を義務付けることとし、代表者による収支報告書等の不提出、不記載、虚偽記入等を処罰の対象としようとするものである。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案(参第34号)

(参議院 3.6.8内閣委員長提出 6.9本会議可決 衆議院 6.10可決)

【要旨】

本法律案は、政治分野における男女共同参画をより一層推進するため、政党その他の政治団体が

自主的に取り組むよう努める事項の例示として政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善等を規定するとともに、性的な言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決を図るための必要な施策を講ずる旨の規定の新設その他の国及び地方公共団体の施策の強化等を行うとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体（以下「政党等」という。）が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。
- 二、政党等が自主的に取り組むよう努める事項の例示に、当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定のほか、公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成並びに当該政党等に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決を規定する。
- 三、国及び地方公共団体の実態の調査及び情報の収集等の対象として、政治分野における男女共同参画の推進に当たっての社会的障壁の状況を規定する。
- 四、国及び地方公共団体は、公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の環境の整備を行うものとする。
- 五、国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 六、国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。
- 七、この法律は、公布の日から施行する。

孤独・孤立対策の推進に関する法律案(参第35号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、孤独・孤立対策を総合的かつ集中的に推進するため、孤独・孤立対策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び孤独・孤立に関する実態調査の実施その他孤独・孤立対策の基本となる事項を定めるとともに、孤独・孤立対策推進本部を設置しようとするものである。

難民等の保護に関する法律案(参第36号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、難民等及び難民等の認定の申請者の権利利益の保護を図り、もって難民等に関する問題を解決するための国際社会の取組に寄与するため、難民等の認定及びその在留資格に係る許可等、難民等及び難民等の認定の申請者に対する生活上の支援に関する施策等について定めようとするものである。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(参第37号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、出入国管理に関する国際的動向等を踏まえ、容疑者及び退去強制を受ける者の収容

は逃亡のおそれがあるときに限り裁判官の発付する収容許可状により行うこと、在留特別許可の申請制度を設けること、在留特別許可の要件の明確化を行うこと、事情変更による再度の在留特別許可の申立ての制度を設けること、退去強制令書の発付に係る処分の取消しの訴えを提起することができる期間等における送還を停止すること、収容許可状の失効による放免の制度を設けること等の退去強制の手續の整備を行うとともに、退去強制事由に該当する外国人について一定の要件を満たすことにより定住者の在留資格の取得を許可する制度を設けるほか、16歳未満の外国人が所持する在留カード及び特別永住者証明書の有効期間及びその更新に関する規定の整備を行おうとするものである。

衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案(衆第5号)

(衆議院 3.3.12可決 参議院 3.25総務委員会付託 3.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与するため、これらの地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、過疎地域の要件

1 人口要件に係る基準年の見直しを行い、人口及び財政力に関する一定の要件を満たす市町村の区域を過疎地域とし、主務大臣は、当該市町村を公示するものとする。

2 令和2年の国勢調査及び令和7年に実施される見込みの国勢調査において、それぞれ人口の年齢別構成が公表された場合には、一定の要件を満たすこととなる市町村の区域について、過疎地域として追加する。

二、平成11年度から令和2年度までに合併した合併市町村であって、財政力に関する一定の要件を満たすものについては、合併前の旧市町村の区域のうち、人口に関する一定の要件を満たす区域を一部過疎地域として、この法律の規定を適用する。

三、市町村及び都道府県は、都道府県が主務大臣と協議して定める過疎地域持続的発展方針に基づき、それぞれ過疎地域持続的発展計画を策定することができる。

四、過疎地域の持続的発展を支援するため、国庫補助負担率のかさ上げ、過疎対策事業債の発行、基幹的な市町村道等の都道府県による代行整備事業等の特別措置を引き続き講じるほか、市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など、配慮措置を充実する。

五、基準年の見直しに伴う激変緩和措置として、現行の過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の市町村であって、人口及び財政力に関する一定の要件を満たす市町村の区域は、引き続き過疎地域とする。

六、この法律は、令和3年4月1日から施行し、令和13年3月31日限りでその効力を失う。

七、現行の過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の市町村のうち、本法の対象とならないものに対しては、激変を緩和するための経過措置を講ずる。

【附帯決議】(3.3.26総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、50年以上にわたって過疎対策が実施されてきたことを踏まえ、今後とも過疎対策法による施策の効果を検証しつつ、過疎地域に対する実効性ある支援措置の在り方について、過疎地域の市町村の意見も踏まえつつ、必要な検討を行うこと。

二、平成の合併については、周辺地域の活力が低下したなど、なお多くの課題が指摘されており、本法において、一部過疎、みなし過疎の要件を設けたことを踏まえ、今後とも合併市町村の過疎対策の効果の検証を行うとともに、合併に伴う過疎地域の諸課題の解消に向けた継続的な支援を行うこと。

三、本法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に反映されるよう市町村に周知するなど、必要な措置を講ずること。

四、過疎地域の市町村からの提案に係る国による規制の見直しに当たっては、国が果たすべきナショナル・ミニマムの確保にも配慮すること。

五、過疎地域の市町村が、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進す

るよう本法の趣旨を周知するとともに、非過疎地域となった市町村に対してもきめ細かく丁寧なサポートを積極的に行うこと。

六、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発し、被災市町村の財政が逼迫している状況を踏まえ、本法の適用の有無にかかわらず、財政力の低い団体における防災・減災対策の推進とともに、被災地の復旧・復興のための十分な人的・財政的支援を行うこと。

七、地方交付税の財源保障機能が適切に発揮されることの重要性に鑑み、本法の適用の有無にかかわらず、市町村において、住民生活に不可欠な施設の整備等を始め、必要な住民サービスを安定的に提供するための十分な財源が確保されるよう、地方財政計画への必要な経費の計上、地方交付税の法定率の見直し等による総額の充実確保、離島や中山間地など条件不利地域等地域の実情に十分に配慮した基準財政需要額の算定など、地方財政制度の見直しを検討すること。

右決議する。

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 3.3.18可決 参議院 3.29農林水産委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、有明海及び八代海等の再生のための取組がなお必要とされる状況に鑑み、港湾又は漁港における汚泥等の堆積を排除するために行う事業（港湾・漁港特定事業）及び漁場における特定の漁港漁場整備事業（漁場特定事業）に係る経費に対する国の補助の割合の特例並びにこれらの事業に係る経費に関する地方債の特例、国及び地方公共団体による海岸漂着物の処理並びに有明海・八代海等総合調査評価委員会による所掌事務の遂行の状況の公表について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国の補助の割合の特例等

1 国の補助の割合の特例

国は、県計画に基づいて令和3年度から令和13年度までの各年度において地方公共団体が行う港湾・漁港特定事業に係る経費については2分の1、漁場特定事業に係る経費については関係県ごとに2分の1に引上率を乗じて算定した割合又は2分の1をそれぞれ補助するものとする。

2 地方債の特例

県計画に基づいて地方公共団体が行う1の事業で総務省令で定めるものにつき令和3年度から令和13年度までの各年度において当該地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができることとする。

二、海岸漂着物の処理

国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域等において、海岸漂着物の処理に努めなければならないこととする。

三、有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌事務の遂行の状況の公表

有明海・八代海等総合調査評価委員会は、毎年、その所掌事務の遂行の状況を分かりやすい形で公表するものとする。

四、施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】(3.3.30農林水産委員会議決)

国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫である有明海及び八代海等を豊かな海として再生するため、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、海域環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業振興に関する取組が行われてきた。しかしながら、その再生は道半ばであり、今後も引き続き、有明海及び八代海等における漁業振興に関する施

策を強力に推進する必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 有明海及び八代海等の海域環境の保全及び改善のため、赤潮や貧酸素水塊の被害防止対策、近年頻発する豪雨等に伴い発生する海岸漂着物等の除去及び処理のための十分な予算を確保し、地方公共団体と協力して取組を推進すること。
- 二 有明海及び八代海等における漁場生産力の増進、水産動植物の増殖及び養殖の取組を支援し、同海域における水産資源の回復と持続的な利用を確保し、漁業振興に関する取組を着実に進め加速化すること。その際、指定地域内の状況の違いに十分配慮すること。
- 三 有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌事務の遂行状況の公表に当たっては、有明海及び八代海等における環境等の変化の原因・要因、再生の方策が分かりやすいものとなるよう十分に配慮すること。また、国及び関係県が行う調査の内容については、地域や季節によって状況が大きく異なる同海域の特性を十分に踏まえ、きめ細かな分析を行うこと。
右決議する。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第9号)

(衆議院 3.3.23可決 参議院 3.29災害対策特別委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を令和8年3月31日まで5年間延長する措置を講じ、地震防災緊急事業を引き続き推進しようとするものである。

令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第12号)

(衆議院 3.4.13可決 参議院 4.19厚生労働委員会付託 4.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金を使用することができるようにするため、令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金について、差押えの禁止等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 二、令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。
- 三、この法律において「令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金」とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和2年度の一般会計補正予算(第3号)における新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として支給される次の給付金をいう。
 - 1 都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村から支給される給付金で、低所得であるひとり親世帯への支援の観点から支給されるもの
 - 2 1のほか、市町村(特別区を含む。)から支給される給付金で、低所得である子育て世帯への支援の観点から支給されるもの
- 四、この法律は、公布の日から施行する。
- 五、この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第14号)

(衆議院 3.4.20可決 参議院 4.22議院運営委員会付託 4.23本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の歳費の月額について、令和3年10月31日までの間、引き続き歳費月額に100分の80を乗じて得た額としている現行の削減措置を継続すること。
- 二、この法律は、令和3年5月1日から施行すること。

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第18号)

(衆議院 3.5.25可決 参議院 6.1災害対策特別委員会付託 6.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自然災害義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、自然災害の被災者等が自ら自然災害義援金を使用することができるよう、同義援金について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「自然災害義援金」とは、自然災害(暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じた災害をいう。以下同じ。)の被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に抛出された金銭を原資として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうこととする。
- 二 自然災害義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととする。
- 三 自然災害義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないこととする。
- 四 この法律は、公布の日から施行することとする。
- 五 この法律は、令和3年1月1日以後に発生した自然災害に関し、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった自然災害義援金についても適用することとする。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこととする。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案(衆第19号)

(衆議院 3.5.25可決 参議院 5.26文教科学委員会付託 5.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、児童生徒等の権利利益の擁護に資するとともに、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。
- 二、基本理念として、教育職員等による児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の心身の健全な発達に関係する重大な問題であるという基本的認識の下に施策が行われなければならないこと等を定める。
- 三、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、国、地方公共団体、任命権者、学校の設置者、学校及び教育職員等の責務をそれぞれ定める。
- 四、文部科学大臣は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な指針を定めるものとする。
- 五、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置として、教育職員等及び児童生徒等に対する啓発等について定めるとともに、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効した者及び取上げの処分を受けた者(以下「特定免許状失効者等」という。)の氏名及び免許状の失効又は取上げの事由、原因となった事実等に関する情報に係るデータベースの整備等について定める。
- 六、教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及びその対処に関する措置等について定める。

七、特定免許状失効者等については、改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。授与するに当たっては、都道府県の教育委員会は、あらかじめ都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。

八、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

九、政府は、児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】 (3.5.27文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、教育職員等のみならず、何人も児童生徒等に対してわいせつ行為を行うことはあってはならないことに鑑み、保育士についても実態把握を進めるとともに、わいせつ行為を行った教育職員等が懲戒後に保育士等に職種を変えて就く実態があることから、早期に保育士資格についても特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討すること。

二、教育職員等以外の職員、部活動の外部コーチ、ベビーシッター、塾講師、高等専門学校の教育職員、放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、わいせつ行為を行った者が二度と児童生徒等と接する職種に就くことができないよう、児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要である。その検討に当たっては、イギリスで採用されている「DBS制度」も参考にして、教育職員等のみならず児童生徒等と日常的に接する職種や役割に就く場合には、採用等をする者が、公的機関に照会することにより、性犯罪の前科等がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこと。

三、児童生徒等に対するわいせつ行為を行う可能性が高い者を教壇に立たせないことが重要であることから、こうした者をあらかじめ教育職員等として採用しないための適切かつ実効性のある採用過程の在り方等について検討するとともに、小児性愛が疾病として診断基準等が確立されているとはいえない現状に鑑み、小児性愛についての研究に関する支援の拡充を検討すること。また、児童生徒性暴力等を行った教育職員等に対する更生プログラムの開発等についても支援を行うこと。

四、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した際の事実確認の手続に関し、被害児童生徒等への負担に十分に配慮し、かつ、そもそも教育は本来的に教育職員等と児童生徒等の信頼を基盤とすることに留意した上で、関係機関における役割分担の明確化を図るとともに、具体的な調査方法や客観的な判断基準を定めるなど、本法の安定的な運用を図ること。

五、性被害にあった児童生徒等及びその保護者の負担を軽減するため、関係機関の連携による面接の一括化や適切な質問項目の設計、マスコミ等への対応支援、被害にあった児童生徒等が調査に適切に応じられるための支援その他スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等を置くなど、適切な調査方法・調査項目の速やかな構築を講ずること。

六、学校の設置者が専門家の協力を得て行う調査に関しては、被害を受けたとされる児童生徒等の尊厳の保持及び回復並びに再発防止をその目的として留意するとともに、事実関係を客観的に確認し、公正かつ中立な調査が行われることを旨とすること。また、政府は、第三者による調査や通報者の保護、事実誤認による教育職員等の救済措置など、厳格な運用のための全国的な基準を定めること。

七、教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者による児童生徒性暴力等に係る通報に関し、当該通報を行った者が不利益な扱いを受けないよう、公益通報者保護制度と同様の教育職員等を保護するための制度の構築について検討すること。

八、私立学校の教育職員等については、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、処分の決定がなされる前に依願退職する事例が見受けられ、その

場合には教員免許状が失効しないことを踏まえ、退職前に適正かつ厳正な処分が行われるように徹底するとともに、私立学校の教育職員等による児童生徒性暴力等への対応策について更に検討を行い、必要に応じて措置を講じること。

九、児童生徒性暴力等を未然に防止するため、空き教室の解消など学校施設の改善を図るとともに、全ての児童生徒等に目が行き届くよう、教育職員等の多忙や疲弊を改善するための人的配置及び人材確保に努めること。

十、障害等により自ら被害を訴えることが困難な児童生徒等については適切な支援と配慮を行うとともに、特別支援学校、特別支援学級など、児童生徒等の数が少なく、他の児童生徒等、教育職員等の目が行き届きにくい環境について、被害を未然に防止する措置を講じること。

十一、児童生徒性暴力等の防止のための児童生徒等に対する啓発に当たっては、性被害を防止、早期発見、保護・支援するための学校現場での教育内容及び方法を研究、開発し、教育職員等と児童生徒等の双方が安心して学習に取り組める環境を整備するとともに、性に関して学ぶこと等を通じて一人一人の性、心身、人生を尊重することの重要性についての意識を共有する等により、児童生徒等が相談しやすい雰囲気の醸成に努めること。また、教育職員等に対する児童生徒等の人権・特性等に関する理解や児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修等の充実に向けて、十分な財政上の措置を講じること。

十二、都道府県の教育委員会は、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に当たっては、専門家等の意見を聴き、審査が公正、公平に行われるよう留意するとともに、国は、審査に関して全国で統一的な運用がなされるよう、指針等の策定その他の支援を行うこと。

十三、都道府県教育職員免許状再授与審査会等の設置・運営やデータベースの整備、調査・啓発、必要な人材の確保など、本法の効果的な運用に当たり十分な予算を確保すること。

十四、データベースの整備等に関して、児童生徒性暴力等の処分と、他の処分は明確に区別されることとし、データベースに記録される事由は児童生徒性暴力等による処分のみとすること。

十五、教育職員等のみならず何人によるものであれ、児童生徒等へのわいせつ行為は、被害を受けた児童生徒等の心身に大きな傷を残すものであるため、文部科学省を始めとする関係機関は、児童生徒等を性被害から守るために連携を図り、プライバシーの保護を含む児童生徒等の権利利益の擁護に資する必要な取組を実施するとともに、被害を受けた児童生徒等のレジリエンスを信じ、支えることに万全を期すこと。

右決議する。

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案(衆第20号) (衆議院 3.6.1可決 参議院 6.9災害対策特別委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、災害が発生した時又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある時(以下「災害時等」という。)における船舶を活用した医療提供体制の整備を総合的かつ集中的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進は、災害が発生し、又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある地域において必要とされる医療を船舶を活用して的確かつ迅速に提供することにより、当該地域にある医療施設の機能を補完し、国民の生命及び身体を災害又は感染症から保護することに資することを旨として、行われなければならないこととする。

二 国は、基本理念ののっとり、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとする。

三 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備は、基本方針に基づき推進されることとする。また、政府は、基本方針に基づく施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置等を講ずることとし、必要な法制上の措置は、この法律の施行後1年以内を目途として講じなければならないこととする。

いこととする。

四 政府は、政府が災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置について必要な計画を策定しなければならないと、内閣総理大臣は、当該計画の案につき閣議の決定を求めなければならないこととする。また、政府は、当該計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととする。

五 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、船舶活用医療推進本部（以下「本部」という。）を置くとともに、本部の長は、船舶活用医療推進本部長とし、内閣総理大臣をもって充てることとする。

六 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

七 本部については、この法律の施行後5年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【附帯決議】（3.6.9災害対策特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 陸上の医療施設において提供される医療との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保を図るに当たっては、いわゆるドクターヘリやドクターカーなど多様な救急医療の提供手段も含めて考慮することにより、災害が発生した地域等において必要とされる医療的的確かつ迅速な提供が可能となるよう努めること。

二 保有する船舶を検討するに当たっては、我が国が長く多様な海岸線を持ち、大小様々な港湾が存在する中で、船舶を活用した医療提供が求められる様々な状況を勘案し、十全な機能が発揮されるよう、留意すること。また、船舶の保有・運用に係る経費や新たに建造する場合はその建造費などが過大とならないよう留意すること。

三 災害時等以外において、保有する船舶を国際緊急援助活動等に活用する場合には、「災害が発生した地域等」において必要とされる医療を船舶を活用して的確かつ迅速に提供するという本来の任務に支障を来すことのないようにすること。

四 船舶の運用主体が国以外の者となった場合には、その運用に係る人員の確保について、国民から公務員の天下りの手段との疑念を抱かれることのないよう、留意すること。

五 災害等から得られた教訓等を踏まえて、本法に基づく措置については、必要に応じて適宜見直すこと。

六 本法に基づく措置については、当委員会に適宜報告すること。

右決議する。

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案（衆第21号）

（衆議院 3.6.3可決 参議院 6.7文教科学委員会付託 6.9本会議可決）

【要旨】

本法律案は、令和3年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に参加する選手が、自己の疾病の治療の目的で覚醒剤を携帯して輸入すること等ができるよう、覚醒剤取締法等の特例を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、東京オリンピック競技大会に参加する選手は、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病の治療の目的で、覚醒剤を携帯して輸入することを令和3年8月8日までの間に限り、当該覚醒剤を携帯して輸出することを同年8月31日までの間に限り、それぞれ行うことができる。

二、東京パラリンピック競技大会に参加する選手は、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病の治療の目的で、覚醒剤を携帯して輸入することを令和3年9月5日までの間に限り、当該覚醒剤

を携帯して輸出することを同年9月30日までの間に限り、それぞれ行うことができる。

三、一及び二により覚醒剤を携帯して輸入した者は、それぞれの輸出の特例の日までの間に限り、覚醒剤施用機関において診療に従事する医師から施用のため覚醒剤の交付を受けた者とみなして、覚醒剤取締法の覚醒剤の所持及び使用の禁止に係る規定を適用する。

四、一及び二により覚醒剤を携帯して輸入し、又は当該覚醒剤を携帯して輸出することについて許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に申請書を出さなければならない。

五、この法律は、公布の日から施行する。

強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律案（衆第23号）

（衆議院 3.6.3可決 参議院 6.7厚生労働委員会付託 6.9本会議可決）

【要旨】

本法律案は、我が国が強制労働の廃止に関する条約（第百五号）を締結するため、同条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある罰則に関する規定に係る関係法律の規定中、懲役刑を禁錮刑に改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、次に掲げる法律の規定中の懲役刑について、これを禁錮刑に改める。

1 政治的行為の禁止に違反する行為に係る罰則としての懲役刑

イ 国家公務員法第110条第1項第19号

ロ 自衛隊法第119条第1項第1号

2 業務を行わないことに対する罰則その他の労働規律の手段としての懲役刑

イ 船員法第128条第4号

ロ 郵便法第79条第1項

ハ 郵便物運送委託法第19条

ニ 熱供給事業法第34条第3項

ホ 電気通信事業法第178条及び第180条第2項

ヘ 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第65条

3 争議行為のあおり等に係る罰則としての懲役刑

イ 国家公務員法第110条第1項第17号

ロ 地方公務員法第61条第4号

二、この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（衆第24号）

（衆議院 3.6.1可決 参議院 6.3議院運営委員会付託 6.4本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国会職員の定年を、令和5年4月1日から令和13年4月1日までの間に、現行の60歳から段階的に引き上げて65歳とする。

二、管理監督職を占める国会職員については、管理監督職勤務上限年齢である60歳（事務次長等は62歳）に達した日の翌日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の職に降任をする等の制度を設けるとともに、この制度による降任等を行うことにより、公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き、管理監督職として勤務させることができる特例を設ける。

三、60歳に達した日以後定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができるよう、定年前再任用短時間勤務の制度を設ける。

四、60歳に達した日以後にその者の非違によることなく退職した者については、当分の間、退職事由を定年退職として退職手当を算定する。

五、この法律は、一部を除き、令和5年4月1日から施行する。

水循環基本法の一部を改正する法律案(衆第25号)

(衆議院 3.6.3可決 参議院 6.7国土交通委員会付託 6.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地下水の適正な保全及び利用を図るため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国が総合的に策定し、及び実施する責務を有する水循環に関する施策として地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含むことを明記することとする。
- 二 国及び地方公共団体は、地域の実情に応じ、次に掲げる措置等を講ずるよう努めることとする。
 - 1 地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存
 - 2 地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置等
 - 3 地下水の採取の制限
- 三 この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】(3.6.8国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 政府においては、地方公共団体が地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、法令に違反しない限りにおいて条例で定めるところにより、地下水の採取の制限その他の必要な制限をすることができることについて、地方公共団体に対して、周知を行うこと。また、その条例制定等に関し、必要な助言等の支援を行うとともに、制定動向を把握し公表に努めること。
- 二 地下水マネジメントを推進するため、地方公共団体等により観測されている観測データを集約し相互利用する地下水データベースの構築を推進するとともに、地方公共団体による地下水の適正な保全及び利用に関する協議会の運営や、地方公共団体等が行う地下水に関する観測等に必要な支援を講ずること。

また、飲み水などの生活用水や農業用水としても利用される地下水の水質に影響を及ぼす可能性のある土地の利用に当たっても、地域住民の意見を踏まえた対応が図られるよう必要な措置を講ずること。

- 三 法改正を踏まえ、水循環基本計画の改定等の必要性について検討を行うこと。

右決議する。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第26号)

(衆議院 3.6.3可決 参議院 6.7農林水産委員会付託 6.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策の一層の推進を図るために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、対象鳥獣の捕獲等の強化

市町村が行う被害防止施策のみによっては被害を十分に防止することが困難である場合に市町村長の要請を受けた都道府県知事が講ずる措置について、協議の場を設けること等により関係地方公共団体との連携を図りつつ講ずる旨を明記し、その具体的な措置として関係市町村相互間の連絡調整を加えるとともに、被害の防止に関する個体数調整のための捕獲等を行うことができるようその範囲を拡大することとする。

二、捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び有効利用のための措置の拡充

国及び地方公共団体が講ずる捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理を図るための措置として、効率的な処理方法に関する情報の収集及び提供を明記するとともに、捕獲等をした対象鳥獣の有効

利用の促進を図るための措置として、捕獲等をした対象鳥獣の食品、愛玩動物用飼料又は皮革等としての加工に必要な施設並びに当該対象鳥獣の当該施設への搬入に必要な設備及び資材の整備充実を明記することとする。

三、人材育成の充実強化

国及び地方公共団体が育成を図る人材として、鳥獣の捕獲等について専門的な知識経験を有する者を明記するとともに、人材の育成のための措置として、体系的な研修の実施を例示することとする。

四、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除期限の延長

被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者(特定鳥獣被害対策実施隊員を除き、猟銃を使用して当該捕獲等に従事しているものに限る。)に係る銃砲刀剣類所持等取締法に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の免除措置の期限を令和9年4月15日まで延長することとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(3.6.8農林水産委員会議決)

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等への被害が依然として深刻な状況にあり、これに対処することが農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に際して継続的かつ喫緊の課題となっている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の拡充に当たっては、鳥獣被害対策実施隊の更なる設置数の増加を図るとともに、狩猟者の実施隊員への移行・加入の促進等、必要な措置を的確に講じること。また、実施隊における多様な人材の活用への配慮に当たっては、実施隊の活動と連携して農業者や農林業団体が積極的かつ効果的に被害防止施策に取り組む優良事例がみられる実情等を十分に踏まえるよう、市町村に対し周知徹底を図ること。
- 二 都道府県が広域的な捕獲活動を実施するに当たっては、改正後の法第7条の2等に規定する「被害の防止に関し必要な措置」として、個体数調整のための捕獲等を行うことができることを十分に認識するよう、都道府県に対し適切に指導・助言を行うこと。
- 三 鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する調査については、鳥獣の個体数等の正確な把握に努め、その調査結果に基づき、農林水産業等に係る被害を防止する上で適正と認められる個体数等の目標水準を設定するとともに、実績について正確な分析及び検証を行う等、効果的かつ効率的な運用を行うこと。その際、人獣共通感染症対策の観点にも留意し、必要な措置を講じること。
- 四 捕獲等をした鳥獣についての有効な利用の促進に当たっては、食品、愛玩動物用飼料又は皮革としての利用促進と併せて、動物園での飼料としての利用、油脂や骨の加工製品化等、幅広く多様な利用の在り方について引き続き検討し、その促進のために必要な措置を講じること。その際、一層の利用拡大を図るためには、捕獲から処理、加工、流通又は販売を行う事業者等からなる、強固で持続的な流通ネットワークによる安定供給が重要であることを認識し、その環境整備のために必要な支援を行うこと。
- 五 安全・安心なジビエの提供に向けた野生鳥獣肉の衛生管理に当たっては、平成30年5月に制定された国産ジビエ認証制度の趣旨及び目的を踏まえて、同制度の普及促進を図るとともに、認証に取り組む事業者に対するきめ細かな支援を行うこと。また、衛生管理の基準等については、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等に係る最新の家畜防疫対策の状況を踏まえるとともに、人獣共通感染症予防の観点にも留意し、適宜、適切な見直しを検討すること。
- 六 鳥獣の捕獲等又は捕獲等鳥獣の有効利用のためには、人材育成が重要であることに鑑み、幅広い分野の関係者からの参画が可能となるよう周知を徹底するとともに、育成のための研修の実施その他の必要な措置を講じるに当たっては、当事者の声を十分反映するよう努めること。
- 七 東日本大震災から10年余が経過するに至っても、未だに鳥獣の捕獲等又は捕獲等をした鳥獣の

利用が困難となっている地域があることに鑑み、平成28年改正で設置された鳥獣被害対策推進会議が中心的な役割を担い、関係行政機関が相互に連携して、一体的かつ効果的な支援を継続的に実施すること。

- 八 鳥獣の捕獲等を推進する一方で、動物愛護やアニマルウェルフェアの観点及び国際的なOIEコードの関連条項等に留意し、保護すべき動物の錯誤捕獲の防止策、捕獲鳥獣の適切な処理方法の在り方等について、厳格な指導・監督を行うとともに、必要に応じて運用マニュアルの見直し等の検討を行うこと。
- 九 被害防止施策の実施に当たっては、シカを仲介したヤマビルによる地域住民等への被害等、鳥獣に係る二次的な被害状況を踏まえ一体的な対策を講じるなど、地域の実情に即した取組が進められるよう、市町村に対し適切に指導・助言を行うこと。
- 十 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除措置を受ける者に対しては、事故防止のための指導を的確に実施するとともに、猟銃に係る技能向上及び安全確保が確実に図られるよう、地域の実情に即した射撃場の整備及び適切な配置等、必要な措置を講じること。
右決議する。

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案(衆第28号)

(衆議院 3.6.3可決 参議院 6.7厚生労働委員会付託 6.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する疾病にかかり精神上の苦痛を受けたことに係る最高裁判決等において、国の責任が認められたことに鑑み、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るため、給付金等の支給について定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、国は、この法律の定めるところにより、昭和47年10月1日から平成16年9月30日までの間に行われた石綿にさらされる一定の建設業務に従事することにより中皮腫その他の石綿関連疾病にかかった特定石綿被害建設業務労働者等に対し、特定石綿被害建設業務労働者等の区分に応じ、それぞれ定める額（じん肺管理区分管理2の石綿肺にかかった者で指定合併症のないものについて550万円～じん肺管理区分管理2又は管理3の指定合併症のない石綿肺を除く石綿関連疾病により死亡した者について1,300万円）の給付金を支給するとともに、症状が悪化した者に対し、追加給付金を支給する。
- 二、厚生労働大臣は、給付金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、給付金を支給する。
- 三、厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求の内容を特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会（以下「審査会」という。）に通知し、審査を求めなければならない。
- 四、厚生労働大臣は、審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。
- 五、厚生労働大臣は、給付金等の支払に関する事務を独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）に委託することができ、委託を受けた機構は、給付金等の支払業務に要する費用に充てるため、政府による交付金を原資とする特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金を設ける。
- 六、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 七、国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第30

号)

(衆議院 3.6.8可決 参議院 6.9農林水産委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、脱炭素社会の実現に向けて、建築物等における木材の利用の一層の促進を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名及び総則の改正

- 1 題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改め、目的に脱炭素社会の実現に資することを追加するとともに、基本理念を新設することとする。
- 2 責務規定等を改正し、国は、建築用木材等の適切かつ安定的な供給の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととするとともに、林業及び木材産業の事業者は、1の基本理念にのっとり、建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。
- 3 国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、木材利用促進の日（10月8日）及び木材利用促進月間（10月1日から同月31日まで）を設けることとする。

二、建築物における木材の利用の促進に関する施策の拡充等

- 1 基本方針、都道府県方針及び市町村方針の対象を公共建築物から建築物一般に拡大することとする。
- 2 国又は地方公共団体及び事業者等（事業者又は事業者団体をいう。以下同じ。）は、事業者等による建築物における木材の利用の促進に関する構想及び国又は地方公共団体による当該構想の達成に資するための支援に関する事項を定めた協定を締結することができることとする。
- 3 国は、2の協定に係る構想の達成のための事業者等の取組を促進するため、必要な支援を行うものとし、地方公共団体は、国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

三、木材利用促進本部の設置

農林水産省に、特別の機関として、木材利用促進本部を置くこととし、同本部は、基本方針の策定、木材の利用の促進に関する施策の実施の推進等に関する事務をつかさどることとする。

四、施行期日

この法律は、令和3年10月1日から施行することとする。

【附帯決議】（3.6.10農林水産委員会議決）

木材の利用を促進することが森林の有する多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等に鑑み、建築物における木材の利用の促進及び建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する措置を講ずること等により、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するとともに、脱炭素社会の実現に資することは極めて重要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 木材の利用の促進による森林資源の循環利用の確立に向けて、確実な再造林をはじめ、森林の適正な整備が図られるよう、森林整備事業に係る予算の確保及び支援措置を拡充すること。また、木材の利用の促進・確保を通じた山元への一層の利益還元を推進するとともに、内外における木材の需給状況を踏まえ、建築用木材の安定的な供給体制の構築に努めること。
- 二 木材の適切な供給及び林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、人材の育成・確保が喫緊の課題となっていることに鑑み、林業就業者の所得の向上、労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の更なる強化を図ること。
- 三 持続可能な社会の実現に向けて、木材の利用の拡大による炭素貯蔵、二酸化炭素の排出削減効果の最大化により2050年カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、循環型社会の形成、自然との共生等を統合的に推進するため、本法の措置に加え、建築物等における木材の利用の促進のみならず、公共土木分野での木材の利用の促進、熱利用など高効率な木質バイオマスエネルギーの活用を推進すること。その際、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の適正

な整備を図るとともに、森林の適正な保全に支障を及ぼすような伐採及び開発行為を防止すること。

右決議する。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(衆第32号)

(衆議院 3.6.10可決 参議院 6.11政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 6.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

新型コロナウイルス感染症の患者又は入国後の待機者であって、外出自粛要請や隔離・停留の措置を受けたものを「特定患者等」とし、特例郵便等投票の対象者とする。

二、特例郵便等投票

- 1 特定患者等の投票については、郵便等により送付する方法により行わせることができる。
- 2 特例郵便等投票をしようとする者は、外出自粛要請等の期間が選挙期間にかかる見込まれるときは、原則として、外出自粛要請等に係る書面を提示して、投票用紙等を請求する。

三、特定患者等選挙人の努力

特定患者等である選挙人は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならない。

四、罰則

特例郵便等投票について、選挙の公正を確保する観点から、投票干渉罪など、所要の罰則が適用されるよう整理する。

五、施行期日等

この法律は、公布の日から起算して5日を経過した日から施行し、それ以降に公示され又は告示される選挙から適用する。

【附帯決議】(3.6.14政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決)

一、本法律は、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛要請等により、選挙権の行使の機会が実質的に制限されている者が多数に上ることから、特例的に当分の間、郵便等投票を認めるものであり、その必要性及び合理性において真にやむを得ないと認められた異例の措置であることに留意する。

二、政府は、本法律の公布から施行までの期間が短いことを踏まえ、特例郵便等投票を利用しようとする者が円滑にその手続を進められるよう、その手続、制度内容について、国民に対し迅速かつ十分な周知徹底を図るものとする。

三、特例郵便等投票の対象者は、新型コロナウイルスによる感染の都度生じていくところ、有資格者への的確な周知を確保することが本制度が有権者の投票権確保のために機能する前提となることから、政府は、選挙管理委員会と保健所が緊密に連携し、請求すれば特例郵便等投票ができることを含めた本制度の周知を徹底するように努めるものとする。

四、政府は、郵便等投票には過去に不正の問題があったことに留意し、特例郵便等投票の対象者が新型コロナウイルス感染症関係者に厳に限定され、なおかつ本人確認が確実になされることに最大限に留意するものとする。

五、政府は、特定患者等の特例郵便等投票により保健所の業務が増えないように配慮するとともに、今後備えるため保健所の体制整備等に努めるものとする。

六、政府は、今後も新型コロナウイルス感染症と同様の感染症のまん延が起こった場合に備え、外

出自粛時の投票権の確保についてどのような対応をすべきか、長期的視点に立って検討するものとする。

七、特例郵便等投票は、選挙管理委員会と療養者の間で投票用紙が行き来することや、一人暮らしの自宅療養者などの場合は投票用紙の投函等に援助が必要であることから、政府は地方自治体と連携し、本制度の運用に係る関係者が新型コロナウイルスに感染することがないように、十分な予防措置が講じられるように周知徹底するものとする。

八、PCR検査等行政検査により陰性となった濃厚接触者は、宿泊療養者・自宅療養者と同様に外出自粛が求められるものの、投票は不要不急の外出に当たらないため可能ではあるが、人間関係が濃密な地域社会においては事実上困難となる場合があると想定されることから、本委員会は、特例郵便等投票に係る濃厚接触者の取扱いについて、地方自治体の負担にも配慮しつつ、実施状況の検証も踏まえて引き続き検討を行うものとする。

九、本委員会は、選挙の公平を確保しつつ、あらゆる特定患者等の投票の機会が確保されるよう、特例郵便等投票に係る代理記載制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。

十、政府は、本法律が最初に適用される東京都議会議員選挙等や衆議院議員選挙における特例郵便等投票の実施状況について検証を行うとともに、その後も本法律の施行状況について適宜に検証を行い、本委員会においても、当該検証の結果を受けて、検討を行うものとする。

右決議する。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律案(衆第33号)

(衆議院 3.6.8可決 参議院 6.9厚生労働委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中小事業主に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者等の安全及び健康の確保並びに福利厚生等の充実を図るため、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害について共済団体による共済制度を確立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図る事業である労働災害等防止事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認可を受けて、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害に係る共済事業を行うことができる。

二、認可を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業を行うほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができる。

三、行政庁は、認可の申請があった場合において、申請者が一般社団法人又は一般財団法人であって一定の欠格事由に該当しないこと、申請者が共済事業を的確に遂行するために必要な財産的基礎及び人的構成を有すること、申請者の行う労働災害等防止事業が、厚生労働省令で定める基準を満たすものであること等の認可審査基準に適合すると認めるときは、認可をするものとする。

四、行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、共済団体に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に立ち入らせ、質問若しくは検査させることができる。

五、行政庁は、共済団体が一定の欠格事由に該当することとなったとき等は、当該共済団体の業務の停止等を命じ、又は認可を取り消すことができる。

六、共済団体の社員等又は共済代理店等のほか、何人も共済募集を行ってはならない。

七、銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、共済代理店の届出を行って共済募集を行うことができる。

八、この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(3.6.10厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、共済事業への参入等の規制その他の共済制度の確立に当たっては、かつて利用者保護の強化を旨として保険業法が改正された経緯を踏まえ、悪質な業者や低水準な業者の参入を防ぎ、また、適切な審査、検査及び監督を行うこと。その際、審査等を行う行政庁が関係する行政庁と適切に連携するようにすること。
- 二、共済制度に関する政省令を定めるに当たっては、保険業法における契約者保護を図るための規制を参考とし、適切に共済契約者保護が図られるようにすること。特に、銀行等の共済募集に関しては、共済の趣旨を踏まえた弊害を防止するための措置について、適切に規定すること。その際、政省令の制定等に当たる行政庁が関係する行政庁と適切に連携するようにすること。
- 三、中小事業主の範囲については、共済の趣旨を踏まえ、いたずらに拡大することのないようにすること。
- 四、「労働災害等以外の災害に係る共済事業」の範囲については、適切に周知を行うこと。
- 五、平成17年の保険業法改正の際に付された検討の期限を経過しているにもかかわらず、共済事業の移行等に関する経過措置が繰り返し延長されてきた経緯があることから、社会経済状況や利用者ニーズの変化等を踏まえつつ、少額短期保険業者の保険金限度額や事業規模の見直しを含め保険業法の改正について引き続き検討を行うこと。
- 六、労働災害等に係る共済事業以外の認可特定保険業者について、事業の公益性や契約者保護の観点から安定した共済事業を運営できるよう、制度の在り方について検討すること。
右決議する。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案(衆第34号)

(衆議院 3.6.8可決 参議院 6.9厚生労働委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与するため、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他の医療行為をいい、「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童(18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等に在籍するものをいう。)をいう。
- 二、基本理念として、医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならないこと、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならないこと等を定めるとともに、国、地方公共団体、保育所の設置者等及び学校の設置者の責務を定める。
- 三、政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 四、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策として、看護師の配置等保育及び教育を行う体制の拡充等、日常生活における支援、相談体制の整備及び情報の共有の促進について定める。
- 五、都道府県知事は、医療的ケア児、その家族等に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと等の業務を、指定した医療的ケア児支援センターに行

わせ、又は自ら行うことができる。

六、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、広報啓発、人材の確保及び研究開発等の推進について定める。

七、この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

【附帯決議】(3.6.10厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、医療的ケア児が成人となった後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることも重要であることに鑑み、地方公共団体や医療的ケア児支援センターが医療的ケア児の成人期への移行に際して行う支援について万全を期すこと。

二、医療的ケア児支援センターに関し、次に掲げる措置を講ずること。

1 医療的ケア児支援センターが、医療的ケア児及びその家族のニーズに応じた支援を行う機関や団体との連絡調整を行うことを含め、医療的ケア児及びその家族からの相談を受けることを業務とする機関であることについての広報を行うこと。

2 医療的ケア児等コーディネーターを中核として医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体をネットワーク化して相互の連携を促進するとともに、都道府県内の医療的ケア児に関連する情報が医療的ケア児支援センターに集約され、関係機関等の相互の連携の中で適切に活用されるようにすることにより医療的ケア児支援センターが専門性の高い事案に係る相談支援を行うことができるようにするため必要な支援を行うこと。

3 都道府県内の医療的ケア児の数等に応じて複数の医療的ケア児支援センターが設置されるようにする等、医療的ケア児及びその家族に対して適切な支援を行うことができる体制を確保するために必要な支援を行うこと。

三、本法が保育所の設置者、学校の設置者等に看護師等を配置するよう求めていることに関し、現在、看護師等が常時配置されていない保育所、学校等に通園・通学している医療的ケア児について、本法の施行後、当該保育所、学校等に看護師等が常時配置されていないことが当該児童の通園・通学の妨げとなることのないよう、本法の趣旨について必要な周知を行うこと。

四、本法の定義規定において、「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされたことに伴い、「医療的ケア」に係る「医療行為」の範囲が変更されたかのような誤解を招くことがないよう、適切に周知を行うこと。

五、医療の高度化等を背景として、命を取り留める子どもたちが増加する中で、早期からの適切な愛着関係の形成に資する家族支援がその後の家族の在り方にも関わることを踏まえ、早期からの愛着形成に資する家族支援の在り方について、実態の把握と支援体制の構築に万全を期すこと。

右決議する。

宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案(衆第37号)

(衆議院 3.6.10可決 参議院 6.11内閣委員会付託 6.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、宇宙資源の探査及び開発に関し、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(以下「宇宙活動法」という。)の規定による許可の特例を設けるとともに、宇宙資源の所有権の取得その他必要な事項を定めることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施を図りつつ、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この法律において「宇宙資源」とは、月その他の天体を含む宇宙空間に存在する水、鉱物その他の天然資源をいい、「宇宙資源の探査及び開発」とは、宇宙資源の採掘等及びそれに資する宇宙資源の存在状況の調査等の活動(専ら科学的調査として又は科学的調査のために行うものを除く。)をいう。

- 二、宇宙資源の探査及び開発を利用の目的として行う人工衛星の管理に係る宇宙活動法の許可を受けようとする者は、申請書に、宇宙活動法に定める事項のほか、事業活動の目的、期間、場所等を定めた事業活動計画を記載しなければならない。内閣総理大臣は、その内容が、宇宙基本法の基本理念に則し、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の実施に支障を及ぼすおそれがないこと等に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。内閣総理大臣は、当該許可等をしたときは、事業者の営業の秘密等に配慮しつつ、事業活動計画の内容等をインターネットの利用等により、遅滞なく公表するものとする。
- 三、宇宙資源の探査及び開発の許可等に係る事業活動計画の定めるところに従って採掘等をした宇宙資源については、当該採掘等をした者が所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。
- 四、この法律の施行に当たっては、条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならない。この法律のいかなる規定も、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用の自由を行使する他国の利益を不当に害するものではない。また、国は、国際的に整合のとれた宇宙資源の探査及び開発に係る制度の構築に努めるとともに、国際的な連携の確保のために必要な施策を講ずるものとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。
- 六、政府は、この法律の施行状況等を勘案して、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(第196回国会衆第42号)

(衆議院 3.5.11修正議決 参議院 5.18憲法審査会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

- 本法律案は、憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一、投票人名簿及び在外投票人名簿の内容確認手段について、個人情報保護の観点から、従来の縦覧制度を廃止し、閲覧できる場合を明確化、限定するなどした新たな閲覧制度を創設する。
 - 二、出国時に市町村の窓口で在外選挙人名簿への登録を申請できる制度（出国時申請）の創設に伴い、これを利用して、国民投票の投票日の50日前の登録基準日直前に出国した場合に、国民投票の在外投票人名簿に反映されない場合があり得るため、必要な法整備を行う。
 - 三、投票の当日、市町村内のいずれの投票区に属する投票人も投票することができる共通投票所を設けることができる制度を創設する。
 - 四、期日前投票事由に「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること」を追加するとともに、期日前投票所の投票時間について、開始時刻の2時間以内の繰上げ及び終了時刻の2時間以内の繰下げを可能とする。
 - 五、外洋を航行中の船員について、ファクシミリ装置を用いて投票することができるようにする洋上投票制度について、①便宜置籍船等の船員及び②実習を行うため航海する学生・生徒も対象とする。
 - 六、天災等で投票を行うことができないとき又は更に投票を行う必要があるときに行う繰延投票の期日の告示について、少なくとも5日前に行うこととされていたものを少なくとも2日前までに行えば足りることとする。
 - 七、投票所に入ることができる子供の範囲を、「幼児」から「児童、生徒その他の18歳未満の者」に拡大する。
 - 八、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
 - 九、国は、この法律の施行後3年を目途に、投票人の投票に係る環境を整備するための事項及び国民投票の公平及び公正を確保するための事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の

措置を講ずるものとする。

予 算

令和二年度一般会計補正予算（第3号）

令和二年度特別会計補正予算（特第3号）

（衆議院 3.1.26可決 参議院 1.26予算委員会付託 1.28本会議可決）

【概要】

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある。足下では、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きがみられるものの、経済はコロナ前の水準を下回っており、特に、感染再拡大による内外経済の下振れリスクには十分注意が必要な状況にある。こうした状況を踏まえ、政府は、令和2年12月8日に事業規模73.6兆円（財政支出40.0兆円）の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を閣議決定した。

経済対策の裏付けとなる令和二年度第3次補正予算は、「15か月予算」として令和2年12月15日に閣議決定され、一般会計歳出において経済対策の実施に必要な経費の追加等を行う一方、同歳入において、税収の減額及び公債金の増額等を行った。

歳出については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策4兆3,581億円、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現11兆6,766億円、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保3兆1,414億円、地方法人税の税収減に伴う地方交付税原資の減額の補填4,221億円等を追加する一方、既定経費4兆1,963億円（うち新型コロナウイルス感染症対策予備費の減額1兆8,500億円、国債費の減額9,924億円）が減額された。歳入では、租税及印紙収入を8兆3,880億円減額する一方、税外収入7,297億円、公債金2兆3,950億円（4条公債3兆8,580億円、特例公債1兆5,370億円）、前年度剰余金受入6,904億円が増額された。

なお、租税及印紙収入の減額に伴い、歳出の地方交付税交付金が2兆2,118億円減額されることとなるが、本補正において補填がなされた。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は15兆4,271億円となり、これを加えた令和二年度一般会計予算の総額は歳入歳出ともに175兆6,878億円となった。

令和二年度第3次補正予算のフレーム（一般会計）

（単位：億円）

歳出の補正		歳入の補正	
1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策	43,581	1. 租税及印紙収入	▲ 83,880
2. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現	116,766	2. 税外収入	7,297
3. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保	31,414	3. 公債金	223,950
小計（経済対策関係経費）	191,761	公債金	38,580
4. その他の経費	252	特例公債金	185,370
5. 地方交付税交付金	26,339	4. 前年度剰余金受入	6,904
税収減に伴う一般会計の地方交付税交付金の減額の補填	22,118		
地方法人税の税収減に伴う地方交付税原資の減額の補填	4,221		
追加額計	218,353		
6. 既定経費の減額	▲ 41,963		
新型コロナウイルス感染症対策予備費	▲ 18,500		
その他	▲ 23,463		
7. 地方交付税交付金の減額	▲ 22,118		
修正減少額計	▲ 64,082		
合 計 (A)	154,271	合 計	154,271
第2次補正後予算額 (B)	1,602,607		1,602,607
第3次補正後予算額 (A) + (B)	1,756,878		1,756,878

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

（出所）財務省資料

令和三年度一般会計予算
令和三年度特別会計予算
令和三年度政府関係機関予算

(衆議院 3.3.2可決 参議院 3.2予算委員会付託 3.26本会議可決)

【概要】

令和2年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるが、各種政策の効果も相まって、持ち直しの動きがみられる。他方、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばである。こうした状況を踏まえ、政府は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)を策定し、また、令和2年度第3次補正予算を編成した。日本経済は、総合経済対策の執行等による効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクには十分注意する必要がある。

令和三年度予算は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、中長期的な成長力強化のためのデジタル改革・グリーン社会の実現など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるとともに、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進すること等の方針の下に編成され、令和2年12月21日に閣議決定された。

令和三年度一般会計予算の規模は106兆6,097億円(対前年度当初予算比3.8%増)と9年連続で過去最大を更新した。

歳出予算は、政策的経費である一般歳出が66兆9,020億円(同5.4%増)、地方交付税交付金等が15兆9,489億円(同0.9%増)、国債費が23兆7,588億円(同1.7%増)となった。

一般歳出の内訳を見ると、社会保障関係費は35兆8,421億円(同0.3%増)となった。介護報酬改定(+0.70%、196億円)や障害福祉サービス等報酬改定(+0.56%、86億円)等を実施する一方、毎年薬価改定の実現により実勢価格の下落を反映して国民負担を軽減(1,001億円減)し、「新経済・財政再生計画」における社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分におさめる」という方針を達成した。このほか、少子化対策を推進するため、「新子育て安心プラン」に基づく待機児童解消のための保育の受け皿整備(602億円)や不育症の検査・がん治療に伴う不妊に係る支援(23億円)等が計上された。

公共事業関係費は6兆695億円(同11.5%減)となった。このうち、防災・減災、国土強靱化関連予算は3兆7,591億円となり、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策として、官民連携による「流域治水」推進のため、防災・安全交付金(8,540億円)等が計上された。防災・減災、国土強靱化関連予算以外では、生産性向上に資する道路ネットワークの整備(3,547億円)等が措置された。

文教及び科学振興費は5兆3,969億円(同2.0%減)となった。教育のデジタル化を進める観点から、学習者用デジタル教科書普及促進事業(22億円)やオンライン学習システム(CBTシステム)の全国展開(7億円)等が計上された。また、令和3年度から5年かけて小学校35人以下学級を実現することとなった。科学技術振興費については1兆3,673億円(同0.3%増)が計上され、博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの確保を一体的に行う大学の取組への補助により、将来を担う研究人材の育成を推進する、科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業(23億円)等が計上された。

防衛関係費は5兆3,235億円(同0.2%増)となり、9年連続の増額となった。中期防対象経費(デジタル庁等へ振り替える187億円を含む)は5兆1,235億円(同1.1%増)となり、SSA衛星(宇宙設置型光学望遠鏡)の整備や陸海空共同の自衛隊サイバー防衛隊の新編等により、新領域での作戦能力を強化することとされた。新規後年度負担(総額、デジタル庁等へ振り替える217億円を含む)は2兆5,951億円(同1.2%増)が計上された。

地方交付税交付金等は15兆9,489億円(同0.9%増)と前年度から増額となった。所得税等の収入見込額の減少に伴う地方交付税交付金の法定率分や地方税が減少する中、国と地方で折半で負担し

ている財源不足が3年ぶりに生じることとなり、一般会計からの特例加算による増額措置等が講じられた。地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に必要な額が計上された。

国債費は、23兆7,588億円（同1.7%増）となり、公債残高の増加に伴う定率繰入や利払費の増加等によって2年ぶりの増額となった。内訳は、債務償還費が15兆2,330億円（同2.0%増）、利払費が8兆5,036億円（同1.3%増）である。

このほか、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や経済動向を踏まえ、必要な対策を講じるため、新型コロナウイルス感染症対策予備費5兆円が計上された。

歳入予算については、租税及印紙収入は57兆4,480億円（同9.5%減）となり、11年ぶりの減収となった。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前年度当初予算と比較して全ての税目で減収となった。

公債金は43兆5,970億円（同33.9%増）で11年ぶりの増額となった。内訳は、4条公債が6兆3,410億円（同10.8%減）、特例公債が37兆2,560億円（同46.4%増）である。公債依存度は40.9%となり、前年度当初予算に比べ9.2ポイント上昇するとともに、当初予算ベースで7年ぶりの40%台となった。

歳出の基礎的財政収支対象経費（歳出総額から利払費と債務償還費（交付国債分を除く）を除いたもの）は前年度当初予算に比べ3兆6,463億円増加（同4.6%増）した。これにより、一般会計ベースの基礎的財政収支は前年度当初予算から10.7兆円悪化し、マイナス20兆3,617億円となった。

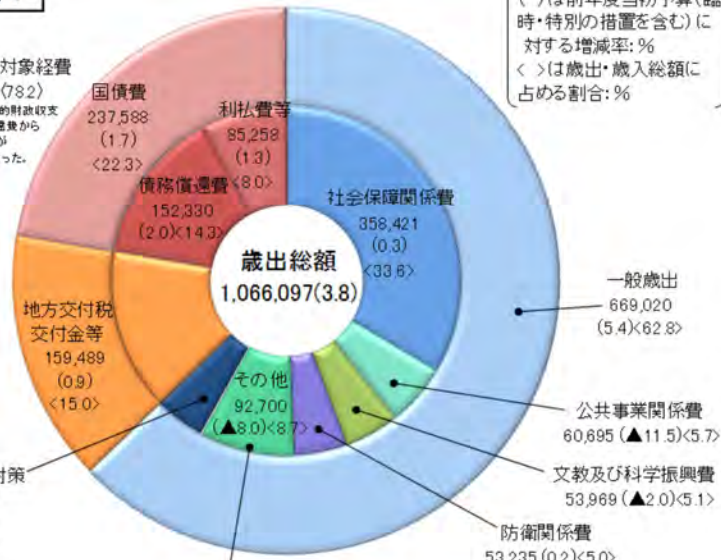
また、SNAベースの令和3年度における国及び地方の基礎的財政収支はマイナス40.1兆円（対GDP比マイナス7.2%）、同年度末の国及び地方の長期債務残高は1,209兆円（対GDP比216%）と見込まれている。

令和三年度一般会計予算の内訳

歳出

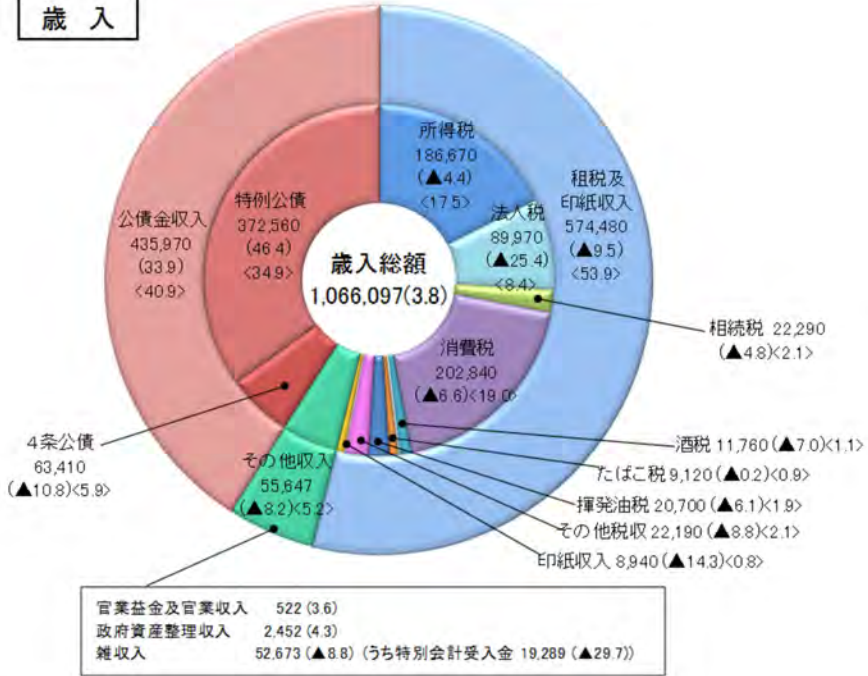
基礎的財政収支対象経費
833,744 (4.6) (78.2)
※令和3年度から基礎的財政収支の計算上、債務償還費から交付国債分が除かれることとなった。

単位: 億円
()は前年度当初予算(臨時・特別の措置を含む)に対する増減率: %
< >は歳出・歳入総額に占める割合: %



食料安定供給関係費	12,773	(▲0.8)	中小企業対策費	1,745	(▲0.5)
エネルギー対策費	8,891	(▲6.4)	その他の事項経費	57,732	(▲10.9)
恩給関係費	1,451	(▲17.1)	予備費	5,000	(-)
経済協力費	5,108	(▲0.2)			

歳入



官業益金及官業収入	522	(3.6)
政府資産整理収入	2,452	(4.3)
雑収入	52,673	(▲8.8)
うち特別会計受入金	19,289	(▲29.7)

(出所) 財務省「予算の説明」等より作成

条 約

地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 3.4.15承認 参議院 4.21外交防衛委員会付託 4.28本会議承認)

【要旨】

この協定は、地域的な包括的経済連携協定交渉参加15か国の間で、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を拡大させ、知的財産、電子商取引等の幅広い分野での枠組みを構築すること等を内容とする経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2020年(令和2年)11月15日に各国において署名されたものである。この協定は、前文、本文全20章及び文末並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、各締約国は、協定に別段の定めがある場合を除くほか、附属書Ⅰの自国の表に従って、他の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃する。
- 二、協定における原産品の要件等について定める。原産品の要件を満たす製品又は材料であって、他の締約国において他の製品又は材料の生産において材料として使用されるものについては、完成した製品又は材料のための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料とみなす。
- 三、サービスの貿易について、締約国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 四、投資の自由化について、締約国は、自国の領域における投資財産の設立等に関し、他の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 五、締約国は、知的財産権の効果的かつ十分な創造、利用、保護及び行使を通じて一層深い経済的な統合及び協力を促進する。
- 六、電子商取引について、各締約国は、締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという自国の現在の慣行を維持する。いずれの締約国も、自国の領域において事業を実施するための条件として、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。
- 七、この協定は、少なくとも6のASEANの構成国である署名国及び少なくとも3のASEANの構成国でない署名国が批准書等を寄託者に寄託した日の後60日で、批准書等を寄託したこれらの署名国について効力を生ずる。この協定は、この協定が効力を生じた日から、原交渉国であるインドによる加入のために開放される。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 3.3.23承認 参議院 3.24外交防衛委員会付託 3.31本会議承認)

【要旨】

この議定書は、2016年4月1日に効力を生じた日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(以下、「特別協定」という。)の有効期限を1年間延長し、2022年3月31日までとするものであり、2021年2月24日に東京において署名されたものである。

この議定書は、前文、1から3までの本文及び文末から成っているほか、この議定書に関連し書簡が作成されており、それらの主な内容は次のとおりである。

- 一、特別協定第1条について、「2020年」を「2021年」に改める(書簡において、特別協定第1条の規定に従って令和3年度に日本国が負担する、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務

に服する労働者に対する基本給等一定の給与の支払に要する経費について、令和2年度の日本国の負担上限労働者数である23,178人を用いて算定する旨が記載されている。

二、特別協定第2条について、「2020年」を「2021年」に改める（書簡において、特別協定第2条の規定に従って令和3年度に日本国が負担する、合衆国軍隊等が公用のために調達する電気等（公益事業によって使用に供されるもの）及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費について、日本国の負担割合を61%とするとともに、日本国の負担上限額を249億190万8,000円とする旨が記載されている）。

三、この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずることを原則とした上で、この議定書が2021年3月31日後に効力を生ずる場合には、日米両国は、この議定書が2021年3月31日に効力を生じたものとしてこの議定書を適用する。

日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

（衆議院 3.4.27承認 参議院 5.12外交防衛委員会付託 5.19本会議承認）

【要旨】

この協定は、日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けるものであり、2020年（令和2年）9月9日にニューデリーで署名されたものである。

この協定は、前文、本文7箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、自衛隊とインド軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。
- 二、この協定に基づいて提供される物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）及び空港・港湾業務の各区分に係るものとし、それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。また、物品又は役務の提供については、武器又は弾薬の提供が含まれるものと解してはならない。
- 三、この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手續等について定める。この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供は、この協定に従属し、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手續取決めに従って実施される。
- 四、この協定は、両当事国政府がこの協定の効力発生に必要な自己の内部手續を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目に効力を生ずる。この協定は、10年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府がこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ10年の期間、自動的に効力を延長される。

民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

（衆議院 3.4.27承認 参議院 5.12外交防衛委員会付託 5.19本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国と欧州連合との間で、高い水準の民間航空の安全等についての協力を促進するため、双方の航空当局による重複した検査、監督等を可能な限り省略するための枠組みについて定めるものであり、2020年（令和2年）6月にブリュッセルで署名された。この協定は、前文、本文21箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書一から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、両締約者は、耐空証明書及び民間航空製品の監視等の各分野における協力の実施のため、それぞれの民間航空に関する基準等が十分に同等の水準の安全性を確保していることに合意する場合には、適合性認定及び証明書の相互受入れのための条件及び方法を定める個別の附属書を作成する。
- 二、各締約者は、附属書に定める条件に従い、他方の締約者の権限のある当局又は認定機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書を受け入れる。
- 三、両締約者は、四の規定の適用を妨げることなく、かつ、自己の関係法令に従い、附属書の対象となる民間航空製品等に関連する事故等に関する情報であって自己の技術機関が利用可能なものを相互に提供する。
- 四、各締約者は、自己の法令に従い、この協定に基づいて他方の締約者から受領したデータ及び情報の秘密性を保持する。
- 五、一方の締約者は、他方の締約者がこの協定に基づく義務に対する重大な違反を行った場合には、二の規定に基づく受入れの義務の全部又は一部を停止する権利を有する。
- 六、附属書一は、一の規定に基づき、適合性認定及び証明書の相互受入れのための条件及び方法を記述するものとして、耐空証明書、環境証明書、設計証明書及び製造証明書に関する分野における協力の実施のために作成する。
- 七、この協定は、その効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了したことを確認する外交上の公文を両締約者が交換した日に効力を生ずる。この協定は、その効力発生までの間、両締約者の法令に従い、署名の時から暫定的に適用される。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 3.5.11承認 参議院 5.19外交防衛委員会付託 5.28本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とセルビアとの間で課税権を調整するものであり、2020年(令和2年)7月21日にベオグラードで署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすることを規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることを規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 八、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本

国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

(衆議院 3.5.11承認 参議院 5.19外交防衛委員会付託 5.28本会議承認)

【要旨】

この条約は、1986年(昭和61年)に効力を生じた現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の内容をジョージアとの間で全面的に改正するものであり、2021年(令和3年)1月29日にトビリシで署名されたものである。この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすることを規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることを規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換することを規定するとともに、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等について規定する。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。
- 八、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)

(衆議院 3.5.11承認 参議院 5.19外交防衛委員会付託 5.28本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とジョージアとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2021年(令和3年)1月にトビリシで署名されたものである。この協定は、前文、本文28箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の領域において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分(以下「投資活動」という。)に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に従って、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。
- 三、いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができない。
- 四、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。

- 五、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかの仲裁に付託される。
- 六、両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(衆議院 3.5.18承認 参議院 5.31外交防衛委員会付託 6.4本会議承認)

【要旨】

この議定書は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定（以下「協定」という。）について、英国による欧州原子力共同体からの脱退に伴い同国において適用される保障措置が変更されること等を踏まえ、英国において適用される保障措置の変更を反映し、日本国政府と欧州原子力共同体との間の原子力協定の一部の規定と同旨の規定を加え、また、核不拡散に関する近年の国際的な慣行を反映する内容の改正を行うものであり、2020年（令和2年）12月16日にロンドンにおいて署名された。

この議定書は、前文、本文15箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、協定の対象に原子力関連技術を加える。
- 二、英国において適用される保障措置の変更を反映する。
- 三、協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う旨の規定を加える。
- 四、日本国及び英国は、協定の実施に当たり、核物質及び原子力施設の防護に関する条約に適合するよう行動する旨の規定を加える。
- 五、日本国及び英国は、協定の実施に当たり、原子力の安全に関する条約等に適合するよう行動する旨の規定を加える。
- 六、両締約国政府は、協定の下での協力から生じた知的財産等の適切かつ効果的な保護を確保する旨の規定を加える。また、両締約国政府は、協定に基づいて移転された核物質等の安全かつ効果的な管理に関する情報を交換する旨の規定を加える。
- 七、英国が協定に基づいて移転された核物質等を用いて核爆発装置を爆発させる場合又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、それぞれ日本国政府又は英国政府は、協定の下でのその後の協力を停止し、又は協定を終了させる権利等を有する旨の規定を加える。
- 八、この議定書は、この議定書の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文の交換により両締約国政府が合意する日時に効力を生ずる。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)

(衆議院 3.5.18承認 参議院 5.31外交防衛委員会付託 6.4本会議承認)

【要旨】

この議定書は、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（以下「条約」という。）の対象をまぐろ類から I C C A T 種（まぐろ類並びに海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類）に拡大し、紛争解決に関する規定及び漁業主体に関する規定を追加すること等により、条約の円滑な運用を促進するため、2019年（令和元年）11月に、パルマデマヨルカ（スペイン）で開催された大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下「委員会」という。）の第26回年次会合において採択されたものである。この議定書は、前文、本文14箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、委員会及びその構成員は、予防的な取組方法及び生態系を重視する取組方法を適用すること、

科学的な証拠を利用すること、生物の多様性を保全すること等のために行動することに関する規定を加える。

二、委員会は、I C C A T種の資源及びその他の種で条約区域のI C C A T種の漁業中に漁獲されるものの研究について責任を有すること、I C C A T種と同一の生態系に属する種又はI C C A T種に依存し、若しくは関連する種についても研究することが可能となるように改める。

三、条約の解釈又は適用に関する2以上の締約国の間の紛争が平和的手段によって解決されない場合には、紛争当事者の共同の要請により、最終的であり、拘束力を有する仲裁に付されること等に関する規定を加える。

四、仲裁裁判所の構成及び決定の方法等について規定している附属書Iを条約に加える。また、2013年7月10日までに協力的な地位を獲得した漁業主体であって、決議第13号（2019年）に反映されているもののみが、条約に定める条件に従う旨及び条約に基づいて採択される勧告を遵守する旨の確たる約束を表明することができること、当該漁業主体は、委員会の関連する業務に参加することができるものとし、委員会の構成員と同一の権利及び義務であって、条約の第3条、第5条、第7条、第9条及び第11条から第13条までに定めるものを有すること等について規定している附属書IIを条約に加える。

五、この議定書は、条約の締約国の4分の3が承認書、批准書又は受諾書を国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託した後90日目の日この議定書を締結した条約の締約国について効力を生ずる。

国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

（衆議院 3.5.18承認 参議院 5.31外交防衛委員会付託 6.4本会議承認）

【要旨】

この条約は、国際航路標識協会を国際機関とするため、国際航路標識機関を設立すること及びその運営について定めるものであり、2021年（令和3年）1月にパリで作成された。この条約は、前文、本文22箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、国際法に基づき、政府間機関として国際航路標識機関（以下「機関」という。）を設立する。

機関は、諮問的かつ技術的な性格を有し、機関の所在地は、総会が別段の決定を行わない限り、フランスとする。

二、機関は、安全かつ能率的な船舶の移動の促進、技術協力及び能力開発の機会の促進、実行可能な最高基準が一般に採用されることの奨励並びに審議事項についての情報交換といった目標を促進するため、航路標識の規制、提供、維持又は運用に関心を有する政府及び組織を協働させることを目的とする。

三、機関は、非義務的な基準等を策定し、及び提供すること、加盟国等により機関に付託された基準等について審議し、及び勧告すること、情報交換等の仕組みを提供すること、国際協力を進展させること、支援を要請する政府等への支援を円滑にすること、会議等を開催すること、並びに関連する国際機関等と連絡を保ち、及び協力することを任務とする。

四、機関は、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員で構成する。

五、機関は、諸組織として、総会、理事会、機関の活動を支援するために必要な委員会及び補助組織並びに事務局を有する。また、機関に、議長国及び副議長国を置き、議長国（議長国が不在の場合は、副議長国）は、総会及び理事会の議長となる。

六、機関の運営のための経費は、加盟国の分担金、準加盟国及び賛助加盟員の会費、並びに寄付金等の理事会が承認する財源によって支弁するものとし、各加盟国等は、分担金等を毎年支払う。

また、各加盟国の分担金は、同額とし、財政規則に従って支払の義務が生じる。

七、機関は、国際法上の法人格を有し、並びに契約、不動産等の取得及び処分、訴えの提起等を行う能力を有する。また、機関は、加盟国の領域において、当該加盟国との協定に定める範囲内で、機関の任務を遂行し、かつ、その目的を達成するために必要な特権及び免除を享受する。

八、この条約は、30番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後90日目の日に効力を生ずる。

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

(衆議院 3.5.11承認 参議院 5.19外交防衛委員会付託 5.28本会議承認)

【要旨】

我が国は経済協力開発機構(以下「OECD」という。)との間では、1967年に、日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定(以下「OECDに関する特権・免除協定」という。)を締結し、OECD及びその職員等が享有する特権及び免除等について定め、OECDに関する特権・免除協定の規定の適用範囲に関する交換公文(以下「1967年の交換公文」という。)において、我が国政府等が、日本人職員の給与及び手当に対する課税を行うことが可能であること等について定めた。我が国は、OECD東京センターを始めとするOECDの機能及び活動が拡大していること等を踏まえ、1967年の交換公文の内容を改正するため、OECDとの間で交渉を行い、2021年(令和3年)2月にパリで署名及び書簡の交換を行った。この交換公文は、我が国がOECD及び職員等に対して新たに与える特権及び免除等について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

一、1967年の交換公文の2の規定は、この交換公文が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度についてOECDが日本国民に対して支払う給与及び手当については、適用されなくなる。

二、1967年の交換公文に、次の内容の規定を加える。

(一) OECDに関する特権・免除協定によって与えられる特権及び免除は、阻害されることのないOECDの機能並びに当該特権及び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためにのみ与えられる。OECDは、OECDの規則に従い、特権及び免除の濫用を防止するためにあらゆる予防措置をとる。OECDは、特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府が認める場合には、要請により、時宜を失することなく問題を解決するために日本国政府と協議する。

(二) 日本国政府及びOECDは、特権及び免除の範囲の観点から協定を最新のものとするにことについての協議を継続する。

三、この交換公文は、日本国政府が効力発生のために必要とされる国内手続を完了した旨をOECDに通告した日の後30日目の日に効力を生ずる。

承認を求めるの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 3.3.23承認 参議院 3.29総務委員会付託 3.31本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が6,900億円、事業支出が7,130億円で、230億円の収支不足となる。この不足額については、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

令和3年度は、経営計画の初年度として、経営計画に基づき「新しいNHKらしさの追求」を進め、構造改革を着実に実行し、スリムで強靱な「新しいNHK」へと変わることを目指すとともに、自主自律を堅持し、事実に基づく正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力を上げるほか、より強靱なネットワークの構築、多様で質の高いコンテンツの提供、国際社会との相互理解の促進、地域の課題や情報の発信による地域の発展への貢献、東京オリンピック・パラリンピックの魅力の発信、インターネット活用業務の国内及び国際向けコンテンツの効果的な提供、訪問によらない効率的な営業活動の推進による営業経費の削減、受信料の公平負担の徹底、組織の効率化の推進、人事制度改革、放送センター等の建替えの推進等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額8,184億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,604億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、引き続き経営のスリム化に徹底的に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を進めることにより、収支均衡を早期に確保すること、協会の在り方について、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革に不断に取り組むこと等が求められる旨の意見が付されている。

【附帯決議】(3.3.30総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、経営委員会は、本委員会の審議を踏まえ、経営委員会の放送番組の編集への介入の疑念について、十分な総括と反省を行い、改めて、放送番組は何人からも干渉され、又は規律されることがないことを規定した、放送法第3条の放送番組編集の自由を十分理解し、その自由を侵害する行為はもとより、侵害を疑われる行為を絶対に行わないこと。

二、経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を保障するために、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを深く認識し、協会が放送法に定められた役割を確実に果たすよう、権限を行使すること。

また、協会は、国民・視聴者からの受信料でその運営が行われていることを深く認識し、その運営について、情報の十分な開示・説明を行うため、議事録の適切な作成・管理・公表を行うこと。特に、経営委員会は、放送法を遵守し、その意思決定に至る過程等について、適切な議事録等の作成・公表を徹底すること。

三、監査委員会は、放送法に基づく調査権限を適切に行使し、役員に不適切な行為がある場合、又は、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、経営委員会と十分に連携しながら、時宜を

失することなく厳格に対処すること。

四、協会は、関連団体を含めた不祥事に対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の肅正、コンプライアンスの徹底、再発防止策の確実な実施等を組織一体となって行うことにより、信頼回復に全力を尽くすこと。

五、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、公正を保持し、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。また、国民・視聴者から寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表すること。

六、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、その職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができるとともに、女性委員の比率を引き上げることなどにより多様な意見が反映されるよう、幅広く選任するべく努めること。

七、協会は、業務の目的の明確化や中期経営計画で示した構造改革等の不断の努力を通じ、3年連続の事業収支差金の赤字を見込んだ予算編成から、早期の収支均衡を実現し、より安定した業務体制を確保するよう努めること。

また、構造改革の実施に当たっては、国民・視聴者のニーズを踏まえ、その利便性を損なうことのないよう十分に留意するとともに、関係者に与える影響について配慮すること。

八、政府及び協会は、放送と通信の融合の更なる進展の中で、公共放送の在り方及び受信料の在り方について、引き続き真摯に検討を行うこと。

また、その結果を踏まえ、政府は、所要の措置を講ずるとともに、協会は、新しい社会と技術に対応した公共メディアとしての経営ビジョンを構築すること。

九、協会は、繰越金や今後の事業収支の見通しと新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等を踏まえ、国民・視聴者の負担軽減に資するよう、中期経営計画で示した受信料の引下げの内容を早期に具体化するとともに、受信料の支払いが困難となった者について、支払いの猶予等の対応を適切に行うほか、受信料減免の拡大について引き続き検討すること。

また、受信料制度に対する国民・視聴者の理解を促進し、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識した上で、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

十、協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」の具体的な内容を早期に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。

十一、協会は、常時同時配信等のインターネット活用業務を行うに際しては、その影響力の大きさを十分認識し、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握するとともに、民間放送事業者等の見解を幅広く聞きながら、関係者間での情報共有及び連携を図り、適正な規模・水準の下、節度をもって適切に実施すること。

十二、協会は、各地域の関係者と様々な分野で連携を強化しながら、それぞれの地域ならではの魅力を紹介し、地域の活性化及び発展に寄与するコンテンツを充実するとともに、国内外に向けた積極的な発信に努めること。

十三、協会は、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることの重要性を踏まえ、我が国に対する理解が促進されるよう、国際放送の一層の充実を図ること。特に、外国人向けテレビ国際放送については、番組内容の充実、国内外における認知度の向上等に努めること。

十四、協会は、グループとしてのガバナンスを不断に強化し、子会社等からの適切な還元を図ると

ともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営の構築に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。

十五、協会は、障がい者、高齢者に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・ディバイドを解消するため、新たな技術の開発・活用などにも取り組み、字幕放送、解説放送、手話放送など「人にやさしい放送」の一層の充実等を図ること。

十六、協会は、自然災害が相次ぐとともに、新たな感染症が発生している現状に鑑み、いかなる事態においても放送・サービスが継続されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図るとともに、正しい情報を国民・視聴者に伝達し、その予防・拡大防止に寄与するよう万全を期すこと。

十七、協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者であること及び東京オリンピック・パラリンピックに向けてサイバー攻撃の脅威が高まっていることに鑑み、関係機関と緊密な連携を図り、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

十八、協会は、ハラスメント防止の取組を一層促進するとともに、過去に記者が過労で亡くなった事実等を踏まえ、過労死の再発防止のため、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先に確保し、適正な業務運営と労働環境改善に全力で取り組むこと。

十九、協会は、障がい者の法定雇用率を達成し、雇用率を一層高めるとともに、職場での差別禁止や合理的配慮を徹底し、障がい者の働く環境の改善を進めること。

また、女性の採用・登用について、より高い数値目標を設定し、性別に関係なく仕事と家庭が両立できる職場の環境改善を進めること。

二十、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の指定公共機関である協会に対する同法に基づく指示については、報道の独立性及び国民の知る権利を最大限に尊重すること。

右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 3.6.1承認 参議院 6.9国土交通委員会付託 6.11本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、令和3年4月6日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものであり、入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

一 平成18年10月9日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする北朝鮮をめぐる諸般の事情及び我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、次に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

- 1 北朝鮮籍の全ての船舶
- 2 外国の国籍を有する船舶(北朝鮮籍のものを除く。)のうち、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの
- 3 国連安保理の決定又は国連安保理決議第1718号12に従って設置された委員会による決定若しくは指定(以下「関連決定等」という。)に基づき、国連安保理決議第1718号8(d)等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶(その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。)であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの(1又は2に該当する船舶を除く。)
- 4 日本の国籍を有する船舶のうち、平成28年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの(3に該当する船舶を除く。)

二 入港禁止の期間は令和5年4月13日までの間とする。

三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束

の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)

(衆議院 3.6.8承認 参議院 6.9経済産業委員会付託 6.11本会議承認)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第1項の規定により令和3年4月6日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、令和3年4月14日から令和5年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 3.4.20承諾 参議院 5.28決算委員会付託 6.2本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、平成31年4月16日から令和2年1月14日までの間に使用を決定した金額は2,134億円で、その内訳は、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費392億円、中小企業者等の経営支援に必要な経費338億円、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に必要な経費179億円などである。

令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 3.4.20承諾 参議院 5.28決算委員会付託 6.2本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和2年2月14日から3月24日までの間に使用を決定した金額は2,534億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業者等に対する強力な資金繰り支援に必要な経費714億円、新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費469億円、新型コロナウイルス感染症対策に係る個人向け緊急小口資金等の特例措置に必要な経費207億円などである。

令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 3.4.20承諾 参議院 5.28決算委員会付託 6.2本会議承諾)

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,340億円のうち、令和2年3月10日に使用を決定した金額は420億円で、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金の支給等に必要な経費である。

令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額9兆6,500億円のうち、令和2年5月19日から3年1月15日までの間に使用を決定した金額は5兆8,356億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費1兆1,978億円、営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費9,587億円、持続化給付金の支給に必要な経費9,150億円などである。

令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和2年4月7日から3年1月26日までの間に使用を決定した金額は2,506億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費437億円、道路等災害復旧事業等に必要な経費315億円、中小企業施設等復旧整備事業等に必要な経費277億円などである。

令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額7,944億円のうち、令和2年12月15日に使用を決定した金額は550億円で、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費である。

令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

令和2年12月15日に決定した経費増額総額は1,000億円で、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費の増額である。

令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額9兆6,500億円のうち、令和3年2月9日から3月23日までの間に使用を決定した金額は3兆3,064億円で、その内訳は、営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費2兆4,204億円、個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費3,409億円、一時支援金の支給に必要な経費2,490億円などである。

令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和3年2月24日から3月29日までの間に使用を決定した金額は332億円で、その内訳は、大雪に伴う道路事業に必要な経費298億円、中小企業施設等復旧整備事業に必要な経費31億円、訟務費の不足を補うために必要な経費2億円である。

決算その他

令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 第203回国会 2.11.30決算委員会付託 3.6.9本会議是認)

令和元年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は109兆1,623億円、歳出決算額は101兆3,664億円であり、差引き7兆7,959億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和2年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は6,852億円である。

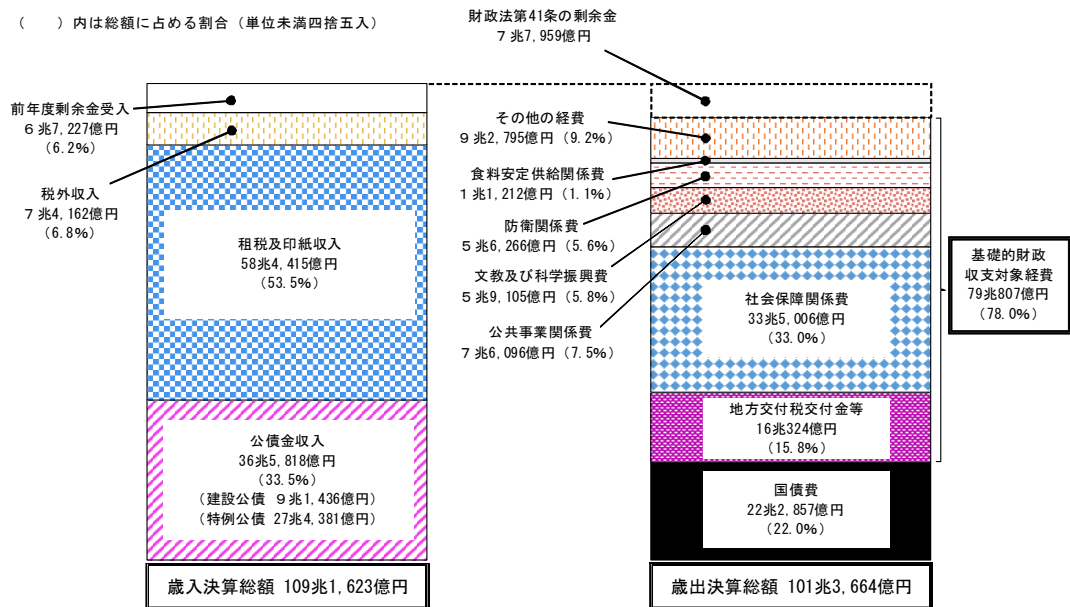
令和元年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は386兆5,519億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は374兆1,696億円である。

令和元年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は77兆4,666億円であり、資金からの支払命令済額は16兆5,970億円、資金からの一般会計等の歳入への組入額は59兆4,841億円であるため、差引き1兆3,854億円の剰余を生じた。

令和元年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2,645億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆644億円である。

〈令和元年度一般会計歳入歳出決算の概要〉

()内は総額に占める割合(単位未満四捨五入)



(出所) 財務省資料より作成

令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第203回国会 2.11.30決算委員会付託 3.6.9本会議是認)

令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書における元年度中の国有財産の差引純増加額は1兆2,773億円、元年度末現在額は109兆8,712億円である。

令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第203回国会 2.11.30決算委員会付託 3.6.9本会議是認)

令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書における元年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は463億円、元年度末現在額は1兆1,937億円である。

N H K 決算

日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 3.6.1議決 参議院 5.31総務委員会付託 6.2本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成29年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成29年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆1,437億円、負債合計は3,972億円、純資産合計は7,465億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,156億円、経常事業支出は7,073億円となっており、経常事業収支差金は83億円となっている。

日本放送協会平成三十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 3.5.31総務委員会付託 6.2本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成30年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成30年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,005億円、負債合計は4,268億円、純資産合計は7,736億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,349億円、経常事業支出は7,152億円となっており、経常事業収支差金は197億円となっている。

日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 3.5.31総務委員会付託 6.2本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和元年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和元年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,230億円、負債合計は4,272億円、純資産合計は7,957億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,344億円、経常事業支出は7,254億円となっており、経常事業収支差金は90億円となっている。

5 議案審議表

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に送付されたもののみ掲載。
 注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。
 注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。
 凡例 ☆:参議院先議 ※:予算関係法律案 (多):賛成多数 (全):全会一致

内閣委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 番号 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派 反対会派				
新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)	3.1.22	(1.29) 1.29 内閣	2.1 修正(多) 附帯決議	2.1 修正(多)	(2.2) 2.2	2.2	2.2 参考人 2.3 連合審査会 /質疑	2.3 可決(多) 附帯決議	2.3 可決(多)	(起立採決)	2.3 5号	37	2.3 内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会	
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第8号)※	3.1.29	— 2.24 内閣	3.5 可決(多) 附帯決議	3.9 可決(多)	— 3.22	3.23	3.25 質疑	3.26 可決(多) 附帯決議	3.26 可決(多)	(起立採決)	3.31 16号	41		
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第41号)☆	3.2.26	— 4.27 内閣	5.12 可決(全) 附帯決議	5.18 可決(全)	— 4.5	4.6	4.8 質疑	4.8 可決(全) 附帯決議	4.9 可決(全)	(起立採決)	5.26 45号	76		
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第37号)☆	3.2.24	— 6.1 内閣	6.4 可決(全) 附帯決議	6.8 可決(全)	— 4.12	4.13	4.15 質疑	4.15 可決(全) 附帯決議	4.16 可決(全)	(起立採決)	6.16 69号	73		
デジタル社会形成基本法案(閣法第26号)※	3.2.9	(3.9) 3.9 内閣	4.2 修正(多) 附帯決議	4.6 修正(多)	(4.14) 4.14	4.20		5.11 可決(多) 附帯決議	5.12 可決(多)	(起立採決)	5.19 35号	62		
デジタル庁設置法案(閣法第27号)※	3.2.9	(3.9) 3.9 内閣	4.2 可決(多) 附帯決議	4.6 可決(多)	(4.14) 4.14	4.20		5.11 可決(多) 附帯決議	5.12 可決(多)	(起立採決)	5.19 36号	65		
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第28号)※	3.2.9	(3.9) 3.9 内閣	4.2 可決(多) 附帯決議	4.6 可決(多)	(4.14) 4.14	4.20	4.20 質疑 4.22 質疑 4.27 連合審査会/質疑 5.6 参考人 5.11 質疑	5.11 可決(多) 附帯決議	5.12 可決(多)	(起立採決)	5.19 37号	65	4.27 内閣委員会、総務委員会連合審査会	
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案(閣法第29号)※	3.2.9	(3.9) 3.9 内閣	4.2 可決(多) 附帯決議	4.6 可決(多)	(4.14) 4.14	4.20		5.11 可決(多) 附帯決議	5.12 可決(多)	(起立採決)	5.19 38号	66		
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案(閣法第30号)※	3.2.9	(3.9) 3.9 内閣	4.2 可決(多) 附帯決議	4.6 可決(多)	(4.14) 4.14	4.20		5.11 可決(多) 附帯決議	5.12 可決(多)	(起立採決)	5.19 39号	66		
子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案(閣法第14号)※	3.2.2	(4.1) 4.1 内閣	4.14 可決(多) 附帯決議	4.15 可決(多)	(5.12) 5.12	5.13	5.13 質疑 5.18 参考人/質疑 5.20 質疑	5.20 可決(多) 附帯決議	5.21 可決(多)	(起立採決)	5.28 50号	46		

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第59号)	3.3.9	— 4.13 内閣	4.16 可決(全) 附帯決議	4.20 可決(全)	— 5.24	5.25	5.27 質疑	5.27 可決(全) 附帯決議	5.28 可決(全)	(起立採決)	6.4 56号	99	
国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第63号)	3.4.13	— 4.20 内閣	4.23 可決(多)	4.27 可決(多)	— 5.31	6.1	6.3 質疑	6.3 可決(多) 附帯決議	6.4 可決(多)	(起立採決)	6.11 61号	106	
重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(閣法第62号)	3.3.26	(5.11) 5.11 内閣	5.28 可決(多) 附帯決議	6.1 可決(多)	(6.4) 6.4	6.8	6.8 質疑 6.10 連合審査 会/質疑 6.14 参考人 6.15 質疑	6.15 可決(多) 附帯決議	6.16 可決(多)	(起立採決)	6.23 84号	104	6.10 内閣委員会、 外交防衛委員会連合審査会
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)(参第34号)	3.6.8	— 6.9 内閣予備付託 6.9 内閣本付託	6.9 可決(全)	6.10 可決(全)	/	/	/	/	6.9 可決(全)	(起立採決)	6.16 67号	114	
宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案(内閣委員長提出)(衆第37号)	3.6.9	/	/	6.10 可決(多)	— 6.11	6.14	6.14 質疑	6.14 可決(多)	6.15 可決(多)	(起立採決)	6.23 83号	132	

総務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院					公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決				賛成会派 反対会派
国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第2号)	3.1.18	— 1.25 総務	1.26 可決(多) 附帯決議	1.26 可決(多)	— 1.27	1.27	1.27 質疑	1.28 可決(多) 附帯決議	1.28 可決(多)	(起立採決)	2.3 1号	34	
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)	3.1.18	— 1.22 総務	1.26 可決(多)	1.26 可決(多)	— 1.28	1.28	1.28 質疑	1.28 可決(多)	1.28 可決(多)	(起立採決)	2.3 3号	34	
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)※	3.1.29	(2.16) 2.16 総務	3.2 可決(多)	3.2 可決(多)	(3.12) 3.12	3.23	3.23 質疑	3.26 可決(多)	3.26 可決(多)	(起立採決)	3.31 7号	42	
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)※	3.1.29	(2.16) 2.16 総務	3.2 可決(多)	3.2 可決(多)	(3.12) 3.12	3.23	3.23 質疑	3.26 可決(多)	3.26 可決(多)	(起立採決)	3.31 8号	43	
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案(総務委員長提出)(衆第5号)	3.3.9	/	/	3.12 可決(全)	— 3.25	3.26	3.26 質疑	3.26 可決(全) 附帯決議	3.26 可決(全)	(起立採決)	3.31 19号	117	
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)	3.2.5	— 3.17 総務	3.22 承認(多) 附帯決議	3.23 承認(多)	— 3.29	3.30	3.30 質疑	3.30 承認(多) 附帯決議	3.31 承認(多)	(起立採決)	/	146	

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(関法第38号)	3.2.26	— 4.5 総務	4.8 可決(全) 附帯決議	4.13 可決(全)	— 4.14	4.15	4.20 質疑	4.20 可決(全) 附帯決議	4.21 可決(全)	(起立採決)	4.28 27号	74	
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(関法第31号)	3.2.9	(4.6) 4.6 総務	4.15 修正(多) 附帯決議	4.16 修正(多)	— 4.26	4.27	5.11 質疑	5.11 可決(多) 附帯決議	5.12 可決(多)	(起立採決)	5.19 40号	67	
日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書	30.12.4 (197回)	— 3.1.18 総務	5.27 異議がない (全)	6.1 異議がない (多)	— 5.31	6.1		6.1 是認(全)	6.2 是認(多)	(起立採決)		153	
日本放送協会平成三十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書	元.12.3 (200回)	— 3.1.18 総務	—	—	— 5.31	6.1	6.1 質疑	6.1 是認(多)	6.2 是認(多)	(起立採決)		153	
日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書	2.12.1 (203回)	— 3.1.18 総務	—	—	— 5.31	6.1		6.1 是認(多)	6.2 是認(多)	(起立採決)		153	
地方公務員法の一部を改正する法律案(第201回国会関法第53号)	2.3.13 (201回)	— 3.1.18 総務	5.18 修正(全) 附帯決議	5.20 修正(全)	— 5.31	6.1	6.3 質疑	6.3 可決(全) 附帯決議	6.4 可決(全)	(起立採決)	6.11 63号	107	

法務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(関法第15号) ※	3.2.2	— 3.9 法務	3.12 可決(多) 附帯決議	3.18 可決(多)	— 3.29	3.30	4.6 質疑	4.6 可決(多) 附帯決議	4.7 可決(多)	(起立採決)	4.14 20号	48		
民法等の一部を改正する法律案(関法第55号)	3.3.5	— 3.16 法務	3.30 可決(全) 附帯決議	4.1 可決(全)	— 4.7	4.8		4.20 可決(全) 附帯決議	4.21 可決(全)	(起立採決)	4.28 24号	96		
相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案(関法第56号)	3.3.5	— 3.16 法務	3.30 可決(全) 附帯決議	4.1 可決(全)	— 4.7	4.8	4.13 質疑 4.15 参考人 4.20 質疑	4.20 可決(全) 附帯決議	4.21 可決(全)	(起立採決)	4.28 25号	97		
少年法等の一部を改正する法律案(関法第35号)	3.2.19	(3.25) 3.25 法務	4.16 可決(多) 附帯決議	4.20 可決(多)	(4.23) 4.23	4.27	5.6 参考人 5.11 質疑 5.13 質疑 5.18 質疑 5.20 質疑	5.20 可決(多) 附帯決議	5.21 可決(多)	(起立採決)	5.28 47号	71		

外交防衛委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(関法第32号)※	3.2.9	— 3.9 外務	3.17 可決(全)	3.18 可決(全)	— 3.22	3.23	3.26 質疑	3.26 可決(全)	3.26 可決(全)	(起立採決)	3.31 6号	69		
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(関条第2号)	3.3.2	(3.12) 3.12 外務	3.19 承認(多)	3.23 承認(多)	(3.24) 3.24	3.30	3.30 質疑	3.30 承認(多)	3.31 承認(多)	(起立採決)		139		
防衛省設置法等の一部を改正する法律案(関法第19号)※	3.2.2	— 4.5 安全保障	4.9 可決(多)	4.13 可決(多)	— 4.14	4.15	4.20 質疑	4.20 可決(多)	4.21 可決(多)	(起立採決)	4.28 23号	54		
地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件(関条第1号)	3.2.24	(4.2) 4.2 外務	4.14 承認(多)	4.15 承認(多)	(4.21) 4.21	4.22	4.22 質疑/参考 人 4.27 質疑	4.27 承認(多)	4.28 承認(多)	(起立採決)		139		
日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(関条第3号)	3.3.5	— 4.20 外務	4.23 承認(多)	4.27 承認(多)	— 5.12	5.13		5.18 承認(多)	5.19 承認(多)	(起立採決)		140		
民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件(関条第4号)	3.3.5	— 4.20 外務	4.23 承認(全)	4.27 承認(全)	— 5.12	5.13	5.18 質疑	5.18 承認(全)	5.19 承認(全)	(起立採決)		140		
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(関条第5号)	3.3.5	— 4.22 外務	4.28 承認(多)	5.11 承認(多)	— 5.19	5.25		5.27 承認(多)	5.28 承認(多)	(起立採決)		141		
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求めるの件(関条第6号)	3.3.5	— 4.22 外務	4.28 承認(多)	5.11 承認(多)	— 5.19	5.25		5.27 承認(多)	5.28 承認(多)	(起立採決)		141		
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(関条第7号)	3.3.5	— 4.22 外務	4.28 承認(多)	5.11 承認(多)	— 5.19	5.25	5.27 質疑	5.27 承認(多)	5.28 承認(多)	(起立採決)		142		
日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件(関条第11号)	3.3.5	— 4.22 外務	4.28 承認(全)	5.11 承認(全)	— 5.19	5.25		5.27 承認(全)	5.28 承認(全)	(起立採決)		145		

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)	3.3.5	— 5.11 外務	5.14 承認(多)	5.18 承認(多)	— 5.31	6.1		6.3 承認(多)	6.4 承認(多)	(起立採決)		143
大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)	3.3.5	— 5.11 外務	5.14 承認(全)	5.18 承認(全)	— 5.31	6.1	6.3 質疑	6.3 承認(全)	6.4 承認(全)	(起立採決)		143
国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)	3.3.5	— 5.11 外務	5.14 承認(全)	5.18 承認(全)	— 5.31	6.1		6.3 承認(全)	6.4 承認(全)	(起立採決)		144

財政金融委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第3号)	3.1.18	— 1.25 財務金融	1.26 可決(多)	1.26 可決(多)	— 1.28	1.28	1.28 質疑	1.28 可決(多)	1.28 可決(多)	(起立採決)	2.3 4号	35		
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)※	3.1.26	(2.9) 2.9 財務金融	3.2 可決(多) 附帯決議	3.2 可決(多)	(3.10) 3.10	3.16	3.22 質疑 3.23 質疑 3.25 質疑 3.26 質疑	3.26 可決(多) 附帯決議	3.26 可決(多)	(起立採決)	3.31 11号	40		
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)※	3.1.18	(2.19) 2.19 財務金融	3.2 可決(多) 附帯決議	3.2 可決(多)	(3.10) 3.10	3.16	3.26 質疑	3.26 可決(多) 附帯決議	3.26 可決(多)	(起立採決)	3.31 13号	35		
関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第11号)※	3.1.29	— 3.4 財務金融	3.16 可決(全) 附帯決議	3.18 可決(全)	— 3.25	3.26	3.30 質疑	3.30 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(全)	(起立採決)	3.31 12号	43		
新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案(閣法第52号)	3.3.5	— 4.19 財務金融	4.23 可決(多) 附帯決議	4.27 可決(多)	— 5.12	5.13	5.18 質疑	5.18 可決(多) 附帯決議	5.19 可決(多)	(起立採決)	5.26 46号	90		

文教科学委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案(関法第5号)	3.1.18	— 1.25 文部科学	1.26 可決(多) 附帯決議	1.26 可決(多)	— 1.28	1.28	1.28 質疑	1.28 可決(多) 附帯決議	1.28 可決(多)	(起立採決)	2.3 2号	36		
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(関法第16号)※	3.2.2	— 3.9 文部科学	3.17 可決(全) 附帯決議	3.18 可決(全)	— 3.22	3.23	3.25 参考人 3.30 質疑	3.30 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(全)	(起立採決)	3.31 14号	49		
文化財保護法の一部を改正する法律案(関法第20号)※	3.2.5	— 3.23 文部科学	4.7 可決(全)	4.8 可決(全)	— 4.12	4.13	4.15 質疑	4.15 可決(全)	4.16 可決(全)	(起立採決)	4.23 22号	55		
国立大学法人法の一部を改正する法律案(関法第44号)	3.3.2	— 4.13 文部科学	4.21 可決(多) 附帯決議	4.22 可決(多)	— 4.26	4.27	5.11 参考人 5.13 質疑	5.13 可決(多) 附帯決議	5.14 可決(多)	(起立採決)	5.21 41号	81		
著作権法の一部を改正する法律案(関法第57号)	3.3.5	— 5.11 文部科学	5.14 可決(全)	5.18 可決(全)	— 5.19	5.20	5.25 質疑	5.25 可決(全)	5.26 可決(全)	(起立採決)	6.2 52号	98		
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案(文部科学委員長提出)(衆第19号)	3.5.21			5.25 可決(全)	— 5.26	5.27	5.27 質疑	5.27 可決(全) 附帯決議	5.28 可決(全)	(起立採決)	6.4 57号	120		
令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(馳浩君外4名提出)(衆第21号)	3.5.28	— 6.1 文部科学	6.2 可決(多)	6.3 可決(多)	— 6.7	6.8	6.8 質疑	6.8 可決(多)	6.9 可決(多)	(起立採決)	6.16 68号	123		

厚生労働委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派			
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第42号)☆	3.2.26	— 5.21 厚生労働	6.2 可決(全) 附帯決議	6.3 可決(全)	— 4.5	4.6	4.8 質疑 4.13 質疑/参考人 4.15 質疑	4.15 可決(全) 附帯決議	4.16 可決(全)	(起立採決)	6.9 58号	77	
良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(閣法第17号)※	3.2.2	(3.18) 3.18 厚生労働	4.7 可決(多) 附帯決議	4.8 可決(多)	(4.16) 4.16	4.22	4.22 質疑 4.27 参考人 5.11 質疑 5.13 質疑 5.20 質疑	5.20 可決(多) 附帯決議	5.21 可決(多)	(起立採決)	5.28 49号	50	
令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第12号)	3.4.9	/	/	4.13 可決(全)	— 4.19	4.20	—	4.20 可決(全)	4.21 可決(全)	(起立採決)	4.21 21号	119	
全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第21号)※	3.2.5	(4.8) 4.8 厚生労働	5.7 可決(多)	5.11 可決(多)	(5.19) 5.19	5.25	5.25 質疑 5.27 質疑 5.31 参考人 6.1 質疑 6.3 質疑	6.3 可決(多) 附帯決議	6.4 可決(多)	(起立採決)	6.11 66号	55	
特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第28号)	3.6.2	/	/	6.3 可決(全)	— 6.7	6.8	—	6.8 可決(全)	6.9 可決(全)	(起立採決)	6.16 74号	127	
強制労働の廃止に関する条約(第五号)の締結のための関係法律の整備に関する法律案(馳浩君外7名提出)(衆第23号)	3.5.31	— 6.1 厚生労働	6.2 可決(多)	6.3 可決(多)	— 6.7	6.8	6.8 質疑	6.8 可決(多)	6.9 可決(多)	(起立採決)	6.16 75号	124	
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第22号)※	3.2.5	— 5.12 厚生労働	5.19 可決(全)	5.20 可決(全)	— 6.7	6.8	6.10 質疑	6.10 可決(全)	6.11 可決(全)	(起立採決)	6.18 78号	57	
中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第33号)	3.6.4	/	/	6.8 可決(全)	— 6.9	6.10	6.10 質疑	6.10 可決(全) 附帯決議	6.11 可決(全)	(起立採決)	6.18 80号	130	
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第34号)	3.6.4	/	/	6.8 可決(全)	— 6.9	6.10	6.10 質疑	6.10 可決(全) 附帯決議	6.11 可決(全)	(起立採決)	6.18 81号	131	

農林水産委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第33号)※	3.2.9	— 3.9 農林水産	3.17 可決(多) 附帯決議	3.18 可決(多)	— 3.22	3.23	3.25 質疑	3.26 可決(多) 附帯決議	3.26 可決(多)	(起立採決)		3.31 15号	69	
有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第8号)	3.3.17	/	/	3.18 可決(全)	— 3.29	3.30	3.30 質疑	3.30 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(全)	(起立採決)		3.31 18号	118	
農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第40号)	3.2.26	— 4.5 農林水産	4.7 可決(多) 附帯決議	4.8 可決(多)	— 4.12	4.13	4.20 質疑	4.20 可決(多) 附帯決議	4.21 可決(多)	(起立採決)		4.28 26号	75	
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案(閣法第45号)	3.3.2	— 4.13 農林水産	4.21 可決(多) 附帯決議	4.22 可決(多)	— 4.26	4.27	5.11 質疑	5.11 可決(多) 附帯決議	5.12 可決(多)	(起立採決)		5.19 34号	82	
農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(閣法第58号)	3.3.5	— 5.11 農林水産	5.19 可決(多)	5.20 可決(多)	— 5.24	5.25	5.27 質疑	5.27 可決(多)	5.28 可決(多)	(起立採決)		6.4 55号	99	
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第26号)	3.6.2	/	/	6.3 可決(全)	— 6.7	6.8	—	6.8 可決(全) 附帯決議	6.9 可決(全)	(起立採決)		6.16 71号	125	
公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第30号)	3.6.3	/	/	6.8 可決(全)	— 6.9	6.10	6.10 質疑	6.10 可決(全) 附帯決議	6.11 可決(全)	(起立採決)		6.18 77号	127	

経済産業委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
特許法等の一部を改正する法律案(閣法第46号)	3.3.2	— 4.8 経済産業	4.21 可決(全) 附帯決議	4.22 可決(全)	— 5.10	5.11	5.13 質疑	5.13 可決(全) 附帯決議	5.14 可決(全)	(起立採決)		5.21 42号	83	
産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案(閣法第23号)※	3.2.5	(4.27) 4.27 経済産業	5.19 可決(多) 附帯決議	5.20 可決(多)	(5.26) 5.26	5.27	5.27 質疑 6.1 参考人 6.3 質疑 6.8 質疑	6.8 可決(多) 附帯決議	6.9 可決(多)	(起立採決)		6.16 70号	58	
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)	3.4.16	— 5.25 経済産業	6.4 承認(全)	6.8 承認(全)	— 6.9	6.10	6.10 質疑	6.10 承認(全)	6.11 承認(全)	(起立採決)		/	149	

国土交通委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 番号 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第12号)	3.1.29	— 3.9 国土交通	3.12 可決(全) 附帯決議	3.18 可決(全)	— 3.22	3.23	3.25 質疑	3.26 可決(全) 附帯決議	3.26 可決(全)	(起立採決)	3.31 17号	44		
踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(関法第13号)※	3.1.29	— 3.16 国土交通	3.19 可決(全)	3.23 可決(全)	— 3.25	3.26	3.30 質疑	3.30 可決(全)	3.31 可決(全)	(起立採決)	3.31 9号	45		
海上交通安全法等の一部を改正する法律案(関法第49号)☆	3.3.2	— 5.18 国土交通	5.21 可決(全)	5.25 可決(全)	— 4.5	4.6	4.8 質疑	4.8 可決(全)	4.9 可決(全)	(起立採決)	6.2 53号	88		
特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案(関法第18号)※	3.2.2	(3.23) 3.23 国土交通	4.7 可決(全) 附帯決議	4.8 可決(全)	— 4.14	4.15	4.20 参考人 4.22 質疑 4.27 質疑	4.27 可決(全) 附帯決議	4.28 可決(全)	(起立採決)	5.10 31号	52		
海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案(関法第24号)※	3.2.5	— 4.13 国土交通	4.16 可決(全) 附帯決議	4.20 可決(全)	— 5.10	5.11	5.13 質疑	5.13 可決(全) 附帯決議	5.14 可決(全)	(起立採決)	5.21 43号	59		
住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第25号)※	3.2.5	— 4.20 国土交通	4.23 可決(全) 附帯決議	4.27 可決(全)	— 5.17	5.18	5.20 質疑	5.20 可決(全) 附帯決議	5.21 可決(全)	(起立採決)	5.28 48号	60		
航空法等の一部を改正する法律案(関法第60号)	3.3.9	— 5.11 国土交通	5.14 可決(多) 附帯決議	5.18 可決(多)	(5.28) 5.28	6.1	6.3 質疑	6.3 可決(多) 附帯決議	6.4 可決(多)	(起立採決)	6.11 65号	101		
水循環基本法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)(衆第25号)	3.6.2			6.3 可決(全)	— 6.7	6.8	6.8 質疑	6.8 可決(全) 附帯決議	6.9 可決(全)	(起立採決)	6.16 73号	125		
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(関承認第2号)	3.4.16	— 5.25 国土交通	5.26 承認(全)	6.1 承認(全)	— 6.9	6.10	—	6.10 承認(全)	6.11 承認(全)	(起立採決)		148		

環境委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(関法第43号)☆	3.2.26	— 5.27 環境	6.1 可決(全) 附帯決議	6.3 可決(全)	— 4.5	4.6	4.8 質疑	4.8 可決(全) 附帯決議	4.9 可決(多)	(起立採決)	6.9 59号	80		
自然公園法の一部を改正する法律案(関法第48号)	3.3.2	— 3.18 環境	4.2 可決(多) 附帯決議	4.6 可決(多)	— 4.14	4.15	4.22 質疑	4.22 可決(多) 附帯決議	4.23 可決(多)	(起立採決)	5.6 29号	87		
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(関法第47号)	3.3.2	(4.15) 4.15 環境	4.27 可決(全) 附帯決議	4.27 可決(全)	(5.7) 5.7	5.11	5.18 参考人 5.20 質疑 5.25 質疑	5.25 可決(全) 附帯決議	5.26 可決(全)	(起立採決)	6.2 54号	85		
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案(関法第61号)	3.3.9	— 5.10 環境	5.21 可決(全) 附帯決議	5.25 可決(全)	— 5.26	5.27	6.1 質疑 6.3 質疑	6.3 可決(全) 附帯決議	6.4 可決(全)	(起立採決)	6.11 60号	102		

予算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
令和二年度一般会計補正予算(第3号)(関予第1号)	3.1.18	(1.18 財政演説) 1.18 予算	1.26 可決(多)	1.26 可決(多)	(1.18 財政演説) 1.18 予備付託 1.26 本付託	1.27		1.28 可決(多)	1.28 可決(多)	(起立採決)		135		
令和二年度特別会計補正予算(特第3号)(関予第2号)	3.1.18	(1.18 財政演説) 1.18 予算	1.26 可決(多)	1.26 可決(多)	(1.18 財政演説) 1.18 予備付託 1.26 本付託	1.27	1.27 総括質疑/ 1.28 総括質疑/ 締めくくり質疑	1.28 可決(多)	1.28 可決(多)	(起立採決)		135		
令和三年度一般会計予算(関予第3号)	3.1.18	(1.18 財政演説) 1.18 予算	3.2 可決(多)	3.2 可決(多)	(1.18 財政演説) 1.18 予備付託 3.2 本付託	1.27	3.3 基本的質疑 3.4 基本的質疑 3.5 一般質疑 3.8 集中審議 3.9 一般質疑 3.10 一般質疑 3.11 一般質疑	3.26 可決(多)	3.26 可決(多)	自民、公明、 みん、無	立憲、維新、 民主、共産、 沖縄、れ新、 碧水、無		136	
令和三年度特別会計予算(関予第4号)	3.1.18	(1.18 財政演説) 1.18 予算	3.2 可決(多)	3.2 可決(多)	(1.18 財政演説) 1.18 予備付託 3.2 本付託	1.27	3.12 一般質疑 3.15 集中審議 3.16 公聴会 3.17 一般質疑 3.18 一般質疑	3.26 可決(多)	3.26 可決(多)	自民、公明、 みん、無	立憲、維新、 民主、共産、 沖縄、れ新、 碧水、無		136	3.22、3.23委嘱 審査
令和三年度政府関係機関予算(関予第5号)	3.1.18	(1.18 財政演説) 1.18 予算	3.2 可決(多)	3.2 可決(多)	(1.18 財政演説) 1.18 予備付託 3.2 本付託	1.27	3.19 集中審議 3.24 一般質疑 3.25 集中審議 3.26 締めくくり 質疑	3.26 可決(多)	3.26 可決(多)	自民、公明、 みん、無	立憲、維新、 民主、共産、 沖縄、れ新、 碧水、無		136	

決算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派			
令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書	2.11.20 (203回)	— 3.1.18 決算行政	継続審査		(2.11.30 財務大臣 の報告聴取・203 回) 2.11.30 (203回)	11.30 (203回)	3.4.5 全般質疑 4.7 質疑 4.12 質疑 4.19 質疑 4.26 質疑 5.17 質疑 5.24 質疑	6.7 是認(多) 内閣に對 する警告 (全) 措置要求 決議(全)	6.9 是認(多) 6.9 内閣に 對する 警告(全)	(起立採決) (起立採決)	152	5.31の質疑は令 和元年度予備 関係3件と一括	
令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書	2.11.20 (203回)	— 3.1.18 決算行政	継続審査		— 2.11.30 (203回)	11.30 (203回)	5.31 准総括質 疑 6.7 締めくくり総 括質疑	6.7 是認(多)	6.9 是認(多)	(起立採決)	152		
令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書	2.11.20 (203回)	— 3.1.18 決算行政	継続審査		— 2.11.30 (203回)	11.30 (203回)		6.7 是認(多)	6.9 是認(多)	(起立採決)	153		
令和元年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所 管使用調査(その1)	2.3.17 (201回)	— 3.1.18 決算行政	4.19 承諾(多)	4.20 承諾(多)	— 5.28	5.31		5.31 承諾(多)	6.2 承諾(多)	(起立採決)	150		
令和元年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所 管使用調査(その2)	2.5.19 (201回)	— 3.1.18 決算行政	4.19 承諾(多)	4.20 承諾(多)	— 5.28	5.31	5.31 質疑	5.31 承諾(多)	6.2 承諾(多)	(起立採決)	150	質疑は決算外2 件と一括	
令和元年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所 管使用調査	2.5.19 (201回)	— 3.1.18 決算行政	4.19 承諾(全)	4.20 承諾(全)	— 5.28	5.31		5.31 承諾(全)	6.2 承諾(全)	(起立採決)	150		

議院運営委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派			
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を 改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第14号)	3.4.20			4.20 可決(全)	— 4.22	4.23		4.23 可決(全)	4.23 可決(全)	(起立採決)	4.30 28号	119	
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を 改正する法律案(東徹君外1名発議)(参第24号)	3.3.10	—	—	—	— 4.22	4.23	4.23 質疑	審査未了	—	—	—	112	
国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する 法律案(議院運営委員長提出)(衆第24号)	3.6.1			6.1 可決(多)	— 6.3	—	—	6.4 可決(多)	6.4 可決(多)	(起立採決)	6.11 62号	124	

災害対策特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第9号)	3.3.18			3.23 可決(全)	— 3.29	3.30	—	3.30 可決(全)	3.31 可決(全)	(起立採決)		3.31 10号	119	
災害対策基本法等の一部を改正する法律案(閣法第50号)	3.3.5	— 4.7 災害対策	4.15 可決(全) 附帯決議	4.16 可決(全)	— 4.20	4.21	4.23 質疑	4.23 可決(全) 附帯決議	4.28 可決(全)	(起立採決)		5.10 30号	88	
自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第18号)	3.5.20			5.25 可決(全)	— 6.1	6.2	—	6.2 可決(全)	6.4 可決(全)	(起立採決)		6.11 64号	120	
災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第20号)	3.5.27			6.1 可決(全)	— 6.9	6.9	6.9 質疑	6.9 可決(全) 附帯決議	6.11 可決(全)	(起立採決)		6.18 79号	122	

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
公職選挙法の一部を改正する法律案(関口昌一君外10名発議)(参第28号)	3.4.23	— 5.19 倫理選挙	5.20 可決(多)	5.25 可決(多)	— 5.12	5.12	5.12 質疑	5.12 可決(多)	5.14 可決(多)	(起立採決)		6.2 51号	113	
特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(逢沢一郎君外5名提出)(衆第32号)	3.6.3	— 6.4 倫理選挙	6.7 可決(多) 附帯決議	6.10 可決(多)	— 6.11	6.14	6.14 質疑	6.14 可決(多) 附帯決議	6.15 可決(多)	(起立採決)		6.18 82号	129	

地方創生及び消費者問題に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 番号 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案(閣法第53号)	3.3.5	— 4.5 消費者問題	4.13 可決(全) 附帯決議	4.15 可決(全)	— 4.15	4.16	4.21 参考人 4.23 質疑	4.23 可決(全) 附帯決議	4.28 可決(多)	(起立採決)		5.10 32号	92	
国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第34号)	3.2.19	— 4.5 地方創生	4.13 可決(多) 附帯決議	4.15 可決(多)	— 4.27	4.28	5.7 質疑	5.7 可決(多) 附帯決議	5.12 可決(多)	(起立採決)		5.19 33号	70	
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第51号)	3.3.5	— 4.19 地方創生	4.27 可決(多)	5.11 可決(多)	— 5.11	5.12	5.14 質疑	5.14 可決(多)	5.19 可決(多)	(起立採決)		5.26 44号	90	
消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第54号)	3.3.5	(4.22) 4.22 消費者問題	5.14 修正(多)	5.18 修正(多)	(5.21) 5.21	5.26	5.26 参考人 5.28 質疑 6.4 質疑	6.4 可決(多) 附帯決議	6.9 可決(多)	(起立採決)		6.16 72号	94	

憲法審査会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 番号 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外5名提出)(第196回国会衆第42号)	30.6.27 (196回)	— 3.1.18 憲法	5.6 修正(多)	5.11 修正(多)	— 5.18	5.19	5.26 質疑 6.2 参考人 6.9 質疑	6.9 可決(多)	6.11 可決(多)	(起立採決)		6.18 76号	133	

1 本会議審議経過

○令和3年1月18日(月)

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る**政府開発援助等に関する特別委員会**、

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的な対策樹立に資するため委員40名から成る**東日本大震災復興特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、

地方創生並びに消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員25名から成る**地方創生及び消費者問題に関する特別委員会**を設置することに決し、

議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前10時5分

再開 午後3時46分

日程第2 国務大臣の演説に関する件

菅内閣総理大臣は施政方針に関し、茂木外務大臣は外交に関し、麻生財務大臣は財政に関し、西村国務大臣は経済に関しそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後5時14分

○令和3年1月21日(木)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

水岡俊一君、武見敬三君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時30分

○令和3年1月22日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

山口那津男君、片山虎之助君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時30分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、榛葉賀津也君、小池晃君、田名部匡代君、渡辺猛之君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後3時39分

○令和3年1月28日(木)

開会 午後8時11分

日程第1 令和二年度一般会計補正予算(第3号)

日程第2 令和二年度特別会計補正予算(特第3号)

以上両案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつ

た後、可決された。

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後9時16分

○令和3年2月2日(火)

開会 午前10時1分

日程第1 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、西村国務大臣から趣旨説明があった後、そのだ修光君、木戸口英司君、秋野公造君、高木かおり君、矢田わか子君、田村智子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後0時25分

○令和3年2月3日(水)

開会 午後6時1分

議員辞職の件

本件は、河井あんり君の辞職を許可することに決した。

日程第1 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

散会 午後6時58分

○令和3年2月10日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、総合科学技術・イノベーション会議議員に梶原ゆみ子君、佐藤康博君、橋本和仁君、再就職等監視委員会委員長に井上弘通君、同委員に鍋島美香君、平田真理子君、日本放送協会経営委員会委員に葛西雅子君、労働保険審査会委員に甲斐哲彦君、運輸審議会委員に山田攝子君を任命することに同意することに決し、

総合科学技術・イノベーション会議議員に藤井輝夫君、公正取引委員会委員に三村晶子君、預金保険機構理事に正願隆一君、高

橋和人君、同監事に坂本裕子君、行政不服審査会委員に交告尚史君、村田珠美君、電波監理審議会委員に笹瀬巖君、長田三紀君、中央更生保護審査会委員に山脇晴子君、労働保険審査会委員に東郷眞子君、中央社会保険医療協議会公益委員に長谷川ふ佐子君、社会保険審査会委員に中森正二君、中央労働委員会公益委員に岩村正彦君、相原佳子君、磯部哲君、鹿士眞由美君、柴田和史君、田上淳子君、高橋佳代君、守島基博君、小西康之君、調達価格等算定委員会委員に安藤至大君、高村ゆかり君、大石美奈子君、松村敏弘君、公害健康被害補償不服審査会委員に山中朋子君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、

再就職等監視委員会委員に橋爪隆君、原田久君を任命することに同意することに決し、
国家公安委員会委員に宮崎緑君、預金保険機構理事長に三井秀範君、行政不服審査会委員に三宅俊光君、日本放送協会経営委員会委員に尾崎裕君、中央労働委員会公益委員に荒木尚志君、公害健康被害補償不服審査会委員に阿部潤君を任命することに同意することに決し、

日本放送協会経営委員会委員に森下俊三君を任命することに同意することに決し、
日本放送協会経営委員会委員に不破泰君、中央社会保険医療協議会公益委員に中村洋君、中央労働委員会公益委員に畠山稔君、沖野眞巳君、鹿野菜穂子君、松下淳一君、両角道代君を任命することに同意することに決し、

中央更生保護審査会委員に小野正弘君、社会保険審査会委員に後藤多美子君を任命することに同意することに決し、

日本銀行政策委員会審議委員に野口旭君を任命することに同意することに決し、
調達価格等算定委員会委員に秋元圭吾君を任命することに同意することに決した。

散会 午前10時9分

○令和3年3月10日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 所得税法等の一部を改正する法律

案及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、麻生財務大臣から趣旨説明があった後、宮島喜文君、牧山ひろえ君、音喜多駿君、上田清司君、大門実紀史君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時51分

○令和3年3月12日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件(令和三年度地方財政計画について)

日程第2 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以上両件は、武田総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、吉田忠智君、杉久武君、柳ヶ瀬裕文君、芳賀道也君、伊藤岳君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後0時5分

○令和3年3月24日(水)

開会 午前10時1分

元本院副議長今泉昭君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに関し、議長は弔詞を朗読した。

日程第1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

本件は、茂木外務大臣から趣旨説明があった後、白眞勲君、浅田均君、大塚耕平君、井上哲士君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後0時1分

○令和3年3月26日(金)

開会 午後4時31分

日程第1 令和三年度一般会計予算

日程第2 令和三年度特別会計予算

日程第3 令和三年度政府関係機関予算

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成145、反対96にて可決された。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案(衆議院提出)

以上3案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、第1及び第2の議案に対する討論の後、第1及び第2の議案は可決、第3の議案は全会一致をもつて可決された。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、第1の議案は可決、第2の議案は可決された。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤

務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後7時19分

○令和3年3月31日(水)

開会 午前10時1分

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員金子原二郎君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員金子原二郎君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

関口昌一君は、祝辞を述べた。

金子原二郎君は、謝辞を述べた。

日程第1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

日程第2 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 関税率率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第4 踏切道改良促進法等の一部を改正

する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第5 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

日程第6 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、全会一致をもって可決された。

日程第7 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前11時7分

○令和3年4月7日(水)

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、人事官に川本裕子君を任命することに同意することに決し、

食品安全委員会委員に脇昌子君、川西徹君、浅野哲君、伊藤充君、香西みどり君、預金保険機構理事に大塚英充君、福田正信君、国地方係争処理委員会委員に菊池洋一君、山田俊雄君、小高咲君、勢一智子君、公害等調整委員会委員に大橋洋一君、労働保険審査会委員に植木敬介君、中央社会保険医療協議会公益委員に秋山美紀君、飯塚敏晃君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、

食品安全委員会委員に高原和紀君を任命することに同意することに決し、

国地方係争処理委員会委員に辻琢也君を任命することに同意することに決し、

公害等調整委員会委員に若生俊彦君を任命

することに同意することに決し、日本銀行政策委員会審議委員に中川順子君を任命することに同意することに決し、運輸審議会委員に和田貴志君を任命することに同意することに決した。

日程第1 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前10時9分

○令和3年4月9日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 海上交通安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前10時9分

○令和3年4月14日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案(趣旨説明)

本件は、平井国務大臣から趣旨説明があった後、山田太郎君、杉尾秀哉君、平木大作君、柴田巧君、矢田わか子君、田村智子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後0時41分

○令和3年4月16日(金)

開会 午前10時1分

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、田村厚生労働大臣から趣旨説明があった後、川田龍平君、竹内真二君、梅村聡君、田村まみ君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後0時13分

○令和3年4月21日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件(米国訪問に関する報告について)

本件は、菅内閣総理大臣から報告があった後、中西祐介君、白眞勲君、石川博崇君、浅田均君、榛葉賀津也君、井上哲士君がそれぞれ質疑をした。

休憩 午後0時8分

再開 午後1時1分

地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、茂木外務大臣から趣旨説明があった後、小西洋之君、東徹君、大塚耕平君、紙智子君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 特定電気通信役務提供者の損害賠

償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第5 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第6 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第7 令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後2時52分

○令和3年4月23日(金)

開会 午前10時1分

少年法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、上川法務大臣から趣旨説明があった後、磯崎仁彦君、真山勇一君、伊藤孝江君、清水貴之君、川合孝典君、山添拓君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法

律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後0時18分

○令和3年4月28日(水)

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した議員宮口治子君を議院に紹介した後、同君を財政金融委員に指名した。

日程第1 地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

日程第2 災害対策基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、地方創生及び消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前10時13分

○令和3年5月7日(金)

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した議員羽田次郎君を議院に紹介した後、同君を外交防衛委員に指名した。

日程第1 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、小泉環境大臣から趣旨説明があつ

た後、徳永エリ君、河野義博君、片山大介君、浜口誠君、山下芳生君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後0時8分

○令和3年5月12日(水)

開会 午前10時1分

国土審議会委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の名指によることに決し、議長は、難波奨二君を指名した。

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、坂本国税大臣から趣旨説明があった後、塩村あやか君、佐々木さやか君、高木かおり君、矢田わか子君、田村智子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、地方創生及び消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第3 デジタル社会形成基本法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第4 デジタル庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第5 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第6 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第7 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上5案は、内閣委員長から委員会審査の

経過及び結果の報告があって、討論の後、日程第3、第5及び第7は可決、日程第4及び第6は可決された。

日程第8 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後0時57分

○令和3年5月14日(金)

開会 午前10時1分

議員辞職の件

本件は、岩井茂樹君の辞職を許可することに決した。

日程第1 公職選挙法の一部を改正する法律案(関口昌一君外10名発議)

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第3 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第4 海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

議院運営委員長から参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置について発言があった。

散会 午前10時15分

○令和3年5月19日(水)

開会 午前10時1分

議員羽田雄一郎君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることになり、議長は弔詞を朗読

した。次いで、尾辻秀久君が哀悼の辞を述べた。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、田村厚生労働大臣から趣旨説明があった後、石田昌宏君、石橋通宏君、矢倉克夫君、東徹君、田村まみ君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1は承認することに決し、日程第2は全会一致をもって承認することに決した。

日程第3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本件は、地方創生及び消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本件は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後0時38分

○令和3年5月21日(金)

開会 午前10時1分

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改

正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、井上国務大臣から趣旨説明があった後、岸真紀子君、柳ヶ瀬裕文君、伊藤孝恵君、大門実紀史君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本件は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、可決された。

日程第2 少年法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本件は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、可決された。

日程第3 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本件は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第4 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本件は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後0時42分

○令和3年5月26日(水)

開会 午前10時1分

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、梶山経済産業大臣から趣旨説明があった後、宮沢由佳君、石井章君、磯崎哲史君、岩渕友君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本件は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前11時48分

○令和3年5月28日(金)

開会 午前10時1分

航空法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、赤羽国土交通大臣から趣旨説明があった後、大野泰正君、青木愛君、室井邦彦君、浜口誠君、武田良介君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第4 日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上4件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1及び第2は承認することに決し、日程第3は承認することに決し、日程第4は全会一致をもって承認することに決した。

日程第5 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案(衆議院提出)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の

経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第6 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第7 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前11時54分

○令和3年6月2日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第201回国会内閣提出、第204回国会衆議院送付)

日程第2 令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第201回国会内閣提出、第204回国会衆議院送付)

日程第3 令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第201回国会内閣提出、第204回国会衆議院送付)

以上3件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1は承諾することに決し、日程第2は承諾することに決し、日程第3は全会一致をもって承諾することに決した。

日程第4 日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日程第5 日本放送協会平成三十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日程第6 日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

以上3件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第4は委員長報告のとおり是認することに決し、日程第5及び第6は委員長報告のとおり是認することに決した。

行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、行政監視委員長から行政監視の実施の状況等に関する報告があった。

散会 午前10時17分

○令和3年6月4日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(趣旨説明)

本件は、小此木国務大臣から趣旨説明があった後、和田政宗君、木戸口英司君、三浦信祐君、柴田巧君、大塚耕平君、田村智子君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第4 国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第2は承認することに決し、日程第3及び第4は全会一致をもって承認することに決した。

日程第5 自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第6 国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第7 航空法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第8 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第9 地方公務員法の一部を改正する法律案(第201回国会内閣提出、第204回国会衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第10 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、可決された。

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

国際経済・外交に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国際経済・外交に関する調査会長から報告があった。

国民生活・経済に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、

国民生活・経済に関する調査会長から報告があった。

原子力等エネルギー・資源に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、資源エネルギーに関する調査会長から報告があった。

散会 午後1時11分

○令和3年6月9日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書

日程第2 令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第3 令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上3件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、日程第1はまず委員長報告のとおり是認することに決し、次いで全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第2は委員長報告のとおり是認することに決し、日程第3は委員長報告のとおり是認することに決した。

菅内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

日程第4 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、地方創生及び消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第5 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

日程第6 水循環基本法の一部を改正する法

律案(衆議院提出)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

日程第7 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第8 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第9 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案(衆議院提出)

日程第10 強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結のための関係法律の整備に関する法律案(衆議院提出)

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第9は全会一致をもって可決、日程第10は可決された。

日程第11 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

本案は、内閣委員長から趣旨説明があつた後、全会一致をもって可決された。

散会 午前11時45分

○令和3年6月11日(金)

開会 午前10時1分

世界保健機関(WHO)の台湾への対応に関する決議案(有村治子君外13名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、松沢成文君から趣旨説明があつた後、全会一致をもって可決された。

茂木外務大臣は、本決議について所信を述

べた。

ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議案(松山政司君外9名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、石橋通宏君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

茂木外務大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第1 国務大臣の報告に関する件(令和二年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について)

本件は、武田総務大臣から報告があった後、石井正弘君、川田龍平君、安江伸夫君、音喜多駿君、上田清司君、吉良よし子君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案(衆議院提出)

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、憲法審査会会長から審査会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第5 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致

をもって可決された。

日程第6 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第7 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第8 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律案(衆議院提出)

日程第9 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案(衆議院提出)

以上3案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後0時40分

○令和3年6月15日(火)

開会 午後5時1分

日程第1 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案(衆議院提出)

議長は、本案を議題とする旨宣告した。

内閣委員長森屋宏君解任決議案(森本真治君外1名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、森本真治君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成65、反対172にて否決された。

次いで、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(衆議院提出)

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

休憩 午後6時22分

再開 午後11時21分

議院運営委員長水落敏栄君解任決議案(吉川沙織君外1名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決した。

議長は、本日は延会することとし、次会は、明16日午前0時10分より開会する旨を宣告した。

延会 午後11時22分

○令和3年6月16日(水)

開会 午前0時11分

日程第1 議院運営委員長水落敏栄君解任決議案(吉川沙織君外1名発議)(前会の続)

本案は、前会に引き続き議題とし、吉川沙織君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成65、反対171にて否決された。

休憩 午前1時14分

再開 午前1時46分

日程第2 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

休憩 午前2時29分

再開 午前11時31分

中央選挙管理会委員の指名

本指名は、議長に一任することに決し、議長は、小宮山洋子君を指名した。

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外263件の請願

本請願は、日程に追加し、法務委員長及び厚生労働委員長の報告を省略し、全会一致をもって両委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

- 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

- 一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

- 一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

- 一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

- 一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

- 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

- 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

- 一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

- 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

- 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

- 一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関

する件

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

- 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

- 一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

- 一、政府開発援助等に関する調査

地方創生及び消費者問題に関する特別委員会

- 一、地方創生及び消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

- 一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

国際経済・外交に関する調査会

- 一、国際経済・外交に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

- 一、国民生活・経済に関する調査

資源エネルギーに関する調査会

- 一、原子力等エネルギー・資源に関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午前11時35分

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
年月日	事 項	演 説 者	月日	質 疑 者
3. 1. 18	施政方針演説 外交演説 財政演説 経済演説	菅内閣総理大臣 茂木外務大臣 麻生財務大臣 西村国務大臣	1. 21	水岡 俊一君(立憲) 武見 敬三君(自民)
			1. 22	山口 那津男君(公明) 片山 虎之助君(維新) 榛葉 賀津也君(民主) 小池 晃君(共産) 田名部 匡代君(立憲) 渡辺 猛之君(自民)

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
年月日	事 項	報 告 者	月日	質 疑 者
3. 3. 12	令和三年度地方財政計画について	武田総務大臣	同日	吉田 忠智君(立憲) 杉 久武君(公明) 柳ヶ瀬 裕文君(維新) 芳賀 道也君(民主) 伊藤 岳君(共産)
3. 4. 21	米国訪問に関する報告について	菅内閣総理大臣	同日	中西 祐介君(自民) 白 眞勲君(立憲) 石川 博崇君(公明) 浅田 均君(維新) 榛葉 賀津也君(民主) 井上 哲士君(共産)
3. 6. 11	令和二年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について	武田総務大臣	同日	石井 正弘君(自民) 川田 龍平君(立憲) 安江 伸夫君(公明) 音喜多 駿君(維新) 上田 清司君(民主) 吉良 よし子君(共産)

3 決算に対する議決

令和3年6月9日

令和元年度決算に対する議決

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

- 1 厚生労働省は、令和2年6月に新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を公開したが、アプリ改修時の動作テストが不十分で、同年9月末から一部利用者に対して接触通知を配信できていなかったことに気付かず、3年2月になって事態を公表したことは、遺憾である。

政府は、アプリの不具合が発生したのがまさに感染拡大の時であり、利用者等からの指摘があったにもかかわらず、長い間放置していたことを重く受け止め、発注者としてシステムの開発や運用保守を実施するに当たって必要となる責任を自覚した上で、再発防止を含めた体制整備に万全を期すとともに、COCOAに関する情報を適時適切に提供してアプリの利用及び感染時の登録を促進し、感染拡大防止に役立てるべきである。

- 2 内閣府の企業主導型保育事業により整備した25施設の病児保育室又は一時預かり室について、8施設で看護師等の確保ができないなどの理由により病児保育等を全く実施していなかったこと、3施設で病児保育等の実施を中止し再開する予定がないこと、また、補助事業者である公益財団法人児童育成協会が、助成申込書を審査する際に、実施体制等に係る計画の提出を求めず職員の確保等に係る審査を行っていなかったこと、病児保育室等の整備後において、利用実態を把握し必要に応じて指導を行う仕組みを整備していなかったことは、遺憾である。

政府は、補助事業者を通じて事業者に制度を十分に周知するとともに、病児保育の実施体制に係る計画等を審査の際に提出させるなどの改善を図り、整備された病児保育室等については、政府自身もその利用実態を十分に把握し、適切な指導監査を行うべきである。

- 3 総務省の複数の幹部職員が、利害関係者との会食において、当該利害関係者から飲食費の負担や贈答品等を受けていたことなどが明らかとなり、国家公務員倫理規程違反として懲戒処分が行われるに至った。当該幹部職員のうち総務審議官は、総務省の内部調査において、事実と異なる説明を繰り返し、追加の懲戒処分が行われた。また、自己の飲食に要する費用の負担が1万円を超える会食の際には倫理規程上の届出を行う必要があるにもかかわらず、総務省の幹部職員はその認識が欠如していたことも内部調査で明らかになった。公務員倫理に反する行為により、情報通信行政がゆがめられたのではないかと疑念を国民に抱かせ、公務への信頼が損なわれたことは、遺憾である。

政府は、利害関係者との不適切な会食等の実態や情報通信行政への影響の有無を調査するとともに、可能な範囲で公表し、公務員倫理に関する意識啓発や監督体制の強化等の実効性ある再発防止策を講じるなど、公務に対する国民の信頼回復に向けて徹底的に取り組むべきである。

- 4 株式会社東北新社は、平成29年1月に放送法に基づく基幹放送事業者の認定を受けたが、令和3年3月、同社は認定申請時及び認定時において同法が定めるいわゆる外資規制に違反していたことが明らかになり、同社から認定基幹放送事業者の地位を承継した株式会社東北新社メディアサービスの認定が取り消される事態となった。総務省による審査が不十分であったことにより、本来基幹放送事業者として認定すべきでない事業者を認定していたことは、遺憾である。

政府は、外資規制違反という重大な瑕疵を看過したことを重く受け止め、今般の事態に係る審査プロセスを徹底的に検証するとともに、可能な範囲で公表した上で、審査体制の強化を図るなど再発防止に万全を期すべきである。

- 5 国立大学法人佐賀大学が平成24年度の運営費交付金を原資として措置した震災復興医療体制整備システムについて、佐賀大学及び九州地区の6国立大学法人の保有する医療データを佐賀大学で集積、分析し、災害時に効果的な薬剤配給等ができるよう支援を行うことなどを目的に運用することになっていたにもかかわらず、佐賀大学が参加大学と役割分担等について十分に合意形成を図らなかったなどのため、当該システムに医療データが取り込まれず、26年の納品以降全く利用されていなかったことは、遺憾である。

政府は、当該システムの活用状況について把握しておらず、システムの運用を佐賀大学が断念せざるを得なくなったことを重く受け止め、国立大学法人等が行う運営費交付金による新規事業について、予算の執行状況や事業の進捗状況を適時適切に確認し、必要に応じ指導するなど、再発防止に万全を期すべきである。

- 6 日本年金機構は、事務処理誤りによる過払い年金が発生した場合の返還請求に係る事務を行っているが、事務処理の遅延等により過払い年金の一部又は全部について5年間の消滅時効期間を経過して返還請求が行えなくなった事案が多数発生していたことは、遺憾である。

政府は、年金事務所等において返還請求に係る事務処理の遅延が生じていたにもかかわらず、機構の本部において進捗管理を十分に行っていなかった事態を重く受け止め、再発防止策を講じるとともに、事務処理誤りによる過払い年金の発生を予防するための取組を進めるよう指導監督を徹底すべきである。

- 7 東京電力ホールディングス株式会社（東京電力）柏崎刈羽原子力発電所において、IDカード不正使用や核物質防護設備の機能の一部喪失等の一連の不適切事案が発生し、テロ対策に重大な不備があるとして、原子力規制委員会から特定核燃料物質の移動を禁じる是正措置命令が下されたことは、遺憾である。

政府は、福島第一原子力発電所事故を引き起こした当事者である東京電力において、組織的な管理機能の低下や安全文化の劣化が問題となっていることを深刻に受け止

め、東京電力が原子力規制委員会の検査に真摯に対応し、徹底的な根本原因の究明と管理機能の抜本的な対策を講じるよう厳しく指導すべきである。

- 8 環境省は、平成27年度から再エネ発電により水素を製造して燃料電池自動車等に供給する水素ステーション（地域再エネ水素ステーション）の導入事業を実施していたが、会計検査院が19事業を検査したところ、17事業において、再エネ発電電力量により、水素の製造に必要な電力量（必要電力量）の全量相当分が賄われていなかった事態のみならず、そもそも必要電力量を明確に把握できていない技術的な課題があることも明らかとなり、同事業を廃止する事態となったことは、遺憾である。

政府は、制度設計に当たって当然行うべき技術的検証を怠ったことにより、このような事態を生じさせたことを重く受け止め、今後同様の事態を繰り返すことのないよう、検証と公表を行い、新たな事業を実施する際には事前に技術的な実効性について確認することを徹底し、再発防止に万全を期すべきである。

4 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	世界保健機関（WHO）の台湾への対応に関する決議案	有村 治子君 外13名	3. 6. 9			3. 6. 11 可決	
2	ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議案	松山 政司君 外 9名	3. 6. 10			3. 6. 11 可決	
3	内閣委員長森屋宏君解任決議案	森本 真治君 外 1名	3. 6. 14			3. 6. 15 否決	
4	議院運営委員長水落敏栄君解任決議案	吉川 沙織君 外 1名	3. 6. 15			3. 6. 16 否決	

可決したもの

令和3年6月11日

世界保健機関（WHO）の台湾への対応に関する決議

パンデミック（世界的大流行）に発展した新型コロナウイルス感染症を終息させるためには、国際的な防疫網を構築する必要がある。そのためには、特定の地域が取り残されることによる地理的な空白を埋めるとともに、公衆衛生上の成果を上げた地域の有益な知見・経験を世界で共有することが欠かせない。

台湾は、2003年の重症急性呼吸器症候群（SARS）で37人の死者を出した教訓から国際感染症の防疫を極めて重視しており、新型コロナウイルス発生直後から検疫体制の強化や感染症指揮センターの設置の他、マスクの生産増強や流通管理などを先駆的に実践してきた。こうした迅速な取り組みによる成果は、世界が注目するところとなっている。

しかし、新型コロナウイルス対策を重大な議題に位置づけ、昨年5月と11月及び本年5月に開催されたWHO（世界保健機関）の年次総会では、中国の強硬な反対により、台湾のオブザーバーとしての参加が認められなかった。5月5日に閉幕した先進7か国（G7）外務・開発大臣会合は、WHO会合への「台湾の意義ある参加」を支持することを明記した共同声明を採択した。このように国際的に重要な会議に台湾が参加できないことが、国際防疫上、世界的な損失であることはもはや各国の共通認識となっている。

そこで、このような現状に対して強い懸念を表明するとともに、国際的な公衆衛生上の緊急事態の收拾に資するべく、WHOの年次総会等への台湾の参加が実現されるよう、以下決議する。

- 一、関係各国に対し、今般の新型コロナウイルス感染症対策及び今後の世界的な公衆衛生危機対応のために、WHOの次回総会より台湾がオブザーバーとして参加することを認めるよう求める。
- 二、日本政府には、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態の收拾に資するべく、台湾がWHOの年次総会にオブザーバーとして参加する機会が保障されるよう、関係各国に強く働きかけることを求める。

令和3年6月11日

ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、 民主的な政治体制の早期回復を求める決議

我が国は、ミャンマーにとっての最大の支援国として、同国の民主化プロセスを後押ししてきた。本年2月1日に発生したミャンマー国軍によるクーデターは、民主化への努力と期待を踏みにじるものであり、クーデターを引き起こした国軍による現体制の正当性は全く認められない。クーデター以降、ミャンマーでは、国際社会の度重なる呼び掛けにもかかわらず、国軍や警察による民間人に対する暴力が継続し、多数の死傷者及び拘束者が発生していることは断じて受け入れ難い。

本院は、こうした状況を強く非難し、自らの自由と人権、民主主義を取り戻すために声を上げ行動を続けているミャンマー国民と共にあることを表明するとともに、ミャンマー国軍指導部に対し、民間人への残虐行為の即時停止、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問を始めとする不当に拘束された国内外の人々の即時解放、人権及び人間の安全保障の尊重、民主的な政治体制の早期回復を強く求める。

政府においては、本院の意を体し、国際社会とも連携し、あらゆる外交資源を駆使して、これらの事項の速やかな実現に全力を尽くすとともに、被害を受けた少数民族や避難民に対する緊急支援の提供、ミャンマー国軍に対する武器輸出禁止に向けて取り組むことを強く要請する。

右決議する。

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧 (21名)

委員長	森屋	宏 (自民)	岡田	直樹 (自民)	塩村	あやか (立憲)
理事	酒井	庸行 (自民)	古賀	友一郎 (自民)	杉尾	秀哉 (立憲)
理事	徳茂	雅之 (自民)	高野	光二郎 (自民)	石川	博崇 (公明)
理事	木戸口	英司 (立憲)	山田	太郎 (自民)	柴田	巧 (維新)
理事	平木	大作 (公明)	山谷	えり子 (自民)	高木	かおり (維新)
理事	矢田	わか子 (民主)	和田	政宗 (自民)	市田	忠義 (共産)
	大家	敏志 (自民)	小沼	巧 (立憲)	田村	智子 (共産)

(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第204回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出13件（うち本院先議2件）及び衆議院提出1件（内閣委員長提出）の合計14件であり、いずれも可決した。このほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願24種類280件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案は、現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、営業時間の変更の要請等を内容とする新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を創設し、併せて緊急事態措置において施設の使用制限等の要請に応じない者に対する命令を可能とするとともに、新型コロナウイルス感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において新型インフルエンザ等感染症と位置付け、所要の措置を講ずることができることとし、併せて

宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、入院の措置等及び積極的疫学調査に係る罰則並びに緊急事態宣言等の際の命令に違反した場合の罰則等について修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取したほか、厚生労働委員会との連合審査会を行った。

委員会の質疑においては、営業時間の変更要請に応じた事業者等への支援、まん延防止等重点措置の判断基準、緊急事態措置との関係、罰則規定の創設の是非、その適用の在り方等について議論が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、原子力発電施設等の周辺の地域において、引き続き生活環境、産業基盤等の整備に必要な特別措置を講ずるため、「原

子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の有効期限を令和13年3月31日まで10年間延長しようとするものである。

委員会においては、本特措法が果たしてきた役割、原発事故の発生等を踏まえた見直しの必要性、防災インフラの早期整備の必要性等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案は、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置により記録され、又は送信される当該装置の位置に係る位置情報を取得する行為等を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等に係る書類の送達について定めようとするものである。

委員会においては、ストーカー事案の規制対象を再検討する必要性、文書の連続送付規制の具体的内容、被害者支援及び加害者対策の更なる強化等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案は、最近におけるクロスボウを使用した犯罪の実情等に鑑み、これによる危害の発生を防止するため、許可を受けた者が所持する場合等を除いて、その所持を禁止するとともに、その所持許可の要件及び当該許可を受けた者の義務を定める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、クロスボウをこれまで規制対象外としてきた理由、インター

ネット取引及び輸入に対する規制の強化、人的欠格事由の有無に関する厳格な審査の必要性等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

デジタル社会形成基本法案は、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定めようとするものである。なお、衆議院において、是正が図られなければならない利用の機会等の格差の要因について、「身体的な条件」を「障害の有無等の心身の状態」に改めること、国及び地方公共団体が行う施策に「公正な給付と負担の確保」のための環境整備を追加すること等について修正が行われた。

デジタル庁設置法案は、デジタル庁を内閣に設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めようとするものである。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案は、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行おうとするものである。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案は、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座をあらかじめ登録できることとともに、一定の公的給付の支給を実施す

るための基礎とする情報について個人番号を利用して管理できることとする等の措置を講じようとするものである。

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に求めに応じて口座情報を提供する制度を創設する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、これらデジタル関係の5法律案を一括して議題とし、総務委員会との連合審査会を行い、参考人から意見を聴取したほか、内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行った。

委員会の質疑においては、これまでのIT政策の総括、デジタル庁設置の意義と今後の展開、デジタル人材の育成・確保策、デジタルデバイドへの対応策、個人情報保護とデータ活用のバランス、個人情報保護条例の取扱い、個人情報保護委員会の体制及び権限、マイナンバーの活用の在り方と給付金支給の迅速化、押印・書面の見直しの意義と課題等について議論が行われ、討論の後、順次採決の結果、5法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、5法律案に対し、附帯決議が付された。

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案は、総合的な少子化対策を推進する一環として、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を

聴取するとともに、児童手当の特例給付に所得制限を設けることの是非、「新子育て安心プラン」による待機児童対策の妥当性、子育て支援等の少子化対策の在り方等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援を強化する措置を講じようとするものである。

委員会においては、事業者への合理的配慮の義務化の意義と効果、差別の実情と対応事例の収集・共有の重要性、事業者等に対する支援の在り方等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

国家公務員法等の一部を改正する法律案は、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げるとともに、役職定年による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるほか、60歳を超える職員に係る給与及び退職手当に関する特例を設ける等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、定年引上げに伴う定員管理の在り方、本法律案と民間の取組との関係、役職定年制の意義及び課題等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

宇宙資源の探査及び開発に関する事業

活動の促進に関する法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、宇宙資源の探査及び開発に関し、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の規定による許可の特例を設けるとともに、宇宙資源の所有権の取得等を定めることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施を図りつつ、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を促進しようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、宇宙資源開発の在り方、宇宙条約との整合性等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案は、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定めようとするものである。

委員会においては、外交防衛委員会との連合審査会を行ったほか、参考人から意見を聴取した。

委員会の質疑においては、本法律案の意義及び立法事実、区域指定の対象として想定される重要施設及び国境離島等、区域指定に関し留意すべき経済的社会的観点、重要施設及び国境離島等の機能を阻害する行為の例及びその例示の在り方、

土地等利用状況調査の対象範囲、本法律案により国民の権利を過度に制約する懸念等について議論が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔法律案の提出〕

6月8日、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について委員長から説明を聴取した後、全会一致をもって内閣委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善等を規定するとともに、性的な言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決を図るための必要な施策を講ずる旨の規定の新設その他の国及び地方公共団体の施策の強化等を行おうとするものである。

〔国政調査等〕

第203回国会閉会後の令和2年12月17日、新型コロナウイルス感染症の感染状況、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動との両立を図るための経済対策に係る基本的考え方、デジタル社会構築に向けた検討及びデジタル庁設置に向けた準備状況、G o T o トラベル事業の全国一律の一時停止を決定した理由及び同事業を再開するための条件、G o T o トラベル事業と新型コロナウイルス感染症拡大の関連性、菅内閣総理大臣が出演したテレビ番組に関する坂井内閣官房副長官の発言に係る事実関係及び発言の意図、新型コロナウイルス感染症対策におけるリスクコミュニケーションの

在り方、新型コロナウイルス感染症対策分科会によるG o T oトラベル事業一時停止の提言に対する政府の対応、女性の自殺増加の要因としての経済問題の重要性及び困窮している女性に対する支援の必要性、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に向けた取組、感染症対策を担う国の危機管理組織の在り方に係る検討状況、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充の内訳、新型コロナウイルス感染症対策の効果等の分析・検証の必要性、国民の行動変容を促すための情報発信の在り方、コロナ禍における保健所機能の現状と課題、妊産婦のメンタルヘルスクアの必要性、新型コロナウイルス感染症の影響下における助産師の役割、新型コロナウイルス感染症対策におけるリスクコミュニケーションに関する西村大臣の決意、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を客観的な判断基準に基づき専門家の意見を尊重して講じる必要性、新型コロナウイルスワクチンの安全性への懸念及び国民の予防接種に関するデータベース構築の必要性、小学校休業等対応助成金の申請期限延長及び個人申請方式導入の必要性、G o T oトラベル事業が新型コロナウイルス感染症の拡大の原因である可能性に係る西村大臣の見解、新型コロナウイルス感染症の拡大の最中において持続化給付金及び家賃支援給付金の打切り、雇用調整助成金の新型コロナ特例の段階的縮減を決定した理由、日本学術会議会員の任命拒否に係る法解釈をめぐる内閣法制局と日本学術会議事務局が協議を重ねた事実関係等の諸問題について質疑を行った。次いで、令和3年1月14日、新型コロナウイルス感染症の

感染拡大防止に向けた今後の対応、新型コロナウイルス等対策特別措置法上の指定公共機関に警備業を加える必要性、PCR検査の拡充の必要性、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域追加の可能性、新型コロナウイルス等対策特別措置法改正案で罰則規定を設けることについての国民の理解、今般の緊急事態宣言における飲食店の営業時間短縮要請に重点を置いた対策の実効性、緊急事態宣言発出における専門家と政府の役割、持続化給付金等の再支給や要件緩和を検討する必要性、緊急事態宣言下の事業者支援及び雇用対策、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関及び医療従事者への支援に向けた取組、新型コロナウイルス感染症を踏まえた医療提供体制の在り方、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において都道府県知事の役割を明記する必要性、緊急事態宣言下での大学入学共通テストの実施への懸念、病院に対する要請・指示により医療供給体制を強化する必要性、入院・療養等調整中の新型コロナウイルス感染者の宿泊療養等が進んでいない理由、小学校・保育所等を通じて小学校休業等対応助成金の周知を進める必要性、政府対策本部長である菅内閣総理大臣が緊急事態宣言についての報告を議院運営委員会で行わない理由、提出予定の令和二年度第3次補正予算を緊急事態宣言に応じて見直す必要性、新型コロナウイルス感染拡大地域における医療機関、高齢者施設等の勤務者への一斉、定期的な検査実施を支援する必要性等の諸問題について質疑を行った。

3月9日、内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針及び令和3年度

皇室費、内閣、内閣府及びデジタル庁関係予算について加藤国務大臣から所信及び説明を聴取し、警察行政、領土問題及び海洋政策の基本方針及び令和3年度警察庁関係予算について小此木国務大臣から所信及び説明を聴取した。また、国際博覧会、食品安全、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針について井上国務大臣から、デジタル改革、情報通信技術政策及びマイナンバー制度の基本方針について平井国務大臣から、行政改革、国家公務員制度及び規制改革の基本方針について河野国務大臣から、一億総活躍及び少子化対策の基本方針について坂本国務大臣から、経済再生、全世代型社会保障改革及び経済財政政策の基本方針について西村国務大臣から、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会、女性活躍及び男女共同参画の基本方針について丸川国務大臣からそれぞれ所信を聴取し、令和3年度人事院業務概況及び関係予算について一宮人事院総裁から説明を聴取した。

3月16日、大臣の所信等に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する現状分析及び感染拡大防止に向けた今後の対応、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会への過激派によるテロについての対策、長崎県端島炭鉱（いわゆる軍艦島）内で撮影されたものとされる映像に関する事実関係、子どもの死の原因究明及び再発防止を一元的に担う組織を新設する必要性、児童虐待に切れ目なく対応するため一元的に担う組織を新設する必要性、米国に倣い防災情報の基本的要素を制定するとともにSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク）を防災インフラとして位置付ける必要性、

安心・安全な東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に向けた政府の取組、ポストコロナの時代に求められる新たな生活様式、価値観や社会像を大阪・関西万博の構想、計画に反映させる必要性、郵便局においてマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新を可能とする法改正の意義、安定的な皇位継承の確保等に関する検討を進めるに際し、一般国民の意識を反映させる必要性、日本学術会議会員の任命拒否による活動への支障及び日本学術会議の要望書・幹事会声明への対応状況、デジタル化の遅れが生じた要因及びデジタル庁設置による同要因の解消に向けた取組、選択的夫婦別姓に対する西村大臣の見解、男女共同参画を担当する丸川大臣の選択的夫婦別姓に対する政治家・個人としての見解、女性の心身を守るため、未承認薬である経口中絶薬の推進に向けた議論や緊急避妊薬のスイッチOTC化（一般用への転用）の議論を推進する必要性、日本経済の現状についての西村大臣の認識、現状の日本の社会経済構造においてトリクルダウンが生じにくい実態とその要因についての西村大臣の見解、働き方の多様化、DXの取組及びグリーン成長戦略が日本企業の生産性向上に与える影響についての西村大臣の見解、変異株拡大など最悪の事態を想定して緊急事態宣言解除に関する判断を行う必要性、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る地方公共団体への情報提供の在り方、選択的夫婦別姓の議論における男女共同参画を担当する丸川大臣の姿勢、新型コロナウイルス感染症の検査拡大、定期検査、モニタリング検査、陽性者のフォロー等の必要性、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の今夏開催

と新型コロナウイルス感染症対策との両立の困難性、総務省接待事案に関する政務三役等を含めた調査の必要性、現下の経済状況に対する認識と宣言解除後の経済活動と感染抑止の両立に向けた取組、自殺者の増加に対する坂本大臣の見解と孤立・孤独解消に向けた具体的取組、サイバー犯罪被害を受けた企業への相談支援、無期転換ルールへの対応状況を踏まえた不本意非正規雇用への対策の在り方、経済対策の一環として非正規雇用労働者の処遇を改善する必要性、地域防災計画に男女共同参画センターの役割を明記する必要性、新型コロナワクチンの接種対象者を16歳未満の者に拡大することについての検討状況、規制コストの総量削減を実現している先進諸国の手法を取り入れることに対する河野大臣の所見、新設される大学ファンドの具体的な制度設計の在り方及び国民負担を回避する方策、国家公務員の超過勤務の更なる是正に向けた今後の対応方針、孤独・孤立対策のためNPOへの支援等の多岐にわたる施策を実施することへの坂本大臣の所信、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備における諸課題への対応状況等の諸問題について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された令和3年度内閣予算等の審査を行い、緊急事態宣言の解除を踏まえた今後のGOTトラベル事業の再開、国境離島における物価実態の調査の必要性、企業による農地取得の特例に関し食料安全保障の観点からも検討する必要性、GOTイート事業及びGOTトラベル事業の再開時期や条件、県民割への支援についての政府の方針、新型コロナウイルス接触確認アプリの不具合についての平井大臣の

責務、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会開閉会式の演出統括責任者の辞任についての丸川大臣の所感、就職氷河期世代の正規雇用者増に向けた民間への働きかけの状況及び公務員採用の更なる拡大の考え、不妊治療に伴う負担軽減の必要性、仕事と不妊治療の両立支援担当者への研修の必要性、中小企業の資金繰り等に対する支援策、大阪・関西万博への参加招請活動に当たり積極的に各国への働きかけを進める必要性、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に推進する必要性、ダイバーシティ社会を実現することの必要性、多胎児支援に関する事業の活用状況及び補助率の引上げ、周知等の必要性、非正規雇用における中途解約・賃金格差に関する見解及び能力開発等の取組、区域整備計画の認定申請期限が延長される中でカジノ管理委員会の審査体制を強化することの是非、科学技術・イノベーション推進のための民間部門への支援の在り方、準天頂衛星7機体制の必要性、今後の展望及び産業への波及効果、国家公務員の超過勤務の支給の実態と超過勤務命令の在り方、必要な人員を確保するための国家公務員の定員管理の在り方、3年ごとの期間業務職員の公募を見直す必要性等の諸問題について質疑を行った。

3月23日、デジタル改革推進体制の在り方について、平井国務大臣から説明を聴取した後、デジタル改革関連法案の要綱等の参考資料における誤りの国会報告等が適切に行われなかった理由、参考資料における誤りを「形式面での誤り」としたのは「小さな失敗」に見せたかっただとの認識の有無、参考資料における誤りを検証し再発防止策等を全省庁で共有す

る必要性、参考資料の誤りに関して平井大臣の想定する責任の取り方、法案作成における誤りの再発防止のためデジタル技術の活用を含めた対策を検討する必要性、デジタル改革関連法案の作成に携わった職員の意識改革等に取り組む必要性、デジタル改革関連法案の作成スケジュールの過密さに関する懸念、多くの法案を束ねたデジタル改革関連法案の提出自体の問題性等の諸問題について質疑を行った。

4月6日、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用により期待される効果及び今後の適用拡大の可能性、コロナ禍における我が国の経済対策について諸外国との比較を含めて広報に取り組む必要性、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会における事前合宿の代替地の確保に向けた政府の取組、LINE株式会社の個人情報取扱いに関する事案についての個人情報保護委員会の調査及び今後の取組の方針、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する菅内閣の責任及び政府による対策の検証の必要性、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が抑えられている地域の事業者に対する国の支援の在り方、原子力立地地域特措法において国による地方公共団体への助言等に関する規定が設けられていない理由、中心市街地活性化の現状分析及び新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中心市街地活性化促進プログラムを見直す必要性、地方公共団体のニーズを踏まえ中心市街地活性化に関する支援措置を見直す必要性、沖縄振興開発金融公庫におけるリスク管理の在り方、まん延防止等重点措置の実効性向上に向けた取組、事業規模に応じた営業時間短縮要請に係る協力金に関する申請支援及

び迅速な支給への取組、地域女性活躍推進交付金で新設した「つながりサポート型」の補助率を4分の3とした理由及び孤立する女性への国の対応、地域女性活躍推進交付金「つながりサポート型」による継続的支援の必要性、リカレント教育の意義及び期待される効果、新型コロナウイルス感染症によって経営に影響を受けた全ての事業者を事業規模に応じて支援する必要性、北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた政府の方針、政治分野及び経済分野における女性の参画の拡大方策、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業において雇止め等にあった外国人労働者の救済、事案の総括・国会への報告の必要性、新型コロナウイルス感染症に関する検査の積極的な受検を広く呼びかける必要性、医療機関の職員への定期的な検査の実施の必要性及び医療物資の供給改善策等の諸問題について質疑を行った。

5月13日、新型コロナウイルス感染症対策における国民の協力を得るための政府の発信方法、国家戦略特別区域における小規模保育事業の意義及び活用の方針、NHK短編映画「緑なき島」の韓国の放送局等による使用の経緯、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を解除するための条件、新型コロナウイルスワクチン接種の現状と今後の見通し、国際オリンピック委員会（IOC）会長の訪日が延期される状況下で東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を開催する可能性、高齢者に対する新型コロナウイルスワクチンの接種を予定どおり完了することが見通せない地方公共団体を国が支援する必要性、地方公共団体におけるワクチン接種記録システムの運用状況及び同システムが作った後も見直

すべきところは見直す初のアジャイル型開発により改善されていくことについての河野大臣の認識、国産の新型コロナウイルスワクチンの開発や承認等を支援する必要性、自衛隊大規模接種センターにおける新型コロナウイルスワクチンの接種に向けた準備状況、7月末までに希望する全ての高齢者に新型コロナウイルスワクチン接種を終わらせるという政府目標達成の現実性、新型コロナウイルスワクチンに係る特許の一時停止に対する所見、新型コロナウイルス感染症の影響により中断している戦没者の遺骨収集事業の進捗状況及び集中実施期間を延長する必要性、戦没者の遺骨収集事業における身元調査のためのDNA鑑定の体制を拡充する必要性、日本の遺骨収集事業に比べて米国国防総省捕虜・行方不明者調査局（DPAA）の体制や取組が充実していることについての加藤内閣官房長官の認識及び今後の取組に対する決意、新型コロナウイルス感染症に対応するための医療供給体制に関する基準を策定する必要性、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するための新型インフルエンザ等対策特別措置法の更なる改正の必要性、新型コロナウイルスワクチン接種に係るガイドラインを国が策定する必要性、新型コロナウイルスワクチンの接種見通しと課題、新型コロナウイルス感染症に対応する各種施策を期間限定とせず継続的に講ずる必要性、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会における感染拡大防止策等の諸問題について質疑を行った。

6月1日、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に伴う新型コロナウイルス感染症拡大の影響、東京オリンピック競技大会・東京パラリ

ンピック競技大会関係者へのワクチン接種の対象範囲及び費用負担、日本に入国した東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会関係者の陽性者数及び行動管理の実情、個人消費回復の見通しと経済対策の在り方、会計検査院による新型コロナウイルス感染症対策予備費に関する検査の観点、茨城県知事からのまん延防止等重点措置の適用要請を断った理由、日本の領土をめぐる現状及びその啓発に関する小此木大臣の見解、新型コロナウイルス感染症患者に対するオンライン診療の実態、デジタル社会における印紙税の在り方、新型コロナウイルス感染症拡大への追加の対応策の在り方、補正予算を含む追加の緊急経済対策の必要性、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会における水際対策と行動管理の在り方、日本学術会議が推薦した会員候補者を任命する必要性、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会における入国者数等の規模を示し、人流への影響等について新型コロナウイルス感染症対策分科会に諮問する必要性、経口中絶薬の薬事承認と全ての女性が使えるよう普及を推進する必要性等の諸問題について質疑を行った。

また、同日、東京都において、新型コロナウイルスワクチンの接種状況に関する実情調査を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年12月17日(木) (第203回国会閉会後第1回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況に関する件、G o T oトラベル事業と新型コロナウイルス感染症拡大の関連性に関する件、新型コロナウイルス感染症対策におけるリスクコミュニケーションの在り方に関する件、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に向けた取組に関する件、新型コロナウイルス感染症対策に係る情報発信の在り方に関する件、妊産婦のメンタルヘルスケアに関する件、新型コロナウイルス感染症対策の在り方に関する件、日本学術会議会員の任命に関する件等について西村国務大臣、坂井内閣官房副長官、山本厚生労働副大臣、三原厚生労働副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君に対し質疑を行った。

[質疑者]

徳茂雅之君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、塩村あやか君(立憲)、石川博崇君(公明)、清水貴之君(維新)、高木かおり君(維新)、矢田わか子君(民主)、田村智子君(共産)

○令和3年1月14日(木) (第203回国会閉会後第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた今後の対応に関する件、PCR検査の拡充に関する件、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域追加の可能性に関する件、今般の緊急事態宣言における飲食店の営業時間短縮要請に重点を置いた対策の実効性に関する件、緊急事態宣言下の事業者支援及び雇用対策に関する件、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策に関する件、病院に対する要請・指示により医療供給体制を強化する必要性に関する件、提出予定

の令和二年度第3次補正予算を緊急事態宣言に応じて見直す必要性に関する件等について西村国務大臣、山本厚生労働副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、鰐淵文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君に対し質疑を行った。

[質疑者]

和田政宗君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、木戸口英司君(立憲)、平木大作君(公明)、高木かおり君(維新)、矢田わか子君(民主)、田村智子君(共産)

○令和3年2月2日(火) (第1回)

- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)**について西村国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員松本剛明君から説明を聴いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)**について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

国立感染症研究所所長 脇田隆宇君
東京大学大学院法学政治学研究科教授 米村滋人君

[質疑者]

徳茂雅之君(自民)、小沼巧君(立憲)、塩田博昭君(公明)、柴田巧君(維新)、矢田わか子君(民主)、山添拓君(共産)

また、同法律案について厚生労働委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○令和3年2月3日(水)

内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会(第1回)

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員今井雅人君、同濱村進君、田村厚生労働大臣、西村国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

羽生田俊君(自民)、福島みずほ君(立憲)、打越さく良君(立憲)、杉尾秀哉君(立憲)、矢倉克夫君(公明)、東徹君(維新)、梅村聡君(維新)、足立信也君(民主)、田村智子君(共産)

本連合審査会は今回をもって終了した。

○令和3年2月3日(水)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員足立康史君、西村国務大臣、藤井内閣府副大臣、山本厚生労働副大臣、こやり厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

古賀友一郎君(自民)、塩村あやか君(立憲)、小沼巧君(立憲)、平木大作君(公明)、柴田巧君(維新)、矢田わか子君(民主)、田村智子君(共産)

(閣法第6号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新

反対会派 民主、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和3年3月9日(火)(第3回)

- 内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針に関する件及び令和3年度皇室費、内閣、内閣府及びデジタル庁関係予算に関する件について加藤国務大臣から所信及び説明を聴いた。

- 警察行政、領土問題及び海洋政策の基本方針に関する件及び令和3年度警察庁関係予算に関する件について小此木国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 国際博覧会、食品安全、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針に関する件について井上国務大臣から所信を聴いた。
- デジタル改革、情報通信技術政策及びマイナンバー制度の基本方針に関する件について平井国務大臣から所信を聴いた。
- 行政改革、国家公務員制度及び規制改革の基本方針に関する件について河野国務大臣から所信を聴いた。
- 一億総活躍及び少子化対策の基本方針に関する件について坂本国務大臣から所信を聴いた。
- 経済再生、全世代型社会保障改革及び経済財政政策の基本方針に関する件について西村国務大臣から所信を聴いた。
- 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会、女性活躍及び男女共同参画の基本方針に関する件について丸川国務大臣から所信を聴いた。
- 令和3年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について一宮人事院総裁から説明を聴いた。

○令和3年3月16日(火)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針に関する件、警察行政、領土問題及び海洋政策の基本方針に関する件、国際博覧会、食品安全、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針に関する件、デジタル改革、情報通信技術政策及びマイナンバー制度の基本方針に関する件、行政改革、国家公務員制度及び規制改革の基本方針に関する件、一億総活躍及び少子化対策の基本方針に関する件、経済再生、全世代型社会保障改革及び経済財政政策の基本方針に関する件、東京オリンピック競技大

会・東京パラリンピック競技大会、女性活躍及び男女共同参画の基本方針に関する件及び令和3年度人事院業務概況に関する件について西村国務大臣、小此木国家公安委員会委員長、加藤内閣官房長官、河野国務大臣、丸川国務大臣、井上国務大臣、平井国務大臣、坂本国務大臣、坂井内閣官房副長官、赤澤内閣府副大臣、山本厚生労働副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、大隈厚生労働大臣政務官、一宮人事院総裁、政府参考人、参考人日本放送協会副会長正籬聡君及び独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、山田太郎君（自民）、徳茂雅之君（自民）、木戸口英司君（立憲）、塩村あやか君（立憲）、小沼巧君（立憲）、杉尾秀哉君（立憲）、田村智子君（共産）、平木大作君（公明）、高木かおり君（維新）、柴田巧君（維新）、矢田わか子君（民主）

○令和3年3月22日（月）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年度一般会計予算（衆議院送付）

令和3年度特別会計予算（衆議院送付）

令和3年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国会所管）について岡田衆議院事務総長、岡村参議院事務総長、吉永国立国会図書館長、松本裁判官弾劾裁判所事務局長及び中村裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

（会計検査院所管）について森田会計検査院長から説明を聴いた後、

（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（まち・ひと・しごと創生関係経費を除く）、内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費、地方創生関係経費、消費者委員会関係経費を除く）、知的財産戦略推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局、健康・医療戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、子ども・子育て本部、総合海洋政策推進事務局、国際平和協力本部、日本学術会議、官民人材交流センター、宮内庁、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会）及びデジタル

庁所管）について西村国務大臣、平井国務大臣、丸川国務大臣、井上国務大臣、加藤内閣官房長官、小此木内閣府特命担当大臣、坂本内閣府特命担当大臣、河野国務大臣、三ッ林内閣府副大臣、三原厚生労働副大臣、和田内閣府大臣政務官、鰐淵文部科学大臣政務官、大隈厚生労働大臣政務官、一宮人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古賀友一郎君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、塩村あやか君（立憲）、石川博崇君（公明）、高木かおり君（維新）、矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和3年3月23日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○デジタル改革推進体制の在り方に関する件について平井国務大臣から説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

木戸口英司君（立憲）、柴田巧君（維新）、矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）

○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について井上内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年3月25日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について井上内閣府特命担当大臣、江島経済産業副大臣、宗清経済産業大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

木戸口英司君（立憲）、小沼巧君（立憲）、平木大作君（公明）、柴田巧君（維新）、岩渕友君（共産）、矢田わか子君（民主）、滝波宏文君（自民）

○令和3年3月26日（金）（第8回）

○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特

別措置法の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第8号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和3年4月6日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用により期待される効果及び今後の適用拡大の可能性に関する件、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が抑えられている地域の事業者に対する国の支援の在り方に関する件、中心市街地活性化の現状及び支援措置に関する件、まん延防止等重点措置の実効性向上に向けた取組に関する件、地域女性活躍推進交付金「つながりサポート型」による孤立する女性への支援に関する件、新型コロナウイルス感染症によって経営に影響を受けた全ての事業者を事業規模に応じて支援する必要性に関する件、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業の在り方に関する件等について西村国務大臣、丸川国務大臣、加藤内閣官房長官、坂本内閣府特命担当大臣、こやり厚生労働大臣政務官、吉川内閣府大臣政務官、鰐淵文部科学大臣政務官、大隈厚生労働大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君及び沖縄振興開発金融公庫副理事長渡部晶君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、木戸口英司君（立憲）、

小沼巧君（立憲）、平木大作君（公明）、高

木かおり君（維新）、矢田わか子君（民主）、

田村智子君（共産）

- ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）について小此木国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○令和3年4月8日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）について小此木国家公安委員会委員長、鰐淵文部科学大臣政務官、政府参考人及び国立国会図書館当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、木戸口英司君（立憲）、

塩村あやか君（立憲）、平木大作君（公明）、

柴田巧君（維新）、矢田わか子君（民主）、

田村智子君（共産）

（閣法第41号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年4月13日（火）（第11回）

- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第37号）について小此木国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○令和3年4月15日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第37号）について小此木国家公安委員会委員長、三ッ林内閣府副大臣、宗清経済産業大臣政務官、三谷文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、

小沼巧君（立憲）、石川博崇君（公明）、高

木かおり君（維新）、矢田わか子君（民主）、

田村智子君（共産）

（閣法第37号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年4月20日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○デジタル社会形成基本法案（閣法第26号）（衆

議院送付)

デジタル庁設置法案(閣法第27号)(衆議院送付)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)

以上5案について平井国務大臣から趣旨説明を、デジタル社会形成基本法案(閣法第26号)(衆議院送付)の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員松本剛明君から説明を聴いた後、同足立康史君、平井国務大臣、藤井内閣府副大臣、丹羽文部科学副大臣、熊田総務副大臣、宮路総務大臣政務官、和田内閣府大臣政務官、大隈厚生労働大臣政務官、鰐淵文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

高野光二郎君(自民)、山田太郎君(自民)、木戸口英司君(立憲)、小沼巧君(立憲)、石川博崇君(公明)、柴田巧君(維新)、矢田わか子君(民主)、田村智子君(共産)

○令和3年4月22日(木)(第14回)

○デジタル社会形成基本法案(閣法第26号)(衆議院送付)

デジタル庁設置法案(閣法第27号)(衆議院送付)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)

以上5案について総務委員会からの連合審査

会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○デジタル社会形成基本法案(閣法第26号)(衆議院送付)

デジタル庁設置法案(閣法第27号)(衆議院送付)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)

以上5案について平井国務大臣、新谷総務副大臣、大隈厚生労働大臣政務官、鰐淵文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

和田政宗君(自民)、山田太郎君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、塩村あやか君(立憲)、平木大作君(公明)、高木かおり君(維新)、矢田わか子君(民主)、大門実紀史君(共産)

○令和3年4月27日(火)

内閣委員会、総務委員会連合審査会(第1回)

○デジタル社会形成基本法案(閣法第26号)(衆議院送付)

デジタル庁設置法案(閣法第27号)(衆議院送付)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用によ

る預貯金口座の管理等に関する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）

以上5案について平井国務大臣、武田総務大臣、山本副大臣、藤井内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三浦靖君（自民）、小沢雅仁君（立憲）、下野六太君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、小林正夫君（民主）、伊藤岳君（共産）
本連合審査会は今回をもって終了した。

○令和3年4月27日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- デジタル社会形成基本法案（閣法第26号）（衆議院送付）

デジタル庁設置法案（閣法第27号）（衆議院送付）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）

以上5案について平井国務大臣、熊田総務副大臣、こやり厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古賀友一郎君（自民）、木戸口英司君（立憲）、小沼巧君（立憲）、平木大作君（公明）、柴田巧君（維新）、矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）

また、5案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年5月6日（木）（第16回）

- デジタル社会形成基本法案（閣法第26号）（衆議院送付）

デジタル庁設置法案（閣法第27号）（衆議院送付）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の

整備に関する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）

以上5案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院法学政治学研究科教授 宍戸常寿君

慶應義塾大学経済学部教授 大久保敏弘君
特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長 三木由希子君

〔質疑者〕

山田太郎君（自民）、小沼巧君（立憲）、平木大作君（公明）、高木かおり君（維新）、矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）

○令和3年5月11日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- デジタル社会形成基本法案（閣法第26号）（衆議院送付）

デジタル庁設置法案（閣法第27号）（衆議院送付）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）

以上5案について菅内閣総理大臣、平井国務大臣、熊田総務副大臣、佐藤経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・質疑

〔質疑者〕

山田太郎君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、

小沼巧君（立憲）、石川博崇君（公明）、柴田巧君（維新）、矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

酒井庸行君（自民）、木戸口英司君（立憲）、石川博崇君（公明）、高木かおり君（維新）、矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）

・質疑

〔質疑者〕

杉尾秀哉君（立憲）、柴田巧君（維新）、矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）

（閣法第26号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産

（閣法第27号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産

（閣法第28号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産

（閣法第29号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産

（閣法第30号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産

なお、5案について附帯決議を行った。

○令和3年5月13日（木）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家戦略特別区域における小規模保育事業の意義及び活用に関する件、新型コロナウイルスワクチンの接種見通しと課題に関する件、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を解除するための条件に関する件、ワクチン接種記録システムの運用状況に関する件、自衛隊大規模接種センターにおける新型コロナウイルスワクチンの接種に向けた準備に関する件、戦没者の遺骨収集事業の体制強化に関する件、新型インフルエンザ等対策特別措置法の更なる改正の必要性に関する件、東京オリ

ンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会における感染拡大防止策に関する件等について坂本内閣府特命担当大臣、西村国務大臣、河野国務大臣、丸川国務大臣、加藤内閣官房長官、赤澤内閣府副大臣、大隈厚生労働大臣政務官、こやり厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会副会長正籬聡君及び独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、平木大作君（公明）、柴田巧君（維新）、塩村あやか君（立憲）、矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）

- 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について坂本内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、三原厚生労働副大臣、大隈厚生労働大臣政務官、元榮財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高野光二郎君（自民）、木戸口英司君（立憲）、平木大作君（公明）、高木かおり君（維新）、矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年5月18日（火）（第19回）

- 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長 奥山千鶴子君
日本大学文理学部教授 末富芳君
株式会社大和総研金融調査部主任研究員 是枝俊悟君

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、塩村あやか君（立憲）、石川博崇君（公明）、高木かおり君（維新）、

- 矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について坂本内閣府特命担当大臣、丹羽文部科学副大臣、山本厚生労働副大臣、大隈厚生労働大臣政務官、元榮財務大臣政務官、こやり厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高野光二郎君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、石川博崇君（公明）、高木かおり君（維新）、矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）

○令和3年5月20日（木）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について坂本内閣府特命担当大臣、大隈厚生労働大臣政務官、元榮財務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

古賀友一郎君（自民）、塩村あやか君（立憲）、小沼巧君（立憲）、平木大作君（公明）、柴田巧君（維新）、矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）

（閣法第14号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和3年5月25日（火）（第21回）

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について坂本内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年5月27日（木）（第22回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について坂本内閣府特命担当大臣、大隈厚生労働大臣政務官、宮路総務大臣政務官、

こやり厚生労働大臣政務官、鰐淵文部科学大臣政務官、吉川内閣府大臣政務官、朝日国土交通大臣政務官、政府参考人、参考人DP I 日本会議事務局局長佐藤聡君、社会福祉法人電機神奈川福祉センター就労援助センター事業総合センター長小川菜江子君及び一般社団法人全日本視覚障害者協議会理事藤野喜子君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

今井絵理子君（自民）、横沢高德君（立憲）、石川博崇君（公明）、柴田巧君（維新）、矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）（閣法第59号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月1日（火）（第23回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に伴う新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する件、個人消費回復の見通しと経済対策の在り方に関する件、日本の領土をめぐる現状及びその啓発に関する件、新型コロナウイルス感染症拡大への追加の対応策に関する件、日本学術会議会員の任命に関する件等について西村内閣府大臣、丸川内閣府大臣、小此木内閣府大臣、加藤内閣府大臣政務官、三原厚生労働副大臣、大隈厚生労働大臣政務官、元榮財務大臣政務官、三谷文部科学大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

杉尾秀哉君（立憲）、小沼巧君（立憲）、高木かおり君（維新）、矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）

- 国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）について河野内閣府大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年6月3日(木) (第24回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第63号)(衆議院送付)について河野国務大臣、大隈厚生労働大臣政務官、こやり厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

古賀友一郎君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、小沼巧君(立憲)、平木大作君(公明)、音喜多駿君(維新)、矢田わか子君(民主)、田村智子君(共産)

(閣法第63号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、共産
反対会派 維新

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月8日(火) (第25回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(閣法第62号)(衆議院送付)について小此木国務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、松川防衛大臣政務官、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

高野光二郎君(自民)、吉川沙織君(立憲)、石川博崇君(公明)、高木かおり君(維新)、矢田わか子君(民主)、山添拓君(共産)

- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○令和3年6月10日(木) (第26回)

- 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(閣法第62号)(衆議院送付)について外交防衛委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(閣法第62号)(衆議院送付)について小此木国務大臣、松川防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

山谷えり子君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、塩村あやか君(立憲)、石川博崇君(公明)、柴田巧君(維新)、矢田わか子君(民主)、田村智子君(共産)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年6月10日(木)

内閣委員会、外交防衛委員会連合審査会(第1回)

- 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(閣法第62号)(衆議院送付)について岸防衛大臣、小此木国務大臣、宇都外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小西洋之君(立憲)、浅田均君(維新)、大塚耕平君(民主)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

本連合審査会は今回をもって終了した。

○令和3年6月14日(月) (第27回)

- 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(閣法第62号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

公益財団法人東京財団政策研究所研究員・研究部門主任 吉原祥子君
防衛ジャーナリスト
獨協大学非常勤講師
法政大学兼任講師 半田滋君
弁護士 馬奈木巖太郎君

[質疑者]

和田政宗君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、

三浦信祐君（公明）、高木かおり君（維新）、
矢田わか子君（民主）、山添拓君（共産）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案（衆第37号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長木原誠二君から趣旨説明を聴き、衆議院内閣委員長代理小林鷹之君、同大野敬太郎君、同青柳陽一郎君、同浅野哲君及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

田村智子君（共産）

（衆第37号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産

○令和3年6月15日（火）（第28回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について小此木国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

山谷えり子君（自民）、小沼巧君（立憲）、
杉尾秀哉君（立憲）、平木大作君（公明）、
柴田巧君（維新）、矢田わか子君（民主）、
田村智子君（共産）

（閣法第62号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月16日（水）（第29回）

- 請願第37号外279件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	浜田 昌良 (公明)	滝波 宏文 (自民)	吉川 沙織 (立憲)
理事	進藤 金日子 (自民)	柘植 芳文 (自民)	吉田 忠智 (立憲)
理事	堀井 巖 (自民)	二之湯 智 (自民)	下野 六太 (公明)
理事	那谷屋 正義 (立憲)	長谷川 岳 (自民)	柳ヶ瀬 裕文 (維新)
理事	若松 謙維 (公明)	松下 新平 (自民)	小林 正夫 (民主)
理事	片山 虎之助 (維新)	三浦 靖 (自民)	芳賀 道也 (民主)
	石井 正弘 (自民)	山本 順三 (自民)	伊藤 岳 (共産)
	今井 絵理子 (自民)	小沢 雅仁 (立憲)	
	片山 さつき (自民)	岸 真紀子 (立憲)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第204回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案7件、衆議院提出法律案1件（総務委員長提出）、承認案件1件及びNHKの決算3件の合計12件であり、いずれも可決、承認又は是認した。

また、本委員会付託の請願2種類8件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

地方行財政 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）は、地方財政の状況等に鑑み、令和2年度における地方交付税の総額を確保するため所要の加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額するほか、同年度に限り、地方税の減収によって適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に地方債を起すことができることとするものである。

委員会においては、地方交付税の補填措置と後年度精算の在り方、地方税等の減収への対応策、地方交付税の算定を通

じた保健所の体制強化の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案は、現下の経済情勢等を踏まえ、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限の延長、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和3年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、地方財源不足への対応と法

定率引上げの必要性、固定資産税の安定的な確保の重要性、防災及び災害対応のための地方財政措置の充実策、特別交付税の算定プロセスの在り方、新型コロナウイルスワクチン接種に係る地方公共団体への支援策等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与するため、これらの地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じようとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長石田祝稔君から趣旨説明を聴取した後、過疎地域が果たす役割と新過疎法の基本的な考え方、過疎地域の人口要件見直しによる影響と対策、卒業団体への配慮とソフト事業への支援策等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案は、国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定めようとするものである。なお、衆議院において、政府は、こ

の法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を附則に追加する修正が行われた。

委員会においては、情報システムの標準化の意義、地方自治体のガバメントクラウド活用の在り方、情報セキュリティ確保の重要性と問題発生時の責任の所在、地方自治体のデジタル人材の確保に係る国の支援策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地方公務員法の一部を改正する法律案は、地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等を踏まえ、地方公務員に係る管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、施行期日を令和4年4月1日から令和5年4月1日に改めること等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、定年を段階的に引き上げる理由、役職定年制により降任等をした職員の職務内容、全ての地方公共団体において遅滞なく定年引上げを行う必要性、定年の引上げ期間中における新規採用及び定員管理の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

情報通信 **国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案**は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となるビヨンド5Gの実現に不可欠な

革新的な情報通信技術の創出を推進するため、国立研究開発法人情報通信研究機構について、高度通信・放送研究開発に係る助成金交付業務の対象を拡大するとともに、当該業務並びに情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設けようとするものである。

委員会においては、補正予算により基金を設置することの妥当性、ビヨンド5Gの研究開発に対する継続的な支援の必要性、情報通信分野の国際競争力強化に向けた取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案は、不特定の者によって受信されることを目的として行われる特定電気通信による情報の流通によって、自己の権利を侵害されたとする者が増加する中で、発信者情報の開示請求についてその事案の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続を創設するとともに、開示関係役務提供者の範囲を見直す等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、法改正の背景と改正により期待される効果、法施行後データを収集して適切に見直しを行う必要性、事業者の取組を支援するための方策、SNSの利用等に関する啓発活動の必要性等について質疑が行われた後、全会一致をもって、原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

NHK 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるN

HK令和3年度予算）は、収支予算では一般勘定事業収支において、収入が6,900億円、支出が7,130億円で、230億円の収支不足であり、不足額は、財政安定のための繰越金の一部をもって補填することとし、事業計画では、自主自律を堅持し、事実に基づく正確な情報を公平・公正に伝えるとともに、受信料の公平負担の徹底、組織の効率化の推進等に取り組むとしている。

委員会においては、公共放送の在り方、受信料の引下げ、放送波の整理・削減、放送センター建替えの見直し、経営委員会議事録公開の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。なお、附帯決議が付された。

日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書、日本放送協会平成三十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書及び日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書は、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出された、NHKの各年度の決算書類である。

平成二十九年度決算は、一般勘定について、貸借対照表では、資産合計1兆1,437億円、負債合計3,972億円、純資産合計7,465億円となっており、損益計算書では、経常事業収入7,156億円、経常事業支出7,073億円、経常事業収支差金83億円となっている。

平成三十年度決算は、一般勘定について、貸借対照表では、資産合計1兆2,005

億円、負債合計4,268億円、純資産合計7,736億円となっており、損益計算書では、経常事業収入7,349億円、経常事業支出7,152億円、経常事業収支差金197億円となっている。

令和元年度決算は、一般勘定について、貸借対照表では、資産合計1兆2,230億円、負債合計4,272億円、純資産合計7,957億円となっており、損益計算書では、経常事業収入7,344億円、経常事業支出7,254億円、経常事業収支差金90億円となっている。

委員会においては、3件を一括して議題とし、公共放送の在り方とNHK改革、インターネット活用業務の推進、経営委員会の透明性確保、オリンピック・パラリンピック報道の在り方、女性活躍や労働安全衛生への取組等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、平成二十九年度決算は全会一致をもって、平成三十年度及び令和元年度決算はいずれも多数をもって、それぞれ是認された。

〔国政調査等〕

3月9日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について武田総務大臣から所信を聴取し、令和3年度総務省関係予算に関する件について熊田総務副大臣から説明を聴取した。

3月16日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について、制度創設から60周年を迎える行政相談委員制度の今後の方向性、総務省接待事案の真相究明に向けて大臣が責任ある対応を行う必要性、情報通信行政検証委員会の調査結果を国会に報告する時期についての大臣の見解、地方行政におけるSDGsの意義についての大

臣の基本認識、高齢者を地域おこし協力隊として活用することによる地域コミュニティの維持、電波監理審議会の形骸化と電波行政に係る独立規制機関設置の必要性、独立した行政委員会が放送と電波を管理すべき必要性、東北新社の外資規制違反の状況について総務省が認識した経緯等の質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱を受けた、令和3年度総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、ワクチン接種の際の障がい者に対する情報保障に関する政府の所見と取組、災害時の障がい者に対する情報伝達の重要性に対する大臣の認識、携帯電話料金の値下げが不採算地域等におけるサービスの質の維持を妨げる懸念、消防吏員の女性割合引上げに向けて消防署の環境を改善する必要性、政策評価の質の向上のためにEBPMを取り入れることに対する大臣の所見、交付税特別会計借入金の残高等の状況と償還計画の考え方、消防団員の処遇改善と活動実態のない団員の問題への対応、国家公務員倫理規程違反や国民から疑惑を持たれる行為の防止策についての大臣所見、地方公務員の倫理規程の制定状況と課題、東北新社の外資規制違反をめぐる経緯についての事実確認等の質疑を行った。

3月23日、令和3年度地方財政計画に関する件について武田総務大臣から概要説明を聴取した後、熊田総務副大臣から補足説明を聴取した。

3月26日、自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築並びに東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症等への対応に関する決議を行った。

4月15日、行政制度、地方行財政、選

挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、NHKの聖火リレー中継において音声途切れた理由とI O C等への報告の有無、放送事業者という言論機関に対し総務省の裁量によって認定取消しを行うことの問題性、インターネット上の画像改ざん防止のため法的な措置を取る必要性、フジ・メディア・ホールディングスの外資規制違反についての総務省対応の経緯等について質疑を行った。

6月10日、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関

する調査を行い、総務省と特定の放送・通信事業者との間で多数の会食が行われた背景、情報通信行政検証委員会による検証作業に対する総務省としての反省と今後の方向性、電波オークションの導入及び放送・通信行政に係る独立行政委員会設置の必要性、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の現状と職域接種による地方自治体の業務増加の可能性、東北新社の提出資料が情報通信行政検証委員会の検証結果に十分反映されていないことへの懸念等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和3年1月27日(水) (第1回)

- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について武田総務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、赤澤内閣府副大臣、佐藤経済産業大臣政務官、大隈厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

小沢雅仁君(立憲)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、
小林正夫君(民主)、伊藤岳君(共産)

○令和3年1月28日(木) (第2回)

- 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。
(閣法第2号)
賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について武田総務

大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、伊藤財務副大臣、三ッ林内閣府副大臣、宮路総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

岸真紀子君(立憲)、片山虎之助君(維新)、
芳賀道也君(民主)、伊藤岳君(共産)

(閣法第1号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産

○令和3年3月9日(火) (第3回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について武田総務大臣から所信を聴いた。
- 令和3年度総務省関係予算に関する件について熊田総務副大臣から説明を聴いた。

○令和3年3月16日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について武田総務大臣、新谷総務副大臣、宮路総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役千田哲也君、同株式会社取締役衣川和秀君、日本放送協会会長前田晃伸君、総務省大臣官房付秋本芳徳君及び総務審議官吉田真人

君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、那谷屋正義君（立憲）、小沢雅仁君（立憲）、下野六太君（公明）、片山虎之助君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）

○令和3年3月22日（月）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年度一般会計予算（衆議院送付）

令和3年度特別会計予算（衆議院送付）

令和3年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総務省所管（公害等調整委員会を除く））

について武田総務大臣、宮路総務大臣政務官、谷川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

今井絵理子君（自民）、岸真紀子君（立憲）、若松謙維君（公明）、片山虎之助君（維新）、小林正夫君（民主）、伊藤岳君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和3年3月23日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年度地方財政計画に関する件について武田総務大臣から概要説明を聴いた後、熊田総務副大臣から補足説明を聴いた。

○地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）

以上両案について武田総務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、熊田総務副大臣、山本厚生労働副大臣、宮路総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井正弘君（自民）、岸真紀子君（立憲）、若松謙維君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）

○令和3年3月25日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）

以上両案について武田総務大臣、山本副大臣、藤井内閣府副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、吉川内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

吉田忠智君（立憲）、片山虎之助君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）

○令和3年3月26日（金）（第8回）

○地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第9号）

賛成会派 自民、立憲、公明

反対会派 維新、民主、共産

（閣法第10号）

賛成会派 自民、立憲、公明

反対会派 維新、民主、共産

○自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築並びに東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症等への対応に関する決議を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案（衆第5号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長石田祝稔君から趣旨説明を聴き、衆議院総務委員長代理谷公一君、同武部新君、同山花郁夫君、武田総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

岸真紀子君（立憲）、片山虎之助君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）

（衆第5号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年3月30日(火) (第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)(衆議院送付)について武田総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長前田晃伸君から説明を聴き、同大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長前田晃伸君、同協会副会長正籬聡君、同協会専務理事板野裕爾君、同協会理事林理恵君、同協会経営委員会委員長森下俊三君、同協会理事松崎和義君及び同協会専務理事松坂千尋君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

[質疑者]

二之湯智君(自民)、青山繁晴君(自民)、小沢雅仁君(立憲)、岸真紀子君(立憲)、那谷屋正義君(立憲)、若松謙維君(公明)、下野六太君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、芳賀道也君(民主)、伊藤岳君(共産)

(閣承認第1号)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主

反対会派 維新、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和3年4月15日(木) (第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送事業者による外資規制違反に関する件、日本放送協会による聖火リレー中継の音声消去に関する件、ツイッター上の偽画像に関する件等について武田総務大臣、政府参考人、参考人日本放送協会副会長正籬聡君及び株式会社フジ・メディア・ホールディングス代表取締役社長兼COO金光修君に対し質疑を行った。

[質疑者]

吉田忠智君(立憲)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、小林正夫君(民主)、伊藤岳君(共産)

- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)について武田総務大臣から趣旨説明を聴

いた。

○令和3年4月20日(火) (第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)について武田総務大臣、山本内閣府副大臣、新谷総務副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、古川総務大臣政務官、川崎参議院法制局長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

吉川沙織君(立憲)、片山虎之助君(維新)、小林正夫君(民主)、伊藤岳君(共産)

(閣法第38号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- デジタル社会形成基本法案(閣法第26号)(衆議院送付)、デジタル庁設置法案(閣法第27号)(衆議院送付)、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○令和3年4月27日(火)

内閣委員会、総務委員会連合審査会(第1回)
(内閣委員会を参照)

○令和3年4月27日(火) (第12回)

- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(閣法第31号)(衆議院送付)について武田総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員神谷裕君から説明を聴いた。

○令和3年5月11日(火) (第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(閣法第31号)(衆議院送付)について武田総務大臣、藤井内閣府副大臣、丹羽内閣府副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、松川防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

堀井巖君(自民)、岸真紀子君(立憲)、若松謙維君(公明)、片山虎之助君(維新)、芳賀道也君(民主)、伊藤岳君(共産)

(閣法第31号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月1日(火) (第14回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会平成三十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

以上3件について武田総務大臣、参考人日本放送協会会長前田晃伸君及び会計検査院当局から説明を聴き、武田総務大臣、山本厚生労働副大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長前田晃伸君、同協会経営委員会委員長森下俊三君、同協会理事伊藤浩君、同協会専務理事松坂千尋君、同協会副会長正籬聡君、同協会理事林理恵君、同協会理事松崎和義君及び同協会理事・技師長児玉圭司君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも是認すべきものと

議決した。

[質疑者]

片山さつき君(自民)、吉田忠智君(立憲)、小沢雅仁君(立憲)、下野六太君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、芳賀道也君(民主)、伊藤岳君(共産)

(NHK平成29年度決算)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

(NHK平成30年度決算)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産

(NHK令和元年度決算)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産

- 地方公務員法の一部を改正する法律案(第201回国会閣法第53号)(衆議院送付)について武田総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員神谷裕君から説明を聴いた。

○令和3年6月3日(木) (第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方公務員法の一部を改正する法律案(第201回国会閣法第53号)(衆議院送付)について武田総務大臣、熊田総務副大臣、赤澤内閣府副大臣、藤井内閣府副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、大隈厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

三浦靖君(自民)、那谷屋正義君(立憲)、岸真紀子君(立憲)、下野六太君(公明)、片山虎之助君(維新)、小林正夫君(民主)、伊藤岳君(共産)

(第201回国会閣法第53号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月10日(木) (第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○総務省と放送・通信事業者との会食に関する件、情報通信行政検証委員会による検証結果に関する件、放送・通信行政の在り方に関する件、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の現状と課題に関する件等について武田総務大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

那谷屋正義君（立憲）、吉田忠智君（立憲）、

柳ヶ瀬裕文君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）

○令和3年6月16日（水）（第17回）

○請願第290号外7件を審査した。

○行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）委員会決議

—自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築並びに東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症等への対応に関する決議—

地方公共団体が人口減少の下で疲弊する地域経済の現状を克服し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造するために、政府は、自立した安定的な財政運営が可能となる地方税財政システムを確立するとともに、防災・減災の推進、東日本大震災で被災した地方公共団体の復旧・復興事業の着実な実施、さらに新型コロナウイルス感染症への対応のため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、地域社会の維持・再生等の重要課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要がある。このため、令和4年度以降も地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、社会保障関係費の自然増や感染症対策を始め地域の公衆衛生体制の確立など拡大する財政需要に合わせ、予見可能性を持って安定的に確保されるように全力を尽くすこと。また、地方公共団体の人員の確保や専門性の向上に必要な国の予算の確保に万全を期すこと。

二、会計年度任用職員制度の運用に必要な経費については、引き続きその財源の確保に万全を期すこと。また、適正な任用・勤務条件の確保という制度導入の趣旨を十分に踏まえ、地方公共団体において適切な運用が図られるよう、実態を把握しつつ適切な助言を行うこと。

三、地方交付税の役割は、全ての地方公共団体が自立した安定的な財政運営を行うための財源調整機能と財源保障機能を果たすことである。この機能をより充実させるために、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の充実確保を図るとともに、臨時財政対策債等の特例措置依存の現状を改め、法定率の引上げ等の制度の抜本的な見直しを含め、持続可能かつ安定的な制度実現に向け検討を進めること。

四、地域に必要な行政サービスの安定的な供給により住民生活の安心・安全を確保するため、普通交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、条件不利地域等、地域の実情を十分に踏まえるとともに、特別交付税については、算定方法の透明化の取組を一層推進し、あわせて、自然災害への対応、地域交通や地域医療の確保等の財政需要を的確に反映させるなど財源保障機能を強化すること。

五、地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。

- 六、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立し、安定的で充実した財源を確保できる地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等については、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に対処すること。とりわけ固定資産税は、市町村の基幹税目であることを踏まえ、納税者の税負担にも配慮しつつ安定的税収の確保に努めること。
- 七、自動車関係諸税については、脱炭素社会の実現に貢献するとともに、自動車を取り巻く環境変化を踏まえ、社会インフラの維持・管理に支障が生ずることのないよう、必要な地方財源の安定的確保を前提に、課税の在り方について引き続き検討を進めること。
- 八、地方財政計画における地方創生関連の事業費や公共施設等の社会的インフラの老朽化対策・維持補修のための経費、社会保障関係の単独事業費の増、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担等に対応するための歳出については、今後とも安定的な財源を長期にわたり確保すること。また、その算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い地方公共団体に配慮するなど地域の実情を十分踏まえること。
- 九、地方公共団体の債務残高が巨額に上っていることを踏まえ、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。また、引き続き、臨時財政対策債の発行の抑制に努めるとともに、交付税特別会計借入金の償還繰延べなど、負担の先送りをできる限り回避し、地方財政の健全化を進めること。
- 十、新型コロナウイルス感染症の影響等によって、臨時財政対策債が増額となるほか、減収補填債、特別減収対策債、特別減収対策企業債など、多額の地方債の発行が見込まれることを踏まえ、地方公共団体の資金繰りの実情に留意した柔軟な運用に努めるとともに、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。
- 十一、東日本大震災の被災地方公共団体に対しては、その復旧・復興事業の着実な実施を図るため、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保する等万全の支援措置を講ずること。また、近年、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発している状況を踏まえ、防災・減災の推進及び被災地の復旧・復興のための十分な人的・財政的支援を行うこと。
- 十二、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、ワクチン接種の円滑な実施を含む感染拡大防止、医療提供体制の確保、雇用の維持、事業の継続等の各分野において、地方公共団体が極めて重要な役割を果たしていることに鑑み、感染状況に即して、追加的な支出が必要となる場合には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を始め、国の責任において十分な財政支援を行うこと。

右決議する。

法務委員会

委員一覧 (21名)

委員長	山本 香苗 (公明)	岡田 広 (自民)	谷合 正明 (公明)
理事	磯崎 仁彦 (自民)	中川 雅治 (自民)	川合 孝典 (民主)
理事	豊田 俊郎 (自民)	福岡 資麿 (自民)	山添 拓 (共産)
理事	真山 勇一 (立憲)	森 まさこ (自民)	高良 鉄美 (沖縄)
理事	伊藤 孝江 (公明)	山崎 正昭 (自民)	嘉田 由紀子 (碧水)
理事	清水 貴之 (維新)	山下 雄平 (自民)	小川 敏夫 (無)
	小野田 紀美 (自民)	難波 奨二 (立憲)	山東 昭子 (無)
			(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第204回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願18種類267件のうち、2種類58件を採択した。

〔法律案の審査〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人減少しようとするものである。委員会においては、裁判所事務官を増員する理由と具体的な活用策、裁判官等の勤務実態を正確に把握する必要性、家事調停事件における裁判官の関与の在り方、司法分野における女性の活躍を促進するための取組の状況等について質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

民法等の一部を改正する法律案は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るため、

相隣関係並びに共有物の利用及び管理に関する規定の整備、所有者不明土地管理命令等の制度の創設並びに具体的相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限等に関する規定の整備を行うとともに、相続等による所有権の移転の登記の申請を相続人に義務付ける規定の創設等を行おうとするものである。また、**相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案**は、相続等による所有者不明土地の発生を抑制を図るため、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設しようとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、相続登記の申請の義務化に伴う負担軽減策及び義務違反に対する過料の在り方、相続人申告登記制度の創設と遺産分割の促進、国庫に帰属した土地の活用方法、相隣関係や新たな財産管理制度等について周知広報を行う必要性、所有者不明土地問題について残された課題等について質疑が行われた。質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致を

もって可決された。なお、両法律案に附帯決議が付された。

少年法等の一部を改正する法律案は、成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化を踏まえ、年齢満18歳以上20歳未満の特定少年に係る保護事件について、ぐ犯をその対象から除外し、原則として検察官に送致しなければならない事件についての特則等の規定を整備するとともに、検察官送致の決定がされた後の刑事事件の特例に関する規定は、特定少年には原則として適用しないこととする等の措置を講じようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、本法律案の立法事実、特定少年に関する原則逆送対象事件の範囲の妥当性、特定少年に対する推知報道の禁止を一部解除する理由、特定少年に対する家庭裁判所調査官の調査の在り方、犯罪被害者への支援を充実させる必要性等について質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月9日、上川法務大臣から法務行政の基本方針について所信を聴取するとともに、令和3年度法務省及び裁判所関係予算について田所法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴取した。

3月16日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、京都 kongress の成果及び今後の展開についての法務大臣の見解、選択的親権制度の必要性に対する法務大臣の見解、親の別居・離婚を経験した子に対する調査の活用方法と更なる実態調査を行う必要性、国際仲裁の拠点と国際金融センターとの連携の必要性に対する法務大臣の認識、技能実習生に労働環境等を報告させる制度の創設に対する法務大臣の見解、東京

出入国在留管理局における収容者の新型コロナウイルス感染症の集団感染への対応、未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する事例集を作成する必要性、家族法の見直しに関する理念についての法務大臣の見解等が取り上げられた。

3月22日、予算委員会から委嘱された令和3年度法務省予算等の審査を行い、民事訴訟手続におけるウェブ会議を用いた争点整理の運用状況、保護司のなり手が不足している現状を踏まえた保護司を確保するための具体的施策、ASEAN諸国との司法外交の重要性及びその対策についての法務大臣の見解、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報の地方公共団体との共有の在り方、全国の入管収容施設の医療提供体制の現状、離婚調停事件等において面会交流が争点となった場合の審理の進め方、選択的夫婦別氏制度の導入に向けて法務大臣が積極的な姿勢を示す必要性、協議離婚を認める要件として共同養育計画の作成を義務付ける必要性等が取り上げられた。

3月30日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、夫と妻の二つの名字を夫婦の氏とする結合氏制度や複合氏制度に対する法務大臣の見解、不倫相手と同棲し子供は実家に預けている事実が監護者の指定等の判断に与える影響、児童相談所による一時保護開始後速やかに司法審査を行う場合の裁判所の不都合の有無、犯罪被害者支援の地域間格差に対する政府の認識、名古屋出入国在留管理局における被収容者の死亡事案に関する現段階の調査結果、大深度地下法に基づいた工事による陥没等で生じた権利侵害に関する法務大臣の見解、国連人種差別撤廃委員会からの勧告等を踏まえ調停委員の国籍要件を見直す必要性、夫婦間及び元夫婦間における子供の連れ去りと未成年者略取誘拐罪の検挙件数との関係等が取

り上げられた。

4月8日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、被疑者取調べへの弁護人の立会いについての検討を開始する時期、家庭裁判所が母親に対して乳児の監護権や引渡しを認めないことの妥当性、ミャンマーの政情不安に関連した難民認定申請を適切に取り扱う必要性、民事訴訟手続におけるウェブ会議の導入による現状の課題及びメリット、外国人労働者向けの相談窓口の整備状況についての法務大臣の認識、性交同意年齢を少なくとも16歳未満に引き上げるべきとの指摘に対する法務大臣の見解、外国籍弁護士の調停委員の任用に帰化を求めることが国籍による差別であるおそれ、法制審議会の委員及び幹事の選定手続とその根拠等が取り上げられた。

4月27日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、技能実習生の新型コロナウイルス感染症のクラスター発生についての法務大臣の認識、政令指定都市にある地方裁判所支部で合議制を実施しない理由、養育費の統一的な算定基準や算定方法を法定し具体額の算定を容易にする必要性、新型コロナウイルス変異株流行国・地域からの入国者に対する検査体制、名古屋入管の被收容者の死亡事案の調査に関する法務大臣の認識、登記簿等の公開に関する事務の民間競争入札の不調が多数の法務局で複数回生じた要因、選択的夫婦別氏制度の導入に関する法務大臣の決意、法制審議会において法務省職員が議決権を行使する際の法務大臣の指揮監督の有無等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和3年3月9日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について上川法務大臣から所信を聴いた。
- 令和3年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について田所法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○令和3年3月16日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について上川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕

磯崎仁彦君(自民)、真山勇一君(立憲)、伊藤孝江君(公明)、清水貴之君(維新)、川合孝典君(民主)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)

○令和3年3月22日(月) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和三年度一般会計予算(衆議院送付)

令和三年度特別会計予算(衆議院送付)

令和三年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(裁判所所管及び法務省所管)について上川法務大臣、小野田法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
〔質疑者〕

渡辺猛之君(自民)、真山勇一君(立憲)、谷合正明君(公明)、清水貴之君(維新)、川合孝典君(民主)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、嘉田由紀子君(碧水)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和3年3月30日(火) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 夫婦の氏の在り方に関する件、離婚後の子の養育に関する件、児童相談所による一時保護への裁判所の関与に関する件、犯罪被害者の支援に関する件、名古屋出入国在留管理局における被收容者の死亡事案に関する件、大深

度地下工事による権利侵害に関する件、調停委員の任命に関する件、一方の親による子の連れ去りに関する件等について上川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、真山勇一君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、清水貴之君（維新）、川合孝典君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について上川法務大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和3年4月6日（火）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について上川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

豊田俊郎君（自民）、真山勇一君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、清水貴之君（維新）、川合孝典君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

（閣法第15号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主、碧水
反対会派 立憲、共産、沖縄

欠席会派 無（小川敏夫君、山東昭子君）

なお、附帯決議を行った。

○令和3年4月8日（木）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○被疑者取調べへの弁護人の立会いに関する件、離婚後の子の養育に関する件、難民認定制度に関する件、訴訟手続のIT化に関する件、外国人労働者向けの相談窓口に関する件、刑法における性犯罪規定の見直しに関する件、調停委員の任命に関する件、法制審議会の委員等の任命に関する件等について上川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、真山勇一君（立憲）、

谷合正明君（公明）、清水貴之君（維新）、川合孝典君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

○民法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

以上両案について上川法務大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和3年4月13日（火）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○民法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

以上両案について上川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

豊田俊郎君（自民）、真山勇一君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、清水貴之君（維新）、川合孝典君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年4月15日（木）（第8回）

○民法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

以上両案について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

日本司法書士会連合会会長 今川嘉典君

日本土地家屋調査士会連合会会長 國吉正和君

全国青年司法書士協議会会長 阿部健太郎君

公益財団法人東京財団政策研究所研究員・研究部門主任 吉原祥子君

〔質疑者〕

豊田俊郎君（自民）、真山勇一君（立憲）、
伊藤孝江君（公明）、清水貴之君（維新）、
川合孝典君（民主）、山添拓君（共産）、高
良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

○令和3年4月20日（火）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○民法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）
（衆議院送付）

相続等により取得した土地所有権の国庫への
帰属に関する法律案（閣法第56号）（衆議院送
付）

以上両案について上川法務大臣、政府参考人
及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、
いずれも可決した。

〔質疑者〕

豊田俊郎君（自民）、真山勇一君（立憲）、
谷合正明君（公明）、清水貴之君（維新）、
川合孝典君（民主）、山添拓君（共産）、高
良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

（閣法第55号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産、沖縄、碧水

反対会派 なし

欠席会派 無（小川敏夫君、山東昭子君）

（閣法第56号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産、沖縄、碧水

反対会派 なし

欠席会派 無（小川敏夫君、山東昭子君）

なお、両案について附帯決議を行った。

○令和3年4月27日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○技能実習生の新型コロナウイルス感染症のク
ラスタ発生に関する件、地方裁判所支部に
おける合議制に関する件、養育費の金額の決
定の在り方に関する件、新型コロナウイルス
感染症の水際対策に関する件、名古屋出入国
在留管理局における被収容者の死亡事案に関
する件、法務局における登記簿等の公開に関
する事務に関する件、選択的夫婦別氏制度に
関する件、法制審議会の在り方に関する件等

について上川法務大臣、政府参考人及び最高
裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

磯崎仁彦君（自民）、真山勇一君（立憲）、
伊藤孝江君（公明）、清水貴之君（維新）、
川合孝典君（民主）、山添拓君（共産）、高
良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

○少年法等の一部を改正する法律案（閣法第35
号）（衆議院送付）について上川法務大臣から
趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求め
ることを決定した。

○令和3年5月6日（木）（第11回）

○少年法等の一部を改正する法律案（閣法第35
号）（衆議院送付）について次の参考人から意
見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院法学政治学研究科教授 橋
爪隆君

弁護士 川村百合君

自営業 大山一誠君

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、真山勇一君（立憲）、
伊藤孝江君（公明）、清水貴之君（維新）、
川合孝典君（民主）、山添拓君（共産）、高
良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

○令和3年5月11日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○少年法等の一部を改正する法律案（閣法第35
号）（衆議院送付）について上川法務大臣、政
府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を
行った。

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、真山勇一君（立憲）、
伊藤孝江君（公明）、清水貴之君（維新）、
川合孝典君（民主）、山添拓君（共産）、高
良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

○令和3年5月13日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○少年法等の一部を改正する法律案（閣法第35
号）（衆議院送付）について上川法務大臣、政
府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を

行った。

[質疑者]

森まさこ君（自民）、難波奨二君（立憲）、
谷合正明君（公明）、清水貴之君（維新）、
川合孝典君（民主）、山添拓君（共産）、高
良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

○令和3年5月18日(火) (第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 少年法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）について上川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

森まさこ君（自民）、真山勇一君（立憲）、
伊藤孝江君（公明）、清水貴之君（維新）、
川合孝典君（民主）、山添拓君（共産）、高
良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

○令和3年5月20日(木) (第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 少年法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）について上川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

真山勇一君（立憲）、清水貴之君（維新）、
川合孝典君（民主）、山添拓君（共産）、高
良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

(閣法第35号)

賛成会派 自民、公明、民主

反対会派 立憲、維新、共産、沖縄、碧水

欠席会派 無（小川敏夫君、山東昭子君）

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月16日(水) (第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第1270号外57件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第30号外208件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	長峯 誠 (自民)	北村 経夫 (自民)	白 眞勲 (立憲)
理事	佐藤 正久 (自民)	武見 敬三 (自民)	福山 哲郎 (立憲)
理事	三宅 伸吾 (自民)	中曽根 弘文 (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	小西 洋之 (立憲)	中西 哲 (自民)	浅田 均 (維新)
理事	三浦 信祐 (公明)	松川 るい (自民)	鈴木 宗男 (維新)
理事	井上 哲士 (共産)	山田 宏 (自民)	大塚 耕平 (民主)
	宇都 隆史 (自民)	羽田 次郎 (立憲)	伊波 洋一 (沖縄)
			(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第204回国会において本委員会に付託された案件は、条約11件及び内閣提出法律案2件の合計13件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願15種類115件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

在日米軍駐留経費の負担継続 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書は、現行の在日米軍駐留経費負担に係る特別協定の有効期限を1年間延長し、2022年3月31日までとすることを規定するものである。委員会においては、日米同盟及び在日米軍の重要性に関する米国の認識、在日米軍駐留経費負担の在り方、今後の特別協定に係る政府の交渉方針、光熱水料等の日本側負担を引き下げる必要性、米軍再編に伴う在日米軍従業員の雇用への影響等について質疑が行われ、討論の

後、多数をもって承認された。

東アジア15か国の包括的経済連携 地域的な包括的経済連携協定は、地域的な包括的経済連携協定(RCEP協定)交渉参加15か国の間で、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を拡大させるとともに、知的財産、電子商取引等の幅広い分野での新たなルールを構築すること等を内容とする経済上の連携のための法的枠組みを設けるものである。委員会においては、本協定締結の意義と早期国会承認のメリット、鉱工業品の貿易額ベースの関税撤廃率とその算出方法、我が国の野菜・果樹等の農産品生産への影響、中国企業等による悪意の商標登録等への取組、ミャンマーによる本協定批准への対応等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行い、討論の後、多数をもって承認された。

インドとの防衛協力の推進 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定は、自衛隊とインド軍隊との間における、それ

ぞれの国の法令により認められる物品又は役務の提供に係る決済手続等を定めるものである。委員会においては、日印の協定締結が有する戦略的意義、協定の適用対象となる活動、我が国が締結済みの協定の運用実績と課題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

民間航空製品の自由な流通の促進 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定は、双方の航空当局による重複した検査、監督等を可能な限り省略するための枠組みについて定めるものである。委員会においては、協定に定める同等の安全性確保に向けた取組、協定の合意に時間を要した背景等について質疑が行われ、討論の後、全会一致をもって承認された。

租税及び投資における二国間協力 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約は、二重課税の除去を目的とした課税権の調整を行うものである。所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約は、現行の日ソ租税条約の内容をジョージアとの間で全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税の一層の軽減等について定めるものである。投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定は、投資に関する内国民待遇及び最恵国待遇等、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものである。委員会においては、各条約締結の意義と効果、租税条約における徴収共助規定の在り方、投資関連協定締結促進のための数値目標の必要性等について質疑が行わ

れ、討論の後、いずれも多数をもって承認された。

国際機関の特権・免除 日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文は、我が国がOECD及び職員等に対して新たに与える特権及び免除等について定めるものである。委員会においては、条約締結の意義と効果、OECD東京センターの役割とASEAN諸国への対応等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

英国との原子力協力 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書は、英国による欧州原子力共同体からの脱退に伴い、英国において適用される保障措置が変更されること等を踏まえ、現行協定を改め、英国で新たに適用される保障措置等について定めるものである。委員会においては、英国における保障措置の実施体制、原子力協定改正議定書により日英の原子力協力が促進される懸念等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

実効的な漁業管理の推進 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書は、同条約の対象にサメ・エイ類等の板さい類を追加し、紛争解決及び漁業主体に関する規定を追加すること等を定めるものである。委員会においては、まぐろ類の地域漁業管理機関における台湾の地位等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

国際航路標識機関の設立 国際航路標識機関条約は、国際航路標識協会を国際機関とするため、国際航路標識機関を設立

すること及びその運営について定めるものである。委員会においては、国際航路標識協会の国際機関化に当たり議論となった点等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

外交実施体制の整備 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、在外公館として在ダナン日本国総領事館を新設すること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、在勤基本手当の月額について、部内の他の職員との関係で必要と認められる範囲内において必要な調整を行うための措置を定めること等について規定するものである。委員会においては、在ダナン日本国総領事館新設の意義、在外公館に派遣される職員に対する研修の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

防衛省設置法等の改正 防衛省設置法等の一部を改正する法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、インドとの物品役務相互提供協定の実施に係る規定の整備等の措置を講ずるものである。委員会においては、インド軍隊との共同訓練実施の目的、サイバー攻撃への対処に必要な能力や法制、アメリカの衛星コンステレーション構想に対する自衛隊の関与等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

3月9日、外交の基本方針について茂木外務大臣から、国の防衛の基本方針について岸防衛大臣から、それぞれ所信を聴取した。

3月16日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された令和3年度外務省予算・防衛省予算等の審査を行い、質疑を行った。

3月23日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。

4月15日、米軍等の部隊の武器等防護、普天間飛行場代替施設、尖閣諸島をめぐる問題、人権外交、日・ミャンマー関係、沖縄における重要土地等調査等について質疑を行った。

5月25日、フィリピン残留日系人、イスラエル・パレスチナ情勢、新型コロナウイルスワクチンの接種、日・ミャンマー関係、南西地域における陸上自衛隊の部隊の配備等について質疑を行った。また、自衛隊大規模接種センター及び防衛の諸課題について質疑を行った。

6月1日、新型コロナウイルスワクチンの接種、防衛関係費、集団的自衛権と憲法との関係、JICA海外協力隊、ロシアによる日本漁船だ捕、サイバー防衛能力、日米地位協定の軍属補足協定、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境保全措置等について質疑を行った。

6月3日、集団的自衛権と憲法との関係、新型コロナウイルスワクチンの接種、サイバー攻撃、防衛関係施設周辺の土地等の利用状況、旧陸軍被服支廠の保存、米国の防衛戦略等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和3年3月9日(火) (第1回)

- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 外交の基本方針に関する件について茂木外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について岸防衛大臣から所信を聴いた。

○令和3年3月16日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について茂木外務大臣、岸防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

三宅伸吾君(自民)、山田宏君(自民)、三浦信祐君(公明)

○令和3年3月22日(月) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和三年度一般会計予算(衆議院送付)
令和三年度特別会計予算(衆議院送付)
令和三年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(外務省所管、防衛省所管及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)について茂木外務大臣及び岸防衛大臣から説明を聴いた後、茂木外務大臣、岸防衛大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

北村経夫君(自民)、白眞勲君(立憲)、三浦信祐君(公明)、浅田均君(維新)、大塚耕平君(民主)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖繩)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和3年3月23日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について茂木外務大臣、岸防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小西洋之君(立憲)、白眞勲君(立憲)、浅田均君(維新)、大塚耕平君(民主)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖繩)

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)について茂木外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年3月26日(金) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)について岸防衛大臣、茂木外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

小西洋之君(立憲)、白眞勲君(立憲)、浅田均君(維新)、大塚耕平君(民主)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖繩)

(閣法第32号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、沖繩

反対会派 なし

○令和3年3月30日(火) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)(衆議院送付)について茂木外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、岸防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

[質疑者]

小西洋之君(立憲)、白眞勲君(立憲)、浅田均君(維新)、大塚耕平君(民主)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖繩)

(閣条第2号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産、沖縄

○令和3年4月15日(木) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 米軍等の部隊の武器等防護に関する件、普天間飛行場代替施設に関する件、尖閣諸島をめぐる問題に関する件、人権外交に関する件、日・ミャンマー関係に関する件、沖縄における重要土地等調査に関する件等について岸防衛大臣、茂木外務大臣、赤澤内閣府副大臣、近藤内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小西洋之君(立憲)、白眞勲君(立憲)、浅田均君(維新)、上田清司君(民主)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

- 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について岸防衛大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和3年4月20日(火) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について茂木外務大臣、岸防衛大臣、和田内閣府大臣政務官、近藤内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

小西洋之君(立憲)、白眞勲君(立憲)、浅田均君(維新)、大塚耕平君(民主)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

(閣法第19号)

賛成会派 自民、公明、維新、民主
反対会派 立憲、共産、沖縄

○令和3年4月22日(木) (第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)について茂木外務大臣から趣旨説明を聞き、同大臣、岸防衛大臣、宮路総務大臣政務官、小林国土交通大臣政務官及び政府参考人

に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

[質疑者]

佐藤正久君(自民)、三浦信祐君(公明)

・参考人に対する質疑

[参考人]

慶應義塾大学経済学部教授 木村福成君
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
調査部主席研究員 菅原淳一君
NPO法人アジア太平洋資料センター(PARC)代表理事 内田聖子君

[質疑者]

山田宏君(自民)、小西洋之君(立憲)、三浦信祐君(公明)、浅田均君(維新)、大塚耕平君(民主)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

○令和3年4月27日(火) (第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)について岸防衛大臣、茂木外務大臣、和田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

[質疑者]

白眞勲君(立憲)、小西洋之君(立憲)、浅田均君(維新)、大塚耕平君(民主)、井上哲士君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

(閣条第1号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
沖縄

反対会派 共産

○令和3年5月13日(木) (第11回)

- 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)(衆議院送付)
- 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)(衆議院送付)

以上両件について茂木外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年5月18日(火) (第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第3号) (衆議院送付)

民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第4号) (衆議院送付)

以上両件について茂木外務大臣、岸防衛大臣、中山防衛副大臣、近藤内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

[質疑者]

北村経夫君 (自民)、白眞勲君 (立憲)、小西洋之君 (立憲)、三浦信祐君 (公明)、浅田均君 (維新)、大塚耕平君 (民主)、井上哲士君 (共産)、伊波洋一君 (沖縄)

(閣条第3号)

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産、沖縄

(閣条第4号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

○令和3年5月25日(火) (第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- フィリピン残留日系人に関する件、イスラエル・パレスチナ情勢に関する件、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する件、日・ミャンマー関係に関する件、南西地域における陸上自衛隊の部隊の配備に関する件等について茂木外務大臣、岸国務大臣、中山防衛副大臣、田所法務副大臣、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

白眞勲君 (立憲)、小西洋之君 (立憲)、鈴木宗男君 (維新)、大塚耕平君 (民主)、井上哲士君 (共産)、伊波洋一君 (沖縄)

- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件 (閣条第5号) (衆議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求めるの件 (閣条第6号) (衆議院送付)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第7号) (衆議院送付)

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件 (閣条第11号) (衆議院送付)

以上4件について茂木外務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 自衛隊大規模接種センター及び防衛の諸課題に関する件について岸国務大臣、中山防衛副大臣、山本厚生労働副大臣、宇都外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

佐藤正久君 (自民)、白眞勲君 (立憲)、小西洋之君 (立憲)、三浦信祐君 (公明)、浅田均君 (維新)、大塚耕平君 (民主)、井上哲士君 (共産)、伊波洋一君 (沖縄)

○令和3年5月27日(木) (第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件 (閣条第5号) (衆議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求めるの件 (閣条第6号) (衆議院送付)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第7号) (衆議院送付)

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求める件（閣条第11号）（衆議院送付）
以上4件について茂木外務大臣、岸防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求める件（閣条第5号）（衆議院送付）、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求める件（閣条第6号）（衆議院送付）及び投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

山田宏君（自民）、小西洋之君（立憲）、三浦信祐君（公明）、浅田均君（維新）、大塚耕平君（民主）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第5号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
沖縄

反対会派 共産

（閣条第6号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
沖縄

反対会派 共産

（閣条第7号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
沖縄

反対会派 共産

（閣条第11号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産、沖縄

反対会派 なし

○令和3年6月1日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルスワクチンの接種に関する件、防衛関係費に関する件、集団的自衛権と憲法との関係に関する件、JICA海外協力隊に関する件、ロシアによる日本漁船だ捕に関する件、サイバー防衛能力に関する件、日米地位協定の軍属補足協定に関する件、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境保全措置に関する件等について茂木外務大臣、岸防衛大臣、田所法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、白眞勲君（立憲）、小西洋之君（立憲）、三浦信祐君（公明）、鈴木宗男君（維新）、大塚耕平君（民主）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

- 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

大西洋のまぐる類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

以上3件について茂木外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年6月3日（木）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 集団的自衛権と憲法との関係に関する件、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する件、サイバー攻撃に関する件、防衛関係施設周辺の土地等の利用状況に関する件、旧陸軍被服支廠の保存に関する件、米国の防衛戦略に関する件等について岸防衛大臣、茂木外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小西洋之君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、浅田均君（維新）、大塚耕平君（民主）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

- 原子力の平和的利用における協力のための日

本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

以上3件について茂木外務大臣、岸防衛大臣、こやり厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

小西洋之君（立憲）、白眞勲君（立憲）、浅田均君（維新）、大塚耕平君（民主）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第8号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産、沖縄

（閣条第9号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、沖縄
反対会派 なし

（閣条第10号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、沖縄
反対会派 なし

○令和3年6月10日（木）（第17回）

○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○令和3年6月10日（木）

内閣委員会、外交防衛委員会連合審査会（第

1回）

（内閣委員会を参照）

○令和3年6月16日（水）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第84号外114件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	佐藤 信秋 (自民)	中西 祐介 (自民)	横山 信一 (公明)
理事	西田 昌司 (自民)	野上 浩太郎 (自民)	音喜多 駿 (維新)
理事	藤末 健三 (自民)	藤川 政人 (自民)	上田 清司 (民主)
理事	宮島 喜文 (自民)	宮沢 洋一 (自民)	小池 晃 (共産)
理事	牧山 ひろえ (立憲)	元榮 太一郎 (自民)	大門 実紀史 (共産)
理事	秋野 公造 (公明)	勝部 賢志 (立憲)	浜田 聡 (みん)
	櫻井 充 (自民)	古賀 之士 (立憲)	渡辺 喜美 (みん)
	末松 信介 (自民)	水岡 俊一 (立憲)	
	中西 健治 (自民)	宮口 治子 (立憲)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第204回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願15種類184件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案は、令和二年度第3次補正予算の編成に当たり、令和元年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理について、特例措置を定めようとするものである。

委員会においては、決算上の剰余金を補正予算の財源として活用する意義、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた補正予算の在り方等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。

所得税法等の一部を改正する法律案は、ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現、家計の暮らしと民需の下支え等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行おうとするものである。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、令和3年度から令和7年度までの間の各年度における公債発行の特例措置を定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、菅内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、格差是正に向け、税の再分配機能を強化する必要性、租税特別措置の政策効果の検証の在り方、特例公債を発行できる期間を5年間とした理由、財政健全化目標の達成に向けた道筋等について質疑が行われ、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

関税定率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行おうとするものである。

委員会においては、税関における水際取締り強化の方策、関税等の納付手段の多様化等について質疑が行われ、全会一

致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、銀行等の業務範囲の見直し、預金保険機構が資金を交付する制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、銀行等の業務範囲の見直しによる効果、資金交付制度の概要と意義等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月9日、財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣から所信を聴取した。

3月16日、前記所信聴取に対し、新型コロナウイルス感染症により疲弊する地方自治体への支援の必要性、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策及び補正予算の効果に対する評価、令和3年度予算編成において小学校の全学年を対象とした35人学級の導入を財務大臣が受け入れるに至った経緯、緊急事態宣言下における最近の景気動向と迅速な予算執行に向けた財務大臣の決意、東日本大震災からの復興の財源を増税で賄った意義、米ドル換算での我が国名目GDPが30年間低迷している状況に対する財務大臣の見解、新型コロナ対策資本金劣後ローンの利用状況、東日本大震災発生後にとられた金融政策に対する日銀総裁の所見等について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された内閣府所管（金融庁）、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行の予算の審査を行い、同人誌等即売会等の集客型イベント中止時における個人事業主等への支援の在り方、日銀の金融政策決定会合における「より効果的で持続的な金融緩和を実施していくための点検」の結果に関する財務大臣の所見、自動車安全特別会計の積立金の将来見通し、中央銀行デジタル通貨の開発について日銀が米国との連携を強化する必要性、名目GDP成長率についての政府経済見通しとIMF世界経済見通しとの間のかい離や政府経済見通しと実績との間の大きなかい離が見られる要因、損害保険代理店に対する大手損害保険会社の優越的地位の濫用ともいふべき事案に係る金融庁の対応策、日銀の政府預金の残高が増大している理由及び今後の見通し等について質疑を行った。

4月13日、**金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（令和元年8月8日及び令和元年12月10日提出）について、麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴取した後、建設現場における「快適トイレ」の導入に向けた政府の取組状況、小規模事業者の経営実態を踏まえた今後の資金繰り・事業継続支援策の在り方、預金保険機構の金融機能強化勘定において利益剰余金が減少した要因、2%の物価安定目標が達成されていない理由、地域金融機関のデジタルサービス拡充と業務委託先の信頼性確保の必要性、日銀の経済・物価の見通しが公表資料によって異なっている可能性、損害保険代理店に対する大手損害保険会社の優越的地位の

濫用ともいふべき事案に係る金融庁の対応状況、「より効果的で持続的な金融緩和を実施していくための点検」における金利変動幅拡大の決定と最近の日銀総裁の国会答弁との整合性等について質疑を行った。

5月13日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（令和2年6月23日及び令和2年12月11日提出）について、黒田日本銀行総裁から説明を聴取した後、新型コロナウイルス感染症対策として接触感染に対する注意喚起を強化する必要性、物価安定目標の達成が任期中には困難である

ことに関する日銀総裁の所感、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う企業への支援拡充に対する財務省及び日銀の見解、日銀が掲げる物価安定目標が達成された際の金利水準に係る日銀総裁及び財務省の見解、銀行法改正により銀行の業務範囲規制等が見直された場合の日銀考査への影響と考査体制を整備する必要性、2%の物価安定目標を達成できない理由及び達成に向けた新手法の有無、日銀がETF買入れへの対応の見直しを行って以降の買入れ実施の際の判断基準、米国におけるインフレ懸念に対する日銀総裁の所見等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和3年1月28日(木) (第1回)

- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)について麻生財務大臣から趣旨説明を聴き、麻生国務大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

藤末健三君(自民)、古賀之士君(立憲)、秋野公造君(公明)、音喜多駿君(維新)、上田清司君(民主)、大門実紀史君(共産)、渡辺喜美君(みん)

(閣法第3号)

賛成会派 自民、公明、維新、民主、みん
反対会派 立憲、共産

欠席会派 無(河井あんり君)

○令和3年3月9日(火) (第2回)

- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣から所信を聴いた。

○令和3年3月16日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。

- 参考人の出席をを求めることを決定した。

- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について麻生国務大臣、中西財務副大臣、丹羽文部科学副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

宮島喜文君(自民)、牧山ひろえ君(立憲)、勝部賢志君(立憲)、秋野公造君(公明)、音喜多駿君(維新)、上田清司君(民主)、大門実紀史君(共産)、渡辺喜美君(みん)

- 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年3月22日(月) (第4回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 令和三年度一般会計予算(衆議院送付)
令和三年度特別会計予算(衆議院送付)
令和三年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(金融庁)、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行)について麻生国務大臣から説明を聴いた後、同大臣、中西財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び同銀行決済機構局長神山一成君に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤末健三君(自民)、古賀之士君(立憲)、秋野公造君(公明)、音喜多駿君(維新)、上田清司君(民主)、大門実紀史君(共産)、渡辺喜美君(みん)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について麻生国務大臣、中西財務副大臣、政府参考人、参議院事務局当局及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

西田昌司君(自民)、勝部賢志君(立憲)、牧山ひろえ君(立憲)、秋野公造君(公明)、音喜多駿君(維新)、上田清司君(民主)、大門実紀史君(共産)、浜田聡君(みん)

○令和3年3月23日(火)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について麻生国務大臣、中西財務副大臣、宮崎環境大臣政務官、こやり厚生労働大臣政務官、和田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

櫻井充君(自民)、藤末健三君(自民)、牧山ひろえ君(立憲)、古賀之士君(立憲)、勝部賢志君(立憲)、秋野公造君(公明)、

音喜多駿君(維新)、上田清司君(民主)、大門実紀史君(共産)、浜田聡君(みん)

○令和3年3月25日(木)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について麻生国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

勝部賢志君(立憲)、牧山ひろえ君(立憲)、音喜多駿君(維新)、上田清司君(民主)、大門実紀史君(共産)、浜田聡君(みん)

○令和3年3月26日(金)(第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について菅内閣総理大臣及び麻生財務大臣に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

古賀之士君(立憲)、音喜多駿君(維新)、上田清司君(民主)、大門実紀史君(共産)、渡辺喜美君(みん)

(閣法第7号)

賛成会派 自民、公明、維新、みん

反対会派 立憲、民主、共産

(閣法第4号)

賛成会派 自民、公明、みん

反対会派 立憲、維新、民主、共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年3月30日(火)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○関税込率法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について麻生国務大臣、中西財務副大臣、長坂経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

牧山ひろえ君（立憲）、音喜多駿君（維新）、
上田清司君（民主）、大門実紀史君（共産）、
浜田聡君（みん）

（閣法第11号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産、みん

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年4月13日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、防災・減災対策における保全の在り方に関する件、地域金融機関による事業継続支援に関する件、預金保険機構の財務状況等に関する件、金融緩和政策の現状に関する件、子ども・子育て支援施策の財源に関する件、税務調査手続のデジタル化に関する件、中央銀行デジタル通貨に関する件等について麻生国務大臣、赤澤内閣府副大臣、長坂経済産業副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

秋野公造君（公明）、牧山ひろえ君（立憲）、
古賀之士君（立憲）、西田昌司君（自民）、
音喜多駿君（維新）、上田清司君（民主）、
大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（みん）

○令和3年5月13日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨

及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁黒田東彦君から説明を聴いた後、中西財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君、同銀行理事山田泰弘君及び同銀行理事内田眞一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

櫻井充君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、
勝部賢志君（立憲）、秋野公造君（公明）、
音喜多駿君（維新）、上田清司君（民主）、
大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（みん）

○新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）について麻生内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年5月18日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）について麻生国務大臣、赤澤内閣府副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

宮島喜文君（自民）、勝部賢志君（立憲）、
古賀之士君（立憲）、秋野公造君（公明）、
音喜多駿君（維新）、上田清司君（民主）、
大門実紀史君（共産）、浜田聡君（みん）

（閣法第52号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
みん

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月16日（水）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第52号外183件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に

一任することに決定した。

文教科学委員会

委員一覧 (20名)

委員長	太田 房江 (自民)	世耕 弘成 (自民)	安江 伸夫 (公明)
理事	赤池 誠章 (自民)	高階 恵美子 (自民)	梅村 みずほ (維新)
理事	上野 通子 (自民)	水落 敏栄 (自民)	松沢 成文 (維新)
理事	吉川 ゆうみ (自民)	石川 大我 (立憲)	伊藤 孝恵 (民主)
理事	斎藤 嘉隆 (立憲)	横沢 高德 (立憲)	吉良 よし子 (共産)
	有村 治子 (自民)	蓮 舫 (立憲)	船後 靖彦 (れ新)
	石井 浩郎 (自民)	佐々木 さやか (公明)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第204回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件及び衆議院提出2件(うち文部科学委員長1件)の合計7件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願22種類302件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案は、委員会において、大学ファンドを創設する理由、資金運用におけるリスク管理の在り方、助成する大学の決定方法等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、参考人から意見を聴取するとともに、少人数学級の効果、教員確保に向けた取組、更なる学級編制の標準の引下げの必要性等について質疑が行われ、討論の後、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

文化財保護法の一部を改正する法律案

は、委員会において、無形文化財等に登録制度を創設する意義、無形文化財等の登録基準の在り方、生活文化に係る文化財の保護方策等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

国立大学法人法の一部を改正する法律案は、委員会において、参考人から意見を聴取するとともに、学長選考・監察会議の透明性を図る仕組みの必要性、監事の持つ監査機能の強化等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

著作権法の一部を改正する法律案は、委員会において、図書館の設置者が支払う補償金の水準、不正行為を防止するための措置、権利者への適正な対価還元の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案は、委員会において、性暴力を行った教員に再び免許状を授与する際の審査体制、保育士など、教員以外の子供に関わる職業への対応等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議

が付された。

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案は、委員会において、輸入された覚醒剤の管理の在り方、コロナ禍における大会開催の意義等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

3月9日、文教科学行政の基本施策について萩生田文部科学大臣から所信を、令和3年度文部科学省関係予算について丹羽文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月16日、文教科学行政の基本施策に関し、いわゆる日本版DBSの創設に対する文部科学大臣の見解、今後の教員免許更新制の見直し内容及びスケジュール、インクルーシブ教育を進め、共生社会を実現する上での学校施設のバリアフリー化に対する文部科学大臣の見解、コロナ禍における女子中高生の自殺の増加への対応策、学生等の心のケア、孤立・孤独への対応のための大学等における保健センターの重要性、緊急事態宣言下の修学旅行の実施に関する文部科学省の方針、中学校歴史教科書において「従軍慰安婦」という表記を用いることの是非、「生理の貧困」の議論が広がっていることに対する文部科学大臣の見解、校則は見直し・変更が可能であることを児童生徒に周知することの必要性、オンライン授業における障害のある学生への合理的配慮の現状等について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された令和3年度文部科学省予算等の審査を行い、従軍慰安婦と慰安婦の違いについての整理を政府内で行う必要性、ICT支

援員の配置状況とICT端末の導入が教員の負担増につながらない仕組みづくりに係る方策、新型コロナウイルスの変異株の拡大に伴い、学校での感染防止に関する従来の方針を変更する必要性、高等学校等における主権者教育において、現実の政治的事象を取り扱うことを推進していく必要性、虐待、性暴力、望まぬ妊娠をなくすための性教育の推進策、子供に対するわいせつ行為を行った者が職種を超えてわいせつ行為を繰り返さないための法改正の必要性、文化芸術活動の継続支援事業を担当する事務局の審査体制の課題、公立小中学校以外の学校施設のバリアフリー化の推進に向けた国による予算確保の必要性等について質疑を行った。

4月22日、文化に関する実情調査のため、独立行政法人日本芸術文化振興会国立劇場を視察した。

4月27日、原子力人材育成の現状及び課題、学校一斉休業に対する文部科学大臣の基本的な考え方、高等学校等における通級指導の実施状況、教科書調査官の選考過程の透明性確保の必要性、学校におけるヤングケアラーに対する支援の担い手、高等学校の入試におけるジェンダー平等に対する文部科学大臣の見解、学校における医療的ケアのための看護師配置予算を拡充する必要性等について質疑を行った。

5月20日、出口を重視した大学教育の質保証に向けた取組、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の中止を想定した検討の有無、大学による学生へのPCR・抗原検査に対する支援拡充の必要性、いじめの重大事態に対する文部科学省のいじめ・自殺等対策専門官の関与の在り方、がん教育の中でケアに関するリテラ

シー教育の視点を盛り込む必要性、教員による児童生徒に対する性暴力の特性に対する文部科学大臣の認識、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化芸術活動への支援の在り方等について質疑を行った。

6月8日、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が無観客試合になった場合の学校連携観戦プログラムの実施の是非、大学での新型コロナウイルス感染

症のワクチン接種を学生等に拡充する必要性、教科書検定制度におけるいわゆる一発不合格制度の見直しの必要性、水泳を含む体育の授業での運動時にマスク着用が原則不要であることの確認、文化芸術復興創造基金に国費を投入することに対する文部科学大臣の見解、福祉系高等学校における校外実習に際しての合理的配慮の必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和3年1月28日(木) (第1回)

- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について萩生田文部科学大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

赤池誠章君(自民)、斎藤嘉隆君(立憲)、安江伸夫君(公明)、梅村みずほ君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、吉良よし子君(共産)、船後靖彦君(れ新)

(閣法第5号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新

反対会派 民主、共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和3年3月9日(火) (第2回)

- 文教科学行政の基本施策に関する件について萩生田文部科学大臣から所信を聴いた。
- 令和3年度文部科学省関係予算に関する件について丹羽文部科学副大臣から説明を聴いた。

○令和3年3月16日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について萩生田文部科学大臣、丹羽文部科学副大臣及

び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

上野通子君(自民)、斎藤嘉隆君(立憲)、横沢高德君(立憲)、佐々木さやか君(公明)、安江伸夫君(公明)、梅村みずほ君(維新)、松沢成文君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、吉良よし子君(共産)、船後靖彦君(れ新)

○令和3年3月22日(月) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和3年度一般会計予算(衆議院送付)令和3年度特別会計予算(衆議院送付)令和3年度政府関係機関予算(衆議院送付)(文部科学省所管)について萩生田文部科学大臣、丹羽内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

有村治子君(自民)、横沢高德君(立憲)、石川大我君(立憲)、安江伸夫君(公明)、梅村みずほ君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、吉良よし子君(共産)、船後靖彦君(れ新)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和3年3月23日(火) (第5回)

- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について萩生田文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。また、同法律案について参考人の出席を求め

ることを決定した。

○令和3年3月25日(木) (第6回)

- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

千葉県南房総市教育委員会教育長
教育再生実行会議有識者 三幣貞夫君
名古屋市教育委員会教育次長 藤井昌也君
名古屋大学名誉教授
愛知工業大学教授 中嶋哲彦君

[質疑者]

赤池誠章君(自民)、斎藤嘉隆君(立憲)、
佐々木さやか君(公明)、松沢成文君(維
新)、伊藤孝恵君(民主)、吉良よし子君(共
産)、船後靖彦君(れ新)

○令和3年3月30日(火) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について萩生田文部科学大臣、丹羽文部科学副大臣、元榮財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

高階恵美子君(自民)、勝部賢志君(立憲)、
斎藤嘉隆君(立憲)、佐々木さやか君(公
明)、松沢成文君(維新)、伊藤孝恵君(民
主)、吉良よし子君(共産)、船後靖彦君(れ
新)

(閣法第16号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年4月13日(火) (第8回)

- 文化財保護法の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)について萩生田文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年4月15日(木) (第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 文化財保護法の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)について萩生田文部科学大臣、高橋文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

吉川ゆうみ君(自民)、横沢高德君(立憲)、
安江伸夫君(公明)、梅村みずほ君(維新)、
伊藤孝恵君(民主)、吉良よし子君(共産)、
船後靖彦君(れ新)

(閣法第20号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産、れ新

反対会派 なし

○令和3年4月27日(火) (第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 原子力分野における人材育成の現状及び課題に関する件、地方自治体における学校一斉休業の決定権限の所在に関する件、高等学校等における通級指導に関する件、教科書調査官の選考過程の在り方に関する件、ヤングケアラーへの支援方策に関する件、高等学校の入試におけるジェンダー平等に関する件、学校における医療的ケアのための看護師配置拡充に関する件等について萩生田文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

赤池誠章君(自民)、斎藤嘉隆君(立憲)、
佐々木さやか君(公明)、松沢成文君(維
新)、伊藤孝恵君(民主)、吉良よし子君(共
産)、船後靖彦君(れ新)

- 国立大学法人法の一部を改正する法律案(閣法第44号)(衆議院送付)について萩生田文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年5月11日(火) (第11回)

- 国立大学法人法の一部を改正する法律案(閣法第44号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

国立大学法人金沢大学長 山崎光悦君
国立大学法人東京工業大学監事（常勤）
国立大学法人等監事協議会会長 小倉康嗣君

国立大学法人京都大学教授 駒込武君

〔質疑者〕

吉川ゆうみ君（自民）、石川大我君（立憲）、
佐々木さやか君（公明）、松沢成文君（維
新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共
産）、船後靖彦君（れ新）

○令和3年5月13日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣
法第44号）（衆議院送付）について萩生田文
部科学大臣、岡田内閣官房副長官、丹羽副大
臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の
後、可決した。

〔質疑者〕

有村治子君（自民）、石川大我君（立憲）、
佐々木さやか君（公明）、松沢成文君（維
新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共
産）、船後靖彦君（れ新）

（閣法第44号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和3年5月20日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○大学教育の質の保証に関する件、2020年東京
オリンピック・パラリンピック競技大会の開
催可否に関する件、大学生への新型コロナウ
イルス感染症に係る検査に対する支援に関す
る件、いじめの重大事態への対処に関する件、
がん教育に関する件、教員による児童生徒へ
の性暴力に関する件、新型コロナウイルス感
染症の影響を受けた文化芸術活動への支援に
関する件等について萩生田文部科学大臣、丸
川国務大臣、中西財務副大臣及び政府参考人
に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上野通子君（自民）、斎藤嘉隆君（立憲）、
安江伸夫君（公明）、梅村みずほ君（維新）、

伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、
船後靖彦君（れ新）

○著作権法の一部を改正する法律案（閣法第57
号）（衆議院送付）について萩生田文部科学
大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年5月25日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○著作権法の一部を改正する法律案（閣法第57
号）（衆議院送付）について萩生田文部科学
大臣、高橋文部科学副大臣、三谷文部科学大
臣政務官、吉永国立国会図書館長及び政府参
考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

赤池誠章君（自民）、斎藤嘉隆君（立憲）、
横沢高德君（立憲）、佐々木さやか君（公
明）、梅村みずほ君（維新）、伊藤孝恵君（民
主）、吉良よし子君（共産）、船後靖彦君（れ
新）

（閣法第57号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産、れ新

反対会派 なし

○令和3年5月27日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等
に関する法律案（衆第19号）（衆議院提出）
について提出者衆議院文部科学委員長代理浮
島智子君から趣旨説明を聴き、同牧義夫君、
同馳浩君、同浮島智子君、同池田佳隆君、同
畑野君枝君及び萩生田文部科学大臣に対し質
疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

斎藤嘉隆君（立憲）、梅村みずほ君（維新）、
伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、
船後靖彦君（れ新）

（衆第19号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月8日（火）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策に関する件、大学における新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関する件、教科書検定制度の在り方に関する件、体育の授業におけるマスク着用に関する件、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化芸術活動への支援に関する件、障害のある高校生への合理的配慮に関する件等について丸川国務大臣、萩生田文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石川大我君（立憲）、斎藤嘉隆君（立憲）、
松沢成文君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、
吉良よし子君（共産）、船後靖彦君（れ新）

○令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員馳浩君から趣旨説明を聴き、同馳浩君、同藤田文武君、丸川国務大臣、萩生田文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

横沢高德君（立憲）、松沢成文君（維新）、
伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、
船後靖彦君（れ新）

（衆第21号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 立憲、民主、共産、れ新

○令和3年6月16日（水）（第17回）

- 請願第15号外301件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	小川 克巳 (自民)	そのだ 修光 (自民)	福島 みずほ (立憲)
理事	石田 昌宏 (自民)	羽生田 俊 (自民)	塩田 博昭 (公明)
理事	自見 はなこ (自民)	藤井 基之 (自民)	山本 博司 (公明)
理事	石橋 通宏 (立憲)	古川 俊治 (自民)	東 徹 (維新)
理事	矢倉 克夫 (公明)	本田 顕子 (自民)	梅村 聡 (維新)
理事	足立 信也 (民主)	三原じゅん子 (自民)	田村 まみ (民主)
	衛藤 晟一 (自民)	打越 さく良 (立憲)	倉林 明子 (共産)
	こやり 隆史 (自民)	川田 龍平 (立憲)	
	島村 大 (自民)	田島 麻衣子 (立憲)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第204回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件（うち本院先議1件）及び衆議院提出5件（厚生労働委員長4件）の合計9件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願49種類1,090件のうち、6種類206件を採択した。

〔法律案の審査〕

育児・介護休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（先議）は、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業の分割取得を可能とする規定の整備、有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件の緩和、労働者数が1,000人を超える事業主に対する育児休業の取得状況についての公表の義務付け等の措置を講じようとするものである。委員会においては、男性の育児休

業の取得状況及び取得促進を図る意義、出生時育児休業中の就業を認めることの問題点、雇用保険の育児休業給付及び国庫負担の在り方等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取し、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

差押禁止 令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案（衆第12号）は、令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金について、差押えの禁止等を行おうとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

医療 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）は、医師の長時間労働等の状況に鑑み、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するため、医師の労働時間の短縮及び健康確保のための

制度の創設、各医療関係職種の業務範囲の見直し等の措置を講ずるとともに、外来医療の機能の明確化及び連携の推進のための報告制度の創設、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に関する支援の仕組みの強化等の措置を講じようとするものである。委員会においては、医師の時間外労働規制の在り方と地域医療への影響、医師が仕事と出産・子育てを両立できる環境の整備、感染症対応の視点を踏まえた地域医療構想の見直しの必要性等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取し、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

医療保険 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）は、全世代対応型の社会保障制度を構築するため、健康保険等における傷病手当金の支給期間の通算化、育児休業中の保険料の免除要件の見直し及び保健事業における健康診断等の情報の活用促進、後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し等の措置を講じようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、後期高齢者の窓口負担割合の在り方、健診結果等の個人情報保護方策、医療扶助におけるオンライン資格確認の運用の在り方、現役世代に対する更なる負担増を抑制する必要性等について、菅内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行った。討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

アスベスト 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案（衆第28号）は、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が中皮腫

その他の疾病にかかり精神上の苦痛を受けたことに係る最高裁判決等において国の責任が認められたことに鑑み、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るため、給付金等の支給について定めようとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

ILO条約 強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律案（衆第23号）は、我が国が強制労働の廃止に関する条約（第105号）を締結するため、同条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある罰則に関する規定に係る関係法律の規定中、懲役刑を禁錮刑に改めようとするものである。委員会においては、発議者衆議院議員西村智奈美君から趣旨説明を聴取した後、国家公務員の政治的行為等に係る罰則を廃止する必要性等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。

B型肝炎 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第22号）は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況等を勘案し、当該給付金等の請求期限を延長する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、給付金制度の周知・広報の必要性、給付金請求の期限を設ける理由、再発B型肝炎最高裁判決を受けた対応方針等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

中小事業主共済 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共

济事業に関する法律案（衆第33号）は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに、これらの者の労働災害等その他の災害について共済団体による共済制度を確立しようとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、労働災害に係る共済事業のみを立法化する理由、労災の適用対象を広げる必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

医療的ケア児 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案（衆第34号）は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化している中で、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念、国等の責務、支援に係る施策等を定めようとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、医療的ケア児をめぐる状況と法案提出に至る経緯、本法を踏まえた施策の充実の必要性、医療的ケア児支援センターの意義及び役割等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

第203回国会閉会後の令和2年12月10日、新型コロナウイルス感染症対策等に関する件を議題とし、医療従事者の負担軽減と医療機関への経済的支援の必要性に対する厚労大臣の認識、いわゆるサイレント内定取消しの取締りに向けた厚労大臣の決意、コロナ禍において女性の非正規雇用労働者に対する各種支援制度を

点検し強化する必要性、予備費を活用して新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金を再支給する必要性、年末年始の医療機関における相談・検査・診療体制の在り方、新型コロナウイルス感染拡大の現状に鑑みて緊急事態宣言を発出する必要性、コロナ禍による受診抑制が健康に対して与える影響に関する調査研究の方向性、コロナ禍で明らかになった脆弱な医療や介護の現場の人員体制に対する厚労大臣の認識等について質疑を行った。

令和3年3月9日、厚生労働行政等の基本施策について田村国务大臣（厚生労働大臣・働き方改革担当大臣）から所信を、令和3年度厚生労働省関係予算について山本厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月16日、厚生労働行政等の基本施策に関し、厚労大臣が最も懸念するコロナ禍の影響下における雇用・労働上の問題、男女間の同一労働同一賃金がいまだ実現されていないことに対する厚労大臣の見解、不具合が度重なる新型コロナウイルス接触確認アプリの問題点及び改善策、地域の実情に合わせた新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備の在り方、後発医薬品企業における法令違反事案の発生要因を徹底的に検証する必要性、日本で使用する新型コロナウイルスワクチンに対して変異株が与える影響、新型コロナウイルス感染症の後遺症に対する実態把握及び相談体制の在り方、全ゲノム解析等実行計画の現状及び今後の計画の進め方、緊急事態時においても医療保険と介護保険の給付調整を続けることの妥当性、雇用調整助成金のコロナ特例が終了することで及ぼされる雇用の影響への対策、社会福祉施設への看護師日雇派遣の解禁がサービスの劣化等の支障を来す懸

念等について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された令和3年度厚生労働省関係予算の審査を行い、AYA世代のがん患者等への不妊治療に対する経済的支援についての見解、医薬品等行政評価・監視委員会の運営に係る独立性の確保状況に関する厚労大臣の認識、令和3年2月22日の大阪地裁判決を受けて生活保護基準を引下げ前の水準に設定し直す必要性、新型コロナウイルス接触確認アプリのトラブル発生時の教訓と大臣の決意、がん遺伝子パネル検査を標準治療前の患者に認める必要性、PCR検査で陽性が確認された全ての検体に対し変異株スクリーニング検査を実施する必要性、生活保護費を当初予算で過大計上し補正予算で減額する計上方法を改善する必要性、雇用保険に対する国庫負担を大幅に増額する必要性等について質疑を行った。

3月30日、新型コロナウイルス感染症の自宅療養で訪問診療等を活用することに対する所見、厚労省職員の大人数での会食に関する国民への説明と謝罪の必要性、認知症の予防や発症について食品や有害物質による影響を調査研究する必要性、沖縄本島南部の戦没者の遺骨が含まれる可能性がある土砂の採取を取りやめる必要性、科学的介護情報システムLIFEに全ての介護事業所が参加するための支援の必要性、効果的なテレビCM等を活用したマスク会食推進の必要性、新型コロナウイルスワクチン接種の効果等に関する調査及びデータベース構築の取組状況、国内生産予定の新型コロナウイルスワクチンの承認に向けた体制の現状、生活保護の扶養照会を廃止又は本人の同意を条件とする必要性等について質疑を行った。

4月6日、厚労省職員が会食した店舗の営業時間の確認に係る事実関係及び不参加の職員の問題意識、看護師の日雇派遣を可能とする改正政令を廃止する必要性、不妊治療と仕事の両立支援の助成対象を中小企業だけでなく大企業にも拡大する必要性、戦没者の遺骨が含まれる可能性がある沖縄本島南部の土砂を埋立てに使わない必要性、コロナ禍におけるがん検診受診勧奨の必要性、感染拡大地域において新型コロナウイルスワクチンを優先的に供給する必要性、無症状病原体保有者の濃厚接触者が全員行政検査の対象となることの確認、最低賃金の上げが雇用維持につながるとの研究結果を今後の取組にいかす必要性等について質疑を行った。

4月20日、子宮頸がん予防策において検診により力を入れる必要性、新型コロナウイルスワクチン接種後の死亡事例の因果関係に関する評価を進める必要性、医療従事者に対するPCR検査の実施状況と迅速なワクチン接種の必要性、新型コロナウイルスの変異株の現状と解析状況、国内におけるワクチンの開発・生産支援の強化に向けた厚労大臣の決意、新型コロナウイルス感染症に係る今後の病床確保に向けた方策及び目標病床数、厚労省職員に対し同省予算でPCR検査を受けさせる仕組みの必要性、新型コロナウイルス接触確認アプリのダウンロード及び陽性登録の義務化に対する厚労大臣の見解、宿泊療養者及び自宅療養者を保健所が積極的に医療に結びつける必要性、ヤングケアラーが外部の支援とつながっていない現状に対する受け止め等について質疑を行った。

5月6日、新型コロナウイルス感染症対策に関する件を議題とし、参考人から

意見を聴取した後、各参考人に対し、介護福祉施設におけるクラスター発生時の医療体制や自治体との連携の現状、コロナ禍にあっても生活保護の水際作戦が行われている現状の解決策、感染症専門医を育成する自治体の取組に対する評価と国の支援制度の在り方、保健所における疫学調査及び入院調整体制の在り方、コロナ禍における介護従事者の精神的ケアに係る具体策、HER-SYSの活用が個人情報不正利用防止の観点から遅れた状況等について質疑を行った。

5月11日、NPO法人日本派遣看護師協会における会計処理の適正化に向けた今後の対応、自衛隊が運営する新型コロナウイルスワクチン大規模接種会場の進捗状況、規制改革推進会議における検討過程を踏まえて看護師の日雇派遣を見直す必要性、医学生、薬剤師及び獣医師について新型コロナウイルスワクチン接種を可能とする必要性、飲食店における新型コロナウイルス感染防止対策に係る認証基準の必須項目の選定理由、看護師の日雇派遣の解禁がリスクを伴う規制緩和であるとの指摘に対する厚労大臣の認識等について質疑を行った。

5月18日、大規模臨床試験の実施を前提とした国産ワクチン評価方法により開発が遅れることの懸念、委員会離席についての厚労副大臣の責任の取り方、公務部門における非常勤職員の増加が公共サービスの質の低下を招くことへの懸念、日本派遣看護師協会に個人会費収入がなく定款に違反することについての同協会の見解、新型コロナウイルスワクチンの接種対象を12歳以上に拡大する場合の接種費用及び健康被害救済制度の在り方、高齢者に配慮した新型コロナウイルスワクチン接種の予約支援を充実する必要性、

副大臣室から公務の日程を関係部署等に連絡していなかったことの問題性、新型コロナウイルス感染症患者への訪問診療について在宅時医学総合管理料を算定可能にする必要性、新型コロナウイルス感染症治療薬としてのアビガンの治験の設計及び結果、新型コロナウイルスワクチン接種を行う医師・看護師等の確保のための財政支援の内容等について質疑を行った。

5月20日、建設アスベスト被害者の救済に当たって建材メーカーにも拠出を求める必要性、新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設における療養状況の実態を把握する必要性、母体保護法に定める人工妊娠中絶の配偶者同意要件の見直しの必要性、薬剤師による新型コロナウイルスワクチンの接種を認める必要性、人工妊娠中絶費用を示さず出産育児一時金を医療機関が受領することの問題性、国産新型コロナウイルスワクチン実用化に向けた見通し、建設アスベスト訴訟最高裁判決で救済の対象から外れた屋外建設労働者を救済する必要性等について質疑を行った。

6月8日、臓器移植に関する件及び戦没者の遺骨収集事業に関する件について、田村厚生労働大臣から臓器移植の実施状況等及び戦没者の遺骨収集事業の実施状況等について報告を聴取した後、ワクチン開発・生産体制強化戦略の具体化に向けた厚労大臣の考え、ILO第111号条約を始めとする日本が未批准のILO条約批准に向けた厚労大臣の決意、意見表明支援員の自治体への配置を努力義務ではなく義務とする必要性、東京オリンピック・パラリンピックに係る専門家による新型コロナウイルス感染症のリスク評価の実効性の担保方策、新型コロナウイルス

ワクチンの職域接種は接種券がなくても行えることの確認、建設アスベスト被害者の救済に対する厚労大臣の決意及び救済に必要な財源確保方策、就職活動中の学生に対するセクハラがあった企業に対して制裁を科す必要性、副反応疑い報告における死亡事例だけでなくワクチン接種から一定期間内に死亡した者の全数も公表する必要性、コロナ禍における臓器移植に係る厚労省の取組、戦没者の遺骨のDNA鑑定体制を充実させる方策等について質疑を行った。

6月10日、コロナ禍における口腔ケアの重要性に関する厚労大臣の認識、日本派遣看護師協会の総会等の議事録を改め

て作成する必要性、コロナ禍における無料低額診療事業の利用に関する厚労省の把握状況、仮放免の外国人に対する医療を確保する方策、プレハブを活用した病床確保に関し都道府県と協議し支援することの確認、大臣・副大臣・大臣政務官の役割分担及びコロナ禍の雇用・女性支援プロジェクトチームに関する厚労大臣の評価、カスタマーハラスメントの企業向けマニュアル策定以外の取組に関する厚労省の認識、障害福祉サービス等報酬における児童発達支援の個別サポート加算Ⅰの判定基準の妥当性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年12月10日(木) (第203回国会閉会後第1回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルス感染症対策等に関する件について田村厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

石田昌宏君(自民)、石橋通宏君(立憲)、福島みずほ君(立憲)、田島麻衣子君(立憲)、塩田博昭君(公明)、東徹君(維新)、足立信也君(民主)、倉林明子君(共産)

○令和3年2月2日(火) (第1回)

- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○令和3年2月3日(水)

内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会(第1回)

(内閣委員会を参照)

○令和3年3月9日(火) (第2回)

- 厚生労働行政等の基本施策に関する件について田村国務大臣から所信を聴いた。
- 令和3年度厚生労働省関係予算に関する件について山本厚生労働副大臣から説明を聴いた。

○令和3年3月16日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働行政等の基本施策に関する件について田村厚生労働大臣、三原厚生労働副大臣、山本副大臣、こやり厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

石橋通宏君(立憲)、福島みずほ君(立憲)、田島麻衣子君(立憲)、羽生田俊君(自民)、本田顕子君(自民)、塩田博昭君(公明)、矢倉克夫君(公明)、東徹君(維新)、梅村聡君(維新)、田村まみ君(民主)、倉林明子君(共産)

○令和3年3月22日(月) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 令和三年度一般会計予算（衆議院送付）
- 令和三年度特別会計予算（衆議院送付）
- 令和三年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（厚生労働省所管）について田村厚生労働大臣、三原厚生労働副大臣、こやり厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

自見はなこ君（自民）、川田龍平君（立憲）、打越さく良君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）、足立信也君（民主）、倉林明子君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和3年3月30日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働省職員の大人数での会食に関する件、新型コロナウイルス感染症に係る保健医療体制に関する件、新型コロナウイルスワクチンの承認審査、生産及び接種に係る体制整備に関する件、認知症予防施策に関する件、沖縄本島南部の土砂採取に関する件、科学的介護情報システムの導入に関する件、マスク会食の推進に関する件、新型コロナウイルスワクチンの効果等に関する調査の必要性に関する件、生活保護の扶養照会の取扱いに関する件等について田村厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、三原厚生労働副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、吉川内閣府大臣政務官、松川防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

島村大君（自民）、石橋通宏君（立憲）、川田龍平君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、塩田博昭君（公明）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）

○令和3年4月6日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働省職員の大人数での会食に関する件、看護師の日雇派遣問題に関する件、不妊治療の実態を踏まえた支援方策に関する件、

沖縄本島南部の土砂採取に関する件、コロナ禍におけるがん検診受診勧奨の必要性に関する件、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策に関する件、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の定義に関する件、最低賃金引上げの必要性に関する件等について田村厚生労働大臣、山本内閣府副大臣、堀内環境副大臣、松川防衛大臣政務官、大隈厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

自見はなこ君（自民）、打越さく良君（立憲）、田島麻衣子君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、塩田博昭君（公明）、東徹君（維新）、足立信也君（民主）、倉林明子君（共産）

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（閣法第42号）について田村厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年4月8日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（閣法第42号）について田村厚生労働大臣、三原厚生労働副大臣、山本内閣府副大臣、岡下内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君（立憲）、川田龍平君（立憲）、倉林明子君（共産）、本田顕子君（自民）、矢倉克夫君（公明）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）、田村まみ君（民主）

○令和3年4月13日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（閣法第42号）について田村厚生労働大臣、三ッ林内閣府副大臣

及び政府参考人に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

田島麻衣子君（立憲）、東徹君（維新）、足立信也君（民主）、倉林明子君（共産）

・参考人に対する質疑

〔参考人〕

一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長 鈴木重也君

日本労働組合総連合会総合政策推進局長（ジェンダー平等・多様性推進担当） 井上久美枝君

特定非営利活動法人マタニティハラスメント対策ネットワーク代表理事

地域包括支援団体フィレールラビッツ浮間代表理事 宮下浩子君

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、福島みずほ君（立憲）、塩田博昭君（公明）、梅村聡君（維新）、足立信也君（民主）、倉林明子君（共産）

○令和3年4月15日（木）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（閣法第42号）について田村厚生労働大臣、こやり厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

打越さく良君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）

（閣法第42号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年4月20日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○子宮頸がん予防策の在り方に関する件、厚生

労働省職員の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する件、新型コロナウイルスワクチンの承認、供給及び接種体制の状況に関する件、医療機関の新型コロナウイルス感染症感染防止への支援に関する件、新型コロナウイルスの変異株の現状と解析状況に関する件、新型コロナウイルス感染症に係る医療体制に関する件、新型コロナウイルス接触確認アプリの運用の在り方に関する件、ヤングケアラの実態及び支援方策に関する件等について田村厚生労働大臣、三原厚生労働副大臣、山本厚生労働副大臣、鰐淵文部科学大臣政務官、政府参考人及び衆議院法制局当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川田龍平君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、倉林明子君（共産）、古川俊治君（自民）、藤井基之君（自民）、矢倉克夫君（公明）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）、足立信也君（民主）

○令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案（衆第12号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長とかしきなおみ君から趣旨説明を聞いた後、可決した。

（衆第12号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

○令和3年4月22日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について田村厚生労働大臣から趣旨説明を聞いた後、同大臣、熊田総務副大臣、山本厚生労働副大臣、松川防衛大臣政務官、大隈厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川田龍平君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、田島麻衣子君（立憲）、自見はなこ君（自

民)、塩田博昭君(公明)、矢倉克夫君(公明)、東徹君(維新)、梅村聡君(維新)、田村まみ君(民主)、倉林明子君(共産)また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年4月27日(火)(第12回)

- 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

医師

元大阪府健康医療部長 上家子君

公益社団法人全日本病院協会会長

公益社団法人日本医師会副会長 猪口雄二君

全日本自治団体労働組合衛生医療局長 福井淳君

全国過労死を考える家族の会会員

医師の働き方を考える会共同代表 中原のり子君

独立行政法人地域医療機能推進機構理事

一般社団法人全国医学部長病院長会議臨床系教員の働き方改革WG座長 山本修一君

[質疑者]

島村大君(自民)、田島麻衣子君(立憲)、矢倉克夫君(公明)、梅村聡君(維新)、足立信也君(民主)、倉林明子君(共産)

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年5月6日(木)(第13回)

- 新型コロナウイルス感染症対策に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

公益社団法人全国老人福祉施設協議会副会長 木村哲之君

国立研究開発法人国立国際医療研究センター国際感染症センター国際感染症対策室 医長 忽那賢志君

一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事 稲葉剛君

港区みなと保健所長 松本加代君

[質疑者]

自見はなこ君(自民)、石橋通宏君(立憲)、矢倉克夫君(公明)、東徹君(維新)、田村まみ君(民主)、倉林明子君(共産)、福島みずほ君(立憲)、打越さく良君(立憲)、塩田博昭君(公明)、藤井基之君(自民)、古川俊治君(自民)、足立信也君(民主)、梅村聡君(維新)、田島麻衣子君(立憲)、衛藤晟一君(自民)、川田龍平君(立憲)、本田顕子君(自民)

○令和3年5月11日(火)(第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 看護師の日雇派遣問題に関する件、新型コロナウイルスワクチンの接種体制に関する件、飲食店における新型コロナウイルス感染症感染防止対策に関する件等について田村厚生労働大臣、中山防衛副大臣、岡下内閣府大臣政務官、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

打越さく良君(立憲)、福島みずほ君(立憲)、石橋通宏君(立憲)、東徹君(維新)、田村まみ君(民主)、倉林明子君(共産)

- 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について田村厚生労働大臣、熊田総務副大臣、三谷内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

自見はなこ君(自民)、打越さく良君(立憲)、石橋通宏君(立憲)、塩田博昭君(公明)、梅村聡君(維新)、足立信也君(民主)、倉林明子君(共産)

○令和3年5月13日(木)(第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について田村厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田島麻衣子君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、川田龍平君（立憲）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）

○令和3年5月18日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン・治療薬の承認、開発状況等に関する件、厚生労働副大臣の委員会離席に関する件、公務部門における非常勤職員問題に関する件、看護師の日雇派遣問題に関する件、新型コロナウイルスワクチンの接種体制に関する件、新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制に関する件等について田村厚生労働大臣、三原厚生労働副大臣、山本副大臣、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤井基之君（自民）、石橋通宏君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、打越さく良君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、塩田博昭君（公明）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）、足立信也君（民主）、倉林明子君（共産）

○令和3年5月20日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について田村厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

足立信也君（民主）、倉林明子君（共産）
（閣法第17号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産

なお、附帯決議を行った。

- 建設アスベスト健康被害への対応に関する件、新型コロナウイルス感染症患者の療養体制に関する件、人工妊娠中絶の配偶者同意要件の見直しの必要性に関する件、新型コロナウイルスワクチンの接種体制に関する件、出産育児一時金を利用した人工妊娠中絶の問題性に関する件、新型コロナウイルス感染症に

係るワクチン・治療薬の承認、開発等の在り方に関する件等について田村厚生労働大臣、三原厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福島みずほ君（立憲）、田島麻衣子君（立憲）、打越さく良君（立憲）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）、足立信也君（民主）、倉林明子君（共産）

○令和3年5月25日（火）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について田村厚生労働大臣から趣旨説明を聞いた後、同大臣、こやり厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君（立憲）、川田龍平君（立憲）、田島麻衣子君（立憲）、本田顕子君（自民）、塩田博昭君（公明）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年5月27日（木）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について田村厚生労働大臣、山本内閣府副大臣、こやり厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

打越さく良君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、川田龍平君（立憲）、古川俊治君（自民）、矢倉克夫君（公明）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）、足立信也君（民主）、倉林明子君（共産）

○令和3年5月31日（月）（第20回）

- 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（閣

法第21号) (衆議院送付) について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

健康保険組合連合会副会長・専務理事 佐野雅宏君

学習院大学経済学部長 遠藤久夫君

日本労働組合総連合会総合政策推進局長 佐保昌一君

日本高齢期運動連絡会代表委員 吉岡尚志君

[質疑者]

そのだ修光君 (自民)、福島みずほ君 (立憲)、塩田博昭君 (公明)、梅村聡君 (維新)、足立信也君 (民主)、倉林明子君 (共産)

○令和3年6月1日(火) (第21回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案 (閣法第21号) (衆議院送付) について菅内閣総理大臣、田村厚生労働大臣、こやり厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君に対し質疑を行った。

・質疑

[質疑者]

東徹君 (維新)、田村まみ君 (民主)、倉林明子君 (共産)

・内閣総理大臣に対する質疑

[質疑者]

自見はなこ君 (自民)、田島麻衣子君 (立憲)、打越さく良君 (立憲)、矢倉克夫君 (公明)、梅村聡君 (維新)、足立信也君 (民主)、倉林明子君 (共産)

・質疑

[質疑者]

福島みずほ君 (立憲)、川田龍平君 (立憲)、梅村聡君 (維新)、足立信也君 (民主)、倉林明子君 (共産)

○令和3年6月3日(木) (第22回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案 (閣法第21号) (衆議院送付) について田村厚生労働大臣、和田内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

打越さく良君 (立憲)、田島麻衣子君 (立憲)、川田龍平君 (立憲)、福島みずほ君 (立憲)、東徹君 (維新)、梅村聡君 (維新)、田村まみ君 (民主)、足立信也君 (民主)、倉林明子君 (共産)

(閣法第21号)

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月8日(火) (第23回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 臓器移植に関する件及び戦没者の遺骨収集事業に関する件について田村厚生労働大臣から報告を聴いた後、国産新型コロナウイルスワクチンの開発及び生産の推進に関する件、未批准のILO基本条約の批准に向けた取組に関する件、子どもの権利擁護のための意見聴取の在り方に関する件、東京オリンピック・パラリンピックの開催に係る新型コロナウイルス感染症のリスクの評価に関する件、建設アスベスト被害者の救済に向けた今後の取組に関する件、新型コロナウイルスワクチンの接種の推進に関する件、就職活動中の学生に対するセクハラ防止に関する件、新型コロナウイルスワクチン接種後の死亡事例の評価・公表方法に関する件、コロナ禍における臓器移植の推進方策に関する件、戦没者の遺骨収集事業の進め方に関する件等について田村厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、三原厚生労働副大臣、中西外務大臣政務官、鰐淵

文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人
独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾
身茂君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤井基之君（自民）、石橋通宏君（立憲）、
打越さく良君（立憲）、田島麻衣子君（立
憲）、福島みずほ君（立憲）、塩田博昭君（公
明）、東徹君（維新）、梅村聡君（維新）、
足立信也君（民主）、倉林明子君（共産）

- 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付
金等の支給に関する法律案（衆第28号）（衆
議院提出）について提出者衆議院厚生労働委
員長とかしきなおみ君から趣旨説明を聴いた
後、可決した。

（衆第28号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産

反対会派 なし

- 強制労働の廃止に関する条約（第五号）の
締結のための関係法律の整備に関する法律案
（衆第23号）（衆議院提出）について発議者
衆議院議員西村智奈美君から趣旨説明を聴
き、田村厚生労働大臣及び政府参考人に対し
質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

倉林明子君（共産）

（衆第23号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産

- 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給
に関する特別措置法の一部を改正する法律案
（閣法第22号）（衆議院送付）について田村
厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年6月10日（木）（第24回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給
に関する特別措置法の一部を改正する法律案
（閣法第22号）（衆議院送付）について田村
厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を
行った後、可決した。

〔質疑者〕

福島みずほ君（立憲）、川田龍平君（立憲）、

梅村聡君（維新）、田村まみ君（民主）、倉
林明子君（共産）

（閣法第22号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産

反対会派 なし

- コロナ禍における歯科口腔保健の重要性に関
する件、看護師の日雇派遣問題に関する件、
無料低額診療事業の現状及び仮放免外国人へ
の医療支援に関する件、新型コロナウイルス
感染症のプレハブ病床の活用方策に関する
件、コロナ禍の雇用・女性支援プロジェクト
チームの取組及び評価に関する件、カスタ
マーハラスメント対策の推進に関する件、障
害福祉サービス等報酬における児童発達支援
の個別サポート加算の在り方に関する件等につ
いて田村厚生労働大臣、山本厚生労働副大
臣、三原厚生労働副大臣、鰐淵文部科学大臣
政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田宏君（自民）、打越さく良君（立憲）、
石橋通宏君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、
東徹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林
明子君（共産）

- 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働
災害等に係る共済事業に関する法律案（衆第
33号）（衆議院提出）について提出者衆議院
厚生労働委員長とかしきなおみ君から趣旨説
明を聴き、衆議院厚生労働委員長代理橋本岳
君、田村厚生労働大臣及び政府参考人に対し
質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

足立信也君（民主）、倉林明子君（共産）

（衆第33号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関
する法律案（衆第34号）（衆議院提出）につ
いて提出者衆議院厚生労働委員長とかしき
なおみ君から趣旨説明を聴き、衆議院厚生労働

委員長代理荒井聰君、同高木美智代君、田村厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

田島麻衣子君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、東徹君（維新）、足立信也君（民主）、倉林明子君（共産）

（衆第34号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月16日（水）（第25回）

- 請願第324号外205件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外883件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

農林水産委員会

委員一覧 (21名)

委員長	上月 良祐 (自民)	野村 哲郎 (自民)	森 ゆうこ (立憲)
理事	堂故 茂 (自民)	林 芳正 (自民)	河野 義博 (公明)
理事	藤木 眞也 (自民)	舞立 昇治 (自民)	熊野 正士 (公明)
理事	山田 修路 (自民)	宮崎 雅夫 (自民)	高橋 光男 (公明)
理事	田名部 匡代 (立憲)	山田 俊男 (自民)	石井 苗子 (維新)
理事	紙 智子 (共産)	石垣 のりこ (立憲)	舟山 康江 (民主)
	高橋 克法 (自民)	郡司 彰 (立憲)	須藤 元気 (無)
			(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第204回国会において、本委員会に付託された法律案は内閣提出4件及び衆議院提出3件（いずれも農林水産委員長）の合計7件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願1種類23件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第33号）は、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全・強化を図るため、森林の間伐等に対する支援措置を令和12年度まで引き続き講ずるとともに、成長に優れた苗木による再造林の実施を促進するための措置を創設しようとするものである。委員会では、森林吸収源対策において現行法が果たしてきた役割及び評価、再造林を確保するための方策、国産木材の利用促進策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第8号）は、有明海及び八代

海等の再生のために行う事業について、国の補助割合の特例期限を延長するとともに、地方債の特例措置を追加しようとするものである。委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、対象海域の現状及び法改正の意義、干拓による環境への影響等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第40号）は、農林漁業及び食品産業の持続的な発展を図るため、投資育成事業の対象となる法人として、林業又は漁業を営む法人、食品産業の事業者等を追加する等の措置を講じようとするものである。委員会では、農林漁業における資金調達の内訳、投資対象を拡大する意義、既存の農林漁業成長産業化支援機構との相違等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案（閣法第45号）は、我が国畜産業の国際競争力の強化を図るため、畜舎

等の建築等及び利用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づく畜舎等に関する建築基準法の特例を定めようとするものである。委員会では、新法で特例を創設する理由、畜舎の技術基準及び利用基準の在り方、特例による建築費用削減の効果等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第58号）は、金融システムの安定に係る国際的な基準に対応するため、金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められる場合における農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置について定めようとするものである。委員会では、農林中央金庫に対し「秩序ある処理」の仕組みを用意しておく必要性、G－SIBで求められる資本ルールへの対応方針、協同組合を基盤とする農林中央金庫の投融资業務の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第26号）は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策の一層の推進を図るため、対象鳥獣の捕獲等の強化、捕獲鳥獣の有効利用等のための措置を講ずるとともに、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除期限を延長しようとするものである。委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第30号）は、脱炭素社会の実現に資

する等のため、建築物等における木材の利用の一層の促進を図るべく、基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大するほか、建築物における木材の利用の促進に関する措置を拡充し、あわせて農林水産省に木材利用促進本部を設置する等の措置を講じようとするものである。委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、現行法による成果及び法改正の効果、国産材の需要拡大方策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

第203回国会閉会後の**令和2年12月8日**、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた畜産農家・酪農家へ機動的に対策を講じていく必要性、地域の実情を踏まえた牛マルキンの生産者負担金納付猶予を継続する必要性、放牧農場において飼養衛生管理基準に基づき必要となる設備の設置を支援する補助制度の必要性、ヨーネ病の事前検査及び感染が進んでいる地域における集中的な感染防止策の必要性、アニマルウェルフェアや鶏卵生産者経営安定対策事業をめぐる政策決定過程の妥当性について調査する必要性、畜産農家の戸数減少を招く経営規模拡大促進策の妥当性、有機畜産物について国民の認知度が低い理由及び国内生産が少ない理由等について質疑を行うとともに、政府に対し、**畜産物価格等に関する決議**を行った。

令和3年3月9日、令和3年度の農林水産行政の基本施策に関する件について野上農林水産大臣から所信を聴取し、**3月16日**、これに対し、農林水産省に設

置された「養鶏・鶏卵行政に関する検証委員会」の第三者性及び検証過程の透明性への懸念、令和2年から3年にかけての冬期の大雪被害に対し強い農業・担い手づくり総合支援交付金の被災農業者支援型を発動しなかった理由、有機農業の取組面積拡大に向けた技術開発・普及の取組、中小・家族経営と認定農業者等の「担い手」を分け隔てせずに支援する方向へ転換する必要性、政府、生産者団体及び生産者が一体となった米の需給及び価格の安定を図るための取組の必要性、生活困窮者に対するコメ等の提供についても食料安全保障の一環として農林水産省がリーダーシップを発揮する必要性、酒造好適米の生産者及び酒造会社に対する支援措置の周知を徹底する必要性、東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水を海洋放出する場合に風評被害を生じさせないリスクコミュニケーションの必要性及び風評被害が生じた際の漁業補償の考え方等について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された令和3年度農林水産省所管予算の審査を行い、本年1月の緊急事態宣言の再発出による農林水産業への影響及びその対応、捜査押収の制約がある中、農林水産省の「養鶏・鶏卵行政に関する検証委員会」において、養鶏・鶏卵行政が公正に行われていたかを検証することの妥当性、策定予定の第4次食育推進基本計画における子供食堂等に対する支援の考え方、本格焼酎・泡盛の輸出拡大に向けた取組方針及び支援策、鳥獣被害防止対策の実効性を上げるため被害実態の正確な把握及び省庁間連携の推進並びにジビエ利用の促進を図る必要性、昨年から今年にかけての米の需給状況及び今年から来年にかけての需給の見通し、商業捕鯨が持続で

きるよう大型鯨類の捕獲枠が増えるまで補助金の水準を維持する必要性等について質疑を行った。

4月13日、「みどりの食料システム戦略」の基本的な考え方及び狙い、第4次食育推進基本計画が掲げる「食に対する感謝の念と理解」が深まるような施策を講じて食品ロスを削減する必要性、豚等の新たな飼養衛生管理基準への対応状況、農村が集落機能を発揮するための総合的な対策の必要性、主食用米の供給過剰と価格低下をもたらしている現在の米政策を抜本的に考え直す必要性、国内の小規模養殖業者に対する支援と養殖業における技術革新推進の必要性等について質疑を行った。

4月27日、RCEP協定により我が国が関税撤廃を獲得した品目の輸出を促進するための取組状況、RCEP協定による国内農林水産業への影響の試算を政府が公表する必要性、食品ロスを削減するために商習慣を改める必要性、農業用ため池に係る地域の環境保全活動の好事例を全国展開していく必要性、令和3年産主食用米について6.7万ヘクタールの作付転換目標が達成される見込み、外国資本による森林買収の実態と把握方法等について質疑を行った。

5月18日、「みどりの食料システム戦略」に示された目標の達成状況に応じて途中段階で政策を修正していく必要性、「みどりの食料システム戦略」と「食料・農業・農村基本計画」との違い、「みどりの食料システム戦略」に示された有機農業の取組面積目標の達成に向けた大臣の決意、再生可能エネルギー発電設備の設置に当たり地域住民と事業者間の合意形成を図るため協議を行う必要性、リンゴ黒星病蔓延の原因となっている放任園地の解消

に向けて補助事業の運用を改善する必要性、新たな土地改良長期計画を踏まえた土地改良事業の推進及び予算確保に向けた大臣の決意等について質疑を行った。

6月3日、農地の利用等に関する件について参考人から意見を聴取した後、参考人に対して人・農地プランの実質化に向けた課題、荒廃農地の増加要因である農業の人材不足が生じている原因、収益拡大を図りづらい中小・家族経営が果たすことを期待される役割、国家戦略特別区域における企業による農地取得の特例を全国展開した場合に農地が荒廃する懸念とそれを防止するための方策、農地中間管理事業において貸付意向把握面積が借受意向把握面積を上回るにもかかわらず新規参入者にあっせんできる農地が少ない状況を改善する方策、認定農業者が

高齢化等により離農した後の農地の担い手の確保策及び担い手への農地利用集積等目標8割の対象から外れる農地の位置付け、半農半Xの農業・農村の現場における位置付け等について質疑を行った。

6月8日、「養鶏・鶏卵行政に関する検証委員会」の公正性及び中立性、「養鶏・鶏卵行政に関する検証委員会」が関与があったと思われる当事者からの聴取を行わなかった理由、農林水産行政における外食産業の位置付け及び同産業に対する施策方針、本年4月に発生した果樹の凍霜害の被害状況及び被害を受けた生産者への支援策、農林水産省が環境省と連携し野生鳥獣と農業が共存できる環境整備の観点も踏まえて野生鳥獣の個体数や生息状況を正確に把握する必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和2年12月8日(火) (第203回国会閉会後第1回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について野上農林水産大臣、宮内農林水産副大臣、熊野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤木真也君(自民)、石垣のりこ君(立憲)、高橋光男君(公明)、石井苗子君(維新)、舟山康江君(民主)、紙智子君(共産)、須藤元気君(無)

- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○令和3年3月9日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 令和3年度の農林水産行政の基本施策に関する

件について野上農林水産大臣から所信を聴いた。

○令和3年3月16日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和3年度の農林水産行政の基本施策に関する件について野上農林水産大臣、宮内農林水産副大臣、熊野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田俊男君(自民)、田名部匡代君(立憲)、石垣のりこ君(立憲)、高橋光男君(公明)、石井苗子君(維新)、舟山康江君(民主)、紙智子君(共産)、須藤元気君(無)

○令和3年3月22日(月) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和三年度一般会計予算(衆議院送付) 令和三年度特別会計予算(衆議院送付) 令和三年度政府関係機関予算(衆議院送付)(農林水産省所管)について野上農林水産大

臣から説明を聴いた後、同大臣、岡田内閣官房副長官、宮内農林水産副大臣、熊野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

舞立昇治君（自民）、田名部匡代君（立憲）、河野義博君（公明）、石井苗子君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和3年3月23日（火）（第4回）

○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について野上農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年3月25日（木）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について野上農林水産大臣、宮内農林水産副大臣、熊野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終了した。

〔質疑者〕

宮崎雅夫君（自民）、郡司彰君（立憲）、高橋光男君（公明）、石井苗子君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）

○令和3年3月26日（金）（第6回）

○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第33号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、無（須藤元気君）

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和3年3月30日（火）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）（衆議院提出）について提出者衆議

院農林水産委員長高鳥修一君から趣旨説明を聴き、衆議院農林水産委員長代理江田康幸君、同大串博志君、野上農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）

（衆議院提出）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（須藤元気君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年4月13日（火）（第8回）

○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○みどりの食料システム戦略に関する件、食育の推進に関する件、家畜伝染病対策に関する件、中山間地域の振興に関する件、米政策に関する件等について野上農林水産大臣、宮内農林水産副大臣、熊野農林水産大臣政務官、岡田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高橋克法君（自民）、田名部匡代君（立憲）、石井苗子君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）

○農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について野上農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年4月20日（火）（第9回）

○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について野上農林水産大臣、宮内農林水産副大臣、熊野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

山田修路君（自民）、森ゆうこ君（立憲）、河野義博君（公明）、石井苗子君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須

藤元気君（無）

（閣法第40号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
無（須藤元気君）

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和3年4月27日（火）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- RCEP協定に関する件、食品ロス削減に向けた取組に関する件、農業用ため池の管理及び保全に関する件、米政策に関する件、外国資本による森林買収問題に関する件等について野上農林水産大臣、宮内農林水産副大臣、熊野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石垣のりこ君（立憲）、高橋光男君（公明）、
石井苗子君（維新）、舟山康江君（民主）、
紙智子君（共産）、須藤元気君（無）

- 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について野上農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年5月11日（火）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について野上農林水産大臣、宮内農林水産副大臣、熊野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

藤木眞也君（自民）、石垣のりこ君（立憲）、
高橋光男君（公明）、石井苗子君（維新）、
舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須
藤元気君（無）

（閣法第45号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
無（須藤元気君）

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和3年5月18日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- みどりの食料システム戦略に関する件、再生可能エネルギーの普及促進に関する件、果樹農業の振興に関する件、農業農村整備事業に関する件等について野上農林水産大臣、宮内農林水産副大臣、佐藤経済産業大臣政務官、熊野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮崎雅夫君（自民）、田名部匡代君（立憲）、
石井苗子君（維新）、舟山康江君（民主）、
紙智子君（共産）、須藤元気君（無）

○令和3年5月25日（火）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）について野上農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年5月27日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）について野上農林水産大臣、宮内農林水産副大臣、熊野農林水産大臣政務官、政府参考人及び参考人農林中央金庫代表理事兼常務執行役員八木正展君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

野村哲郎君（自民）、森ゆうこ君（立憲）、
河野義博君（公明）、石井苗子君（維新）、
舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須
藤元気君（無）

（閣法第58号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
無（須藤元気君）

反対会派 共産

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年6月3日（木）（第15回）

- 農地の利用等に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

一般社団法人全国農業会議所専務理事 柚木茂夫君
公益財団法人都市化研究公室理事長 光多長温君

〔質疑者〕

高橋克法君（自民）、石垣のりこ君（立憲）、河野義博君（公明）、石井苗子君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）

○令和3年6月8日（火）（第16回）

○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第26号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長高鳥修一君から趣旨説明を聴いた後、可決した。（衆第26号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（須藤元気君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。
○養鶏・鶏卵行政に関する検証に関する件、新型コロナウイルス感染症対策としての外食産業への支援に関する件、凍霜害対策に関する件、鳥獣被害対策に関する件等について野上農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田名部匡代君（立憲）、石井苗子君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）

○令和3年6月10日（木）（第17回）

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。
○公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第30号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長高鳥修一君から趣旨説明を聴き、衆議院農林水産委員長代理鈴木憲和君、同稲津久君、同亀井亜紀子君、野上農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

田名部匡代君（立憲）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）

（衆第30号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（須藤元気君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月16日（水）（第18回）

○請願第454号外22件を審査した。
○農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）委員会決議

—畜産物価格等に関する決議—

我が国の畜産・酪農経営は、畜産クラスター等の地域の関係者が一丸となった取組の成果として、乳用牛、肉用繁殖雌牛の飼養頭数が増加に転じる一方、担い手の高齢化、後継者不足は深刻さを増しており、特に、中小・家族経営においては経営継続の危機にさらされている。こうした事態に対処しつつ、輸出目標の実現に取り組むため、新たな食料・農業・農村基本計画並びに新たな酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を踏まえた生産基盤のより一層の強化や次世代に継承できる持続的な生産基盤の創造が急務である。また、規模の大小を問わず、生産者の生産性向上等を強力に支援するとともに、より多くの若手が就農を目指す魅力ある労働環境を構築することが重要な課題となっている。

このような中での新型コロナウイルス感染症の拡大は、畜産・酪農経営に大きな影響をもたらしている。また、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）等のEPAが発効、締結又は署名され、我が国の畜産・酪農の将来に対する懸念と不安を抱く生産者も多い。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、令和3年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 新型コロナウイルス感染症による畜産・酪農経営への影響を克服するため各種支援策を強力に実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の影響により乳製品在庫が高水準にある中、酪農経営の安定と牛乳・乳製品の安定供給の確保が図れるよう、非需要期における国産乳製品の需要拡大等の取組に対し、機動的な支援を講ずること。さらに、近年頻発する大規模災害に対応するため、飼料穀物の備蓄をはじめとする配合飼料の安定供給のための取組や施設での非常用電源設備の導入を支援すること。
- 二 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱の感染拡大防止は、現下の家畜伝染病の防疫上、最重要課題である。そのため、各種対策を強力に推進し、農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図り、感染リスクを低減させる取組を支援すること。また、高病原性鳥インフルエンザ等の発生農場及び移動・搬出制限を受けた農家に対する万全の支援を行うとともに、風評被害対策に万全を期すこと。アフリカ豚熱については、水際での防疫措置を徹底すること。これらの措置を着実に進めるため、地域の家畜衛生を支える家畜防疫員や産業動物獣医師の確保・育成を図ること。
- 三 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日EU経済連携協定）、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（日米貿易協定）、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定等が、我が国畜産・酪農経営に与える影響について、輸入実績など統計データを基に、分析を行い、これを公表すること。また、新たな国際環境下において、関税削減等に対する生産者の懸念と不安を払拭し、生産者が経営の継続・発展に取り組むことができるよう、実効ある経営安定対策を講ずること。その際、実施した施策の効果を検証し、適宜必要な見直しを行うこと。
- 四 加工原料乳生産者補給金・集送乳調整金の単価及び総交付対象数量については、中小・家族経営を含む酪農家の意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。また、期中における一方的な出荷先の変更により集送乳の調整に混乱を来す事例は減少傾向にあるが、生乳取引の安定や適切な需給調整が図られるよう、引き続き、必要な措置を講ずること。
- 五 肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格等については、中小・家族経営を中心とする繁殖農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。
- 六 世界中で評価の高まっている和牛肉等の輸出拡大に向け、生産・流通・輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化や、輸出先国・地域の衛生条件を満たす食肉処理施設等の整備を促進するとともに、輸出先国・地域の輸入規制への対応については、政府一体となって、戦略的かつ迅速に進めること。また、国産畜産物の需要拡大等に対応するための施策を継続的に措置すること。
- 七 中小・家族経営をはじめとした地域の関係者が連携し、地域一体となって収益性の向上を図る畜産クラスター等について、引き続き、現場の声を踏まえた事業執行に努めつつ、収益性向上等に必要の機械導入や施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等を支援すること。また、乳業工場・食肉処理施設の再編整備、国産チーズの競争力強化に向けた取組等を支援すること。

- 八 酪農経営など、特に中小・家族経営にとって不可欠な存在であるヘルパーについては、その要員の育成や確保・定着の促進のための支援を行うとともに、外部支援組織の育成・強化を図ること。また、ロボット、ICT、IoT、AI等の新技術の実装を推進し、生産性向上に加え労働負担の軽減等を図るとともに、次世代を担う人材を育成・確保するための総合的な対策を実施し、既存の経営資源の継承・活用に向けた取組を強力的に支援すること。さらに、畜産GAPの普及・推進体制の強化を図るための指導員等の育成やGAP認証取得等の取組を支援すること。
- 九 家畜のストレスや疾病を低減し、畜産・酪農の生産性や畜産物の安全性を向上させるため、アニマルウェルフェアに関するOIEの科学的知見に配慮して、適切な飼養スペースの確保等家畜の飼養管理の普及を図ること。
- 十 資源循環型畜産の実践に向け、家畜排せつ物処理施設の整備や堆肥等の利用推進等の取組を支援するとともに、これらの取組に資する微生物の活用など新技術の活用を図ること。
- 十一 家畜能力等の向上を図る取組を一層支援すること。また、家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律に基づき、関係者の長年の努力の結晶である和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値の保護強化を図ること。
- 十二 輸入飼料に過度に依存した畜産・酪農から国産飼料に立脚した畜産・酪農への転換を推進し、飼料自給率の向上を図るため、優良品種の普及、気象リスクに対応した飼料生産、水田等の活用、放牧を支援するとともに、大型機械による飼料生産を可能とする草地整備等を推進すること。また、畜産・酪農経営の安定に資するよう、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を図ること。
- 十三 国際社会において、SDGsに基づく環境と調和した持続可能な農業の促進が求められていることを踏まえ、地球温暖化防止や生物多様性保全等の環境負荷軽減に取り組んでいる生産者を力強く支援すること。
- 十四 原発事故に伴う放射性物質の吸収抑制対策及び放射性物質に汚染された稲わら、牧草等の処理を強力的に推進すること。また、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。
- 右決議する。

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	有田 芳生 (立憲)	青木 一彦 (自民)	里見 隆治 (公明)
理事	青山 繁晴 (自民)	江島 潔 (自民)	高瀬 弘美 (公明)
理事	加田 裕之 (自民)	佐藤 啓 (自民)	新妻 秀規 (公明)
理事	宮本 周司 (自民)	高橋 はるみ (自民)	石井 章 (維新)
理事	磯崎 哲史 (民主)	松村 祥史 (自民)	浜野 喜史 (民主)
理事	岩渕 友 (共産)	宮沢 由佳 (立憲)	ながえ 孝子 (碧水)
	阿達 雅志 (自民)	森本 真治 (立憲)	安達 澄 (無)
			(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第204回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案2件及び承認案件1件であり、いずれも可決又は承認した。また、本委員会付託の請願13種類153件は、いずれも保留とした。

【法律案等の審査】

特許料等の料金体系見直し及び商標権侵害の対象行為の拡大等 **特許法等の一部を改正する法律案**は、知的財産の適切な保護及び知的財産制度の利便性の向上を図るため、手続期間の徒過により消滅した特許権の回復要件の緩和、特許審判等での口頭審理を映像及び音声の送受信により行う方法の導入、特許料等の予納における印紙の廃止、特許関係料金の見直し、商標権の侵害となり得る対象行為として海外事業者による模倣品の国内への持込みの追加等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、中小企業の知財活動に対する支援の在り方、海外からの模倣品流入に対する規制強化の実効性確保に向けた方策、特許特別会計における透明性の高い財政運営の必要性等について

質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

脱炭素化やデジタル社会の実現及び中小企業の足腰強化に向けた支援等 **産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案**は、新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口の減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、我が国産業の持続的な発展を図るため、情報技術の進展、エネルギーの利用による環境への負荷の低減等に対応する事業変更を行おうとする者についての計画認定制度の創設、経営革新計画の承認制度等の対象事業者に係る要件の見直し、下請中小企業の取引機会を創出する者の認定制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、我が国の産業競争力強化の現状と今後の取組方針、脱炭素化やデジタル社会の実現に向けた取組に対する支援の必要性、中小企業の足腰強化に向けた支援の在り方、下請取引適正化に向けた更なる取組の必要性等について

質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

北朝鮮に対する経済制裁 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件は、北朝鮮への全ての貨物の輸出及び北朝鮮からの全ての貨物の輸入につき、令和3年4月14日から令和5年4月13日までの間、引き続き、経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

委員会においては、今後の対北朝鮮政策に関する政府の方針、対北朝鮮措置の実効性確保に向けた方策等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

〔国政調査等〕

3月22日、経済産業行政等の基本施策に関する件について梶山経済産業大臣・国務大臣（産業競争力担当、ロシア経済分野協力担当、原子力経済被害担当）・内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）から所信を、令和2年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について古谷公正取引委員会委員長から説明を聴取した。また、同日、予算委員会から委嘱された令和3年度経済産業省所管予算等の審査を行い、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けているライブ・エンターテインメント業界に対する支援の必要性、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護設備機能の一部喪失事案に対する経済産業大

臣の所見、カーボンプライシング導入に関する考え方、東京電力福島第一原子力発電所事故に係るALPS処理水の処分方針の決定時期について明確にする必要性、いわゆる新電力の電力調達で電力スポット市場に依存していることの課題と今後の制度設計の在り方、持続化給付金及び家賃支援給付金の再給付の必要性、事業再構築補助金の申請に当たっての事業者へのサポートの必要性、国会提出法案に関する条文のミス等の発生及び経済産業省職員の超過勤務時間の実態に対する経済産業大臣の所見等について質疑を行った。

4月6日、経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について調査を行い、2050年カーボンニュートラル実現に向けた表層型メタンハイドレート開発に対する経済産業大臣の所見、女性リーダー育成及び女性起業家支援に係る取組強化の必要性、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置により影響を受ける中堅・中小企業を幅広く支援する必要性、2050年カーボンニュートラル実現に向けた二輪車に係る電動化の方向性、中小・ベンチャー企業における国際標準化人材育成に対する支援の在り方、電力スポット市場に係る情報公開を強化する必要性、事業再構築補助金における認定経営革新等支援機関の支援の在り方と採択に係る柔軟な運用の必要性、クールジャパン機構の在り方を見直す必要性等について質疑を行った。

5月20日、日本貿易保険における法令違反事案に関する件、カーボンニュートラル実現に向けたエネルギー政策の在り方に関する件、新型コロナウイルス感染症の影響に係る中小企業支援に関する件、

東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の処分に関する件、産業界におけるサイバーセキュリティ対策に関する

件、今後の自動車産業政策に関する件、再生可能エネルギー導入に係る課題に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和3年3月22日(月) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 経済産業行政等の基本施策に関する件について梶山国務大臣から所信を聴いた。
- 令和2年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について古谷公正取引委員会委員長から説明を聴いた。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 令和三年度一般会計予算(衆議院送付)
令和三年度特別会計予算(衆議院送付)
令和三年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(内閣府所管(公正取引委員会)及び経済産業省所管)について梶山経済産業大臣及び古谷公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、江島経済産業副大臣、佐藤経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

加田裕之君(自民)、宮沢由佳君(立憲)、新妻秀規君(公明)、石井章君(維新)、浜野喜史君(民主)、岩渕友君(共産)、ながえ孝子君(碧水)、安達澄君(無)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和3年4月6日(火) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について梶山国務大臣、佐藤経済産業大臣政務官、古谷公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

青山繁晴君(自民)、宮沢由佳君(立憲)、

里見隆治君(公明)、石井章君(維新)、磯崎哲史君(民主)、岩渕友君(共産)、ながえ孝子君(碧水)、安達澄君(無)

○令和3年5月11日(火) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 特許法等の一部を改正する法律案(閣法第46号)(衆議院送付)について梶山経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年5月13日(木) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 特許法等の一部を改正する法律案(閣法第46号)(衆議院送付)について梶山経済産業大臣、江島経済産業副大臣、佐藤経済産業大臣政務官、船橋財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

加田裕之君(自民)、森本真治君(立憲)、里見隆治君(公明)、石井章君(維新)、磯崎哲史君(民主)、岩渕友君(共産)、ながえ孝子君(碧水)、安達澄君(無)

(閣法第46号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、碧水、無(安達澄君)

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年5月20日(木) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 日本貿易保険における法令違反事案に関する件、カーボンニュートラル実現に向けたエネルギー政策の在り方に関する件、新型コロナウイルス感染症の影響に係る中小企業支援に関する件、東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の処分に関する件、産業界に

おけるサイバーセキュリティ対策に関する件、今後の自動車産業政策に関する件、再生可能エネルギー導入に係る課題に関する件等について梶山経済産業大臣、江島経済産業副大臣、佐藤経済産業大臣政務官、鳩山国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、森本真治君（立憲）、高瀬弘美君（公明）、石井章君（維新）、磯崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、ながえ孝子君（碧水）、安達澄君（無）

○令和3年5月27日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について梶山経済産業大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、江島経済産業副大臣、佐藤経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮本周司君（自民）、宮沢由佳君（立憲）、高瀬弘美君（公明）、石井章君（維新）、浜野喜史君（民主）、岩渕友君（共産）、ながえ孝子君（碧水）、安達澄君（無）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年6月1日（火）（第7回）

- 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

日本商工会議所中小企業経営専門委員会共同委員長

川口商工会議所会頭 伊藤光男君

株式会社野村総合研究所エグゼクティブ・

エコノミスト 木内登英君

学習院大学経済学部教授 滝澤美帆君

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、宮沢由佳君（立憲）、里見隆治君（公明）、石井章君（維新）、浜

野喜史君（民主）、岩渕友君（共産）、ながえ孝子君（碧水）、安達澄君（無）

○令和3年6月3日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について梶山経済産業大臣、江島経済産業副大臣、佐藤経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高橋はるみ君（自民）、森本真治君（立憲）、高瀬弘美君（公明）、里見隆治君（公明）、石井章君（維新）、磯崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、ながえ孝子君（碧水）、安達澄君（無）

○令和3年6月8日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について梶山経済産業大臣、江島経済産業副大臣、佐藤経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、小沼巧君（立憲）、新妻秀規君（公明）、石井章君（維新）、浜野喜史君（民主）、岩渕友君（共産）、ながえ孝子君（碧水）、安達澄君（無）

（閣法第23号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、碧水、無（安達澄君）

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月10日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第3号）（衆議院送付）について梶山経済産業大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、中西外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を

行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

宮沢由佳君（立憲）、岩渕友君（共産）

（閣承認第3号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産、碧水、無（安達澄君）

反対会派 なし

○令和3年6月16日（水）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第152号外152件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	江崎	孝 (立憲)	清水	真人 (自民)	竹内	真二 (公明)
理事	足立	敏之 (自民)	鶴保	庸介 (自民)	西田	実仁 (公明)
理事	大野	泰正 (自民)	馬場	成志 (自民)	室井	邦彦 (維新)
理事	青木	愛 (立憲)	牧野	たかお (自民)	榛葉	賀津也 (民主)
理事	杉	久武 (公明)	増子	輝彦 (自民)	武田	良介 (共産)
理事	浜口	誠 (民主)	渡辺	猛之 (自民)	木村	英子 (れ新)
	朝日	健太郎 (自民)	熊谷	裕人 (立憲)	— 欠員1名 —	
	岩本	剛人 (自民)	野田	国義 (立憲)		
	金子	原二郎 (自民)	森屋	隆 (立憲)	(会期終了日 現在)	

(1) 審議概観

第204回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案7件（うち本院先議1件）、衆議院提出法律案1件（国土交通委員長）及び承認案件1件の合計9件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願9種類230件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

鉄道・航空 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案は、J R北海道及びJ R四国並びにJ R貨物の経営自立に向けた取組及び3社に対する支援の在り方、持続可能な交通体系の構築に向けた国と地方公共団体の役割、貨物鉄道を活用した物流網の構築等について質疑が行われた。質疑終局後、日本共産党から、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う無利子貸付けの業務の期限延長及び同機構による利子補給金の支給業務の規定の削除を内容とする修正案が提出され、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

なお、附帯決議が付された。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案は、いわゆる「開かずの踏切」と言われる踏切道の対策や、遮断機・警報機がない踏切等の安全対策、連続立体交差事業の現状と課題、道の駅等の防災拠点としての活用、事前防災対策としての鉄道事業者による植物の伐採等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

航空法等の一部を改正する法律案は、国土交通大臣による航空運送事業の基盤強化に関する方針の策定及び必要な支援の実施、危険物等所持制限区域に立ち入る旅客等に対する保安検査の受検の義務付け、無人航空機の機体の安全性の確保及び操縦を行おうとする者について行う技能証明に係る制度の創設、運輸安全委員会による無人航空機に係る事故等の原因を究明するための調査の実施等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、航空ネットワーク確保に資する支援の在り方、航空保安体制の実効性の確保、無人航空機の安全な

利活用の推進等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

海上保安・海事・特定船舶 **海上交通安全法等の一部を改正する法律案**は、いかりを投じたまま船舶が流され発生する走錨事故の防止対策の現状と取組、船舶に対する湾外避難の勧告における実効性の確保、航路標識の損傷被害への対応等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案は、造船業・海運業の現状と法改正により期待される効果、海事産業の競争力強化策、船員の働き方改革の推進及び人材の確保等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件は、全会一致をもって承認された。

住宅 **住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案**は、既存住宅の流通促進に向けた取組、共同住宅における長期優良住宅の認定手続の変更及び既存住宅の認定制度の創設による効果、長期優良住宅の認定基準における自然災害の取扱い等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

流域治水 **特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案**は、参考人から意見を聴取するとともに、流域水害対策協議会の在り方、ダムの事前放流の実効性確保策、下水道の内水氾濫対策、避難の実効性を確保するためのハザードマップの作成及び要配慮者利用施設や障

害者の避難計画の作成に係る地方公共団体に対する支援等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

水循環 **水循環基本法の一部を改正する法律案**は、地下水の水質に影響を及ぼす土地利用への対応、地下水協議会の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

第203回国会閉会後の令和2年12月24日、質疑を行い、12月16日からの大雪による関越自動車道での車両滞留の原因の検証及び今後の対策強化、G・O・T・ラベル事業のキャンセル料補填の考え方及び観光関連事業者への支援策、新型コロナウイルス感染症の無症状者対策、G・O・T・ラベル事業の一時停止の際の定量的な判断基準・指標の必要性、観光業に特化した事業継続のための予算の確保、旅行需要の平準化に向けたG・O・T・ラベル事業の見直しに関する考え方、大雪時に国が一元的に並行する道路を同時に通行規制する必要性、G・O・T・ラベル事業の全国一時停止に至る意思決定過程の検証及び検証資料の公開、一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに関する国土交通大臣の見解及び今後の対応、G・O・T・ラベル事業の延長により医療現場の逼迫が継続するとの懸念に対する見解、同事業の全国一時停止期間の延長の必要性などの諸問題が取り上げられた。

令和3年3月9日、国土交通行政等の基本施策について、赤羽国務大臣から所信を聴取した。

3月16日、国土交通行政等の基本施策について質疑を行い、つくばエクスプレ

ス延伸に係る国の取組及び都市鉄道利便増進事業としての計画認定、国民負担軽減に資する高速道路料金の引下げに向けた検討の必要性、公共事業関係費の安定的な確保に向けた国土交通大臣の決意、「大宮駅グランドセントラルステーション化構想」に対する支援策及び国の関与の在り方、移動手段としての自転車の活用推進に向けた国の取組、ワーケーション等の拠点としての空き家及び既存住宅の活用を通じた二地域居住の推進、地方公共団体による地域公共交通の確保に対する国土交通省の支援策、河川の監視カメラ及び水位計の整備状況並びに迅速な避難判断に資する防災情報の充実、復興係数の適用及び復興歩掛の導入による入札不調・不落の抑制効果、防災・減災対策への東日本大震災の教訓の活用に対する国土交通大臣の見解、今冬の大雪による大規模な車両滞留の発生原因及び対策、公共交通機関従事者等を新型コロナウイルスワクチンの優先接種の対象とする必要性、空港での新型コロナウイルスの感染防止対策の強化策、千曲川の長野県権限代行区間の災害復旧工事における護岸工の不具合事象などの諸問題が取り上げられた。

3月22日、予算委員会から委嘱された令和3年度国土交通省予算の審査を行い、赤羽国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑において、建設現場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の在り方、建設産業における若手入職者の増加に向けた国土交通省の取組状況、東日本大震災で液状化被害を受けた宅地に対する支援の在り方、大規模災害時における民間船舶の活用、公共交通機関における新型コロナウイルス感染症対策、トラックの標準的な運賃に係る告示制度

に関する運賃変更届出の促進、危険なバス停の安全対策に係る支援策、北陸新幹線（金沢・敦賀間）の工期遅延等に至るまでの政策判断の問題点の有無、東京外かく環状道路工事における陥没の要因及びモニタリングによる異常事象の事前把握、地方移住の促進及び地方経済の活性化に資する関係人口の増加に向けた施策、高速道路料金への定額制導入の必要性、人口減少・高齢化に応じた公共交通の在り方に関する国土交通大臣の所見、地域公共交通を支えるための十分な予算を確保する必要性などの諸問題が取り上げられた。

4月6日、質疑を行い、尖閣諸島を始めとした日本周辺海域をめぐる現状と海上保安庁の対応、今後の海上保安体制の在り方に対する国土交通大臣の所見、鉄道運賃におけるヤードスティック規制の検証の必要性、東京都特別区・武三地区（武蔵野市・三鷹市）のタクシー運賃改定の必要性、羽田空港における新飛行経路導入の目的、住宅に係る省エネ基準の適合義務化に向けた検討状況、「プラトー」の事業概要及び同事業による3D都市モデルの活用促進、分散型旅行及びいわゆるマイクロツーリズムの推進の重要性、地域観光事業支援と政府の感染拡大防止策との整合性、物流分野の生産性向上に向けた国土交通省の取組、貸切バスの安全運行の確保に向けた国土交通大臣の所見などの諸問題が取り上げられた。

4月15日、鶴見川多目的遊水地及び東京外かく環状道路整備に関する実情調査のため、神奈川県及び東京都に視察を行った。

5月11日、質疑を行い、気象観測データの充実に向けた取組の推進、観光関連産業に対する今後の支援の在り方、地域

観光事業支援における支援内容、鉄道におけるワンマン運転の基準及び国土交通省による指導状況、第2次交通政策基本計画策定に向けた考え方、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」におけるインフラ老朽化対策の意義、またるとまちごとハザードマップの普及が進んでいない理由、建設現場におけるICT導入の効果及び発注者の業務省力化に向けた取組、建設業における働き方改革の実効性確保に向けた方策、高速道路に係る出資積立金の積立時期の見直しに対する国土交通大臣の見解、需要に応じて運賃を変動させるダイナミックプライシングのタクシーへの導入要望の有無、障害者差別解消法に基づく対応指針の見直し等による障害者の住宅確保の円滑化などの諸問題が取り上げられた。

5月18日、質疑を行い、住宅・建築物の省エネルギー化の現状及び今後の取組、建設キャリアアップシステムの登録状況及び更なる普及への取組の方向性、運送事業における安全確保に関する国土交通大臣の見解、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりに対する国の支援、地下空間の利用を含めた公園の整備及び公園の老朽化対策、新型コロナウイルス感染者等の輸送を担う運転者へのワクチン優先接

種の必要性、地域観光事業支援における支援内容、リニア中央新幹線静岡工区に係る協議の状況及び合意形成の見通し、自動車運転者の長時間労働是正に向けた取組及び処遇改善の状況、大深度地下工事における安全性、踏切道における車椅子利用者の安全対策などの諸問題が取り上げられた。

5月25日、コロナ禍における観光関連事業者の現状に関する実情調査のため、東京都に視察を行った。

6月8日、質疑を行い、国土交通省所管分野におけるPPP/PFIの在り方、測量分野におけるドローンの活用等デジタルトランスフォーメーションの推進に係る見解、地方鉄道事業者の負担軽減に資する鉄道施設の災害復旧の在り方、コロナ禍における地域公共交通の維持に資する事業者支援、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国土政策の在り方、高速道路の利用促進に資する料金体系の在り方、JR西日本の小浜線及び越美北線の減便計画に係る沿線の地方公共団体等への説明状況、車椅子のまま搭乗できる航空機の開発・導入の促進に向けた国土交通大臣の見解などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和2年12月24日(木) (第203回国会閉会後第1回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- G o T o トラベル事業に関する件、新型コロナウイルス感染症対策に関する件、大雪時の道路交通対策に関する件、一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに関する件等について赤羽国土交通大臣、山本厚生労働副大臣、

赤澤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

清水真人君(自民)、青木愛君(立憲)、熊谷裕人君(立憲)、竹内真二君(公明)、杉久武君(公明)、音喜多駿君(維新)、浜口誠君(民主)、武田良介君(共産)、木村英子君(れ新)

○令和3年3月9日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政等の基本施策に関する件について赤羽国土大臣から所信を聴いた。

○令和3年3月16日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国土交通行政等の基本施策に関する件について赤羽国土交通大臣、岩井国土交通副大臣、朝日国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

岡田広君(自民)、熊谷裕人君(立憲)、竹内真二君(公明)、杉久武君(公明)、室井邦彦君(維新)、浜口誠君(民主)、武田良介君(共産)

○令和3年3月22日(月) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和三年度一般会計予算(衆議院送付)
令和三年度特別会計予算(衆議院送付)
令和三年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(国土交通省所管)について赤羽国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣、岩井国土交通副大臣、朝日国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

足立敏之君(自民)、青木愛君(立憲)、竹内真二君(公明)、室井邦彦君(維新)、浜口誠君(民主)、武田良介君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和3年3月23日(火) (第4回)

- 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について赤羽国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年3月25日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について赤羽国土交通

大臣、岩井国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

岩本剛人君(自民)、鉢呂吉雄君(立憲)、森屋隆君(立憲)、杉久武君(公明)、室井邦彦君(維新)、榛葉賀津也君(民主)、武田良介君(共産)

○令和3年3月26日(金) (第6回)

- 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)を可決した。

(閣法第12号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

欠席会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について赤羽国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年3月30日(火) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について赤羽国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

清水真人君(自民)、森屋隆君(立憲)、竹内真二君(公明)、室井邦彦君(維新)、浜口誠君(民主)、武田良介君(共産)

(閣法第13号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

欠席会派 れ新

○令和3年4月6日(火) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 海上保安体制の在り方に関する件、公共交通機関における運賃の在り方に関する件、羽田空港の新飛行経路に関する件、3Dモデルを活用した都市政策に関する件、地域観光事業支援に関する件、物流分野の生産性向上に関

する件、貸切バスの安全運行の確保に関する件等について赤羽国土交通大臣、岩井国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大野泰正君（自民）、森屋隆君（立憲）、青木愛君（立憲）、竹内真二君（公明）、室井邦彦君（維新）、浜口誠君（民主）、武田良介君（共産）

- 海上交通安全法等の一部を改正する法律案（閣法第49号）について赤羽国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年4月8日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 海上交通安全法等の一部を改正する法律案（閣法第49号）について赤羽国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、熊谷裕人君（立憲）、杉久武君（公明）、室井邦彦君（維新）、浜口誠君（民主）、武田良介君（共産）

（閣法第49号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

欠席会派 れ新

○令和3年4月15日（木）（第10回）

- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について赤羽国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年4月20日（火）（第11回）

- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター長

東京大学名誉教授 小池俊雄君

株式会社社会安全研究所所長 首藤由紀君

水源開発問題全国連絡会共同代表 嶋津暉之君

〔質疑者〕

足立敏之君（自民）、熊谷裕人君（立憲）、杉久武君（公明）、室井邦彦君（維新）、浜口誠君（民主）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）

○令和3年4月22日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について赤羽国土交通大臣、岩井国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

足立敏之君（自民）、熊谷裕人君（立憲）、杉久武君（公明）、室井邦彦君（維新）、浜口誠君（民主）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）

○令和3年4月27日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について赤羽国土交通大臣、岩井国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

馬場成志君（自民）、熊谷裕人君（立憲）、杉久武君（公明）、浜口誠君（民主）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）、東徹君（維新）

（閣法第18号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年5月11日（火）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 気象観測データの充実に関する件、地域観光事業支援に関する件、インフラの老朽化対策

に関する件、建設業における生産性向上及び働き方改革に関する件、高速道路に係る出資積立金の積立時期の見直しに関する件、タクシー運賃の在り方に関する件、障害者の住宅確保支援に関する件等について赤羽国土交通大臣、和田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、森屋隆君（立憲）、西田実仁君（公明）、室井邦彦君（維新）、浜口誠君（民主）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）

○海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について赤羽国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年5月13日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について赤羽国土交通大臣、渡辺国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

足立敏之君（自民）、青木愛君（立憲）、竹内真二君（公明）、室井邦彦君（維新）、浜口誠君（民主）、武田良介君（共産）

（閣法第24号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

欠席会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和3年5月18日（火）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○住宅・建築物の省エネルギー化に関する件、運送事業における安全確保に関する件、居心地が良く歩きたくなる空間づくりに関する件、地域観光事業支援に関する件、リニア中央新幹線建設に関する件、自動車運転者の長時間労働は正に関する件、大深度地下工事の安全性に関する件、踏切道における車椅子利

用者の安全対策に関する件等について赤羽国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

清水真人君（自民）、森屋隆君（立憲）、熊谷裕人君（立憲）、竹内真二君（公明）、室井邦彦君（維新）、浜口誠君（民主）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）

○住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について赤羽国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年5月20日（木）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について赤羽国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

足立敏之君（自民）、熊谷裕人君（立憲）、杉久武君（公明）、室井邦彦君（維新）、浜口誠君（民主）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）

（閣法第25号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月1日（火）（第18回）

○航空法等の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）について赤羽国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年6月3日（木）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○航空法等の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）について赤羽国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

足立敏之君（自民）、室井邦彦君（維新）、
青木愛君（立憲）、森屋隆君（立憲）、竹内
真二君（公明）、浜口誠君（民主）、武田良
介君（共産）、木村英子君（れ新）

（閣法第60号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
れ新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月8日（火）（第20回）

- 水循環基本法の一部を改正する法律案（衆第25号）（衆議院提出）について提出者衆議院国土交通委員長あかま二郎君から趣旨説明を聴き、衆議院国土交通委員長代理石原伸晃君、同小宮山泰子君及び同津島淳君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

青木愛君（立憲）、武田良介君（共産）

（衆第25号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国土交通省所管分野における官民連携の在り方に関する件、鉄道施設の災害復旧に関する件、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国土政策の在り方に関する件、高速道路の料金体系の在り方に関する件、地域における鉄道運行本数の削減に関する件、航空機における障害者への合理的配慮に関する件等について赤羽国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

熊谷裕人君（立憲）、森屋隆君（立憲）、室
井邦彦君（維新）、浜口誠君（民主）、武田
良介君（共産）、木村英子君（れ新）

○令和3年6月10日（木）（第21回）

- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）について赤羽国土交

通大臣から趣旨説明を聴いた後、承認すべき
ものと議決した。

（閣承認第2号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産

反対会派 なし

欠席会派 れ新

○令和3年6月16日（水）（第22回）

- 請願第165号外229件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

環境委員会

委員一覧（20名）

委員長	長浜	博行（立憲）	尾辻	秀久（自民）	宮崎	勝（公明）
理事	滝沢	求（自民）	関口	昌一（自民）	柳田	稔（民主）
理事	三木	亨（自民）	松山	政司（自民）	山下	芳生（共産）
理事	徳永	エリ（立憲）	丸川	珠代（自民）	寺田	静（無）
理事	片山	大介（維新）	芝	博一（立憲）	橋本	聖子（無）
	石井	準一（自民）	鉢呂	吉雄（立憲）	平山	佐知子（無）
	猪口	邦子（自民）	竹谷	とし子（公明）		（会期終了日 現在）

（1）審議概観

第204回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願3種類30件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第43号）は、瀬戸内海における生物の多様性及び水産資源の持続的な利用の確保を図るため、関係府県知事が栄養塩類の管理に関する計画を定めることができる制度の創設、自然海浜保全地区の指定対象の拡充等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、気候変動の観点の基本理念に追加した理由、栄養塩類管理制度創設の意義及び実効性、自然海浜保全地区の指定対象に再生された藻場・干潟を追加した理由及びその効果、瀬戸内海における漂流ごみ等の対策の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

自然公園法の一部を改正する法律案（閣法第48号）は、国立公園等を保護しつつ

地域の主体的な取組による利用の増進を図るため、質の高い自然体験活動の促進又は利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画認定制度の創設、利用のための規制の強化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、法改正の意義及びその効果、設置される協議会の構成員及び運営の在り方、国立公園における廃屋への対応策、分譲型ホテルの在り方等について質疑が行われた。

質疑を終局した後、討論に入り、日本共産党より、本法律案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）は、我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、2050年までの脱炭素社会の実現等の基本理念を新設するとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した事業の実施に関する認定制度の創設、温室効果ガス算定排出量の報告制度の見直し等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、本法律案における国民の位置付け、再生可能エネルギー導入に係る促進区域の設定の在り方、地域における脱炭素化に係る合意形成の在り方、温室効果ガス算定排出量報告制度の更なる充実の必要性等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案（閣法第61号）は、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、市町村による再商品化及び事業者による自主回収・再資源化の促進のための制度を創設するとともに、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、ワンウェイプラスチック製品の使用の合理化の在り方、プラスチック使用製品の削減を進める必要性、一括回収の市町村への影響と支援策の在り方、再生素材や代替素材の利用促進を支援する必要性等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月9日、環境行政等の基本施策について小泉国務大臣から所信を聴くとともに、令和3年度環境省予算及び環境保全経費の概要について笹川環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等について荒井公害等調整委員会委員長から、原子力規制委員会の業務について更田原子力規制委員会委員長からそれぞれ説明を聴いた。

3月16日、環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について調査を行い、福島県内の除

去土壌等の県外最終処分に向けた次世代を含む国民の理解の必要性、自然公園法改正案によるクマの餌付け等の規制に当たり現場の声を制度に反映させる必要性、カーボンプライシング導入に際し消費者の行動変容を促す施策導入の必要性、電源構成における原子力発電の位置付けなどに対する環境大臣の見解、カーボンニュートラルに向け多くの検討会が設置され議論が早急に進んでいることへの懸念、グテーレス国連事務総長によるG7への早急な石炭火力発電廃止計画作成要請に対する環境大臣の見解、ペットショップにおける生体販売に対する環境大臣の見解、環境問題等に関する国民の意識向上のための施策等について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された令和3年度一般会計予算、同特別会計予算及び同政府関係機関予算（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について審査を行い、未来を担う若者や子どもへの環境問題に関する普及啓発の強化及び若者等との対話の必要性、電源構成における原子力発電の位置付けに関する環境大臣の見解、令和3年度予算に計上されている地方公共団体の温室効果ガス排出削減に係る事業によるCO₂削減量の見込み、東京電力福島第一原子力発電所事故による除染等に関する費用が膨れ上がっていることへの環境大臣の認識、電力事情の異なる欧州に倣って気候変動対策を行うことに対する環境省の見解、十和田八幡平国立公園の旧十和田観光ホテルを環境省が撤去するに至った経緯及びその費用、新たな飼養管理基準において帝王切開の上限回数を定めていない理由、災害時にも水洗トイレとして機能する防災トイレの整備拡充の必要性等について質疑を行った。

4月6日、常呂・能取風力発電事業の地域への影響及び環境影響評価法の対象要件の見直し、日本企業の国際競争力維持のための再生可能エネルギー導入拡大への取組、気候変動対策推進のための有識者会議設置の意義、神戸製鋼所が計画している石炭火力発電所の環境影響評価手続における環境大臣の意見、中央環境審議会における若者の意見聴取の必要性、気候変動対策におけるプラスチックごみの資源循環の有効性等について質疑を行った。

4月15日、東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分の基本方針、2030年度温室効果ガス排出削減目標の見直し、地球温暖化対策に積極的な企業の情報提供の在り方、ワーケーションの促進に向けた課題、神戸製鋼所が計画している石炭火力発電所の環境影響評価手続における環境大臣の意見、マイクロプラスチックとなる人工芝等の規制の必要性、国立公園及び国定公園内に整備される太陽光発電施設等について質疑を行った。

5月27日、東京電力福島第一原子力発電

所におけるALPS処理水の処分に係る問題、G7首脳会合及びCOP26に向けた政府の気候変動対策への取組方針、フードバンクの継続的な経営のための支援、地方公共団体による災害廃棄物処理への支援、2030年度温室効果ガス削減目標達成に向けた地方公共団体への支援策、石狩湾で計画されている洋上風力発電事業による環境への影響、気候変動対策における気候正義の位置付け、香りに着目した地域循環共生圏の構築等について質疑を行った。

6月8日、東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に係る海域モニタリング、クマによる人身被害防止に向けた関係省庁等の連携の在り方、2030年度温室効果ガス削減目標達成に向けた未利用熱等の利用促進、福島県内の除去土壌の減容・再生利用に係る基盤技術開発の2024年度完了の見通し、有機フッ素化合物PFOA及びPFOSによる環境汚染問題、鉛製銃弾による野生鳥獣の鉛中毒の問題、エネルギー分野の脱炭素化に向けたアンモニアの利活用等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和3年3月9日(火) (第1回)

- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 環境行政等の基本施策に関する件について小泉国務大臣から所信を聴いた。
- 令和3年度環境省予算及び環境保全経費の概要に関する件について笹川環境副大臣から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の業務等に関する件について荒井公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。

- 原子力規制委員会の業務に関する件について更田原子力規制委員会委員長から説明を聴いた。

○令和3年3月16日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について小泉国務大臣、堀内環境副大臣、宮崎環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

猪口邦子君（自民）、徳永エリ君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維新）、柳田稔君（民主）、山下芳生君（共産）、寺田静君（無）、平山佐知子君（無）

○令和3年3月22日（月）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和三年度一般会計予算（衆議院送付）

令和三年度特別会計予算（衆議院送付）

令和三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について小泉環境大臣、笹川環境副大臣、神谷環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三木亨君（自民）、鉢呂吉雄君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維新）、柳田稔君（民主）、市田忠義君（共産）、寺田静君（無）、平山佐知子君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和3年4月6日（火）（第4回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○内閣府の気候変動に関する世論調査の結果に関する件、常呂・能取風力発電事業の地域への影響及び環境影響評価法の対象要件の見直しに関する件、日本企業の国際競争力維持のための再生可能エネルギー導入拡大への取組に関する件、気候変動対策推進のための有識者会議設置の意義に関する件、神戸製鋼所が計画している石炭火力発電所の環境影響評価手続における環境大臣の意見に関する件、中央環境審議会における若者の意見聴取の必要性に関する件、気候変動対策におけるプラスチックごみの資源循環の有効性に関する件等について小泉環境大臣、宗清経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

徳永エリ君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維新）、山下芳生君（共産）、寺田静君（無）、平山佐知子君（無）

○瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第43号）について小泉環境大

臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年4月8日（木）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第43号）について小泉環境大臣、神谷環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

三木亨君（自民）、鉢呂吉雄君（立憲）、徳永エリ君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維新）、柳田稔君（民主）、山下芳生君（共産）、寺田静君（無）、平山佐知子君（無）

（閣法第43号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（寺田静君、橋本聖子君、平山佐知子君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年4月15日（木）（第6回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分の基本方針に関する件、2030年度温室効果ガス排出削減目標の見直しに関する件、地球温暖化対策に積極的な企業の情報提供の在り方に関する件、ワーケーションの促進に向けた課題に関する件、神戸製鋼所が計画している石炭火力発電所の環境影響評価手続における環境大臣の意見に関する件、マイクロプラスチックとなる人工芝等の規制の必要性に関する件、国立公園及び国定公園内に整備される太陽光発電施設に関する件等について小泉環境大臣、江島経済産業副大臣、神谷環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

徳永エリ君（立憲）、鉢呂吉雄君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維新）、山下芳生君（共産）、寺田静君（無）、平山佐知子君（無）

○自然公園法の一部を改正する法律案（閣法第

48号) (衆議院送付) について小泉環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年4月22日(木) (第7回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自然公園法の一部を改正する法律案(閣法第48号) (衆議院送付) について小泉環境大臣、神谷環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

三木亨君(自民)、鉢呂吉雄君(立憲)、徳永エリ君(立憲)、竹谷とし子君(公明)、片山大介君(維新)、柳田稔君(民主)、山下芳生君(共産)、寺田静君(無)、平山佐知子君(無)

(閣法第48号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
無(寺田静君、橋本聖子君、平山佐知子君)

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和3年5月11日(火) (第8回)

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第47号) (衆議院送付) について笹川環境副大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年5月18日(火) (第9回)

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第47号) (衆議院送付) について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

社会地球化学研究所主任研究員 水谷広君
WWF ジャパン専門ディレクター(環境・エネルギー) 小西雅子君

弁護士

駒澤大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻講師 小島延夫君

[質疑者]

三木亨君(自民)、徳永エリ君(立憲)、竹

谷とし子君(公明)、片山大介君(維新)、柳田稔君(民主)、山下芳生君(共産)、寺田静君(無)、平山佐知子君(無)

○令和3年5月20日(木) (第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第47号) (衆議院送付) について小泉環境大臣、笹川環境副大臣、宮崎環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

滝沢求君(自民)、芝博一君(立憲)、竹谷とし子君(公明)、片山大介君(維新)、柳田稔君(民主)、山下芳生君(共産)、寺田静君(無)、平山佐知子君(無)

○令和3年5月25日(火) (第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第47号) (衆議院送付) について小泉環境大臣、宮崎環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

徳永エリ君(立憲)、竹谷とし子君(公明)、片山大介君(維新)、柳田稔君(民主)、山下芳生君(共産)、寺田静君(無)、平山佐知子君(無)

(閣法第47号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産、無(寺田静君、橋本聖子君、平山佐知子君)

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年5月27日(木) (第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に係る問題に関する件、G7首脳会合及びCOP26に向けた政府の気候変動対策への取組方針に関する件、フードバンクの継続的な経営のための支援に関する件、地方公共団体による災害廃棄物処理への支援に関する件、2030年度温室効果ガス削減

目標達成に向けた地方公共団体への支援策に関する件、石狩湾で計画されている洋上風力発電事業による環境への影響に関する件、気候変動対策における気候正義の位置付けに関する件、香りに着目した地域循環共生圏の構築に関する件等について小泉国務大臣、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

滝波宏文君（自民）、鉢呂吉雄君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維新）、柳田稔君（民主）、山下芳生君（共産）、寺田静君（無）、平山佐知子君（無）

- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について小泉環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年6月1日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について小泉環境大臣、笹川環境副大臣、宮崎環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井準一君（自民）、鉢呂吉雄君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維新）、柳田稔君（民主）、山下芳生君（共産）、寺田静君（無）、平山佐知子君（無）

○令和3年6月3日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について小泉環境大臣、笹川環境副大臣、宗清経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

徳永エリ君（立憲）、鉢呂吉雄君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維新）、柳田稔君（民主）、山下芳生君（共産）、寺田静君（無）、平山佐知子君（無）

（閣法第61号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、

共産、無（寺田静君、橋本聖子君、平山佐知子君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月8日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に係る海域モニタリングに関する件、クマによる人身被害防止に向けた関係省庁等の連携の在り方に関する件、2030年度温室効果ガス削減目標達成に向けた未利用熱等の利用の促進に関する件、福島県内の除去土壌の減容・再生利用に係る基盤技術開発の2024年度完了の見通しに関する件、有機フッ素化合物PFOA及びPFOSによる環境汚染問題に関する件、鉛製銃弾による野生鳥獣の鉛中毒の問題に関する件、エネルギー分野の脱炭素化に向けたアンモニアの利活用に関する件等について小泉環境大臣、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、徳永エリ君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、片山大介君（維新）、山下芳生君（共産）、寺田静君（無）、平山佐知子君（無）

○令和3年6月16日（水）（第16回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第581号外29件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要請書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国家基本政策委員会

委員一覧（20名）

委員長	大塚 耕平（民主）	中西 健治（自民）	山口 那津男（公明）
理事	衛藤 晟一（自民）	中西 哲（自民）	松沢 成文（維新）
理事	水岡 俊一（立憲）	三原じゅん子（自民）	小林 正夫（民主）
	宇都 隆史（自民）	渡辺 猛之（自民）	小池 晃（共産）
	江島 潔（自民）	難波 奨二（立憲）	木村 英子（れ新）
	小野田 紀美（自民）	福山 哲郎（立憲）	ながえ 孝子（碧水）
	武見 敬三（自民）	谷合 正明（公明）	（会期終了日 現在）

（1）審議概観

第204回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を1回開き討議を行った。

〔国政調査〕

国家基本政策委員会合同審査会は、1回開かれ、枝野幸男君、片山虎之助君、玉木雄一郎君及び志位和夫君が発言者となって、菅内閣総理大臣との間で討議が行われた。

6月9日の合同審査会では、大塚耕平参議院国家基本政策委員長が会長を務め、

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を解除する基準の明確化、補正予算の編成等により国民に対する包括的な追加支援を行う必要性、会期を大幅延長し、国会を挙げて感染症対策等に当たる必要性、東京オリンピック・パラリンピックに向けた国と東京都との関係の在り方、ワクチン接種が進む現下の状況における補正予算・経済対策の必要性、感染拡大のリスクがある中で東京オリンピック・パラリンピックを開催する理由等について討議が行われた。

（2）委員会経過

○令和3年1月22日（金）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○令和3年6月9日（水）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

○令和3年6月9日（水）（合同審査会第1回）

- 国家の基本政策に関する件について枝野幸男

君、片山虎之助君、玉木雄一郎君及び志位和夫君が菅内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧（45名）

委員長	山本 順三（自民）	佐藤 正久（自民）	小西 洋之（立憲）
理事	青木 一彦（自民）	進藤 金日子（自民）	田島 麻衣子（立憲）
理事	滝波 宏文（自民）	高階 恵美子（自民）	福島 みずほ（立憲）
理事	馬場 成志（自民）	高野 光二郎（自民）	宮沢 由佳（立憲）
理事	藤川 政人（自民）	藤木 眞也（自民）	河野 義博（公明）
理事	白 眞勲（立憲）	古川 俊治（自民）	塩田 博昭（公明）
理事	森 ゆうこ（立憲）	三木 亨（自民）	杉 久武（公明）
理事	石川 博崇（公明）	三宅 伸吾（自民）	若松 謙維（公明）
理事	浅田 均（維新）	宮崎 雅夫（自民）	石井 苗子（維新）
理事	山添 拓（共産）	宮島 喜文（自民）	片山 大介（維新）
	青山 繁晴（自民）	山田 修路（自民）	磯崎 哲史（民主）
	磯崎 仁彦（自民）	山田 宏（自民）	浜口 誠（民主）
	上野 通子（自民）	石川 大我（立憲）	矢田 わか子（民主）
	片山 さつき（自民）	打越 さく良（立憲）	田村 智子（共産）
	北村 経夫（自民）	熊谷 裕人（立憲）	大門 実紀史（共産）

（会期終了日 現在）

（1）審議概観

第204回国会において、本委員会に付託された案件は、令和二年度第3次補正予算2案及び令和三年度総予算3案であり、いずれも可決した。また、予算の執行状況に関する調査を行った。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔予算の審査〕

令和二年度第3次補正予算 令和二年度補正予算2案（第3号及び特第3号）は、1月18日国会に提出され、28日に成立した。

委員会では、衆議院からの送付の後、1月27日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、同日から質疑に入り、翌28日には締めくくり質疑を行い、討論の後に採決の結果、2案は可決された。

委員会の質疑においては、補正予算の

特徴及び編成の基本的考え方、財政健全化目標見直しの必要性、財政投融资の活用策、雇用調整助成金の財源確保策、緊急事態宣言の発出時期と解除の見通し、G o T o トラベルが感染拡大に与えた影響、ワクチン接種の円滑な実施に向けた取組、医療提供体制の現状及び病床・人材の確保策、生活困窮者を始め社会的弱者への支援の充実、マイナンバーカード普及・活用の方策、東京オリンピック・パラリンピック開催の可否、カーボンニュートラル実現に向けた取組、日銀によるETF買入れの問題点等の問題が取り上げられた。

令和三年度総予算 令和三年度総予算3案は、1月18日国会に提出され、3月26日に成立した。

委員会では、1月27日に財務大臣から

趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付の後、3月3日から質疑に入り、基本的質疑、一般質疑に加え、8日には東日本大震災からの復興及び新型コロナウイルス感染症対応等に関する集中審議、15日には内外の諸課題（デジタル社会・情報通信行政、ワクチンの接種体制等）に関する集中審議、19日には現下の諸課題（新型コロナウイルス感染症への今後の対応・医療体制の強化、情報通信行政、原子力安全等）に関する集中審議、25日には菅内閣の基本姿勢（外交、情報通信行政、経済・雇用、孤独・孤立支援等）に関する集中審議を行った。

3月16日には公聴会を開催し、22日及び23日には各委員会に審査を委嘱したほか、予備審査中の2月16日の1日間、東京都に委員を派遣して現地調査を行った。

3月26日には締めくくり質疑を行い、討論の後に採決の結果、3案は可決された。

委員会の質疑においては、コロナ対策で拡大した財政の健全化、現状及びコロナ後を見据えた経済政策、日銀の金融緩和政策への評価、家計と企業への支援策の在り方、緊急事態宣言解除後のリバウンド対策、円滑なワクチン接種に向けた

取組、変異株に対する検査の在り方、医療提供体制の強化と支援の充実、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた感染防止の徹底、デジタル社会実現への課題、カーボンニュートラル実現への方策、東日本大震災の第2期復興支援の方向性、尖閣諸島をめぐる中国への対応、原発施設の不備と再稼働の是非、総務省接待事案の事実関係、放送法の外資規制違反に係る事案等の問題が取り上げられた。

【国政調査】

予算の執行状況に関する調査を議題として、**5月10日**、内外の諸課題（新型コロナウイルス感染症対応、情報通信行政、原子力安全、外交等）に関する集中審議が行われた。

質疑においては、国産ワクチンの開発支援と国際協力の在り方、緊急事態宣言の有効性、医療従事者へのワクチン接種の早期完了に向けた取組、河野談話の見直し及び再検証、事業者に対する事業規模に応じた支援の必要性、変異株の感染拡大防止に向けた医療機関等への支援拡充等の問題が取り上げられた。

（2）委員会経過

○令和3年1月27日（水）（第1回）

— 総括質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 令和三年度一般会計予算（予）
令和三年度特別会計予算（予）
令和三年度政府関係機関予算（予）
令和二年度一般会計補正予算（第3号）（衆議院送付）

令和二年度特別会計補正予算（特第3号）（衆議院送付）

以上5案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 令和三年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和二年度一般会計補正予算（第3号）（衆議院送付）

令和二年度特別会計補正予算(特第3号)(衆議院送付)

以上両案について菅内閣総理大臣、赤羽国土交通大臣、坂本内閣府特命担当大臣、田村厚生労働大臣、西村国務大臣、梶山経済産業大臣、橋本国務大臣、野上農林水産大臣、井上内閣府特命担当大臣、麻生財務大臣、岸防衛大臣、茂木外務大臣、小此木国務大臣、武田総務大臣、平井国務大臣、小泉環境大臣、河野国務大臣、萩生田文部科学大臣、岡村参議院事務総長、政府参考人、国立国会図書館当局、参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君、認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい理事長大西連君及び日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

徳永エリ君(立憲)、石橋通宏君(立憲)、白眞勲君(立憲)、蓮舫君(立憲)、藤川政人君(自民)、高階恵美子君(自民)

○令和3年1月28日(木)(第2回)

— 総括質疑・締めくり質疑 —

○令和二年度一般会計補正予算(第3号)(衆議院送付)

令和二年度特別会計補正予算(特第3号)(衆議院送付)

以上両案について菅内閣総理大臣、河野国務大臣、田村厚生労働大臣、武田総務大臣、小此木国務大臣、萩生田文部科学大臣、野上農林水産大臣、小泉環境大臣、茂木外務大臣、赤羽国土交通大臣、西村国務大臣、麻生国務大臣、梶山経済産業大臣、坂本内閣府特命担当大臣、平井国務大臣、上川法務大臣、橋本国務大臣、加藤内閣官房長官、岡村参議院事務総長、政府参考人及び衆議院事務局当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・ 総括質疑

[質疑者]

谷合正明君(公明)、三浦信祐君(公明)、浅田均君(維新)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、小池晃君(共産)

・ 締めくり質疑

[質疑者]

森ゆうこ君(立憲)、若松謙維君(公明)、石井苗子君(維新)、矢田わか子君(民主)、山添拓君(共産)

(令和二年度第3次補正予算)

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 立憲、民主、共産

○令和3年3月3日(水)(第3回)

— 基本的質疑 —

○ 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○ 参考人の出席を求めることを決定した。

○ 令和三年度一般会計予算(衆議院送付)

令和三年度特別会計予算(衆議院送付)

令和三年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について菅内閣総理大臣、小泉国務大臣、武田総務大臣、西村国務大臣、田村厚生労働大臣、河野国務大臣、茂木外務大臣、加藤国務大臣、野上農林水産大臣、丸川国務大臣、萩生田文部科学大臣、平井国務大臣、上川法務大臣、赤羽国務大臣、梶山経済産業大臣、坂本国務大臣、三原厚生労働副大臣、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君、総務審議官吉田眞人君、内閣官房内閣審議官奈良俊哉君、農林水産事務次官枝元真徹君及び総務審議官谷脇康彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

森ゆうこ君(立憲)、斎藤嘉隆君(立憲)、福島みずほ君(立憲)、真山勇一君(立憲)、福岡資麿君(自民)、森まさこ君(自民)

○令和3年3月4日(木)(第4回)

— 基本的質疑 —

○ 参考人の出席を求めることを決定した。

○ 令和三年度一般会計予算(衆議院送付)

令和三年度特別会計予算(衆議院送付)

令和三年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について菅内閣総理大臣、平井国務大臣、武田総務大臣、野上農林水産大臣、坂本国務大臣、小此木国務大臣、井上内閣府特命担当大臣、田村厚生労働大臣、茂木外務大

臣、河野国務大臣、赤羽国土交通大臣、梶山経済産業大臣、上川法務大臣、萩生田文部科学大臣、丸川国務大臣、西村国務大臣、小泉環境大臣、加藤内閣官房長官、麻生財務大臣、山本厚生労働副大臣、政府参考人、参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君及び総務審議官谷脇康彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、西田実仁君（公明）、佐々木さやか君（公明）、片山大介君（維新）、音喜多駿君（維新）、足立信也君（民主）、磯崎哲史君（民主）、田村智子君（共産）

○派遣委員から報告を聴いた。

○令和3年3月5日(金) (第5回)

— 一般質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和三年度一般会計予算（衆議院送付）

令和三年度特別会計予算（衆議院送付）

令和三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について菅内閣総理大臣、西村国務大臣、田村厚生労働大臣、武田総務大臣、茂木外務大臣、麻生財務大臣、萩生田文部科学大臣、梶山経済産業大臣、赤羽国土交通大臣、小泉環境大臣、河野国務大臣、野上農林水産大臣、上川法務大臣、平井国務大臣、小此木国務大臣、岸防衛大臣、岡田内閣官房副長官、政府参考人、参議院事務局当局、参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君、総務審議官谷脇康彦君、農林水産事務次官枝元真徹君、総務審議官吉田真人君、総務省大臣官房付秋本芳徳君及び同省大臣官房付湯本博信君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小西洋之君（立憲）、※白眞勲君（立憲）、河野義博君（公明）、浅田均君（維新）、舟山康江君（民主）、井上哲士君（共産）、※山添拓君（共産）、佐藤正久君（自民）、宮島喜文君（自民） ※関連質疑

○令和3年3月8日(月) (第6回)

— 集中審議（東日本大震災からの復興及び

新型コロナウイルス感染症対応等） —

○令和三年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和三年度一般会計予算（衆議院送付）

令和三年度特別会計予算（衆議院送付）

令和三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について菅内閣総理大臣、麻生国務大臣、河野国務大臣、坂本国務大臣、赤羽国土交通大臣、小此木内閣府特命担当大臣、武田総務大臣、西村国務大臣、田村厚生労働大臣、野上農林水産大臣、梶山経済産業大臣、丸川国務大臣、平沢復興大臣、加藤内閣官房長官、小泉環境大臣、平井国務大臣、萩生田文部科学大臣、山本厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人総務省大臣官房付谷脇康彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

片山さつき君（自民）、足立敏之君（自民）、木戸口英司君（立憲）、宮沢由佳君（立憲）、小西洋之君（立憲）、若松謙維君（公明）、伊藤孝江君（公明）、梅村聡君（維新）、石井苗子君（維新）、浜口誠君（民主）、山添拓君（共産）、大門実紀史君（共産）

○令和3年3月9日(火) (第7回)

— 一般質疑 —

○令和三年度一般会計予算（衆議院送付）

令和三年度特別会計予算（衆議院送付）

令和三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について梶山経済産業大臣、麻生財務大臣、野上農林水産大臣、坂本国務大臣、三原厚生労働副大臣、長坂経済産業副大臣、鳩山国土交通大臣政務官、大隈厚生労働大臣政務官、宮路総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮本周司君（自民）、高野光二郎君（自民）

○令和3年3月10日(水) (第8回)

— 一般質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和三年度一般会計予算（衆議院送付）

令和三年度特別会計予算（衆議院送付）

令和三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について武田総務大臣、小此木内閣府特命担当大臣、田村厚生労働大臣、河野国務大臣、岸防衛大臣、赤羽国土交通大臣、坂本国務大臣、平井国務大臣、丸川国務大臣、加藤内閣官房長官、茂木外務大臣、宇都外務副大臣、政府参考人、参考人総務省大臣官房付谷脇康彦君及び同省大臣官房付秋本芳徳君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

熊谷裕人君（立憲）、田島麻衣子君（立憲）、
※白眞勲君（立憲） ※関連質疑

○令和3年3月11日（木）（第9回）

— 一般質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和三年度一般会計予算（衆議院送付）

令和三年度特別会計予算（衆議院送付）

令和三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について武田総務大臣、西村国務大臣、田村厚生労働大臣、河野国務大臣、加藤内閣官房長官、平井国務大臣、萩生田文部科学大臣、小此木国務大臣、丸川内閣府特命担当大臣、上川法務大臣、平沢復興大臣、梶山経済産業大臣、宇都外務副大臣、岩井国土交通副大臣、政府参考人、最高裁判所当局及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

※白眞勲君（立憲）、塩田博昭君（公明）、
柴田巧君（維新）、矢田わか子君（民主）、
岩渕友君（共産） ※関連質疑

○令和3年3月12日（金）（第10回）

— 一般質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和三年度一般会計予算（衆議院送付）

令和三年度特別会計予算（衆議院送付）

令和三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について田村厚生労働大臣、加藤内閣官房長官、麻生財務大臣、武田総務大臣、丸川国務大臣、平井国務大臣、赤羽国土交通大臣、野上農林水産大臣、梶山経済産業大臣、

西村国務大臣、坂本内閣府特命担当大臣、井上内閣府特命担当大臣、萩生田文部科学大臣、坂井内閣官房副長官、宇都外務副大臣、田所法務副大臣、新谷総務副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、吉川内閣府大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長文挾誠一君及び総務省大臣官房付谷脇康彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、打越さく良君（立憲）、
石川大我君（立憲）、※小西洋之君（立憲）、
高橋光男君（公明）、清水貴之君（維新）、
磯崎哲史君（民主）、倉林明子君（共産）

※関連質疑

○令和3年3月15日（月）（第11回）

— 集中審議（内外の諸課題（デジタル社会・
情報通信行政、ワクチンの接種体制等）） —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和三年度一般会計予算（衆議院送付）

令和三年度特別会計予算（衆議院送付）

令和三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について菅内閣総理大臣、河野国務大臣、田村厚生労働大臣、麻生財務大臣、武田総務大臣、野上農林水産大臣、小泉環境大臣、坂本国務大臣、西村国務大臣、加藤内閣官房長官、萩生田文部科学大臣、茂木外務大臣、赤羽国土交通大臣、梶山経済産業大臣、上川法務大臣、坂井内閣官房副長官、山本厚生労働副大臣、政府参考人、参考人日本電信電話株式会社代表取締役社長澤田純君、株式会社東北新社代表取締役社長中島信也君及び独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大家敏志君（自民）、進藤金日子君（自民）、
福山哲郎君（立憲）、斎藤嘉隆君（立憲）、
青木愛君（立憲）、平木大作君（公明）、下
野六太君（公明）、松沢成文君（維新）、梅
村みずほ君（維新）、矢田わか子君（民主）、
山添拓君（共産）、吉良よし子君（共産）

○令和3年3月16日（火）（公聴会 第1回）

- 令和三年度一般会計予算（衆議院送付）
令和三年度特別会計予算（衆議院送付）
令和三年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上3案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

〔公述人〕

新型インフルエンザ等対策有識者会議
新型コロナウイルス感染症対策分科会分科
会長 尾身茂君
インターパーク倉持呼吸器内科院長 倉持
仁君
BNPパリバ証券株式会社
グローバルマーケット統括本部副会長 中
空麻奈君
学習院大学経済学部経済学科教授 鈴木亘
君
神奈川大学法学部・法学研究科教授 大庭
三枝君
大阪市立大学大学院経営学研究科教授 除
本理史君

- ・公述人（尾身茂君、倉持仁君）に対する質疑（新型コロナウイルス感染症対応（医療・ワクチン接種体制））

〔質疑者〕

馬場成志君（自民）、森ゆうこ君（立憲）、
若松謙維君（公明）、石井苗子君（維新）、
浜口誠君（民主）、小池晃君（共産）

- ・公述人（中空麻奈君、鈴木亘君）に対する質疑（新型コロナウイルス感染症による国民生活・経済への影響）

〔質疑者〕

藤川政人君（自民）、宮沢由佳君（立憲）、
杉久武君（公明）、浅田均君（維新）、小林
正夫君（民主）、大門実紀史君（共産）

- ・公述人（大庭三枝君、除本理史君）に対する質疑（内政・外交の諸課題）

〔質疑者〕

滝波宏文君（自民）、福島みずほ君（立憲）、
河野義博君（公明）、片山大介君（維新）、
磯崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）

○令和3年3月17日(水) (第12回)

— 一般質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和三年度一般会計予算（衆議院送付）
令和三年度特別会計予算（衆議院送付）
令和三年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上3案について茂木外務大臣、岸防衛大臣、
麻生財務大臣、梶山経済産業大臣、平沢復興
大臣、井上内閣府特命担当大臣、田村厚生労
働大臣、上川法務大臣、加藤内閣官房長官、
武田総務大臣、西村国務大臣、河野国務大臣、
坂本国務大臣、小此木内閣府特命担当大臣、
丸川国務大臣、平井国務大臣、田所法務副大
臣、鷲尾外務副大臣、熊田総務副大臣、三原
厚生労働副大臣、更田原子力規制委員会委員
長、政府参考人及び参考人東京電力ホールデ
ィングス株式会社代表執行役社長小早川智明
君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

北村経夫君（自民）、三木亨君（自民）、小
西洋之君（立憲）、※森ゆうこ君（立憲）、
安江伸夫君（公明）、※若松謙維君（公明）、
高木かおり君（維新）、浜口誠君（民主）、
※伊藤孝恵君（民主）、井上哲士君（共産）

※関連質疑

○令和3年3月18日(木) (第13回)

— 一般質疑 —

- 令和三年度一般会計予算（衆議院送付）
令和三年度特別会計予算（衆議院送付）
令和三年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上3案について内閣委員会、総務委員会、
法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員
会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林
水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員
会及び環境委員会については3月22日の1日
間、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、
政府開発援助等に関する特別委員会、地方創
生及び消費者問題に関する特別委員会及び東
日本大震災復興特別委員会については3月23
日の1日間、当該委員会の所管に係る部分の
審査を委嘱することを決定した。
以上3案について参考人の出席を求めること
を決定した後、西村国務大臣、加藤内閣官房
長官、上川法務大臣、武田総務大臣、麻生財

務大臣、丸川国務大臣、茂木外務大臣、岸防衛大臣、田村厚生労働大臣、梶山経済産業大臣、赤羽国土交通大臣、河野国務大臣、坂井内閣官房副長官、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表取締役社長小早川智明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

白眞勲君（立憲）、※森ゆうこ君（立憲）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、※鈴木宗男君（維新）、磯崎哲史君（民主）、※舟山康江君（民主）、武田良介君（共産）、※山添拓君（共産） ※関連質疑

○令和3年3月19日(金) (第14回)

― 集中審議（現下の諸課題（新型コロナウイルス感染症への今後の対応・医療体制の強化、情報通信行政、原子力安全等））―

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和三年度一般会計予算（衆議院送付）

令和三年度特別会計予算（衆議院送付）

令和三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について菅内閣総理大臣、小泉環境大臣、武田総務大臣、梶山経済産業大臣、田村厚生労働大臣、西村国務大臣、坂本内閣府特命担当大臣、麻生財務大臣、赤羽国土交通大臣、河野国務大臣、茂木外務大臣、小此木国務大臣、藤井内閣府副大臣、丹羽文部科学副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、鳩山国土交通大臣政務官、鰐淵文部科学大臣政務官、岡村参議院事務総長、更田原子力規制委員会委員長、近藤内閣法制局長官、政府参考人、参考人東京電力ホールディングス株式会社代表取締役社長小早川智明君及び独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田宏君（自民）、藤木眞也君（自民）、蓮舫君（立憲）、小西洋之君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、杉久武君（公明）、塩田博昭君（公明）、片山虎之助君（維新）、※東徹君（維新）、川合孝典君（民主）、山下芳生君（共産） ※関連質疑

○令和3年3月24日(水) (第15回)

― 一般質疑 ―

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和三年度一般会計予算（衆議院送付）

令和三年度特別会計予算（衆議院送付）

令和三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について加藤内閣官房長官、茂木外務大臣、岸防衛大臣、小此木国家公安委員会委員長、武田総務大臣、麻生財務大臣、赤羽国土交通大臣、丸川国務大臣、平井国務大臣、上川法務大臣、田村厚生労働大臣、小泉環境大臣、西村内閣府特命担当大臣、梶山経済産業大臣、坂本内閣府特命担当大臣、河野国務大臣、野上農林水産大臣、大西国土交通副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、熊谷裕人君（立憲）、※田島麻衣子君（立憲）、石川大我君（立憲）、河野義博君（公明）、浅田均君（維新）、浜口誠君（民主）、※田村まみ君（民主）、紙智子君（共産） ※関連質疑

○各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○令和3年3月25日(木) (第16回)

― 集中審議（菅内閣の基本姿勢（外交、情報通信行政、経済・雇用、孤独・孤立支援等））―

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和三年度一般会計予算（衆議院送付）

令和三年度特別会計予算（衆議院送付）

令和三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について菅内閣総理大臣、茂木外務大臣、河野国務大臣、西村国務大臣、梶山経済産業大臣、加藤内閣官房長官、田村厚生労働大臣、武田総務大臣、萩生田文部科学大臣、坂本国務大臣、赤羽国土交通大臣、麻生財務大臣、江島経済産業副大臣、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君及び日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行っ

た。

〔質疑者〕

高橋はるみ君（自民）、福山哲郎君（立憲）、
竹内真二君（公明）、浅田均君（維新）、足
立信也君（民主）、田村智子君（共産）

○令和3年3月26日（金）（第17回）

— 締めくくり質疑 —

○令和3年度一般会計予算（衆議院送付）

令和3年度特別会計予算（衆議院送付）

令和3年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について菅内閣総理大臣、丸川国務
大臣、田村厚生労働大臣、河野国務大臣、梶
山経済産業大臣、坂本国務大臣、赤羽国土交
通大臣、野上農林水産大臣、茂木外務大臣、
麻生財務大臣、上川法務大臣、武田総務大臣、
加藤内閣官房長官、西村国務大臣、小泉環境
大臣、亀岡復興副大臣及び政府参考人に対し
質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

山田修路君（自民）、白眞勲君（立憲）、宮
沢由佳君（立憲）、森ゆうこ君（立憲）、石
川博崇君（公明）、片山大介君（維新）、矢
田わか子君（民主）、山添拓君（共産）

（令和3年度総予算）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産

○令和3年5月10日（月）（第18回）

— 集中審議（内外の諸課題（新型コロナウイルス感染症対応、情報通信行政、原子力安全、外交等）） —

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、内外の諸課題（新型コロナウイルス感染症対応、情報通信行政、原子力安全、外交等）に関する件について菅内閣総理大臣、田村厚生労働大臣、茂木外務大臣、河野国務大臣、萩生田文部科学大臣、丸川国務大臣、梶山経済産業大臣、西村国務大臣、武田総務大臣、笹川環境副大臣及び宮崎環境大臣政務官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

本田顕子君（自民）、蓮舫君（立憲）、里見
隆治君（公明）、石井章君（維新）、舟山康
江君（民主）、山添拓君（共産）

○令和3年6月16日（水）（第19回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和3年2月16日（火）

- 令和3年度総予算の審査に資するため、新型コロナウイルス感染症対応の実情調査

〔派遣地〕

東京都

〔派遣委員〕

山本順三君（自民）、青木一彦君（自民）、
滝波宏文君（自民）、馬場成志君（自民）、
藤川政人君（自民）、白眞勲君（立憲）、森
ゆうこ君（立憲）、石川博崇君（公明）、浅
田均君（維新）、山添拓君（共産）、矢田わ
か子君（民主）

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	野村 哲郎 (自民)	大家 敏志 (自民)	岸 真紀子 (立憲)
理事	古賀 友一郎 (自民)	酒井 庸行 (自民)	塩村 あやか (立憲)
理事	舞立 昇治 (自民)	自見 はなこ (自民)	吉田 忠智 (立憲)
理事	牧野 たかお (自民)	滝沢 求 (自民)	伊藤 孝江 (公明)
理事	古賀 之士 (立憲)	豊田 俊郎 (自民)	下野 六太 (公明)
理事	里見 隆治 (公明)	西田 昌司 (自民)	平木 大作 (公明)
理事	芳賀 道也 (民主)	藤井 基之 (自民)	石井 章 (維新)
	足立 敏之 (自民)	山田 俊男 (自民)	柳ヶ瀬 裕文 (維新)
	赤池 誠章 (自民)	小沼 巧 (立憲)	岩渕 友 (共産)
	今井 絵理子 (自民)	勝部 賢志 (立憲)	武田 良介 (共産)
			(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第204回国会における本委員会付託案件は、令和元年度決算外2件（第203回国会提出）、令和元年度予備費3件（第201回国会提出）である。

なお、令和元年度予備費3件は、令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）並びに令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書である。

審査の結果、令和元年度決算外2件はいずれも是認すべきものと議決した。また、令和元年度予備費3件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔令和元年度決算の審査〕

令和元年度決算外2件は、第203回国会の令和2年11月20日に提出され、11月30日の本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日の委員会において麻生財務大臣から概要説明を聴取し、今国会の令和3年4月5

日に菅内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。その後、省庁別審査を計6回行った。

なお、4月7日の委員会において、1月18日に菅内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された平成三十年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置に関して、平成30年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置及び「防衛省の経理」に関する決議について政府の講じた措置と併せて、麻生財務大臣から説明を聴取した。平成三十年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府が講じた措置
<p>(1)総務省が多額の国費を投じて整備した政府共通プラットフォームのセキュアゾーンについて、その整備に際し、需要の把握や各府省との調整等が十分に行われなかったことから、平成29年4月の運用開始以降、本来の目的での利用が全くなされないまま、30年度末に廃止されたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、政府共通プラットフォームの整備に当たって需要の把握や各府省との調整等を適時適切に行うための手続を明確にするとともに、政府全体のITガバナンス体制を強化し、再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>(1)政府共通プラットフォームについては、総務省において、第二期政府共通プラットフォームの整備、運用等に係るプロジェクト計画書を改定し、需要の把握や各府省との調整等を適時適切に行うための手続を明確にしたところである。</p> <p>また、内閣官房を中心に、全ての政府情報システムを対象とした一元的なプロジェクト管理を行うこととし、政府情報システムの統一的管理を強化したところである。</p> <p>引き続き、政府共通プラットフォームを含めた政府情報システムのプロジェクト管理を確実に実施し、政府全体のITガバナンス体制の強化に取り組んでまいり所存である。</p>
<p>(2)内閣府の企業主導型保育事業において、保育施設の整備に当たり、事業者が工事費用の水増しなどした虚偽の内容の事業完了報告書を事業実施機関に提出し、同機関における審査が不十分であったことなどから、助成金が過大に交付された事態、また、会計検査院が213施設を抽出し検査したところ、平成30年10月時点において開設後1年以上経過した企業主導型保育施設173施設のうち、72施設において定員充足率が5割未満であるなど、利用状況が低調となっていた事態等が明らかとなったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、企業主導型保育事業の事業実施機関における審査や指導、監査を改善するなど、助成金の過大交付の再発防止に努めるとともに、利用者のニーズに応えた保育事業となるよう、事業の見直しや改善に継続的に取り組むべきである。</p>	<p>(2)企業主導型保育事業については、助成金の不正受給防止のための審査基準を策定し、全ての申請者に対するヒアリングや施設整備後の現地確認等の確実な実施、施設運営開始後の指導及び監査の強化を図るとともに、施設における定員充足率の向上を図るため、利用定員の妥当性等についての審査、実施要綱に基づく定員充足状況の定期的な把握、施設と保育ニーズのある企業とのマッチング支援を実施することとしたところである。</p> <p>引き続き、助成金の過大交付に係る再発防止に万全を期すとともに、利用者ニーズに応えた保育事業となるよう取り組んでまいり所存である。</p>

<p>(3) 東京高等検察庁の前検事長については、令和2年1月、国家公務員法における勤務延長規定の検察官への適用について、従来の解釈を変更し、勤務延長の閣議決定がなされた。同年5月、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発令中に賭けマージャンを複数回行っていたことが明らかになり、訓告処分を受けた上で辞職した。本件により、検察に対する国民の信頼が損なわれたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、従来の解釈変更や検察庁法改正案の経緯の説明に努めるとともに、検察に対する国民の信頼回復に向けて徹底的に取り組むべきである。</p>	<p>(3) 検察に対する国民の信頼回復は、国民生活の安全・安心を守るため、一つ一つの事件に適正に対処していくこと、関係法案等について国民の理解が得られるよう必要な説明を尽くしていくことにあると考えている。</p> <p>引き続き、このような取組や検察官の綱紀の一層の保持を通じて、検察に対する信頼の回復に努めてまいり所存である。</p>
<p>(4) 資源エネルギー庁において、関西電力株式会社に対する業務改善命令に係る手続の不備を隠すために、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取を実施した日付が実際の日付と異なる不適切な公文書が作成されたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、公文書管理に関して真摯な反省が求められているさなかに、このような事態が生じたことを重く受け止め、平成二十八年度決算に関する警告決議を踏まえて講じた適正な公文書管理の徹底や組織風土の改革の措置がまだ十分でないことを肝に銘じて、再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>(4) 資源エネルギー庁における公文書作成については、今回の事態を重く受け止め、経済産業省内の意識を徹底的に改めるべく、行政手続に関する監査体制強化などの再発防止策を講じたところである。</p> <p>引き続き、適正な公文書管理の徹底に努めるなど、再発の防止に万全を期してまいり所存である。</p>
<p>(5) 防衛省が米国政府との間で行う有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達について、調達額が平成25年度から29年度にかけて3倍以上に増加している中で、契約管理費の減免を受けるための協定等の締結に係る本格的な検討が行われていなかったこと、また、前払金を支払ったにもかかわらず、出荷予定時期を経過しても納入が完了せずに未精算となっていたものが29年度末時点で85件、349億</p>	<p>(5) 有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達の改善については、履行状況を継続的に把握し、未納入や未精算を解消するために最善の努力を行うこと等を日米間で合意し、このための取組を進めており、未納入額及び未精算額が大幅減となっている。また、契約管理費の減免制度を利用するため、品質管理の内容等に関する協議や、品質管理体制に係る調査の受入れ準備等を進めている。</p>

円に上るなど、改善すべき課題が山積していることは、遺憾である。

政府は、FMS調達に係る調達額を抑制するため、契約管理費の減免制度の利用を含めあらゆる可能性を検討するとともに、未納入が続くと各部隊の運用に支障を来しかねないことを念頭に、全ての未納入及び未精算のケースについて履行状況を継続的に把握し、日米間で緊密に協議や調整を行うなど、FMS調達の改善に努めるべきである。

引き続き、日米間で緊密に協議や調整を行うなど、FMS調達の改善に努めてまいり所存である。

その後、5月31日には麻生財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月7日には菅内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。令和元年度決算審査における質疑の主な項目は、2025年のプライマリーバランス黒字化に向けた今後の取組、水際対策やワクチン接種などの新型コロナウイルス感染症対策の在り方、特別支援教育における専門性向上及び指導体制充実の必要性、地方公共団体の情報セキュリティ対策のための支援の在り方などである。

6月7日の質疑終局の後、委員長より、令和元年度決算についての8項目から成る内閣に対する警告案及び8項目から成る令和元年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、令和元年度決算は多数をもって是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）における不具合発生について、②企業主導型保育事業における病児保育等の未実施等について、③総務省幹部職員の利害関係者との

不適切な会食等について、④放送法に基づく外資規制違反事案について、⑤震災復興医療体制整備システムが全く利用されなかった事態について、⑥事務処理誤りによる過払い年金の返還請求に係る不適切事案について、⑦東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における不適切事案について、⑧地域再エネ水素ステーション導入事業の不適切な実施についてである。

次に、令和元年度決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①地方公共団体の情報セキュリティ対策のための支援について、②予備費の適切な使用について、③特別支援教育における専門性の向上及び指導体制の充実について、④災害拠点病院における自家発電機等の不十分な浸水対策について、⑤就職氷河期世代を対象とした限定求人改善について、⑥高収益作物次期作支援交付金の運用見直しをめぐる混乱について、⑦株式会社日本貿易保険における不適切事案について、⑧エネルギー使用合理化等事業者支援事業の不適切な実施についてである。

次に、令和元年度国有財産増減及び現

在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

〔令和元年度予備費の審査〕

令和元年度予備費3件のうち、令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）は令和2年3月17日、令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）並びに令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書は令和2年5月19日、いずれも第201回国会に提出された。令和3年4月20日に衆議院から受領した後、5月28日に本委員会に付託され、5月31日、麻生財務大臣から概要説明を聴取し、決算外2件と一括して質疑を行った。

5月31日に討論を行った後、採決の結果、令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）並びに令和元年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各庁所管使用調書（その2）については多数をもって、令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書については全会一致をもって承諾を与えるべきものと議決した。

〔国政調査〕

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、令和3年4月19日及び5月31日、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について、4月7日及び5月24日、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について、森田会計検査院長からそれぞれ説明を聴取した。

また、6月7日、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し検査要請を行うことを決定した。要請した項目は、放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の状況についてである。

（2）委員会経過

○令和3年4月5日（月）（第1回）

— 全般質疑 —

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和元年度決算外2件の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 令和元年度決算外2件について菅内閣総理大臣、麻生国務大臣、梶山経済産業大臣、小此木国務大臣、野上農林水産大臣、茂木外務大臣、丸川国務大臣、田村厚生労働大臣、河野国務大臣、加藤内閣官房長官、武田総務大臣、

萩生田文部科学大臣、西村国務大臣、平井国務大臣、坂本内閣府特命担当大臣、赤羽国土交通大臣、小泉環境大臣、坂井内閣官房副長官、山本厚生労働副大臣、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君及び東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長文挾誠一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古賀友一郎君（自民）、※自見はなこ君（自民）、※今井絵理子君（自民）、古賀之士君（立憲）、※田名部匡代君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、※高橋光男君（公明）、高木かおり君（維新）、※清水貴之君（維新）、

芳賀道也君（民主）、倉林明子君（共産）

※武田良介君（共産） ※関連質疑

○令和3年4月7日(水)（第2回）

— 省庁別審査 —

○令和元年度決算外2件に関し、平成三十年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置、平成30年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置及び「防衛省の経理」に関する決議について政府の講じた措置について麻生財務大臣から説明を聴いた。

○令和元年度決算外2件中、復興庁、財務省、環境省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行関係について麻生財務大臣、小泉国務大臣、平沢復興大臣、中西財務副大臣、宮崎環境大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本銀行総裁黒田東彦君、株式会社日本貿易保険代表取締役社長黒田篤郎君及び株式会社国際協力銀行代表取締役総裁前田匡史君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、滝沢求君（自民）、古賀之士君（立憲）、小沼巧君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、秋野公造君（公明）、平木大作君（公明）、石井苗子君（維新）、音喜多駿君（維新）、浜口誠君（民主）、岩渕友君（共産）

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について森田会計検査院長から説明を聴いた。

○令和3年4月12日(月)（第3回）

— 省庁別審査 —

○理事の補欠選任を行った。

○令和元年度決算外2件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について岸防衛大臣、茂木外務大臣、中西財務副大臣、三ッ林内閣府副大臣、吉川内閣府大臣政務官、森田会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人国際協力機構理事長北岡伸一君及び株式会社国際協力銀行代表取締役副総裁林信光君に

対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤池誠章君（自民）、舞立昇治君（自民）、石橋通宏君（立憲）、小西洋之君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、三浦信祐君（公明）、浅田均君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、芳賀道也君（民主）、井上哲士君（共産）

○令和3年4月19日(月)（第4回）

— 省庁別審査 —

○理事の補欠選任を行った。

○令和元年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、警察庁、消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について河野国務大臣、西村国務大臣、平井国務大臣、丸川国務大臣、坂本内閣府特命担当大臣、小此木国務大臣、井上内閣府特命担当大臣、加藤内閣官房長官、宮内農林水産副大臣、中西財務副大臣、山本厚生労働副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、鰐淵文部科学大臣政務官、森田会計検査院長、一宮人事院総裁、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田俊男君（自民）、酒井庸行君（自民）、古賀之士君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、塩村あやか君（立憲）、里見隆治君（公明）、伊藤孝江君（公明）、高木かおり君（維新）、柴田巧君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、紙智子君（共産）

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について森田会計検査院長から説明を聴いた。

○令和3年4月26日(月)（第5回）

— 省庁別審査 —

○理事の補欠選任を行った。

○令和元年度決算外2件中、文部科学省、農林水産省及び国土交通省関係について赤羽国土交通大臣、萩生田文部科学大臣、野上農林水産大臣、大西国土交通副大臣、中西財務副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、熊野農林水産大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政

政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構副理事長水嶋智君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

豊田俊郎君（自民）、足立敏之君（自民）、吉田忠智君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、小沼巧君（立憲）、塩田博昭君（公明）、下野六太君（公明）、東徹君（維新）、音喜多駿君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、武田良介君（共産）

○令和3年5月17日（月）（第6回）

— 省庁別審査 —

○理事の補欠選任を行った。

○令和元年度決算外2件中、国会、会計検査院、総務省及び経済産業省関係について梶山経済産業大臣、武田総務大臣、岡村参議院事務総長、岡田衆議院事務総長、森田会計検査院長、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人、衆議院事務局当局、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長前田晃伸君、同協会副会長正籬聡君、日本郵政株式会社常務執行役米澤友宏君、同株式会社常務執行役志摩俊臣君、同株式会社常務執行役市倉昇君及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長山名元君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、山田宏君（自民）、吉川沙織君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、小沼巧君（立憲）、平木大作君（公明）、杉久武君（公明）、片山大介君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、小林正夫君（民主）、山下芳生君（共産）、岩渕友君（共産）

○令和3年5月24日（月）（第7回）

— 省庁別審査 —

○令和元年度決算外2件中、裁判所、法務省及び厚生労働省関係について田村厚生労働大臣、上川法務大臣、山本厚生労働副大臣、大隈厚生労働大臣政務官、政府参考人、最高裁判所当局及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤井基之君（自民）、今井絵理子君（自民）、吉田忠智君（立憲）、塩村あやか君（立憲）、

岸真紀子君（立憲）、秋野公造君（公明）、下野六太君（公明）、清水貴之君（維新）、梅村聡君（維新）、上田清司君（民主）、岩渕友君（共産）、山添拓君（共産）

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について森田会計検査院長から説明を聴いた。

○令和3年5月31日（月）（第8回）

— 准総括質疑 —

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を定めることを決定した。

○参考人の出席を定めることを決定した。

○令和元年度予備費3件の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第201回国会提出）（衆議院送付）

令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第201回国会提出）（衆議院送付）

令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第201回国会提出）（衆議院送付）

以上3件について麻生財務大臣から説明を聴いた。

○令和元年度決算外2件及び予備費3件について加藤内閣官房長官、上川法務大臣、茂木外務大臣、田村厚生労働大臣、萩生田文部科学大臣、平井国務大臣、麻生財務大臣、丸川国務大臣、岸防衛大臣、梶山経済産業大臣、井上内閣府特命担当大臣、赤羽国務大臣、武田総務大臣、坂本内閣府特命担当大臣、小泉環境大臣、熊田総務副大臣、中西財務副大臣、小野田法務大臣政務官、中西外務大臣政務官、森田会計検査院長、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君及び東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行い、

令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各

省各庁所管使用調書（その1）（第201回国会提出）（衆議院送付）

令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第201回国会提出）（衆議院送付）

令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第201回国会提出）（衆議院送付）

以上3件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、有村治子君（自民）、自見はなこ君（自民）、古賀之士君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、小沼巧君（立憲）、秋野公造君（公明）、三浦信祐君（公明）、里見隆治君（公明）、松沢成文君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、芳賀道也君（民主）、岩渕友君（共産）、吉良よし子君（共産）

（令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1））

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産

（令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2））

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産

（令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について森田会計検査院長から説明を聴いた。

○令和3年6月7日（月）（第9回）

— 締めくくり総括質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 令和元年度決算外2件について菅内閣総理大臣、武田総務大臣、田村厚生労働大臣、西村国務大臣、赤羽国土交通大臣、麻生財務大臣、

丸川国務大臣、萩生田文部科学大臣、河野国務大臣、井上内閣府特命担当大臣、茂木外務大臣、政府参考人、参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君及び独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君に対し質疑を行い、討論の後、

令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書を議決し、令和元年度決算審査措置要求決議を行い、

令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書及び令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、麻生財務大臣、武田総務大臣、萩生田文部科学大臣、田村厚生労働大臣、梶山経済産業大臣、野上農林水産大臣、小泉環境大臣、坂本内閣府特命担当大臣、平井国務大臣及び丸川国務大臣から発言があった。

〔質疑者〕

野村哲郎君（委員長質疑）、舞立昇治君（自民）、※足立敏之君（自民）、水岡俊一君（立憲）、※福山哲郎君（立憲）、高瀬弘美君（公明）、柴田巧君（維新）、上田清司君（民主）、小池晃君（共産）

※関連質疑

（令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産

（内閣に対する警告）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

（令和元年度決算審査措置要求決議）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

（令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産
(令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派 自民、立憲、公明、共産

反対会派 維新、民主

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

○令和3年6月16日(水) (第10回)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

—令和元年度決算審査措置要求決議—

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 地方公共団体の情報セキュリティ対策のための支援について

総務省は、各地方公共団体に対して、平成27、28両年度に情報セキュリティ対策の強化を目的とする補助金を交付している。会計検査院が検査したところ、一部の地方公共団体において、マイナンバー利用端末の一部に二要素認証等を導入していない事態、マイナンバー利用事務系とインターネット接続系の間で通信経路等の限定をしておらず本来意図しない通信が行われ住民情報の流出につながるおそれがある事態、インシデント発生時の事業者等との役割の確認が行われていない事態、自治体情報セキュリティ支援プラットフォームの機能が十分に活用されていない事態等が明らかとなった。

政府は、デジタル技術を活用した住民の利便性向上や業務の効率化に加え、適正な情報セキュリティ対策を実施することで安全・安心なデジタル社会を構築する必要があることを踏まえ、「三層の対策」の適切な更新・運用などにより地方公共団体の情報セキュリティ対策が徹底されるよう、関係省庁の連携の下、地方公共団体に対し、財政面・技術面に加え、研修、人事交流等を通じたデジタル人材育成など人材面の支援を強力に実施すべきである。

2 予備費の適切な使用について

政府は、新型コロナウイルス感染症拡大に対処するため、令和元年度予備費を使用して感染症対策を講じたところであるが、その中には、マスクの緊急配布等に要する経費のように、多額の不用額を出しているものもある。感染症まん延等の緊急事態への対策の財源として予備費を使用することは重要である一方、予備費は国会による事前議決の原則の例外であることから、その使用の状況について十分な説明が求められるところである。

政府は、新型コロナウイルス感染症対策予備費の計上を契機として予備費使用の在り方に対する国民の関心が高まっていることも踏まえ、予算作成時に予定し得なかった事態に緊急に対処する必要がある場合には、日本国憲法等で定める予備費制度の趣旨に沿って、適切な使用に努めるべきである。

3 特別支援教育における専門性の向上及び指導体制の充実について

近年、特別支援教育を受ける児童生徒数は増加しているが、文部科学省が全ての高等学校及び中等教育学校(後期課程)を対象に行った通級指導の実施状況調査では、令和元年度において、通級指導が必要と判断された生徒2,485人のうち1,085人は学校の指導体制が取れなかったために通級指導を受けられなかったことが明らかとなった。また、特別支援学校教諭の免許状を有しない教員も

特別支援学校の教員となることができる制度となっていることから、児童生徒の障害の特性に応じた指導が行える専門性の高い教員を増やす必要性も指摘されている。

政府は、教員研修や大学等の教員養成課程等の充実、特別支援学校に勤務する全ての教員が特別支援学校教諭の免許状を取得することを目指す取組等を通じて、教員の特別支援教育に関する専門性を向上させるとともに、教育現場の実態や意見を参考に、教員定数の加配措置や外部人材の積極的な導入支援等を行うことにより、障害のある児童生徒の多様な学びの場の環境整備を一層推進すべきである。

4 災害拠点病院における自家発電機等の不十分な浸水対策について

厚生労働省が所管する独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構の3機構において、63病院が災害拠点病院として指定されている。会計検査院が検査したところ、このうち6病院について、浸水想定区域に所在しながら、自家発電機等において浸水対策を実施していなかったり、浸水を防ぐための止水板の高さが不十分であったりして、水害により商用電源が途絶した場合に自家発電機等が浸水して稼働せず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがあることが明らかとなった。

政府は、近年の風水害の頻発化、激甚化に鑑み、3機構による浸水対策の改善状況を確認するとともに、災害拠点病院の指定に当たって、浸水想定区域に所在する場合には、浸水対策として自家発電機等の設置場所のみならず、止水対策も要件に含めることを検討し、災害時の医療体制の継続に万全を期すべきである。

5 就職氷河期世代を対象とした限定求人改善について

政府の就職氷河期世代対策においては、不本意ながら非正規雇用となっている者や、就業を希望しているが何らかの支援が必要な者等30万人を正規雇用することを目標としている。政府は、非正規雇用であったり雇用経験が少ない就職氷河期世代を正規雇用した事業主に対して助成金を給付する事業を行っているが、この事業に関連し、ハローワークや民間求人サイトで実施されている就職氷河期世代を対象とした限定求人において、人手不足が著しい特定の業種に偏りが見られ、また、就職氷河期世代以外に対しても同時期・同条件で求人が行われており、政策目的に沿った限定求人であることが疑わしいものが多く見受けられる状況となっている。

政府は、就職氷河期世代の正規雇用に向けて、限定求人について改善を図るとともに、求人開拓の人員体制を強化し、求職者のニーズに合った求人開拓に努めるべきである。

6 高収益作物次期作支援交付金の運用見直しをめぐる混乱について

農林水産省は、新型コロナウイルス感染症拡大により、需要が減少し、市場価格が下落するなどの影響があった花き、茶、野菜、果樹等の高収益作物の次期作に取り組む農業者を支援するため、令和2年度第1次補正予算において高収益作物次期作支援交付金を創設した。しかし、当初は減収を申請要件としていなかったため、減収していない品目まで申請されていたことから、同省は、感染症拡大の影響を受けていないにもかかわらず交付金が支払われるおそれがあるとして、減収した品目に限り同交付金を支給する運用見直しを行った。これにより、同交付金の支給を見込んで積極的に農業機械や生産資材等への投資を行った農業者において混乱が生じたため、同省は運用見直しにより影響を受ける農業者に対して支援を行う追加措置を講じた。

政府は、運用の見直しにより農業者に混乱を生じさせたことを重く受け止め、現場に近い地方農政局等の充実等により農林漁業者等の意見を丁寧に聴取し、農林水産行政における交付金事業等を適切に実施すべきである。

7 株式会社日本貿易保険における不適切事案について

株式会社日本貿易保険において、外貨建資金運用方法として貿易保険法上認められていないドイ

ツ復興金融公庫債を取得・保有していたこと、業務システムの設計が不十分であったために保険料の誤徴収が生じていたことが明らかとなり、今国会において本院先議で審議することを決定していた貿易保険法の一部を改正する法律案の提出が見送られる事態となった。

政府は、日本貿易保険に対して、法令遵守体制の再構築を含めた再発防止策の実施を徹底するとともに、法令に違反する行為及び公的機関として不適切な行為が行われることがないよう指導監督を強化すべきである。

8 エネルギー使用合理化等事業者支援事業の不適切な実施について

資源エネルギー庁は、エネルギー使用合理化に取り組む民間事業者等に対し、経費の一部を補助するため、補助事業者を通じて補助金を交付している。会計検査院が検査したところ、事業の実施により達成された省エネルギーの実績量を正しく計算すると交付申請した際の計画量を達成していない事態や、エネルギー管理支援サービス契約を締結してより効果的な省エネルギー対策を実施するとしながら、事業主体がこれによる運用改善を全く行っていなかった事態等が明らかとなった。

政府は、各交付先において計画していた省エネルギー量の達成状況を改めて確認し、達成できていない場合には補助金を返還させるとともに、エネルギー管理支援サービス契約に係る運用改善が確実に行われるよう、補助事業者に対する指導監督を強化すべきである。

行政監視委員会

委員一覧 (35名)

委員長	野田 国義 (立憲)	高橋 はるみ (自民)	森屋 隆 (立憲)
理事	石井 正弘 (自民)	柘植 芳文 (自民)	竹内 真二 (公明)
理事	島村 大 (自民)	堂故 茂 (自民)	新妻 秀規 (公明)
理事	中西 祐介 (自民)	徳茂 雅之 (自民)	三浦 信祐 (公明)
理事	川田 龍平 (立憲)	羽生田 俊 (自民)	矢倉 克夫 (公明)
理事	西田 実仁 (公明)	藤末 健三 (自民)	音喜多 駿 (維新)
理事	梅村 聡 (維新)	堀井 巖 (自民)	清水 貴之 (維新)
理事	吉良 よし子 (共産)	松下 新平 (自民)	上田 清司 (民主)
	有村 治子 (自民)	吉川 ゆうみ (自民)	田村 まみ (民主)
	石田 昌宏 (自民)	石垣 のりこ (立憲)	伊波 洋一 (沖縄)
	猪口 邦子 (自民)	小沢 雅仁 (立憲)	浜田 聡 (みん)
	そのだ 修光 (自民)	斎藤 嘉隆 (立憲)	(会期終了日 現在)

国と地方の行政の役割分担に関する小委員 (17名)

小委員長	西田 実仁 (公明)	中西 祐介 (自民)	梅村 聡 (維新)
	石井 正弘 (自民)	吉川 ゆうみ (自民)	上田 清司 (民主)
	石田 昌宏 (自民)	石垣 のりこ (立憲)	吉良 よし子 (共産)
	島村 大 (自民)	川田 龍平 (立憲)	伊波 洋一 (沖縄)
	高橋 はるみ (自民)	森屋 隆 (立憲)	浜田 聡 (みん)
	徳茂 雅之 (自民)	竹内 真二 (公明)	(3.4.7 現在)

(1) 審議概観

第204回国会において、本委員会は、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件、行政評価・監視活動実績の概要に関する件及び国と地方の行政の役割分担に関する件等について調査を行うとともに、「国と地方の行政の役割分担に関する小委員会」を設置した。

また、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）を議長に提出することを決定した。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

〔国政調査〕

4月7日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について武田総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、武田総務大臣、熊田総務副大臣、山本厚生労働副大臣、丹羽文部科学副大臣、三ツ林内閣府副大臣、江島経済産業副大臣、吉川内閣府大臣政務官、和田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、総務省が行う行政評価・監視の勧告の趣旨と意義、医療従事者への新型コロナウイルスワクチン接種の流れ

と政府の現状認識、解剖率の低さや地域間格差が死因究明制度の障害となる懸念に対する政府の見解、自殺対策の取組における厚生労働省と内閣官房孤独・孤立対策担当室の役割分担及び連携、自殺対策の状況について改めて調査を行うことに対する総務大臣の意向、計画策定等に関する条項の整理結果に対する政府の所感と今後の対応方針、地方自治体の計画策定上の課題について政府が自ら改善に取り組む必要性、医業類似行為等の広告に関する検討において厚生労働省が柔道整復施術所の広告では整骨院の名称を用いられないとの案を示した理由、医業類似行為等により健康被害が起きた際の消費者庁への通知制度を消費者に周知する必要性、福島第一原子力発電所1号機から6号機の廃炉作業の工程、経営効率化や再編等を進める現行の新公立病院改革ガイドラインを廃止する必要性、最低賃金全国加重平均1,000円を実現する方法及び目標年次、通信事業の許認可の決裁は大臣等政治家が行うべきとの考えに対する総務大臣の見解などが取り上げられた。

また、国と地方の行政の役割分担に関する小委員会を設置することを決定した。

4月19日、国と地方の行政の役割分担に関する件について参考人東京大学大学院法学政治学研究科教授・同大学法学部教授・同大学公共政策大学院教授金井利之君、日本大学危機管理学部准教授鈴木秀洋君及び行政経営コンサルタント田淵雪子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

質疑では、国と広域自治体と基礎自治体の3者の関係性、全国的な危機対応が必要な局面における国と地方の役割分担の在り方、命に関わる問題について国が積極的に介入する必要性、地方自治体の

行政評価の改善点や考え方と議会の評価との関係性、行政評価が活発に行われている好事例と其中で住民参加を促している例、補助金のための計画策定による地方自治体の事務量増加の懸念と計画の改廃の必要性、地方自治体への権限移譲に当たり広域自治体の在り方を見直す必要性、新たな通知について以前の通知との関係性を国が具体的に提示するための方策、地方自治体の事務・権限の逆移譲を制度的に可能とすることに対する見解、国の政策が地方に十分浸透していない状況における地方支分部局の意義、法律により地方自治体独自の条例の内容を国の基準に合わせるよう求めることの是非、保健所の整備など公衆衛生分野において国と地方自治体が効率最優先に陥らず役割を果たす必要性、地方自治体が独自の取組を行う際に活用できる手段が乏しいとの認識に対する所見、国から地方自治体に対する財源措置の在り方、災害時における要配慮者のための福祉避難所に関する課題の解決方策、国内における政策評価の専門人材の充足状況と今後の育成の必要性などが取り上げられた。

5月31日、国と地方の行政の役割分担に関する小委員会の活動経過について、小委員長から報告を聴いた。

また、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）を提出することを決定した。

なお、6月2日、本会議において委員長が行政監視の実施の状況等に関する報告を行った。

（国と地方の行政の役割分担に関する小委員会）

4月12日、国と地方の行政の役割分担

に関する件について三ッ林内閣府副大臣、丹羽文部科学副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、宮路総務大臣政務官、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

質疑では、国と地方自治体の通知に関する理解の相違を調整するための方策に対する総務省の見解、同じ業務について国と地方自治体がそれぞれ別の資格を管理することの法的な意味、新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等への集中的な検査の実施状況に対する厚生労働省の認識、PCR検査の信用性に対する厚生労働省の見解、計画策定の見直しに関する所管省庁や策定率の整理・公表を含む政府の今後の取組、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床確保に対する国の積極的な関与の必要性、日本全体の底上げのため県内総生産等都道府県別の各種データを国が公表する必要性、教員確保に国が責任を持って取り組む必要性、ワーキングプア問題の解決のため早急に最低賃金の大幅な引上げに取り組む必要性、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスについて実施市区町村数の目標を設定する必要性などが取り上げられた。

4月26日、国と地方の行政の役割分担に関する件について江島経済産業副大臣、

丹羽文部科学副大臣、三原厚生労働副大臣、朝日国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、コロナ禍の中小企業支援における国と地方の連携や役割分担の状況、教員のわいせつ行為に国がリーダーシップを発揮して対応する必要性と日本版DBSの導入、地域公共交通維持のため路線バスに関する国の補助金を拡充する必要性、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で国が地域公共交通維持のため一層の責任を果たす必要性、デジタル・ガバメント推進において地方自治体を含むシステム利用者の視点を重視する必要性と今後の取組方針、地方自治体におけるテレワーク実施を促進するための政府の取組と実態把握状況、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じた東京電力に対する資金援助の仕組みにおいて国民負担を明示する必要性、国民健康保険においてフリーランスを新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給対象とする必要性、ヤングケアラーの負担軽減のため行政がケアを必要とする人を把握しサービスを柔軟に提供していくことの重要性、コロナ禍においても推奨可能な娯楽について政府が積極的に発信することに対する見解などが取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和3年4月7日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について武田総務大臣

から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、同大臣、熊田総務副大臣、山本厚生労働副大臣、丹羽文部科学副大臣、三ッ林内閣府副大臣、江島経済産業副大臣、吉川内閣府大臣政務官、和田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

島村大君(自民)、川田龍平君(立憲)、西

田実仁君（公明）、梅村聡君（維新）、上田清司君（民主）、吉良よし子君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、浜田聡君（みん）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国と地方の行政の役割分担に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における政府参考人及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○令和3年4月19日（月）（第2回）

- 国と地方の行政の役割分担に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東京大学大学院法学政治学研究科教授
同大学法学部教授

同大学公共政策大学院教授 金井利之君
日本大学危機管理学部准教授 鈴木秀洋君
行政経営コンサルタント 田淵雪子君

[質疑者]

高橋はるみ君（自民）、川田龍平君（立憲）、
新妻秀規君（公明）、音喜多駿君（維新）、
上田清司君（民主）、吉良よし子君（共産）、
伊波洋一君（沖縄）、浜田聡君（みん）

○令和3年5月31日（月）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国と地方の行政の役割分担に関する小委員長西田実仁君から報告を聴いた。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）を提出することを決定した。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に

関する調査の中間報告要求書を提出することを決定した。

○令和3年6月16日（水）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

■ 国と地方の行政の役割分担に関する小委員会

○令和3年4月12日（月）（第1回）

- 国と地方の行政の役割分担に関する件について三ッ林内閣府副大臣、丹羽文部科学副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、宮路総務大臣政務官、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

石田昌宏君（自民）、石垣のりこ君（立憲）、
竹内真二君（公明）、清水貴之君（維新）、
上田清司君（民主）、吉良よし子君（共産）、
伊波洋一君（沖縄）、浜田聡君（みん）

○令和3年4月26日（月）（第2回）

- 国と地方の行政の役割分担に関する件について江島経済産業副大臣、丹羽文部科学副大臣、三原厚生労働副大臣、朝日国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

吉川ゆうみ君（自民）、森屋隆君（立憲）、
竹内真二君（公明）、音喜多駿君（維新）、
上田清司君（民主）、吉良よし子君（共産）、
伊波洋一君（沖縄）、浜田聡君（みん）

（3）行政監視の実施の状況等に関する報告要旨

【要旨】

平成30年6月に合意された本院の行政監視機能の強化に関する参議院改革協議会報告書において、行政監視機能の強化に議院全体として取り組むとされたことを受け、本委員会は本院の行政監視機能の主要部分を担うべく、行政監視機能の強化の具体化に向け、取り組んできた。

委員会においては、政府からの説明聴取及び質疑を行うとともに、国と地方の行政の役割分担に関する件について参考人からの意見聴取及び質疑を行った。

さらに、国と地方の行政の役割分担の在り方等について調査検討するため、国と地方の行政の役割分担に関する小委員会を設置し、小委員会において政府に対する質疑を行った。

委員会及び小委員会においては、新型コロナウイルス感染症対応における医療や財政、経済を中心とした課題や取組、政策評価や総務省が行う行政評価・監視の調査結果とその意義、今後の方向性、国と地方の連携や権限・役割分担の在り方、地方の負担への配慮など多岐にわたる議論が行われた。

このほか、参議院のホームページに開設した行政に対する苦情窓口を通して苦情を受け付けるなどの取組を進めた。

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

委員長	水落	敏栄 (自民)	岩本	剛人 (自民)	横沢	高德 (立憲)
理事	高橋	克法 (自民)	加田	裕之 (自民)	高橋	光男 (公明)
理事	長谷川	岳 (自民)	清水	真人 (自民)	安江	伸夫 (公明)
理事	山下	雄平 (自民)	本田	顕子 (自民)	柴田	巧 (維新)
理事	森本	真治 (立憲)	三浦	靖 (自民)	伊藤	孝恵 (民主)
理事	吉川	沙織 (立憲)	宮本	周司 (自民)		
理事	竹谷	とし子 (公明)	森	まさこ (自民)		
理事	東	徹 (維新)	山田	太郎 (自民)		
理事	浜野	喜史 (民主)	木戸口	英司 (立憲)		
理事	倉林	明子 (共産)	鉢呂	吉雄 (立憲)		(会期終了日 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	森	まさこ (自民)	長谷川	岳 (自民)	高橋	光男 (公明)
	岩本	剛人 (自民)	山下	雄平 (自民)	竹谷	とし子 (公明)
	加田	裕之 (自民)	木戸口	英司 (立憲)	東	徹 (維新)
	清水	真人 (自民)	森本	真治 (立憲)	浜野	喜史 (民主)
	高橋	克法 (自民)	吉川	沙織 (立憲)	倉林	明子 (共産)
						(3.5.7 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	鉢呂	吉雄 (立憲)	宮崎	雅夫 (自民)	竹谷	とし子 (公明)
	高橋	克法 (自民)	山下	雄平 (自民)	安江	伸夫 (公明)
	長谷川	岳 (自民)	山田	太郎 (自民)	東	徹 (維新)
	本田	顕子 (自民)	森本	真治 (立憲)	浜野	喜史 (民主)
	三浦	靖 (自民)	吉川	沙織 (立憲)	倉林	明子 (共産)
						(3.1.18 現在)

(1) 審議概観

第204回国会において本委員会に付託された法律案は、本院議員提出1件及び衆議院提出2件の合計3件であり、このうち衆議院提出2件を可決した。

なお、本委員会に付託された請願1種類11件は、保留とした。

〔法律案の審査〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する

法律の一部を改正する法律案は、議長、副議長及び議員の歳費の月額について、令和3年10月31日までの間、2割削減するものである。

本法律案は、4月20日に衆議院から提出、22日、本委員会に付託され、23日に全会一致をもって可決された。

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案は、一般職の国家

公務員に準じて、国会職員の定年を現行の60歳から段階的に引き上げて65歳とするものである。

本法律案は、6月1日に衆議院から提出、3日、本委員会に付託され、4日に多数をもって可決された。

(2) 委員会経過

○令和2年12月25日(金) (第203回国会閉会後第1回)

- 一、参考人の出席を求めることを決定した。
- 一、安倍前内閣総理大臣の答弁の訂正に関する件について参考人前内閣総理大臣・衆議院議員安倍晋三君から説明を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

高橋克法君(自民)、福山哲郎君(立憲)、竹谷とし子君(公明)、東徹君(維新)、浜野喜史君(民主)、田村智子君(共産)

○令和3年1月7日(木) (第203回国会閉会後第2回)

- 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する件について西村国務大臣から報告を聴いた後、同大臣及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

武見敬三君(自民)、吉川沙織君(立憲)、高橋光男君(公明)、石井章君(維新)、田村まみ君(民主)、山添拓君(共産)

○令和3年1月13日(水) (第203回国会閉会後第3回)

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、小委員長の補欠選任を行った。
- 一、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更に関する件について西村国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

[質疑者]

加田裕之君(自民)、森本真治君(立憲)、安江伸夫君(公明)、東徹君(維新)、田村まみ君(民主)、倉林明子君(共産)

○令和3年1月15日(金) (第203回国会閉会後第4回)

- 参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所

及び裁判官訴追委員会の令和3年度予定経費要求及び令和2年度予定経費補正要求(第3号)に関する件について決定した。

○令和3年1月18日(月) (第1回)

- 一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、地方創生及び消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党・国民の声10人、立憲民主・社民4人、公明党3人、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党・国民の声9人、立憲民主・社民4人、公明党及び日本維新の会各2人、国民民主党・新緑風会、日本共産党及び沖縄の風各1人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党・国民の声17人、立憲民主・社民6人、公明党4人、日本維新の会3人、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各2人、みんなの党1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党・国民の声10人、立憲民主・社民3人、公明党2人、日本維新の会、国民民主党・新緑風会、日本共産党、れいわ新選組及び碧水会各1人 計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

自由民主党・国民の声14人、立憲民主・社

民5人、公明党3人、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各2人、沖縄の風及びれいわ新選組各1人 計30人
地方創生及び消費者問題に関する特別委員会
自由民主党・国民の声12人、立憲民主・社民5人、公明党3人、日本維新の会及び国民民主党・新緑風会各2人、日本共産党1人 計25人

東日本大震災復興特別委員会

自由民主党・国民の声19人、立憲民主・社民7人、公明党5人、日本維新の会2人、国民民主党・新緑風会3人、日本共産党2人、碧水会及びみんなの党各1人 計40人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党・国民の声7人、立憲民主・社民3人、公明党2人、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 1月21日及び22日

ロ、時 間 自由民主党・国民の声60分、立憲民主・社民50分、公明党30分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各20分

ハ、人 数 自由民主党・国民の声及び立憲民主・社民各2人、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人

ニ、順 序 1立憲民主・社民 2自由民主党・国民の声 3公明党 4日本維新の会 5国民民主党・新緑風会 6日本共産党 7立憲民主・社民 8自由民主党・国民の声

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年1月21日(木) (第2回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年1月22日(金) (第3回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年1月28日(木) (第4回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年2月2日(火) (第5回)

一、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更に関する件について菅内閣総理大臣及び西村国務大臣から報告を聴いた後、菅内閣総理大臣及び西村国務大臣に対し質疑を行った。

[質疑者]

高橋克法君(自民)、鉢呂吉雄君(立憲)、竹谷とし子君(公明)、石井章君(維新)、浜野喜史君(民主)、倉林明子君(共産)

○令和3年2月3日(水) (第6回)

一、河井あんり君の議員辞職を許可することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年2月10日(水) (第7回)

一、次の件について岡田内閣官房副長官、三ツ林内閣府副大臣、赤澤内閣府副大臣、新谷総務副大臣、田所法務副大臣、山本厚生労働副大臣、江島経済産業副大臣、岩井国土交通副大臣及び堀内環境副大臣から説明を聴いた

後、同意することに決定した。

イ、総合科学技術・イノベーション会議議員の任命同意に関する件

ロ、再就職等監視委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ハ、公正取引委員会委員の任命同意に関する件

ニ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

ホ、預金保険機構理事長、同理事及び同監事の任命同意に関する件

ヘ、行政不服審査会委員の任命同意に関する件

ト、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

チ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

リ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

ヌ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

ル、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ヲ、中央社会保険医療協議会公益委員の任命同意に関する件

ワ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

カ、中央労働委員会公益委員の任命同意に関する件

コ、調達価格等算定委員会委員の任命同意に関する件

タ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

レ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年2月12日(金) (第8回)

○新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する件について西村国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

[質疑者]

山下雄平君(自民)、横沢高德君(立憲)、

高橋光男君(公明)、石井章君(維新)、田村まみ君(民主)、倉林明子君(共産)

○令和3年2月26日(金) (第9回)

○新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更に関する件について西村国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

[質疑者]

渡辺猛之君(自民)、森本真治君(立憲)、安江伸夫君(公明)、東徹君(維新)、浜野喜史君(民主)、倉林明子君(共産)

○令和3年3月5日(金) (第10回)

○新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長に関する件について西村国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

[質疑者]

山田太郎君(自民)、木戸口英司君(立憲)、竹谷とし子君(公明)、石井章君(維新)、田村まみ君(民主)、倉林明子君(共産)

○令和3年3月10日(水) (第11回)

一、所得税法等の一部を改正する法律案及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年3月12日(金) (第12回)

一、本会議における令和三年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、人事官の任命同意に関する件について参考人人事官候補者・早稲田大学大学院経営管理研究科教授川本裕子君から所信を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

横沢高德君（立憲）、東徹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、宮崎雅夫君（自民）、高橋光男君（公明）、吉川沙織君（立憲）

○令和3年3月18日（木）（第13回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了に関する件について菅内閣総理大臣及び西村国務大臣から報告を聴いた後、菅内閣総理大臣及び西村国務大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

本田顕子君（自民）、吉川沙織君（立憲）、高橋光男君（公明）、東徹君（維新）、浜野喜史君（民主）、倉林明子君（共産）

○令和3年3月24日（水）（第14回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、元本院副議長故今泉昭君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、国立国会図書館職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

一、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産

党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年3月26日（金）（第15回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年3月31日（水）（第16回）

一、国会議員として在職期間が25年に達した議員金子原二郎君を院議をもって表彰することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年4月1日（木）（第17回）

一、内閣提出議案の誤り等に関する件について加藤内閣官房長官から報告を聴いた後、同長官及び近藤内閣法制局長官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、吉川沙織君（立憲）、安江伸夫君（公明）、音喜多駿君（維新）、浜野喜史君（民主）、田村智子君（共産）

一、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の実施に関する件について西村国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三浦靖君（自民）、木戸口英司君（立憲）、安江伸夫君（公明）、東徹君（維新）、田村まみ君（民主）、田村智子君（共産）

○令和3年4月7日（水）（第18回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、次の件について岡田内閣官房副長官、三ッ林内閣府副大臣、赤澤内閣府副大臣、熊田総務副大臣、山本厚生労働副大臣及び岩井国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、食品安全委員会委員の任命同意に関する件

ハ、預金保険機構理事の任命同意に関する件

ニ、国地方係争処理委員会委員の任命同意に関する件

ホ、公害等調整委員会委員の任命同意に関する件

ヘ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

ト、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

チ、中央社会保険医療協議会公益委員の任命同意に関する件

リ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年4月9日(金) (第19回)

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の区域変更に関する件について西村国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩本剛人君(自民)、塩村あやか君(立憲)、平木大作君(公明)、石井章君(維新)、浜野喜史君(民主)、倉林明子君(共産)

○令和3年4月14日(水) (第20回)

一、デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決

定した。

○令和3年4月16日(金) (第21回)

一、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の区域変更に関する件について西村国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

清水真人君(自民)、田島麻衣子君(立憲)、安江伸夫君(公明)、石井章君(維新)、田村まみ君(民主)、倉林明子君(共産)

○令和3年4月21日(水) (第22回)

一、本会議における内閣総理大臣の米国訪問に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年4月23日(金) (第23回)

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第14号)(衆議院提出)について提出者衆議院議院運営委員長高木毅君から趣旨説明を聴き、
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第24号)について発議者参議院議員石井章君から趣旨説明を聴き、
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第14号)(衆議院提出)
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第24号)
以上両案について発議者参議院議員石井章君、提出者衆議院議院運営委員長代理小川淳也君及び同御法川信英君に対し質疑を行い、
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第14号)(衆議院提出)について討論の後、可決した。

〔質疑者〕

柳ヶ瀬裕文君(維新)

(衆第14号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産

反対会派 なし

一、少年法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言並びにまん延防止等重点措置の期間延長及び区

域変更に関する件について西村国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君(自民)、吉川沙織君(立憲)、高橋光男君(公明)、東徹君(維新)、田村まみ君(民主)、山下芳生君(共産)

○令和3年4月28日(水) (第24回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年5月7日(金) (第25回)

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更に関する件について西村国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

本田顕子君(自民)、横沢高德君(立憲)、竹谷とし子君(公明)、東徹君(維新)、田村まみ君(民主)、倉林明子君(共産)

○令和3年5月12日(水) (第26回)

一、国土審議会委員の選任について決定した。

一、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、公職選挙法の一部を改正する法律案（参第28号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

○令和3年5月14日(金) (第27回)

一、岩井茂樹君の議員辞職を許可することに決定した。

一、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の区域変更に関する件について西村国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、森本真治君（立憲）、安江伸夫君（公明）、石井章君（維新）、浜野喜史君（民主）、武田良介君（共産）

○令和3年5月19日(水) (第28回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、議員故羽田雄一郎君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年5月21日(金) (第29回)

一、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を

改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の区域変更に関する件について西村国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

今井絵理子君（自民）、木戸口英司君（立憲）、高橋光男君（公明）、東徹君（維新）、田村まみ君（民主）、井上哲士君（共産）

○令和3年5月26日(水) (第30回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年5月28日(金) (第31回)

一、航空法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決

定した。

- 一、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長に関する件について西村国務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高橋克法君（自民）、森本真治君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、石井章君（維新）、浜口誠君（民主）、紙智子君（共産）

○令和3年6月2日(水) (第32回)

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、小委員長の補欠選任を行った。
- 一、本会議において行政監視委員会の中間報告を聴取することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年6月3日(木) (第33回)

- 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
- イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

○令和3年6月4日(金) (第34回)

- 一、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（衆第24号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第24号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、共産
反対会派 維新

- 一、国会職員の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。
- 一、参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件について決定した。
- 一、国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正を承認することに決定した。

- 一、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正に関する件について決定した。

- 一、本会議において国際経済・外交に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び資源エネルギーに関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年6月9日(水) (第35回)

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年6月11日(金) (第36回)

- 一、世界保健機関（WHO）の台湾への対応に関する決議案（有村治子君外13名発議）及びミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議案（松山政司君外9名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

- 一、本会議における令和二年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告についての総務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年6月15日(火) (第37回)

- 一、内閣委員長森屋宏君解任決議案（森本真治君外1名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

- 一、議院運営委員長水落敏栄君解任決議案（吉川沙織君外1名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和3年6月16日(水) (第38回)

- 一、中央選挙管理委員会委員の指名について決定し

た。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

■ 庶務関係小委員会

○令和3年1月15日(金) (第203回国会閉会後第1回)

○参議院の令和3年度予定経費要求及び令和2年度予定経費補正要求(第3号)に関する件について協議決定した。

■ 図書館運営小委員会

○令和3年1月15日(金) (第203回国会閉会後第1回)

○国立国会図書館の令和3年度予定経費要求及び令和2年度予定経費補正要求(第3号)に関する件について協議決定した。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	室井	邦彦（維新）	中川	雅治（自民）	榛葉	賀津也（民主）
理事	尾辻	秀久（自民）	二之湯	智（自民）	市田	忠義（共産）
	世耕	弘成（自民）	郡司	彰（立憲）		
	関口	昌一（自民）	秋野	公造（公明）		（会期終了日 現在）

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	新妻 秀規（公明）	酒井 庸行（自民）	熊谷 裕人（立憲）
理事	足立 敏之（自民）	自見 はなこ（自民）	塩村 あやか（立憲）
理事	馬場 成志（自民）	そのだ 修光（自民）	平木 大作（公明）
理事	吉田 忠智（立憲）	滝沢 求（自民）	室井 邦彦（維新）
理事	杉 久武（公明）	野村 哲郎（自民）	浜口 誠（民主）
	大野 泰正（自民）	藤木 眞也（自民）	武田 良介（共産）
	加田 裕之（自民）	小沼 巧（立憲）	（会期終了日 現在）

（1）審議概観

第204回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院提出3件（災害対策特別委員長）の合計4件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願2種類16件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地震防災対策 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって可決された。

災害対策 災害対策基本法等の一部を改正する法律案は、要配慮者が福祉避難所等に確実に避難できる環境の整備、個別避難計画の作成支援の在り方、避難情報の見直しや広域避難の制度化を受けた国の取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

自然災害義援金 自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案は、全会一致をもって可決された。

船舶活用医療 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案は、船舶を活用した医療提供体制の具体的な在り方、病院船導入

に係る課題への対応等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

3月17日、災害対策の基本施策について小此木国務大臣から所信を、また、令和3年度防災関係予算について内閣府副大臣から説明を聴取した。

3月23日、質疑を行い、避難所における授乳環境の整備、新型コロナウイルスの発生を想定した災害救助法の見直しの必要性、政府における現下の防災体制の現状認識、独立した防災機関を創設する必要性、中央防災会議の女性委員割合の引上げに向けた防災担当大臣の決意、避難所へのペット同行避難の円滑な実施に向けた取組、指定公共機関に日本獣医師会を指定する必要性、「仙台防災枠組」を踏まえた国際防災協力の推進、栃木県足利市の林野火災での消火活動における周辺地方公共団体・関係機関との連携の在り方、災害対策の基本方針、災害時のSNSによる事実に基づかない情報への対応策、地域の防災会議への障害者・女性の参画の必要性、要支援者の避難に係る個別避難計画

の策定支援策、原子力災害時における避難計画の実効性、豪雪被害と原子力災害の同時発生時における除雪作業員・屋内待避者の放射線保護策などの諸問題が取り上げられた。

6月2日、質疑を行い、被災農業者への災害復旧に係る交付金や助成金の支払の早期化、150メートル以内で連続させる現行の災害復旧事業の在り方の改善、災害復旧を効率的・効果的に進めるための省庁間の連携、災害ボランティアの参加促進策、事前防災として大型公共事業を推進するための補正予算の更なる繰越し、自主防災組織の育成、病院船の活用に関する調査及び検討、災害対策におけるマ

イナンバーの情報連携の促進、災害時に備えた民間団体との連携強化策、ボランティア人材の育成策、個別避難計画策定のための各種補助金制度の活用の周知、防災に関する広報活動、国家安全保障の観点からの気候変動対策、線状降水帯の予測精度の向上を災害対策に連携させる取組、地震災害時における対応能力の向上、住居の耐震化の実態及び耐震化に向けた取組、災害時の電動車の活用、福祉避難所への要支援者の直接避難の促進、除雪における災害救助事務取扱要領の柔軟な運用、除雪体制の強化などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和3年1月18日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和3年3月17日(水) (第2回)

○災害対策の基本施策に関する件について小此木内閣大臣から所信を聴いた。

○令和3年度防災関係予算に関する件について赤澤内閣府副大臣から説明を聴いた。

○令和3年3月23日(火) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○新型コロナウイルスの発生を想定した災害救助法の見直しに関する件、災害対策の実施体制に関する件、中央防災会議の女性委員割合の引上げに関する件、国際防災協力の推進に関する件、防災対策の基本方針に関する件、要支援者の避難に係る個別避難計画の策定支援策に関する件、原子力災害時における避難計画の実効性に関する件等について小此木内閣府特命担当大臣、和田内閣府大臣政務官、神谷内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

自見はなこ君(自民)、吉田忠智君(立憲)、塩村あやか君(立憲)、平木大作君(公明)、

室井邦彦君(維新)、浜口誠君(民主)、武田良介君(共産)

○令和3年3月30日(火) (第4回)

○地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第9号)(衆議院提出)について提出者衆議院災害対策特別委員長金子恭之君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第9号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

○令和3年4月21日(水) (第5回)

○災害対策基本法等の一部を改正する法律案(閣法第50号)(衆議院送付)について小此木内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和3年4月23日(金) (第6回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○災害対策基本法等の一部を改正する法律案(閣法第50号)(衆議院送付)について小此木内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

足立敏之君（自民）、横沢高德君（立憲）、熊谷裕人君（立憲）、杉久武君（公明）、室井邦彦君（維新）、浜口誠君（民主）、武田良介君（共産）

（閣法第50号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月2日（水）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 災害復旧を効率的・効果的に進めるための省庁間の連携に関する件、災害ボランティアの参加促進策に関する件、病院船の活用に関する調査及び検討に関する件、災害時に備えた民間団体との連携強化策に関する件、防災に関する広報活動に関する件、国家安全保障の観点からの気候変動対策に関する件、地震災害時における対応能力の向上に関する件、災害時の電動車の活用に関する件、除雪体制の強化に関する件等について小此木国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤木真也君（自民）、加田裕之君（自民）、小沼巧君（立憲）、熊谷裕人君（立憲）、杉久武君（公明）、平木大作君（公明）、室井邦彦君（維新）、浜口誠君（民主）、武田良介君（共産）

- 自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案（衆第18号）（衆議院提出）について提出者衆議院災害対策特別委員長金子恭之君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第18号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

○令和3年6月9日（水）（第8回）

- 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案（衆第20号）（衆議院提出）について提出者衆議院災害対策特別委員長金子恭之君から趣旨説明を聴き、衆議院災害対策特別委員長代理逢坂誠二

君、同額賀福志郎君及び同津島淳君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

塩村あやか君（立憲）、武田良介君（共産）
（衆第20号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月16日（水）（第9回）

- 請願第178号外15件を審査した。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	鈴木 宗男（維新）	猪口 邦子（自民）	徳永 エリ（立憲）
理事	高橋 はるみ（自民）	今井 絵理子（自民）	秋野 公造（公明）
理事	山田 宏（自民）	岩本 剛人（自民）	音喜多 駿（維新）
理事	白 眞勲（立憲）	鶴保 庸介（自民）	川合 孝典（民主）
理事	河野 義博（公明）	三宅 伸吾（自民）	紙 智子（共産）
	有村 治子（自民）	石橋 通宏（立憲）	伊波 洋一（沖縄）
	石田 昌宏（自民）	勝部 賢志（立憲）	（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第204回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

3月17日、沖縄及び北方問題に関するの施策に関する件について、河野内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）及び茂木外務大臣から所信を聴いた。

3月23日、予算委員会から委嘱された令和3年度内閣府（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫の予算について審査を行い、北方領土返還運動の新たな担い手の育成に向けた政府の取組、現

行沖縄振興特別措置法の理念・目的の下での沖縄振興一括交付金減額の妥当性、琉球かれんの特徴と小中学校の授業での活用など普及に向けた支援の可能性、民族共生象徴空間（ウポポイ）の運営状況及びウィズコロナに対応した普及啓発活動の在り方、港湾機能の充実などを通じた沖縄の地理的優位性をいかせる振興策の必要性、原資の取崩しが可能となった北方基金の現状と今後に向けた課題、沖縄県の一人当たり県民所得を全国最下位から引き上げるための方策等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○令和3年1月18日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和3年3月17日（水）（第2回）

○沖縄及び北方問題に関するの施策に関する件について河野内閣府特命担当大臣及び茂木外務大臣から所信を聴いた。

○令和3年3月23日（火）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年度一般会計予算（衆議院送付）

令和3年度特別会計予算（衆議院送付）

令和3年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫）について河野内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、宮内農林水産副大臣、中山防衛副大臣、中西外務大臣政務官、政府参考人及び参考人国立研究開発法人日本医療研究開発機構理事長三島良直君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高橋はるみ君（自民）、石橋通宏君（立憲）、
秋野公造君（公明）、音喜多駿君（維新）、
川合孝典君（民主）、紙智子君（共産）、伊
波洋一君（沖縄）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和3年6月16日（水）（第4回）

- 沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	松村 祥史（自民）	中西 祐介（自民）	吉川 沙織（立憲）
理事	岩本 剛人（自民）	二之湯 智（自民）	石川 博崇（公明）
理事	古賀 友一郎（自民）	藤末 健三（自民）	里見 隆治（公明）
理事	高野 光二郎（自民）	舞立 昇治（自民）	西田 実仁（公明）
理事	西田 昌司（自民）	三浦 靖（自民）	片山 大介（維新）
理事	小西 洋之（立憲）	森屋 宏（自民）	柴田 巧（維新）
理事	谷合 正明（公明）	山下 雄平（自民）	足立 信也（民主）
理事	石井 章（維新）	山谷 えり子（自民）	浜野 喜史（民主）
	石井 正弘（自民）	青木 愛（立憲）	井上 哲士（共産）
	柘植 芳文（自民）	真山 勇一（立憲）	山下 芳生（共産）
	徳茂 雅之（自民）	牧山 ひろえ（立憲）	浜田 聡（みん）
	中西 健治（自民）	森屋 隆（立憲）	

（会期終了日 現在）

（1）審議概観

第204回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、本院議員提出1件及び衆議院提出1件の合計2件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願2種類27件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案は、参議院に提出され成立した改正法によって、公職選挙法に条文の誤りが生じていることから、選挙運動用電子メールの送信に係る表示義務に違反した者に対する罰則の規定を整理する等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、平成30年改正公職選挙法の立案及び審議の経緯、本件誤りに関する対応の問題点と再発防止策、立法補佐機関としての参議院法制局の在り方、本件誤りに関する総務省の対応等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案は、新型コロナウイルス感染症の患者又は入国後の待機者であって、外出自粛要請や隔離・停留の措置を受けている方々が、投票をすることが困難となっている状況に鑑み、当分の間の措置として、こうした方々が郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定めようとするものである。

委員会においては、本法律制定の意義及び円滑な執行のための取組、濃厚接触者への対応についての認識、本法律施行までの周知期間の妥当性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

(2) 委員会経過

○令和3年1月18日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和3年5月12日(水) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第28号)について発議者参議院議員石井準一君から趣旨説明を聴き、同石井準一君、同石井正弘君、同磯崎仁彦君、同堀井巖君、川崎参議院法制局長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

西田昌司君(自民)、吉川沙織君(立憲)、
小西洋之君(立憲)、石川博崇君(公明)、
柴田巧君(維新)、浜野喜史君(民主)、井
上哲士君(共産)、浜田聡君(みん)

(参第28号)

賛成会派 自民、公明、共産、みん

反対会派 立憲、維新、民主

○令和3年6月14日(月) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(衆第32号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員逢沢一郎君から趣旨説明を聴き、同岩屋毅君、同逢沢一郎君、同浦野靖人君、同佐藤茂樹君及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

小西洋之君(立憲)、足立信也君(民主)、
井上哲士君(共産)

(衆第32号)

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産

欠席会派 みん

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月16日(水) (第4回)

- 請願第191号外26件を審査した。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	山谷 えり子（自民）	衛藤 晟一（自民）	高橋 光男（公明）
理事	清水 真人（自民）	北村 経夫（自民）	高木 かおり（維新）
理事	宮本 周司（自民）	島村 大（自民）	柳田 稔（民主）
理事	森 ゆうこ（立憲）	長峯 誠（自民）	武田 良介（共産）
理事	竹内 真二（公明）	丸川 珠代（自民）	船後 靖彦（れ新）
	赤池 誠章（自民）	有田 芳生（立憲）	ながえ 孝子（碧水）
	磯崎 仁彦（自民）	打越 さく良（立憲）	（会期終了日 現在）

（1）審議概観

第204回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

菅内閣総理大臣は、第204回国会の施政方針演説において、政権の最重要課題である拉致問題については、菅総理自らが先頭に立ち、米国を含む関係国と緊密に連携しつつ、全力を尽くすとの決意を表明した。また、金正恩委員長と条件を付けずに直接向き合う決意に変わりはなく、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、

不幸な過去を清算して、国交正常化を目指すとした。

4月28日、北朝鮮をめぐる最近の状況について茂木外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について加藤国務大臣からそれぞれ説明を聞いた。

6月11日、北朝鮮に対する我が国の制裁措置、バイデン米政権の北朝鮮政策、拉致問題の啓発・広報、拉致問題解決に向けた国際的連携、拉致の可能性を排除できない事案への取組、拉致問題への取組等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○令和3年1月18日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和3年4月28日（水）（第2回）

○北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件について茂木外務大臣から説明を聞き、拉致問題をめぐる現状に関する件について加藤国務大臣から説明を聞いた。

○令和3年6月11日（金）（第3回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○北朝鮮に対する我が国の制裁措置に関する

件、バイデン米政権の北朝鮮政策に関する件、拉致問題の啓発・広報に関する件、拉致問題解決に向けた国際的連携に関する件、拉致の可能性を排除できない事案への取組に関する件、拉致問題への取組に関する件等について加藤国務大臣、茂木外務大臣、三ッ林内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森ゆうこ君（立憲）、高木かおり君（維新）、柳田稔君（民主）、武田良介君（共産）、船後靖彦君（れ新）、ながえ孝子君（碧水）、

竹内真二君（公明）、清水真人君（自民）

○令和3年6月16日（水）（第4回）

- 北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧（30名）

委員長	松下 新平（自民）	佐藤 正久（自民）	那谷屋 正義（立憲）
理事	青山 繁晴（自民）	高橋 克法（自民）	塩田 博昭（公明）
理事	加田 裕之（自民）	藤井 基之（自民）	高瀬 弘美（公明）
理事	北村 経夫（自民）	本田 顕子（自民）	梅村 聡（維新）
理事	森本 真治（立憲）	松山 政司（自民）	磯崎 哲史（民主）
理事	矢倉 克夫（公明）	山田 太郎（自民）	大塚 耕平（民主）
理事	清水 貴之（維新）	山本 順三（自民）	井上 哲士（共産）
	小川 克巳（自民）	石川 大我（立憲）	伊藤 岳（共産）
	大家 敏志（自民）	古賀 之士（立憲）	高良 鉄美（沖縄）
	大野 泰正（自民）	田島 麻衣子（立憲）	木村 英子（れ新）

（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第204回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

3月12日、政府開発援助等開発協力の基本方針に関する件について、茂木外務大臣から所信を聴いた。

3月23日、予算委員会から委嘱された令和3年度政府開発援助関係経費の審査を行い、アフターコロナに向けた防災・まちづくり分野などにおけるソフト面での国際協力の重要性、インド太平洋における戦略環境の変化及び我が国のODA

戦略への影響に関する認識、COVAXファシリティに対する我が国としての評価及び各国からの反応、先般表明されたロヒンギャ難民に対する我が国の約20億円の人道支援の意義、日米豪印による新型コロナウイルス感染症のワクチンに係る途上国支援の枠組みの意義、我が国の石炭火力発電所の輸出支援への国際的批判に関する認識、国連女子差別撤廃委員会のフォローアップ報告の公表の大幅な遅れに対する外務大臣の認識と今後の対応等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○令和3年1月18日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和3年3月12日（金）（第2回）

○政府開発援助等開発協力の基本方針に関する件について茂木外務大臣から所信を聴いた。

○令和3年3月23日（火）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年度一般会計予算（衆議院送付）

令和3年度特別会計予算（衆議院送付）

令和3年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（政府開発援助関係経費）について茂木外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、宇都外務副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構理事長北岡伸一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、田島麻衣子君（立憲）、
高瀬弘美君（公明）、清水貴之君（維新）、
大塚耕平君（民主）、井上哲士君（共産）、
高良鉄美君（沖縄）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和3年6月16日（水）（第4回）

- 政府開発援助等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

地方創生及び消費者問題に関する特別委員会

委員一覧 (25名)

委員長	石井 浩郎 (自民)	藤末 健三 (自民)	伊藤 孝江 (公明)
理事	進藤 金日子 (自民)	堀井 巖 (自民)	安江 伸夫 (公明)
理事	本田 顕子 (自民)	三木 亨 (自民)	松沢 成文 (維新)
理事	山田 修路 (自民)	宮崎 雅夫 (自民)	柳ヶ瀬 裕文 (維新)
理事	宮沢 由佳 (立憲)	山田 俊男 (自民)	伊藤 孝恵 (民主)
理事	竹谷 とし子 (公明)	川田 龍平 (立憲)	田村 まみ (民主)
	上野 通子 (自民)	岸 真紀子 (立憲)	大門 実紀史 (共産)
	太田 房江 (自民)	野田 国義 (立憲)	
	徳茂 雅之 (自民)	福島 みずほ (立憲)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第204回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出4件であり、いずれも可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案は、取引デジタルプラットフォーム提供者による消費者の利益の保護に資する自主的な取組の促進、内閣総理大臣による取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請及び消費者による販売業者等情報の開示の請求に係る措置並びに官民協議会の設置について定めようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、取引デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置の内容、販売業者等情報の開示請求制度の運用、消費者間の売買取引に係る規律の在り方等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可

決された。なお、附帯決議が付された。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案は、産業の国際競争力の強化等に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、法人農地取得事業に係る農地法の特例措置の期限を2年間延長するとともに、建築基準法の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものである。

委員会においては、養父市における法人農地取得事業に対する評価、法人による農地取得に係る懸念、農地取得の特例制度のニーズと問題点の調査の在り方等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、地方分権改革の意義と提案募集方式の在り方、郵便局で取り扱うことができる地方公共団体の事務の範囲の考え方、宅地建物取引業等における電子申請を推進する必要性、小規模多機能型居宅介護の利用定員の基準を見直す理由等について質疑が行われた後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案は、通信販売における契約の申込みに係る書面等への不実の表示を禁止するとともに、販売を伴う預託等取引を原則として禁止する等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、契約の申込みの撤回等を電磁的記録により行う場合の効力発生時期について、通知を発した時とすること、契約書面等の電磁的方法による提供に関する規定について、施行期日を1年延期し2年以内とするとともに、施行後2年を経過した場合の検討規定を設けること等について修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、契約書面等の電磁的方法による提供を全ての取引類型に広げた経緯、消費者の実質的な承諾の取り方等の消費者保護策、詐欺的な定期購入商法、送り付け商法、販売預託商法に関する対策の実効性及び改正内容の周知徹底等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月23日、地方創生の基本施策について坂本国務大臣から、消費者行政の基本施策について井上内閣府特命担当大臣か

らそれぞれ所信を聴取した。また、予算委員会から委嘱された令和3年度内閣（まち・ひと・しごと創生関係経費）及び内閣府（内閣本府（地方創生関係経費、消費者委員会関係経費）、地方創生推進事務局、消費者庁）予算の審査を行い、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）の狙いとその実施に向けた坂本大臣の決意、地域おこし協力隊と青年海外協力隊との連携、農山漁村地域における地域づくり人材の育成方策、ゲノム編集食品について食品表示を義務付ける必要性、農業の振興・地産地消・6次産業化が地方創生・地域活性化に果たす役割についての坂本大臣の所見、地方創生の観点からの有機農産物や地元産農産物を活用した学校給食の推進に向けた支援策、災害備蓄における生理用品の使用期限を踏まえた活用に向けた取組に関する消費者庁の関与、母乳代用品の販売流通に関する国際基準（WHOコード）の国内法制化、消費者の選択により業者からの営業の電話等を回避できる制度の構築、新型コロナウイルス感染症への効果等を標ぼうする商品が不当表示に当たる可能性、PCR検査の精度管理の在り方、感染性の判断に特化した検査に移行していく必要性、消費者による従業員等への行き過ぎた言動への対応に関して消費者庁が作成した啓発資料の周知状況と今後の取組方針、緊急時における消費者行動の在り方を踏まえた消費者教育推進法の基本理念の改正の必要性、地域の見守り活動と移動販売支援の連携の必要性、特定商取引法等改正案において契約書面等の電磁的交付が盛り込まれた経緯、消費者庁が契約書面等の電磁的交付を特定継続的役務提供のみならず特定商取引法対象の全ての取引類型に広げた理由、特

定商取引法等の契約書面等の電磁的交付により悪徳商法による被害が発生した場合の消費者庁の責任等の諸問題について質疑を行った。

4月9日、大臣の所信に対し、寄附金付き食品販売の実証事業の結果を踏まえた食品ロス削減に向けた農林水産省の取組方針、寄附金付き食品販売による食品ロス削減の推進及び食の支援に関する事業への企業版ふるさと納税制度の活用、健康や生命に関わらない誤表示をした飲食品が食品ロスとならずに販売等されるよう取り組むことの必要性、生産性向上や地方創生へのフリーランスの寄与に鑑み、その支援をガイドラインや一元的な相談窓口の活用等により強化する必要性、海外製ゲーム等の日本市場への浸透に関する消費者保護と日本製ゲーム等の海外市場への展開の在り方、知的財産戦略推進事務局におけるeスポーツの推進に関する好事例を横展開することにより施策の相乗効果を図る必要性、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び新型コロナウイルス感染症を踏まえた地方創生の実現に向けた政策の方向性、消費者安全調査委員会の開催状況と今後の課題、新型コロナウイルス感染症への対応を含め今後の消費者行政の充実・強化に向けた井上大臣の意気込み、成年年齢引下げに伴う若年者に対する消費者教育、柔軟仕上げ剤等の香料による健康被害に関する各省庁における取組、柔軟仕上げ剤等へのマイクロカプセルの使用規制、使用抑制等の必要性、新型コロナウイルス感染症に関連する消費者被害への対応、地方公共団体の消費者行政に対する支援策、地方創生におけるソーシャルビジネスの重要性と活性化策、地方創生の観点からの特別自治市制度など大都市制度改革

の考え方、政令指定都市から選出された議員が多数を占める道府県議会の構成の問題点、地方公共団体の長の多選禁止についての考え方、公共料金の滞納世帯を行政支援につなげるための情報提供の在り方、孤独・孤立の状況にある困窮者の支援につなげる「タッチポイント」の研究状況、心のケアを始めとした小中校生の自殺対策の必要性、特定商取引法等改正案で契約書面等の電磁的交付を可能とすることにより消費者に不利益をもたらさないための対策の検討状況、消費者庁出身者を消費者委員会事務局長に任命したことの課題性、消費者委員会事務局長の応募要件が今回変更された経緯等の諸問題について質疑を行った。

4月28日、都道府県が市町村の消費者行政を支援するための国の予算措置の必要性、消費生活センターの業務委託先を非営利団体に限定する必要性、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使途について自治体の意向を尊重する必要性、原野商法の二次被害に関する相談件数、相談事例、被害額等についての認識、原野商法の二次被害を防止するための取組、原野商法の二次被害の根絶に向けた井上大臣の決意、国が地方に対して計画策定を求める規定が増加している要因、財政支援の要件として地方に計画策定を求める仕組みを廃止する必要性、令和3年の地方分権改革の議論における計画策定の見直しの進め方、地方創生にDX（デジタルトランスフォーメーション）が果たす役割についての坂本大臣の認識、ワクチン接種記録システム（VRS）の運用における自治体の負担状況、低所得の子育て世帯に対する給付金に係る事務費の妥当性と給付金早期支給の必要性、本年1月9日の全国知事会の提言

による地方創生臨時交付金関係の要望への対応状況、地方創生臨時交付金（事業者支援分）により、時短・休業要請対象外で事業継続に困っている中小・小規模事業者を支援することの可否、地方創生

臨時交付金による事業者への協力金をより売上高に応じたものとし不公平感を解消する必要性等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和3年1月18日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和3年3月23日(火) (第2回)

○地方創生の基本施策に関する件について坂本
国務大臣から所信を聴いた。

○消費者行政の基本施策に関する件について井
上内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年度一般会計予算（衆議院送付）

令和3年度特別会計予算（衆議院送付）

令和3年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣所管（まち・ひと・しごと創生関係経費）及び内閣府所管（内閣本府（地方創生関係経費、消費者委員会関係経費）、地方創生推進事務局、消費者庁））について坂本国務大臣及び井上内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、坂本国務大臣、井上内閣府特命担当大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、川田龍平君（立憲）、
伊藤孝江君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、
田村まみ君（民主）、大門実紀史君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和3年4月9日(金) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方創生の基本施策に関する件及び消費者行政の基本施策に関する件について井上内閣府特命担当大臣、坂本国務大臣、三ッ林内閣府副大臣、熊田総務副大臣、熊野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

竹谷とし子君（公明）、藤末健三君（自民）、

本田颯子君（自民）、福島みずほ君（立憲）、
宮沢由佳君（立憲）、松沢成文君（維新）、
伊藤孝恵君（民主）、大門実紀史君（共産）

○令和3年4月16日(金) (第4回)

○取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について井上内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和3年4月21日(水) (第5回)

○取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

一般社団法人日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部長 正木義久君

全国消費者行政ウォッチねっと事務局長

弁護士 拝師徳彦君

弁護士 染谷隆明君

〔質疑者〕

田村まみ君（民主）、藤末健三君（自民）、

宮沢由佳君（立憲）、安江伸夫君（公明）、

松沢成文君（維新）、大門実紀史君（共産）

○令和3年4月23日(金) (第6回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について井上内閣府特命担当大臣、江島経済産業副大臣及び政府参考

人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、宮崎雅夫君（自民）、
福島みずほ君（立憲）、安江伸夫君（公明）、
松沢成文君（維新）、田村まみ君（民主）、
大門実紀史君（共産）

（閣法第53号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年4月28日（水）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方における消費者行政の推進に関する件、原野商法の二次被害の防止に関する件、地方に対する計画策定の義務付け等の見直しに関する件、ワクチン接種記録システムの運用における課題に関する件、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による協力金に関する件等について井上内閣府特命担当大臣、坂本内閣府特命担当大臣、大隈厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岸真紀子君（立憲）、安江伸夫君（公明）、
柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、
大門実紀史君（共産）

- 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について坂本内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和3年5月7日（金）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について坂本内閣府特命担当大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

竹谷とし子君（公明）、山田修路君（自民）、
徳永エリ君（立憲）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、
田村まみ君（民主）、大門実紀史君（共産）

（閣法第34号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 立憲、民主、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和3年5月12日（水）（第9回）

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について坂本内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和3年5月14日（金）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について坂本内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

徳茂雅之君（自民）、藤末健三君（自民）、
川田龍平君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、
伊藤孝江君（公明）、松沢成文君（維新）、
伊藤孝恵君（民主）、大門実紀史君（共産）

（閣法第51号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産

○令和3年5月26日（水）（第11回）

- 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について井上内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員穴見陽一君から説明を聞いた。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

一般社団法人日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部長 正木義久君

一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局

長 浦郷由季君

弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長 釜井英法君

[質疑者]

進藤金日子君（自民）、岸真紀子君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、大門実紀史君（共産）

○令和3年5月28日（金）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について井上内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤末健三君（自民）、進藤金日子君（自民）、川田龍平君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、大門実紀史君（共産）

○令和3年6月4日（金）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について井上内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

福島みずほ君（立憲）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、大門実紀史君（共産）

（閣法第54号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月16日（水）（第14回）

- 地方創生及び消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

東日本大震災復興特別委員会

委員一覧（40名）

委員長	杉尾 秀哉（立憲）	進藤 金日子（自民）	横沢 高德（立憲）
理事	そのだ 修光（自民）	高階 恵美子（自民）	佐々木さやか（公明）
理事	羽生田 俊（自民）	滝波 宏文（自民）	下野 六太（公明）
理事	森 まさこ（自民）	堂故 茂（自民）	三浦 信祐（公明）
理事	和田 政宗（自民）	豊田 俊郎（自民）	横山 信一（公明）
理事	田名部 匡代（立憲）	福岡 資麿（自民）	梅村 みずほ（維新）
理事	若松 謙維（公明）	増子 輝彦（自民）	榛葉 賀津也（民主）
理事	石井 苗子（維新）	宮島 喜文（自民）	芳賀 道也（民主）
理事	舟山 康江（民主）	宮本 周司（自民）	岩渕 友（共産）
	石田 昌宏（自民）	吉川 ゆうみ（自民）	紙 智子（共産）
	片山 さつき（自民）	石垣 のりこ（立憲）	嘉田 由紀子（碧水）
	佐藤 啓（自民）	江崎 孝（立憲）	渡辺 喜美（みん）
	酒井 庸行（自民）	小沢 雅仁（立憲）	
	清水 真人（自民）	木戸口 英司（立憲）	

（会期終了日 現在）

（1）審議概観

第204回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

3月10日、東日本大震災復興の基本施策について平沢復興大臣から所信を、また、令和3年度復興庁関係予算について復興副大臣から説明を聴取した。

3月23日、予算委員会から委嘱された令和3年度予算中、東日本大震災復興についての審査・質疑を行い、福島県内の中間貯蔵施設における除去土壌の減容化に向けた技術開発等の見通し、福島県に造成される国際教育研究拠点の整備に向けた復興大臣の決意、災害援護資金に係る地方公共団体の事務処理への支援の必要性、災害公営住宅の住民の見守り等の支援を担うNPOの資金確保難への対応、原子力規制委員会の東京電力福島第一原子力発電所の事故分析における調査結果が廃炉工程に与える影響、東日本大震災

の教訓等を踏まえた地域における防災教育の充実に向けた取組、第2期復興・創生期間での取組に関する復興大臣の決意、被災地における心のケアの取組、福島第一原発の処理水の処分方法等に係る早急な判断の必要性、震災の記憶及び教訓を全国民と共有し続けるための取組、野生動物植物に対する放射性物質の検査等の強化による食品の安全性の確保、子ども被災者支援法に基づく子育て支援世帯に対する直接的な財政支援、福島第一原発事故による避難者の人数及び生活実態の把握、国の責任による全ての帰還困難区域の除染実施の必要性、流域治水政策における既存ダム機能の有効活用の必要性、福島第一原発事故における住民避難時にSPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）を活用しなかった理由などの諸問題が取り上げられた。

4月9日、東日本大震災復興の基本施策について質疑を行い、処理水による風

評被害対策に向けた新たな予算措置の必要性、同対策を議論するため地元の人をメンバーに入れた対策会議を設置する必要性、福島県の観光に係る風評防止に向けた観光庁の取組、福島復興再生基本方針を踏まえて処理水の処分方針を検討する必要性、宮城県及び岩手県の復興局を移転した目的と今後の取組、復興庁における復興のノウハウを政府全体として継承する取組の重要性、東日本大震災の遺構に関する復興庁による分かりやすい情報発信の必要性、震災や災害時における郵便局に期待される役割、立憲民主党が手交した震災復興に対する提言についての復興大臣の受け止め、復興大臣が3月10日の大臣所信において復興の総仕上げと発言した意図、処理水のタンクを置くことのできる敷地の確保に対する検討状況、放射性物質に汚染された稲わらの処理に関する進捗状況、福島県における自立的な産業育成に向けた取組、福島イノ

ベーション・コースト構想の延長線上とされた国際教育研究拠点の位置付け、同拠点において放射線被ばくによる影響等の研究を推進する必要性、東日本大震災での心のケアの経験を基としたマニュアル等の作成、東日本大震災関連の自殺の具体的な原因の把握及び原因の変化、被災地への帰還を希望している避難者の人数を正確に把握する必要性、被災者の帰還が進まない理由に関する分析、平成23年度から10年間の復興関連予算の累計金額、漁業者を始めとする国民が納得していない状況で処理水の海洋放出を進めることの是非、東日本大震災の在宅被災者が損壊家屋に住み続けざるを得ない実態に関する把握、福島県の子どもの震災復興の経験及び地域への思いに対する復興大臣の受け止め、福島県の県民所得の低下と震災後10年の人口減少の関連に対する復興大臣の見解などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和3年1月18日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和3年3月10日(水) (第2回)

○東日本大震災復興の基本施策に関する件について平沢復興大臣から所信を聴いた。

○令和3年度復興庁関係予算に関する件について横山復興副大臣から説明を聴いた。

○令和3年3月23日(火) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和三年度一般会計予算(衆議院送付)

令和三年度特別会計予算(衆議院送付)

令和三年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(東日本大震災復興)について平沢復興大臣、堀内環境副大臣、江島経済産業副大臣、赤澤内閣府副大臣、朝日国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

清水真人君(自民)、横沢高德君(立憲)、佐々木さやか君(公明)、梅村みずほ君(維新)、芳賀道也君(民主)、岩渕友君(共産)、嘉田由紀子君(碧水)、渡辺喜美君(みん)
本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和3年4月9日(金) (第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○東日本大震災復興の基本施策に関する件について平沢復興大臣、梶山経済産業大臣、小泉環境大臣、小此木内閣府特命担当大臣、岡田内閣官房副長官、江島経済産業副大臣、赤澤内閣府副大臣、新谷総務副大臣、横山復興副大臣、朝日国土交通大臣政務官、こやり厚生労働大臣政務官、三谷文部科学大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役副社長文挾誠一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、和田政宗君（自民）、
小沢雅仁君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、
三浦信祐君（公明）、石井苗子君（維新）、
舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、嘉
田由紀子君（碧水）、渡辺喜美君（みん）

○令和3年6月16日(水)（第5回）

- 東日本大震災復興の総合的対策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

2 調査会審議経過

国際経済・外交に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	鶴保 庸介 (自民)	朝日 健太郎 (自民)	熊谷 裕人 (立憲)
理事	今井 絵理子 (自民)	猪口 邦子 (自民)	田島 麻衣子 (立憲)
理事	柘植 芳文 (自民)	小野田 紀美 (自民)	横沢 高德 (立憲)
理事	中西 祐介 (自民)	金子 原二郎 (自民)	里見 隆治 (公明)
理事	川田 龍平 (立憲)	二之湯 智 (自民)	高橋 光男 (公明)
理事	三浦 信祐 (公明)	森 まさこ (自民)	高良 鉄美 (沖縄)
理事	柳ヶ瀬 裕文 (維新)	山田 修路 (自民)	ながえ 孝子 (碧水)
理事	上田 清司 (民主)	吉川 ゆうみ (自民)	
理事	伊藤 岳 (共産)	小沼 巧 (立憲)	(会期終了日 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会の令和元年10月4日に設置された。その後、3年間の調査テーマを「海を通じて世界とともに生きる日本」と決定し、具体的な調査項目として、「海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方」、「海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方」及び「我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割」について、調査を行うこととした。

今国会においては、上記の各調査項目間の相互関連性に留意しつつ、3つの調査項目全てにわたり調査を行った。

2月10日には、「海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方並びに海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方（極域をめぐる諸課題への取組）」について、参考人早稲田大学国際教養学部学部長・教授池島大策君、国立極

地研究所副所長榎本浩之君及び株式会社商船三井LNG船部長濱崎和也君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月17日には、「海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方並びに海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方（海洋における生物の多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に向けた課題と取組）」について、参考人公益財団法人日本自然保護協会広報会員連携部長道家哲平君、公益財団法人世界自然保護基金ジャパン事務局長東梅貞義君及び東京海洋大学海洋政策文化学部門教授森下丈二君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月24日には、「海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方並びに我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割（洋上風力発電やゼロエミッション船など脱炭素社会に向けた取組と課題）」について、参考人戸田建設株式会社戦略事業推進室浮体式洋上風力発電事業

部長佐藤郁君、丸紅洋上風力開発株式会社代表取締役社長真鍋寿史君及び一般財団法人日本船舶技術研究協会会長田中誠一君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月14日には、「我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割（海洋の安全確保等に向けた課題と取組）」について、参考人神戸大学名誉教授坂元茂樹君、明海大学外国語学部教授・公益財団法人日本国際問題研究所主任研究員小谷哲男君及び元海上保安庁警備救難監向田昌幸君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月21日には、「海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方（海洋環境の保全及び海洋気象に関する諸課題への対応）」について、参考人公益財団法人笹川平和財団理事長角南篤君、名古屋経済大学副学長・同大学大学院法学研究科特別教授富岡仁君及び東北大学大学院理学研究科教授須賀利雄君から意見を聴取した後、質疑を行った。

5月12日には、「我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割（海洋に係る教育及び人材育成の現状と課題）」について、参考人東京大学大学院教育学研究科附属海洋教育センター副センター長・同理学系研究科教授茅根創君及び東京海洋大学学術研究院海事システム工学部門教授逸見真君から意見を聴取した後、質疑を行った。

5月19日には、「海を通じて世界とともに生きる日本」について、委員間の意見交換を行った。

6月2日には、2年目の調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月10日の調査会では、3名の参考人から、極域をめぐる国際的秩序の現状と課題、科学から見た北極への関わり、北極海航路の今後の展望について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、北極評議会の組織化と我が国のプレゼンス強化に関する展望、北極に関する気候変動・海洋観測分野における我が国の研究環境の現状と課題、我が国の北極政策に対する国民的理解の向上に向け必要な取組、グローバルコモンズとしての北極における中国の覇権主義による影響、北極海の海氷減少等気候変動のトータルコストと資源開発等経済的利益の比較ができるデータベースの重要性、北極における環境問題、特に海氷や永久凍土の融解等によって生じる問題の重大性、北極における海洋法秩序の見通し、北極海航路関連事業の展開においてロシアとのウィンウィンの関係を築く上で必要となる国の支援、北極圏における持続可能な開発や環境保護のため先住民の意思を大事にすることの重要性等について、質疑を行った。

2月17日の調査会では、3名の参考人から、海洋における生物多様性の保全に関する現状と課題及び愛知目標の重要性、海洋における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際的動向と日本の役割、海洋生物資源の持続可能な利用についての課題と今後の方向性について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、SDGsなどが課題となる中で海洋国家である我が国のODAによる支援策の在り方、ポスト愛知目標に向けてのこれまでの政策の評価及び今後の課題、生物多様性分野において我が国が果たしうる二国間での技術協力を中心とした貢

献、生物多様性の保全の意義について国民の理解が増進されるような説明の在り方、生物多様性の保全等に向けた持続可能な生産及び消費の在り方を実現するための方策、ワンヘルス・アプローチ推進に向けて我が国が実行すべき政策と国際的な指導力発揮の必要性、捕鯨問題を国際的な問題として学校教育で啓蒙する必要性とその具体的取組、世界における持続可能な養殖業の実現に向けて我が国に求められる取組等について質疑を行った。

2月24日の調査会では、3名の参考人から、洋上風力発電における現状と課題、ゼロエミッション船の研究・開発等の今後の展開について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、IMOの環境規制の強化を我が国造船業の好機としていくための戦略、我が国市場において洋上風力発電事業の採算性を確保する上でのポイント、地域振興策としての洋上風力発電事業の重要性、着床式洋上風力発電設備の環境への影響と最終的な解体方法、我が国と諸外国との洋上風力発電に係るコストの比較、洋上風力発電事業実施の際に設置される協議会への住民参加と住民の意思反映の必要性、洋上風力事業のアジア展開における地元との協調の重要性、ゼロエミッション船実現に向けた基盤作り等を進める上での省庁間の連携の在り方、風力発電産業における技術のオープンシステム化の重要性等について質疑を行った。

4月14日の調査会では、3名の参考人から、海洋安全保障と法の支配、中国海警法をめぐる諸問題と我が国の対応策、我が国周辺海域における秩序維持及び安全確保に向けた取組について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、国連海洋法条約における締約国による遵

守を確保するための仕組みに関する現状と評価、海上保安庁と自衛隊との連携など海上保安体制の強化の在り方、海上保安庁OBの活用の可能性、尖閣諸島の実効支配強化に向けて考えられる具体的な方策、尖閣問題との連動も想定される台湾有事と日米安保を踏まえた我が国の対応の在り方、中国に対し国際海洋法条約等の国際法遵守を要求していくアプローチの有効性、法の支配についての中国の認識、中国海警法を踏まえたアジア諸国との連携の在り方、中国の覇権主義的な動きを踏まえたEU諸国の対応等について、質疑を行った。

4月21日の調査会では、3名の参考人から、海洋プラスチックごみの問題についての課題と展望、船舶に起因する海洋汚染問題に関する現状と課題、気候変動が海洋気象へ及ぼす影響とその問題への取組について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、温室効果ガス削減におけるIMOの取組の実効性及び我が国が主導権をとるための方策、海洋観測システムの構築において我が国が取るべき戦略、船舶起因の汚染損害に係る被害者救済制度の実効性、海洋プラスチック排出量の多い国々における着実な排出削減を促進するための国際的枠組みの必要性及び我が国の役割、日本近海で世界平均の2倍以上の急激な海面水温の上昇が生じている原因、プラスチック製品を生産・使用する企業の責任を明確化していく重要性、海洋汚染やプラスチックの問題に関する若い世代への啓発の在り方、オーストラリア政府が総合海洋観測システムに係る取組に非常に前向きな理由等について、質疑を行った。

5月12日の調査会では、2名の参考人から、我が国及び世界における海洋教育

の現状と課題、外航海運の船員の現状及び船員に相応しい人材像と船員養成機関に求められる取組について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、船員減少の要因及び現場からの解決策、我が国において海洋教育が進んでこなかった原因、離島での体験型学習などの教育交流による地方の活性化や海への関心の向上の効果、我が国が独自に日本人船員を育成する意義、海洋リテラシー向上策としての副読本配置の有効性と学習指導要領の改定に向けての感触、学校教育における海洋教育の実践に向けた社会教育施設との連携の状況、海洋教育と平和教育の関係性、女性船員の増加に向けた課題と必要な取組、民間船員養成機関の意義等について、質疑を行った。

5月19日の調査会では、「海を通じて世界とともに生きる日本」について委員間の意見交換を行い、委員から、本調査会におけるオンラインによる調査の実施に向けた環境整備の必要性及び委員派遣など現地調査を実施する必要性、SDGs

等へ貢献する次期海洋基本計画の策定に向けて調査会として建設的な提言を行う必要性、環境保護や持続可能な開発等の政策決定プロセスにおいて先住民の経験や知識を活用することの重要性、北極海の活用に向けた海洋気象観測・情報提供体制の構築及び国民的理解の醸成の重要性、海洋安全保障確保のため国連海洋法条約等の国際法に基づく対応を進めていく必要性、喫緊の課題である海洋安全保障について外交の視点で議論を深めることの重要性、気候変動等の問題に対し長期的な視点で冷静に対処していく必要性、ワンヘルス・アプローチの視点で社会経済活動の在り方や海洋環境問題を議論することの重要性、尖閣諸島の問題について安全保障とは別の視点からの海の外交に取り組み平和の海を実現する必要性、我が国の洋上風力発電技術をオープン化することの重要性等について、意見が述べられた。

(2) 調査会経過

○令和3年2月10日(水) (第1回)

- 国際経済・外交に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方並びに海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方(極域をめぐる諸課題への取組)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

早稲田大学国際教養学部学部長・教授 池島大策君

国立極地研究所副所長 榎本浩之君

株式会社商船三井LNG船部長 濱崎和也君
[質疑者]

山田修路君(自民)、田島麻衣子君(立憲)、三浦信祐君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、上田清司君(民主)、伊藤岳君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、ながえ孝子君(碧水)、川田龍平君(立憲)

○令和3年2月17日(水) (第2回)

- 「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方並びに海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方(海洋における生物の多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に向けた課題と取組)について次の参考

人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

公益財団法人日本自然保護協会広報会員連携部長 道家哲平君

公益財団法人世界自然保護基金ジャパン事務局長 東梅貞義君

東京海洋大学海洋政策文化学部門教授 森下丈二君

〔質疑者〕

朝日健太郎君（自民）、横沢高德君（立憲）、高橋光男君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、上田清司君（民主）、伊藤岳君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、ながえ孝子君（碧水）

○令和3年2月24日（水）（第3回）

○理事の補欠選任を行った。

○「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方並びに我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割（洋上風力発電やゼロエミッション船など脱炭素社会に向けた取組と課題）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

戸田建設株式会社戦略事業推進室浮体式洋上風力発電事業部長 佐藤郁君

丸紅洋上風力開発株式会社代表取締役社長 真鍋寿史君

一般財団法人日本船舶技術研究協会会長 田中誠一君

〔質疑者〕

吉川ゆうみ君（自民）、小沼巧君（立憲）、里見隆治君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、上田清司君（民主）、伊藤岳君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、ながえ孝子君（碧水）、川田龍平君（立憲）

○令和3年4月14日（水）（第4回）

○「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割（海洋の安全確保等に向けた課題と取組）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行っ

た。

〔参考人〕

神戸大学名誉教授 坂元茂樹君

明海大学外国語学部教授

公益財団法人日本国際問題研究所主任研究員 小谷哲男君

元海上保安庁警備救難監 向田昌幸君

〔質疑者〕

猪口邦子君（自民）、熊谷裕人君（立憲）、三浦信祐君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、上田清司君（民主）、伊藤岳君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、ながえ孝子君（碧水）、川田龍平君（立憲）

○令和3年4月21日（水）（第5回）

○「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方（海洋環境の保全及び海洋気象に関する諸課題への対応）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

公益財団法人笹川平和財団理事長 角南篤君

名古屋経済大学副学長

同大学大学院法学研究科特別教授 富岡仁君

東北大学大学院理学研究科教授 須賀利雄君

〔質疑者〕

今井絵理子君（自民）、小沼巧君（立憲）、高橋光男君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、上田清司君（民主）、伊藤岳君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、ながえ孝子君（碧水）

○令和3年5月12日（水）（第6回）

○「海を通じて世界とともに生きる日本」のうち、我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割（海洋に係る教育及び人材育成の現状と課題）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院教育学研究科附属海洋教育センター副センター長

同理学系研究科教授 茅根創君
東京海洋大学学術研究院海事システム工学
部門教授 逸見真君

[質疑者]

中西祐介君 (自民)、田島麻衣子君 (立憲)、
里見隆治君 (公明)、柳ヶ瀬裕文君 (維新)、
上田清司君 (民主)、伊藤岳君 (共産)、高
良鉄美君 (沖縄)、ながえ孝子君 (碧水)、
川田龍平君 (立憲)

○令和3年5月19日(水) (第7回)

- 海を通じて世界とともに生きる日本について
意見の交換を行った。

○令和3年6月2日(水) (第8回)

- 国際経済・外交に関する調査報告書(中間報告)を提出することを決定した。
- 国際経済・外交に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○令和3年6月16日(水) (第9回)

- 国際経済・外交に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

国際経済・外交に関する調査報告書(中間報告)

【要旨】

本調査会は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、令和元年10月4日に設置され、3年間の調査テーマを「海を通じて世界とともに生きる日本」と決定した。

2年目の調査では、極域をめぐる諸課題への取組、海洋における生物の多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に向けた課題と取組、洋上風力発電やゼロエミッション船など脱炭素社会に向けた取組と課題、海洋環境の保全及び海洋気象に関する諸課題への対応、海洋の安全確保等に向けた課題と取組、並びに海洋に係る教育及び人材育成の現状と課題について、計17名の参考人から意見を聴取し、質疑を行ったほか、「海を通じて世界とともに生きる日本」について、委員間の意見交換を行った後、これらを調査報告(中間報告)として取りまとめ、令和3年6月2日、議長に提出した。

同報告書では、調査会における参考人の意見陳述、主要論議及び委員間の意見交換について、それぞれの概要を整理し、取りまとめている。

国民生活・経済に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	芝 博一（立憲）	足立 敏之（自民）	石垣 のりこ（立憲）
理 事	豊田 俊郎（自民）	小川 克巳（自民）	勝部 賢志（立憲）
理 事	三宅 伸吾（自民）	島村 大（自民）	塩田 博昭（公明）
理 事	山田 太郎（自民）	高橋 克法（自民）	下野 六太（公明）
理 事	牧山 ひろえ（立憲）	堂故 茂（自民）	梅村 みずほ（維新）
理 事	杉 久武（公明）	羽生田 俊（自民）	大塚 耕平（民主）
理 事	高木 かおり（維新）	藤川 政人（自民）	浜田 聡（みん）
理 事	伊藤 孝恵（民主）	山田 俊男（自民）	
理 事	岩渕 友（共産）	和田 政宗（自民）	（会期終了日 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会の令和元年10月4日に設置された。その後、3年間の調査テーマを「誰もが安心できる社会の実現」と決定した。

今国会においては、「困難を抱える人々への対応」について調査を行った。

令和3年2月10日、「子どもをめぐる課題」について、参考人東京都調布市立飛田給小学校校長山中ともえ君及び特定非営利活動法人ピルコン理事長染矢明日香君から意見を聴取し、質疑を行った。

2月17日、「外国人をめぐる課題」について、参考人特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク代表理事鳥井一平君、特定非営利活動法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部責任者田中宝紀君及び弁護士指宿昭一君から意見を聴取し、質疑を行った。

2月24日、「新型コロナウイルス感染症による国民生活・経済への影響」について、参考人全国商店街振興組合連合会副理事長山田昇君、一般社団法人プロフェッ

ショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会代表理事平田麻莉君及び駒澤大学経済学部准教授井上智洋君から意見を聴取し、質疑を行った。

4月14日、「社会的孤立をめぐる課題」について、参考人東京都健康長寿医療センター研究所社会参加と地域保健研究チーム研究部長藤原佳典君、ジャーナリスト・特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会広報担当理事池上正樹君及び成蹊大学文学部教授澁谷智子君から意見を聴取し、質疑を行った。

4月21日、「生活基盤の安定に向けた課題」について、参考人早稲田大学法学学術院教授棚村政行君、日本女子大学現代女性キャリア研究所特任研究員大沢真知子君及び特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク代表清水康之君から意見を聴取し、質疑を行った。

5月12日、2年目の中間報告を取りまとめるに当たっての委員間の意見交換を行った。

6月2日、2年目の調査を踏まえ、参考人の意見を基にした主要論点の整理を

含む中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月10日の調査会では、参考人から、義務教育段階における特別支援教育の現状と課題、子どもの性被害を防ぐために必要な取組と性教育の充実等について意見が述べられた。その後、障害のある子どもの就学相談に係る専門人材の確保、特別支援教育の推進に向けた教員の専門性向上、GIGAスクール構想がインクルーシブ教育にもたらす効果、オンライン授業によるインクルーシブ教育の推進、特別支援学校の卒業後における高等教育の機会拡充、特別支援学級の定員の在り方、障害を持つ子どもに学びの場の多様な選択肢を用意する必要性、日本において国際水準の性教育が進まない要因、コロナ禍における子どもの性に関する不安への対応、民間自立支援施設における子どもの性被害の現状、外部の講演者による学校での性教育の在り方、安全性が担保されていない外国製の緊急避妊薬の流通実態等について質疑を行った。

2月17日の調査会では、参考人から、日本における外国人の現状と多文化共生社会の実現に向けた課題、外国人の子どもの不就学の要因と求められる取組、外国人技能実習生に対する人権侵害の実態と外国人労働者の受入制度の在り方等について意見が述べられた。その後、日本で生活する外国人に関する政策の建前と現実のかい離、やさしい日本語を使った情報発信に対する評価、日本における人権意識の向上のために必要なこと、外国人の子どもに対する日本語教育の在り方、外国人の子どもの支援に関する多機関連携、特定技能制度をより良く機能させる

ための方策、技能実習制度における悪質ブローカーへの規制策、コロナ禍において技能実習生が抱える問題と支援の際の障壁等について質疑を行った。

2月24日の調査会では、参考人から、新型コロナウイルス感染症拡大による商店街・中小小売商業者への影響と政府の支援策への評価、フリーランスで働く人の現状と働き方に中立なセーフティネットの必要性、普遍主義的な社会保障制度となり得るベーシックインカム概要と制度設計の在り方等について意見が述べられた。その後、コロナ禍における事業者支援での公平性の確保、コロナ禍に伴う商店街でのオンラインの利活用、GOTO商店街事業の取組を今後の商店街振興につなげるための方策、フリーランスが求める労働保険の在り方、フリーランスの立場から見た日本のセーフティネットや労働環境への評価、最低限の生活を保障するベーシックインカムの給付水準の定め方、ベーシックインカムの対象範囲と日本で導入するに当たっての障壁、コロナ禍による格差拡大とその是正策等について質疑を行った。

4月14日の調査会では、参考人から、認知症・フレイル予防としての社会参加の有効性、ひきこもり支援をめぐる課題と求められる取組、ヤングケアラーの実態と支援の必要性等について意見が述べられた。その後、オンラインでの交流がもたらす高齢者の孤立予防や認知症予防の効果、災害時に高齢者を孤立させないための方策、ひきこもりの人に対する社会での居場所の提供、ひきこもり状態の発生に関する地域差の有無、ヤングケアラーに関する政策を担当する独立した部局の必要性、ヤングケアラーの持つ家族観が日本の未来に与える影響、同じ悩み

を抱える人とのつながりを確保するためのサイバー空間の可能性等について質疑を行った。

4月21日の調査会では、参考人から、子どもの養育費を確保するために求められる取組、女性のリカレント教育を通じた就労支援の現状と課題、コロナ禍で深刻化している子ども・若者の自殺の背景と自殺予防のために必要な対策等について意見が述べられた。その後、婚外子の養育費の確保策、養育費が支払われない場合における国の関与の在り方、大学での学び直しが進まない理由、女性のリカレント教育による就労への効果、女性に対する就労以前の段階からの差別的な対応への見解、SNSを通じた自殺相談の受付体制の現状と課題、男性からの自殺相談が少ない理由と相談につなげるための方策等について質疑を行った。

5月12日の調査会では、委員間の意見交換が行われ、既存の行政の枠を超えて子どもをめぐる課題に対応する必要性、

世界水準の人権意識を醸成することの重要性、ひきこもりの人や家族に寄り添う体制整備と安心できる居場所の確保、女性がキャリアプランを考え学び直しながら働くことができる環境の整備、調査会として養育費の確保に関する立法に取り組む必要性、ジェンダー平等の実現により女性をめぐる構造的な問題を解決する必要性、新聞販売の訪問営業による社会的弱者への影響と対処の必要性、社会で見過ごされている諸課題の定点観測と取組の推奨を参議院が主導して行うことの意義、家庭の多様化に伴う問題に政治が目をつける必要性、外国にルーツを持つ子どもが十分に学ぶための環境の整備、制度のはざまで支援を受けられないひとり親を特例的に支援する仕組みの必要性等について意見が述べられた。

6月2日、2年目の調査を踏まえ、参考人の意見を基にした主要論点の整理を含む中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

(2) 調査会経過

○令和3年2月10日(水) (第1回)

- 国民生活・経済に関する調査のため必要に応じて参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「誰もが安心できる社会の実現」のうち、困難を抱える人々への対応(子どもをめぐる課題)について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東京都調布市立飛田給小学校校長 山中ともえ君

特定非営利活動法人ピルコン理事長 染矢明日香君

[質疑者]

和田政宗君(自民)、石垣のりこ君(立憲)、

塩田博昭君(公明)、梅村みずほ君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、岩渕友君(共産)、浜田聡君(みん)、山田太郎君(自民)、勝部賢志君(立憲)、下野六太君(公明)、高木かおり君(維新)、羽生田俊君(自民)

○令和3年2月17日(水) (第2回)

- 「誰もが安心できる社会の実現」のうち、困難を抱える人々への対応(外国人をめぐる課題)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク代表理事 鳥井一平君

特定非営利活動法人青少年自立援助センター一定住外国人支援事業部責任者 田中宝

紀君

弁護士 指宿昭一君

[質疑者]

山田太郎君(自民)、牧山ひろえ君(立憲)、
下野六太君(公明)、高木かおり君(維新)、
伊藤孝恵君(民主)、岩渕友君(共産)、浜
田聡君(みんな)、石垣のりこ君(立憲)

○令和3年2月24日(水)(第3回)

- 「誰もが安心できる社会の実現」のうち、困難を抱える人々への対応(新型コロナウイルス感染症による国民生活・経済への影響)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

全国商店街振興組合連合会副理事長 山田昇君

一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会代表理事
平田麻莉君

駒澤大学経済学部准教授 井上智洋君

[質疑者]

三宅伸吾君(自民)、勝部賢志君(立憲)、
杉久武君(公明)、梅村みずほ君(維新)、
大塚耕平君(民主)、岩渕友君(共産)、浜
田聡君(みんな)、石垣のりこ君(立憲)

○令和3年4月14日(水)(第4回)

- 「誰もが安心できる社会の実現」のうち、困難を抱える人々への対応(社会的孤立をめぐる課題)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東京都健康長寿医療センター研究所社会参加と地域保健研究チーム研究部長 藤原佳典君

ジャーナリスト

特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり
家族会連合会広報担当理事 池上正樹君

成蹊大学文学部教授 澁谷智子君

[質疑者]

堂故茂君(自民)、牧山ひろえ君(立憲)、
下野六太君(公明)、梅村みずほ君(維新)、
伊藤孝恵君(民主)、岩渕友君(共産)、浜
田聡君(みんな)

○令和3年4月21日(水)(第5回)

- 「誰もが安心できる社会の実現」のうち、困難を抱える人々への対応(生活基盤の安定に向けた課題)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

早稲田大学法学学術院教授 棚村政行君

日本女子大学現代女性キャリア研究所特任
研究員 大沢真知子君

特定非営利活動法人自殺対策支援センター
ライフリンク代表 清水康之君

[質疑者]

小川克巳君(自民)、勝部賢志君(立憲)、
塩田博昭君(公明)、高木かおり君(維新)、
大塚耕平君(民主)、岩渕友君(共産)、浜
田聡君(みんな)

○令和3年5月12日(水)(第6回)

- 「誰もが安心できる社会の実現」のうち、困難を抱える人々への対応について意見の交換を行った。

○令和3年6月2日(水)(第7回)

- 国民生活・経済に関する調査報告書(中間報告)を提出することを決定した。

- 国民生活・経済に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○令和3年6月16日(水)(第8回)

- 国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

国民生活・経済に関する調査報告書(中間報告)

【要旨】

本調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会の令和元

年10月4日に設置され、3年間の調査テーマを「誰もが安心できる社会の実現」と決定した後、1年目は、調査テーマのうち、「困難を抱える人々の現状」について調査を行った。

2年目は、調査テーマのうち、「困難を抱える人々への対応」について調査を行うこととし、「子どもをめぐる課題」、「外国人をめぐる課題」、「新型コロナウイルス感染症による国民生活・経済への影響」、「社会的孤立をめぐる課題」及び「生活基盤の安定に向けた課題」の各調査項目について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。続いて、委員間の意見交換を行った後、これまでの調査を調査報告書（中間報告）として取りまとめ、6月2日、議長に提出した。

また、同報告書では、参考人の意見を基に主要論点の整理を行っている。

資源エネルギーに関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	宮沢	洋一（自民）	阿達	雅志（自民）	塩村	あやか（立憲）
理 事	滝波	宏文（自民）	こやり	隆史（自民）	森屋	隆（立憲）
理 事	三浦	靖（自民）	自見	はなこ（自民）	竹内	真二（公明）
理 事	宮崎	雅夫（自民）	高階	恵美子（自民）	新妻	秀規（公明）
理 事	青木	愛（立憲）	高野	光二郎（自民）	音喜多	駿（維新）
理 事	河野	義博（公明）	高橋	はるみ（自民）	舟山	康江（民主）
理 事	梅村	聡（維新）	藤木	眞也（自民）	市田	忠義（共産）
理 事	田村	まみ（民主）	宮島	喜文（自民）		
理 事	山添	拓（共産）	岸	真紀子（立憲）		（会期終了日 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、原子力等エネルギー・資源に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会の令和元年10月4日に設置された。3年間の調査テーマを「資源エネルギーの安定供給」とし、1年目は「エネルギーの安定供給」を調査項目として取り上げ、第201回国会の令和2年6月10日に調査報告書（中間報告）を議長に提出した。また、「原子力問題に関する件」について調査を行った。

調査の2年目は、「資源の安定供給等」を調査項目とすることとし、鋭意調査を行った。また、「原子力問題に関する件」について調査を行った。

今国会においては、令和3年2月10日、「資源の安定供給等」のうち、地域偏在など資源を巡る国際動向について、参考人東京大学大学院工学系研究科教授縄田和満君、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社持続可能社会部長・上席主任研究員清水孝太郎君及び三菱商事株式会社常務執行役員天然ガスグループCEO西澤淳君から意見を聴取した後、

質疑を行った。

2月17日、「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について更田原子力規制委員会委員長から説明を聴取した。また、「原子力問題に関する件」について、宗清経済産業大臣政務官、三谷文部科学大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長文挾誠一君に対し質疑を行った。

2月24日、「資源の安定供給等」のうち、資源開発の新たな可能性について、参考人東京大学名誉教授山富二郎君、早稲田大学理工学術院教授所千晴君及び東京大学副学長・生産技術研究所教授岡部徹君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月14日、「原子力問題に関する件」について、江島経済産業副大臣、佐藤経済産業大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長文挾誠一君に対し質疑を行った。

4月21日、「資源の安定供給等」のうち、

コロナ後及びカーボンニュートラルに向けての新しいエネルギー政策について、参考人京都大学名誉教授・公益財団法人地球環境戦略研究機関シニアフェロー松下和夫君、東京大学公共政策大学院特任教授有馬純君及び東北大学東北アジア研究センター・同大学院環境科学研究科教授明日香壽川君から意見を聴取した後、質疑を行った。

5月12日、「資源の安定供給等」についての参考人からの意見聴取等を踏まえ、江島経済産業副大臣及び笹川環境副大臣から説明を聴取し、両副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、中間報告の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。

6月2日、「資源の安定供給等」について、調査報告書（中間報告）を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月10日の調査会では、「資源の安定供給等」のうち、地域偏在など資源を巡る国際動向について、参考人から①今後の需要増が見込まれるレアメタルは中国など地域偏在性が強く値動きが激しい実態、②日本経済の重要資源が脅威国に偏在するという安全保障リスクへの抜本的対策の必要性、③2050年カーボンニュートラル実現のための天然ガスを活用した現実的手法の必要性等について意見を聴取し、資源エネルギー外交における中国との共同・協調についての現実的な考え方、令和3年1月の電力価格高騰の一因とみられる天然ガス輸入不足の理由、レアメタルの上流権益の確保策、レアメタル取引に係る国際的枠組み・ルール の在り方、レアアースの物理的・コスト的な枯渇可能性、中国のレアアース優位性の具体的

背景、鉱物資源リサイクルの現状と課題及び課題解決に向けた国と企業との役割分担の在り方、代替材料開発等を進めるための基礎研究を支援、強化する必要性、レアメタルをめぐる情勢変化を踏まえて講じられるべき対策及び対象となる鉱種、日本の資源調達 の安定確保のための供給源多角化以外の方策、鉱物資源分野において国際的に交渉可能な人材の育成策、CCS適地の具体例、適地として想定する海外の土地及びCCSの環境への影響等について質疑を行った。

2月17日の調査会では、「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について原子力規制委員会委員長から説明を聴取し、「原子力問題に関する件」について、安価な電力供給と脱炭素化の同時実現のために原子力活用へかじを切る必要性、使用済燃料及びプルトニウムの保管状況並びにその他の放射性廃棄物処分方法の概要、東電柏崎刈羽原発における東電社員によるIDカード不正使用問題、東電福島第一原発事故への対応に係るベント失敗の教訓を安全対策に反映する必要性、令和3年1月に発生した電力需給逼迫状況における国民に対する政府の情報発信の在り方、関電大飯原発3・4号機設置許可取消し判決への国の控訴理由及び規制委委員長所見、東電福島第一原発事故に係る損害賠償請求権の消滅時効に係る特例法を延長する必要性等について質疑を行った。

2月24日の調査会では、「資源の安定供給等」のうち、資源開発の新たな可能性について、参考人から①金属鉱物資源に係る探査・採鉱・開発・生産をめぐる現状、②関連産業における「責任ある素材生産」の取組と人工資源の適切な利活用の重要性、③資源開発において「Value of

Nature」に資する環境調和型リサイクル利活用の必要性等について意見を聴取し、日本国内における陸上資源開発の可能性、鉄道やバスなどの公共交通機関はマイカーと比べて環境負荷が低いと言えるか参考人所見、日本の廃棄物リサイクル産業の規模が小さい理由及び大規模化することによるメリット、鉱物資源の開発からリサイクルまで一連での基礎研究を行う必要性と大学の研究体制の現状、「責任ある素材生産」に係る欧州カップマークが対象とする関係者の範囲と日本への影響、大学における基礎研究分野に対する支援を充実させる必要性、都市鉱山の関心を高めリサイクルを促進するための国民・行政等に向けたメッセージ、日本の厳しい環境制約を技術開発によって解決する可能性、人工資源利活用に向けた解体・分離の効率化等の要素技術についての現状と課題、欧州のカップマークのようなガイドラインの策定に係る銅以外の素材についての国際動向等について質疑を行った。

4月14日の調査会では、「原子力問題に関する件」について、東電柏崎刈羽原発における核物質防護に係る不適切事案への対応、原発の廃炉完了の意味、東電の「原子力事業者としての基本姿勢（7つの約束）」と核物質防護に係る不適切事案との関係、東電福島第一原発におけるALPS処理水の処分に関する基本方針の決定、カーボンニュートラル実現に向けた原子力発電の位置付けと電源構成策定への環境省の責任、原子力規制庁の直近5年間の職員採用実績、復興庁が外部に発注したトリチウム広報資料の問題性等について質疑を行った。

4月21日の調査会では、「資源の安定供給等」のうち、コロナ後及びカーボン

ニュートラルに向けての新しいエネルギー政策について、参考人から①気候変動への対応と新型コロナウイルス対策に有効なグリーンリカバリーの重要性、②国産資源や国際連系線のない日本は脱炭素化に向け原発を含めあらゆる手法を用いる必要性、③グリーンリカバリーの最大のポイントとなる雇用創出・雇用転換等について意見を聴取し、みどりの食料システム戦略等の施策による地球温暖化対策や環境汚染対策の具体的効果、脱炭素技術のイノベーションが日本で起きるため日本に足りないものについて参考人所見、カーボンニュートラル実現に向けた鉄鋼業を始めとする電力多消費産業への対応策、2030年温室効果ガス削減目標を強化した場合に想定される2030年電源構成、CO₂排出削減と環境負荷の問題等、今後の排出削減の取組に当たり考えるべきポイント、雇用創出のためのグリーンリカバリーにおいて地域分散、地産地消のエネルギー開発を推進する重要性、国民が負担している再エネFIT・FIP賦課金に係る施策の今後の方向性、再エネの導入促進と日本の立地制約上の限界性等について質疑を行った。

5月12日の調査会では、「資源の安定供給等」について、政府から、レアメタルを始めとする鉱物資源をめぐる国際情勢、鉱物資源に関する日本の安全保障、新型感染症の感染拡大を起因とするエネルギー情勢の変化、カーボンニュートラル実現に向けた施策等について説明を聴取し、エネルギー基本計画の見直しに向けた検討状況、CO₂排出ゼロに係る自治体の住民理解促進の現状認識及び国民の理解や協力を得る方策、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた浮体式洋上風力発電の取組方針、電力・ガスの自由

化以降の自治体による区域内エネルギー消費量データ取得に係る問題点、レアメタルの代替素材開発への予算の重点的投入等取組強化の必要性、2030年温室効果ガス削減目標46%とIPCCの1.5度未満目標との科学的整合性等について質疑を行った。

また、中間報告の取りまとめに向けて、国際動向を踏まえた資源の安定供給確保は上流から下流まで抜かりのない政策手段を組み合わせた戦略的取組による必要性、日本の国力維持・向上及びカーボンニュートラル実現のため原子力の最大限の活用の方針転換する必要性、鉱物資源の適切かつ安定的な調達のため資源調達先の多角化と資源自給率の向上に直結する資源リサイクルの必要性、商業ベース

に乗るような資源回収・リサイクルシステムの早期確立の必要性、カーボンニュートラルに向けた電源構成において再エネ割合増加に伴う電気料金の負担増に係る国民参加の対話型議論の必要性、資源産出国の環境や人権への配慮のための国際ルール策定に日本が主導的役割を果たす必要性、カーボンニュートラルは原発ゼロと省エネ推進及び再エネの飛躍的普及で実現する必要性等について委員から意見が述べられた。

6月2日の調査会では、「資源の安定供給等」について、2年目の調査活動の概要をまとめ、鉱物資源の安定供給等、気候変動とカーボンニュートラルという主要論点別に議論を整理した調査報告書（中間報告）を取りまとめ、議長に提出した。

(2) 調査会経過

○令和3年2月10日(水) (第1回)

- 原子力等エネルギー・資源に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「資源エネルギーの安定供給」のうち、資源の安定供給等（地域偏在など資源を巡る国際動向）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院工学系研究科教授 縄田和満君

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社持続可能社会部長・上席主任研究員 清水孝太郎君

三菱商事株式会社常務執行役員天然ガスグループCEO 西澤淳君

〔質疑者〕

自見はなこ君（自民）、塩村あやか君（立憲）、河野義博君（公明）、梅村聡君（維新）、

舟山康江君（民主）、山添拓君（共産）、宮崎雅夫君（自民）、岸真紀子君（立憲）、新妻秀規君（公明）、青木愛君（立憲）

○令和3年2月17日(水) (第2回)

- 「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について更田原子力規制委員会委員長から説明を聴いた。
- 原子力問題に関する件について宗清経済産業大臣政務官、三谷文部科学大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長文挾誠一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

滝波宏文君（自民）、岸真紀子君（立憲）、青木愛君（立憲）、新妻秀規君（公明）、音喜多駿君（維新）、田村まみ君（民主）、山添拓君（共産）

○令和3年2月24日(水) (第3回)

- 「資源エネルギーの安定供給」のうち、資源

の安定供給等（資源開発の新たな可能性）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学名誉教授 山富二郎君
早稲田大学理工学術院教授 所千晴君
東京大学副学長・生産技術研究所教授 岡部徹君

〔質疑者〕

宮島喜文君（自民）、森屋隆君（立憲）、竹内真二君（公明）、梅村聡君（維新）、田村まみ君（民主）、山添拓君（共産）、三浦靖君（自民）、塩村あやか君（立憲）、新妻秀規君（公明）、舟山康江君（民主）

○令和3年4月14日(水) (第4回)

○原子力問題に関する件について江島経済産業副大臣、佐藤経済産業大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長文挾誠一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高橋はるみ君（自民）、岸真紀子君（立憲）、青木愛君（立憲）、竹内真二君（公明）、音喜多駿君（維新）、田村まみ君（民主）、山添拓君（共産）

○令和3年4月21日(水) (第5回)

○「資源エネルギーの安定供給」のうち、資源の安定供給等（コロナ後及びカーボンニュートラルに向けての新しいエネルギー政策）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

京都大学名誉教授
公益財団法人地球環境戦略研究機関シニアフェロー 松下和夫君

東京大学公共政策大学院特任教授 有馬純君

東北大学東北アジア研究センター・同大学院環境科学研究科教授 明日香壽川君

〔質疑者〕

藤木真也君（自民）、塩村あやか君（立憲）、新妻秀規君（公明）、梅村聡君（維新）、舟山康江君（民主）、山添拓君（共産）、森屋隆君（立憲）、滝波宏文君（自民）

○令和3年5月12日(水) (第6回)

○「資源エネルギーの安定供給」のうち、資源の安定供給等について江島経済産業副大臣及び笹川環境副大臣から説明を聴き、笹川環境副大臣、江島経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕

宮崎雅夫君（自民）、森屋隆君（立憲）、河野義博君（公明）、音喜多駿君（維新）、田村まみ君（民主）、山添拓君（共産）

○令和3年6月2日(水) (第7回)

○原子力等エネルギー・資源に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○原子力等エネルギー・資源に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○令和3年6月16日(水) (第8回)

○原子力等エネルギー・資源に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

原子力等エネルギー・資源に関する調査報告書（中間報告）

【要旨】

本調査会は、原子力等エネルギー・資源に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、令和元年10月4日に設置され、3年間の調査テーマを「資源エネルギーの安定供給」とした。

2年目においては、「資源の安定供給等」を調査項目として取り上げ、「地域偏在など資源を巡る国際動向」、「資源開発の新たな可能性」、「コロナ後及びカーボンニュートラルに向けての新しいエネルギー政策」について、参考人から意見を聴取し質疑を行った。続いて、政府から説明を聴取し質疑を行うとともに、委員間の意見交換を行った後、これらを調査報告書（中間報告）として取り

まとめ、令和3年6月2日、議長に提出した。

本報告書においては、これまでの調査の概要をまとめるとともに、主な議論を「鉱物資源の安定供給等」及び「気候変動とカーボンニュートラル」という2つの主要論点に着目して整理している。

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会長	林 芳正（自民）	岡田 広（自民）	江崎 孝（立憲）
幹事	石井 準一（自民）	片山 さつき（自民）	小西 洋之（立憲）
幹事	石井 正弘（自民）	古賀 友一郎（自民）	杉尾 秀哉（立憲）
幹事	西田 昌司（自民）	上月 良祐（自民）	福島 みずほ（立憲）
幹事	藤末 健三（自民）	佐藤 正久（自民）	伊藤 孝江（公明）
幹事	那谷屋 正義（立憲）	中川 雅治（自民）	平木 大作（公明）
幹事	白 眞勲（立憲）	中曽根 弘文（自民）	矢倉 克夫（公明）
幹事	西田 実仁（公明）	古川 俊治（自民）	安江 伸夫（公明）
幹事	松沢 成文（維新）	堀井 巖（自民）	浅田 均（維新）
幹事	矢田 わか子（民主）	舞立 昇治（自民）	東 徹（維新）
幹事	山添 拓（共産）	山下 雄平（自民）	足立 信也（民主）
	赤池 誠章（自民）	山田 宏（自民）	浜野 喜史（民主）
	有村 治子（自民）	山谷 えり子（自民）	吉良 よし子（共産）
	磯崎 仁彦（自民）	石川 大我（立憲）	山下 芳生（共産）
	衛藤 晟一（自民）	打越 さく良（立憲）	渡辺 喜美（みん）

（会期終了日 現在）

（1）活動概観

〔審査等の経過〕

憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関である（国会法第102条の6）。

今国会においては、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査、**日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案**（以下「憲法改正手続法改正案」という。）の審査を行い、これを可決した。

また、本審査会付託の請願5種類42件は、いずれも保留とした。

〔調査の概要〕

4月28日、憲法に対する考え方について

委員相互間において意見の交換が行われ、憲法改正手続法改正案の今後の議論の在り方、平成26年附帯決議に基づく徹底的な審議の必要性、緊急集会等の参議院の権能と投票価値の平等との関係、新型コロナウイルス感染拡大に対応するための憲法上の課題、憲法改正国民投票に係る広告規制の在り方、改憲に係る国民世論と憲法審査会の運営、技術革新による自由社会の憲法体制の危機、日本国憲法の制定経緯等の歴史的事実の意義、憲法の価値の実現、オンライン審議の可否、コロナ禍における憲法の議論の意義、憲法改正に係る具体的議論の必要性、非常時における民主的プロセスの強化、デジタル社会に対応した人権、道州制を念頭に置いた統治機構改革、憲法の理念を実現する政治、緊急事態条項の創設、同性

婚の法制化、外国人の人権の明文化、自民党憲法改正4項目案と平成24年憲法改正草案との関係等について、見解が述べられた。

5月19日、日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸課題について委員相互間において意見の交換が行われ、社会の変化等を踏まえ現行憲法について議論する必要性、集団的自衛権の一部行使容認に係る憲法解釈変更の不当性、国民主権・基本的人権の尊重・恒久平和主義の三原理の堅持、憲法審査会における小委員会制度の活用、憲法改正手続法改正案の衆議院での修正部分を議論する必要性、平成19年及び同26年の附帯決議項目を議論する必要性、憲法改正国民投票制度における規制の在り方、災害緊急事態に係る議論の必要性、憲法改正手続法改正案の衆議院での修正の趣旨、人間の安全保障の観点からの恒久平和主義の検討、現行憲法の成立過程と内容の関連性、緊急事態条項に係る議論の不当性、憲法改正手続法に係る最低投票率等の議論の必要性、憲法改正手続法改正案の成立後に早急に憲法本体の議論を進める必要性、現行憲法の解釈運用等の限界、憲法改正手続法改正案の問題点、緊急事態において国民を守る国家体制の在り方、憲法を生かした政治・立法、感染症対策を念頭に置いた私権制限、憲法制定権者である国民が広く参加できる国民投票の環境整備、自衛隊の憲法第9条への明記、合区問題と憲法改正の必要性、憲法改正国民投票における繰延投票の問題点等について、見解が述べられた。

6月2日、日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸課題について委員相互間において意見の交換が行われ、パンデミックの状況における現行憲法での私権

制約の許容範囲、憲法改正手続法に係る広告規制等の問題点と議論の必要性、憲法改正手続法改正案附則第4条の解釈、同条の意義を明確にするための修正の必要性、学校教育における憲法教育等の充実、改憲の主張と国民世論、憲法改正の議論と党議拘束、コロナ禍の中で憲法を生かす必要性、自衛隊の憲法への明記、個人と公共・公益とのバランス、公平公正な投票環境を作るための議論の継続、憲法に根ざした政治の必要性、憲法上の緊急事態条項の必要性、憲法改正国民投票における郵便投票の対象拡大等について、見解が述べられた。

〔法律案の審査〕

5月19日、憲法改正手続法改正案について発議者衆議院議員逢沢一郎君から趣旨説明を聴取した。同法案は、憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、投票人名簿等の縦覧制度の廃止及び閲覧制度の創設、在外投票人名簿への登録に係る規定の整備、共通投票所制度の創設、期日前投票制度の見直し、洋上投票の対象の拡大、繰延投票の期日の告示の期限の見直し、投票所に入ることのできる子供の範囲の拡大等の措置を講ずるものである。また、本法律案に対して衆議院において行われた、法施行後3年を目途に投票環境の整備及び国民投票の公平公正の確保に係る事項に検討を加え必要な法制上の措置等を講ずるものとする旨の修正について、修正案提出者衆議院議員奥野総一郎君から説明を聴取した。

5月26日、憲法改正手続法改正案について、投票環境に関し国政選挙と国民投票に差を設けないことの妥当性、修正後の附則の意味内容、DV・ストーカー被

害者に係る投票人名簿抄本の閲覧許可の運用方針、附則第4条による措置が講ぜられるまでの間における憲法改正原案の審議と改正の発議の可否、国民投票運動における広告規制等の具体的な在り方、最低投票率制度等について検討が加えられていない理由、憲法改正国民投票に係るインターネット投票の解禁に関するこれまでの議論等についての質疑を行った。

6月2日、参考人近畿大学法学部教授上田健介君から、憲法に関する議論の在り方として、憲法改正原案の発議前の段階における議論の重要性、実質的意味の憲法に着目することの必要性を指摘する見解等が述べられた。次に名古屋学院大学経済学部教授飯島滋明君から、「繰延投票の告示期間の短縮」及び「期日前投票の弾力的運用」は投票環境を悪化させる可能性があるとの見解等が述べられた。次に大東文化大学法学部政治学科教授浅野善治君から、憲法の実質的内容の審査と関連法案の審査を同一の審査会で行うのであれば、小委員会、分科会のような形で明確に分けて進めることが望ましいとの見解等が述べられた。次に弁護士福田護君から、憲法改正の正統性根拠としての多数国民の賛成を制度的に保障するため、最低投票率制度の導入が求められ

るとの見解等が述べられた。これらを踏まえて、各参考人に対し、質疑を行った。

6月9日、憲法改正手続法改正案について、広告規制等・期日前投票の投票時間の弾力的設定・繰延投票の期日の告示の期限の見直しに係る参考人の意見陳述に対する認識、国会法第102条の6及び国会議員の憲法尊重擁護義務に基づき集团的自衛権行使の容認等の憲法問題について調査を行う必要性、国政選挙における在外選挙人登録や在外投票が進んでいない理由、附則第4条により憲法本体の議論と憲法改正原案の発議が法律上妨げられるか否か、憲法改正国民投票に18歳未満の子供を同伴することにより投票干渉罪などの不正行為が起こりうる懸念と対応策、参議院議員通常選挙における投票所数・閉鎖時刻を繰り上げた投票所数の推移とその理由、国会議員を全国民の代表と定める憲法第43条と党議拘束の関係性等についての質疑を行った。

質疑終局後、日本維新の会から、附則第4条の検討期間内において憲法改正原案の審議や改正の発議を妨げないことを明確にする旨の修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

(2) 審査会経過

○令和3年4月28日(水) (第1回)

- 憲法に対する考え方について意見の交換を行った。

○令和3年5月19日(水) (第2回)

- 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(第196回国会衆第42号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員逢沢一郎君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員奥野総一

郎君から説明を聴いた。

- 日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸課題について意見の交換を行った。

○令和3年5月26日(水) (第3回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(第196回国会衆第42号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員逢沢一

郎君、同船田元君、同中谷元君、同北側一雄君、同馬場伸幸君、同井上一徳君、修正案提出者衆議院議員山花郁夫君、同奥野総一郎君及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

磯崎仁彦君（自民）、那谷屋正義君（立憲）、西田実仁君（公明）、松沢成文君（維新）、矢田わか子君（民主）、山添拓君（共産）、渡辺喜美君（みん）

○令和3年6月2日(水)（第4回）

- 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（第196回国会衆第42号）（衆議院提出）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

近畿大学法学部教授 上田健介君
名古屋学院大学経済学部教授 飯島滋明君
大東文化大学法学部政治学科教授 浅野善治君
弁護士 福田護君

[質疑者]

古川俊治君（自民）、江崎孝君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、浅田均君（維新）、浜野喜史君（民主）、吉良よし子君（共産）、渡辺喜美君（みん）

- 日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸課題について意見の交換を行った。

○令和3年6月9日(水)（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（第196回国会衆第42号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員中谷元君、同北側一雄君、同逢沢一郎君、同船田元君、同井上一徳君、同馬場伸幸君、修正案提出者衆議院議員山花郁夫君、同奥野総一郎君及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

石井正弘君（自民）、小西洋之君（立憲）、平木大作君（公明）、松沢成文君（維新）、舟山康江君（民主）、山添拓君（共産）、渡辺喜美君（みん）

（第196回国会衆第42号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、みん

反対会派 共産

○令和3年6月16日(水)（第6回）

- 請願第58号外41件を審査した。

4 情報監視審査会

委員一覧（8名）

会 長	藤井 基之（自民）	堀井 巖（自民）	清水 貴之（維新）
	磯崎 仁彦（自民）	古賀 之士（立憲）	浜口 誠（民主）
	猪口 邦子（自民）	石川 博崇（公明）	（会期終了日 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

今国会においては、令和元年末時点で特定秘密を指定している12行政機関から指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等について説明を聴取し、質疑を行った。また、特定秘密保護制度の運用状況及び情報監視審査会の活動について、公開の審査会を開会し、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。さらに、警察庁の特定秘密の提示を要求し、提示された特定秘密について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。その後、河野国務大臣及び独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

〔調査の概要〕

2月17日、国家安全保障会議、内閣官房及び警察庁の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

2月24日、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

4月2日、外務省の特定秘密の指定及

びその解除並びに適性評価の実施の状況等について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

4月16日、防衛省及び防衛装備庁の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

4月28日、特定秘密保護制度の運用状況及び情報監視審査会の活動について、公開の審査会において、参考人弁護士・日本弁護士連合会秘密保護法・共謀罪法対策本部委員江藤洋一君、特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長三木由希子君及び明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科特任教授小林良樹君から意見を聴取し、質疑を行った。

5月28日、警察庁の特定秘密の提示を要求することを決定した。

6月4日、警察庁から提示された特定秘密について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

6月11日、河野国務大臣及び独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

(2) 審査会経過

○令和3年2月17日(水) (第1回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和3年2月24日(水) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和3年4月2日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和3年4月16日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 議員その他の者の傍聴を許すものとするこ

に決定した。

- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和3年4月28日(水) (第5回)

- 特定秘密保護制度の運用状況及び情報監視審査会の活動に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

弁護士

日本弁護士連合会秘密保護法・共謀罪法対策本部委員 江藤洋一君

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長 三木由希子君

明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科特任教授 小林良樹君

○令和3年5月28日(金) (第6回)

- 特定秘密の提示を求めることを決定した。

○令和3年6月4日(金) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、警察庁から提示された特定秘密について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和3年6月11日(金) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について河野国務大臣に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

5 政治倫理審査会

委員一覧（15名）

会 幹 幹 幹	長 事 事 事	金子 中川 牧野 難波 未松	原二郎（自民） 雅治（自民） たかお（自民） 奨二（立憲） 信介（自民）	世耕 関口 西田 長浜 蓮	弘成（自民） 昌一（自民） 昌司（自民） 博行（立憲） 舩（立憲）	秋野 谷合 石井 小林 市田	公造（公明） 正明（公明） 苗子（維新） 正夫（民主） 忠義（共産） (会期終了日 現在)
------------------	------------------	----------------------------	--	---------------------------	---	----------------------------	--

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、2,778件（181種類）であり、このうち件数の多かったものは、「安全・安心の医療・介護の実現と国民の命と健康を守ることにに関する請願」101件、「障害福祉についての法制度拡充に関する請願」93件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」及び「七十五歳以上医療費窓口負担二割化撤回に関する請願」各83件、「治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願」72件、「教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願」71件などであった。

各委員会及び憲法審査会の付託件数は、内閣280件、総務8件、法務267件、外交防衛115件、財政金融184件、文教科学302件、厚生労働1,090件、農林水産23件、経済産業153件、国土交通230件、環境30件、議院運営11件、災害対策16件、倫理選挙27件、憲法42件であった。

請願者の総数は776万8,801人に上っている。

請願書の紹介提出期限は、6月2日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の7日前の同9日までと決定された。

6月16日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、2委員会において264件（8種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで、同日の本会議において「法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願」外263件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／

付託件数）は9.5%であり、種類別による採択率（採択数／付託数）は4.4%であった。

2 請願件数表

委員会・憲法審査会					本会議	備考
委員会等名	付託	採択	不採択	未了	採択	
内閣	280	0	0	280	0	
総務	8	0	0	8	0	
法務	267	58	0	209	58	
外交防衛	115	0	0	115	0	
財政金融	184	0	0	184	0	
文教科学	302	0	0	302	0	
厚生労働	1,090	206	0	884	206	
農林水産	23	0	0	23	0	
経済産業	153	0	0	153	0	
国土交通	230	0	0	230	0	
環境	30	0	0	30	0	
議院運営	11	0	0	11	0	
災害対策	16	0	0	16	0	
倫理選挙	27	0	0	27	0	
憲法	42	0	0	42	0	
計	2,778	264	0	2,514	264	提出総数 2,778件

3 本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

- 法務委員会……………58件
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（第1270号外27件）
裁判所の人的・物的充実にに関する請願（第1733号外29件）
- 厚生労働委員会…………… 206件
パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願（第324号外14件）
ゆとりとやりがいのある保育現場の創出等に関する請願（第633号）
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願（第1170号外59件）
現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願（第1527号外19件）
新型コロナウイルス感染症と筋痛性脳脊髄炎の研究に関する請願（第1528号外47件）
てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願（第2115号外61件）

【内閣に送付するを要しないもの】

なし

質問主意書一覧

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
1	バイデン政権の北朝鮮政策と菅政権に関する質問主意書	有田 芳生君	3. 1. 18	3. 1. 25	3. 1. 29	3. 2. 2 第5号
2	朝鮮労働党第八回大会と菅政権に関する質問主意書	有田 芳生君	1. 18	1. 25	1. 29	2. 2 第5号
3	政府認定拉致被害者と拉致の可能性を排除できない行方不明者に関する質問主意書	有田 芳生君	1. 18	1. 25	1. 29	2. 2 第5号
4	健康被害発生の可能性がある二酸化塩素を利用した空間除菌を標ぼうする空調装置に関する質問主意書	浜田 聡君	1. 19	1. 25	1. 29	2. 2 第5号
5	米国連邦議会議事堂において五名の尊い命が失われた事案に対する日本政府の見解に関する質問主意書	浜田 聡君	1. 19	1. 25	1. 29	2. 2 第5号
6	大学における成績評価及び卒業認定に関する質問主意書	平山 佐知子君	1. 22	1. 27	2. 2	2. 3 第6号
7	新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の都道府県知事の医療関係者への要請等の解釈に関する質問主意書	小西 洋之君	1. 22	1. 27	2. 2	2. 3 第6号
8	「不要不急の外出・移動」の定義と解釈に関する質問主意書	田島 麻衣子君	1. 25	2. 1	2. 5	2. 10 第7号
9	PCR検査の陰性が新型コロナウイルスに感染していないことの証明にはならないことに関する質問主意書	浜田 聡君	1. 27	2. 1	2. 5	2. 10 第7号
10	プラスチック製買物袋有料化に関する質問主意書	浜田 聡君	1. 28	2. 3	2. 9	2. 10 第7号
11	衆議院本会議前夜午後十一時に質問通告が出ていなかった旨のSNS上の書き込みの真偽に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 9	2. 15	2. 19	3. 10 第8号
12	G o T o テイクアウト等の提案に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 15	2. 22	2. 26	3. 10 第8号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
13	新型インフルエンザ等対策特別措置法関係政令に係る行政手続法の意見公募手続（パブコメ）の取扱いの整合性に関する質問主意書	小沼 巧君	3. 2.16	3. 2.22	3. 2.26	3. 3.10 第8号
14	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する質問主意書	塩村 あやか君	2.16	2.22	2.26	3.10 第8号
15	病児保育の経営改善に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	2.16	2.22	2.26	3.10 第8号
16	病児保育の質の向上に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	2.16	2.22	2.26	3.10 第8号
17	病児保育のアクセスの改善に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	2.16	2.22	2.26	3.10 第8号
18	六ヶ所再処理工場に関する質問主意書	福島 みずほ君	2.17	2.24	3. 2	3.10 第8号
19	G o T o イベント事業のあり方の見直しに関する質問主意書	浜田 聡君	2.18	2.24	3. 2	3.10 第8号
20	西村康稔大臣の組織マネジメント等に関する質問主意書	安達 澄君	2.24	3. 1	3. 5	3.10 第8号
21	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する質問主意書	塩村 あやか君	2.24	3. 1	3. 5	3.10 第8号
22	孤独・孤立対策担当室に関する質問主意書	塩村 あやか君	2.24	3. 1	3. 5	3.10 第8号
23	ナース・プラクティショナー制度の導入に関する質問主意書	浜田 聡君	2.24	3. 1	3. 5	3.10 第8号
24	日本共産党と破壊活動防止法について菅義偉内閣の見解に関する質問主意書	鈴木 宗男君	2.26	3. 3	3. 9	3.10 第8号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
25	鉱物資源の自給率に関する質問主意書	塩村 あやか君	3. 2.26	3. 3.3	3. 3.9	3. 3.10 第8号
26	ベースメタルのリサイクルに関する質問主意書	塩村 あやか君	2.26	3.3	3.9	3.10 第8号
27	給与の電子マネー支払い（ペイロール払い）解禁に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	3.1	3.8	3.12	
28	国家公務員倫理規程違反により懲戒処分された総務省職員の事案に関する質問主意書	鈴木 宗男君	3.3	3.8	3.12	
29	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する再質問主意書	塩村 あやか君	3.3	3.8	3.12	
30	プラスチック製買物袋有料化義務付けが法改正でなく省令改正でなされたことに関する質問主意書	浜田 聡君	3.5	3.10	3.16	
31	国が過半数の株式を保有する会社が運営する公共交通機関における精神障害者等に対する障害者割引制度の現状と今後の方向性に関する質問主意書	浜田 聡君	3.5	3.10	3.16	
32	成年被後見人に対する新型コロナワクチン接種について成年後見人が医療機関等から同意を求められることに関する質問主意書	浜田 聡君	3.8	3.15	3.19	
33	生活保護法における被保護者に対してNHK放送受信料を免除することの妥当性に関する質問主意書	浜田 聡君	3.8	3.15	3.19	
34	外国人技能実習制度をめぐる各種のトラブルに関する質問主意書	牧山 ひろえ君	3.12	3.17	3.23	
35	国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範に関する質問主意書	斎藤 嘉隆君	3.17	3.22	3.26	3.31 第12号
36	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する第三回質問主意書	塩村 あやか君	3.17	3.22	3.26	3.31 第12号
37	戦時中の中国人労務者に関する質問主意書	松沢 成文君	3.17	3.22	3.26	3.31 第12号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
38	官僚の働き方に関する質問主意書	伊藤 孝恵君	3. 3. 19	3. 3. 24	3. 3. 30	3. 3. 31 第12号
39	オリンピック・パラリンピック観客等向けアプリに関する質問主意書	伊藤 孝恵君	3. 24	3. 29	4. 2	4. 7 第13号
40	東日本大震災の被災地における金融支援の継続・強化に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	3. 26	3. 31	4. 6	4. 7 第13号
41	コロナ禍における雇用情勢への対応と賃金引上げ促進に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	3. 26	3. 31	4. 6	4. 7 第13号
42	M&Aを促進するための税制上の措置に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	3. 26	3. 31	4. 6	4. 7 第13号
43	プラスチック製買物袋有料化と費用便益分析に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 30	4. 5	4. 9	4. 14 第15号
44	プラスチック製買物袋有料化の目標値等に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 30	4. 5	4. 9	4. 14 第15号
45	モモンガを宅配便で配送することに関する質問主意書	塩村 あやか君	3. 31	4. 5	4. 9	4. 14 第15号
46	陸上自衛隊のクレベリン購入に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 2	4. 7	4. 13	4. 14 第15号
47	小泉環境大臣の記者会見の発言にあるプラスチックごみ削減の現状分析やその根拠等に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 2	4. 7	4. 13	4. 14 第15号
48	支援すべきヤングケアラーの発見の促進に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	4. 2	4. 7	4. 13	4. 14 第15号
49	ヤングケアラーに関する支援の推進に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	4. 5	4. 12	4. 16	4. 21 第17号
50	国家公務員倫理法等の違反行為に対する「調査の端緒」の理解に関する質問主意書	田島 麻衣子君	4. 5	4. 12	4. 16	4. 21 第17号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
51	「支援すべきヤングケアラーの発見と具体的な支援の方法に関する質問主意書」に対する答弁書に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	3. 4. 6	3. 4. 12	3. 4. 16	3. 4. 21 第17号
52	プラスプーン等無料配布行為の罰金に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 6	4. 12	4. 16	4. 21 第17号
53	ケアラー支援等に関する質問主意書に対する答弁書に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	4. 7	4. 12	4. 16	4. 21 第17号
54	就職氷河期世代支援に関する質問主意書	塩村 あやか君	4. 7	4. 12	4. 16	4. 21 第17号
55	日本におけるヘイトクライム対策に関する質問主意書	有田 芳生君	4. 7	4. 12	4. 16	4. 21 第17号
56	行政機関の保有する情報の公開に関する法律の不開示条項の解釈と適用範囲に関する質問主意書	田島 麻衣子君	4. 8	4. 14	4. 20	4. 21 第17号
57	銀行法等東ね法案に関する質問主意書	吉川 沙織君	4. 9	4. 14	4. 20	4. 21 第17号
58	新型コロナワクチンの接種体制及び開発体制に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	4. 9	4. 14	4. 20	4. 21 第17号
59	車道に立ち止まって街頭演説することと道路交通法との関係に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 13	4. 19	4. 23	
60	行方不明者の拉致被害者認定に関する質問主意書	有田 芳生君	4. 14	4. 19	4. 23	
61	保護者が里帰りした際のこどもの定期予防接種に関する質問主意書	宮沢 由佳君	4. 15	4. 21	4. 27	
62	東京電力福島第一原発の処理水の海洋放出に関する質問主意書	田島 麻衣子君	4. 16	4. 21	4. 27	
63	経済産業省、資源エネルギー庁幹部らによる新潟出張に関する質問主意書	福島 みずほ君	4. 20	4. 26	4. 30	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
64	銀行法等東ね法案に関する再質問主意書	吉川 沙織君	3. 4. 21	3. 4. 26	3. 4. 30	
65	国立競技場等における「空間除菌」の有効性・安全性等に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 28	5. 10	5. 14	
66	銀行法等東ね法案に関する第三回質問主意書	吉川 沙織君	5. 7	5. 12	5. 18	
67	奈良県下のいずれの地域も緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域に指定されていないことに関する質問主意書	浜田 聡君	5. 7	5. 12	5. 18	
68	官僚の働き方に関する再質問主意書	伊藤 孝恵君	5. 12	5. 17	5. 21	
69	官僚の働き方改革に関する質問主意書	伊藤 孝恵君	5. 12	5. 17	5. 21	
70	ヘイトクライムに関する質問主意書	有田 芳生君	5. 14	5. 19	5. 25	
71	日朝平壤宣言に関する質問主意書	有田 芳生君	5. 14	5. 19	5. 25	
72	日本国内で使われる新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する質問主意書	船後 靖彦君	5. 14	5. 19	5. 25	
73	容器包装リサイクル法の関係省令改正における政策評価法に基づいた政策評価に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 17	5. 24	5. 28	
74	選挙投票所の閉鎖時刻に関する質問主意書	ながえ 孝子君	5. 27	6. 2	6. 8	
75	地方自治法の定める専決処分に関する質問主意書	柴田 巧君	5. 31	6. 7	6. 11	
76	G o T o ウェディング等の提案に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 31	6. 7	6. 11	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
77	余剰が見込まれる政府確保の新型コロナワクチンを台湾へ提供することの提案等に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 6. 1	3. 6. 7	3. 6. 11	
78	障害特性によりマスク着用が困難な方々の新型コロナワクチン接種順位の再検討に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 1	6. 7	6. 11	
79	月刊「正論」七月号の公安調査庁次長横尾洋一氏と作家・元外務省主任分析官佐藤優氏の対談に関する質問主意書	鈴木 宗男君	6. 2	6. 7	6. 11	
80	政務三役等をはじめとする内閣に属する一員のSNS等における見解に関する質問主意書	白 眞勲君	6. 2	6. 7	6. 11	
81	新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種に関する質問主意書	蓮 舫君	6. 2	6. 7	6. 11	
82	我が国における難民認定の状況に関する質問主意書	石橋 通宏君	6. 4	6. 9	6. 15	
83	本年五月二十八日に北海道稚内沖でロシア国境警備局に拿捕された「第一七二栄宝丸」に関する質問主意書	鈴木 宗男君	6. 4	6. 9	6. 15	
84	六ヶ所再処理工場アクティブ試験等に関する質問主意書	福島 みずほ君	6. 7	6. 14	6. 18	
85	東京五輪・パラリンピックに係る内閣総理大臣の「安全安心な大会」発言に関する質問主意書	石垣 のりこ君	6. 8	6. 14	6. 18	
86	国庫補助金等により設置造成された基金の執行状況等に関する質問主意書	木戸口 英司君	6. 8	6. 14	6. 18	
87	東京オリンピック・パラリンピックの観客にPCR検査などの陰性証明書の提示を求めることを政府が検討中との報道に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 8	6. 14	6. 18	
88	不耕作農地を始めとする土地利用の在り方に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 8	6. 14	6. 18	
89	相続土地国庫帰属制度に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 8	6. 14	6. 18	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
90	外国人技能実習生の妊娠や出産に伴う諸課題に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	3. 6. 8	3. 6. 14	3. 6. 18	
91	経済連携協定による日本の農林水産物への影響に関する質問主意書	石垣 のりこ君	6. 9	6. 14	6. 18	
92	放送法における外資規制違反に対する総務省の対応に一貫性がないことに関する質問主意書	浜田 聡君	6. 10	6. 16	6. 22	
93	個人事業主（フリーランス）の公平な税負担に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 10	6. 16	6. 22	
94	「名ばかり管理職」に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 10	6. 16	6. 22	
95	栄典制度の受章基準に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 10	6. 16	6. 22	
96	政府情報システムにおける仕様書作成の公平性に関する質問主意書	熊谷 裕人君	6. 11	6. 16	6. 25	
97	デジタル庁の中途採用職員におけるリボルビングドアの仕組みに関する質問主意書	熊谷 裕人君	6. 11	6. 16	6. 25	
98	日韓関係を正常な隣国関係にするための過去の努力に関する質問主意書	那谷屋 正義君	6. 11	6. 16	6. 25	
99	西村康稔大臣の組織マネジメント等の改善状況に関する質問主意書	安達 澄君	6. 11	6. 16	6. 25	
100	自治会等の存続に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 11	6. 16	6. 25	
101	行政委嘱委員の担い手不足に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 11	6. 16	6. 25	
102	いわゆる名ばかり事業主問題を始めとするフリーランスの就業状況の改善に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 11	6. 16	6. 25	
103	金融庁法令等遵守調査室のメンバーの選出・任命に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 11	6. 16	6. 25	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
104	金融庁及び証券取引等監視委員会の公益通報制度が機能不全に陥っているとの指摘に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 6. 11	3. 6. 16	3. 6. 25	
105	本年五月二十八日に北海道稚内沖でロシア国境警備局に拿捕され、六月十日に罰金を支払い解放された「第一七二栄宝丸」に関する質問主意書	鈴木 宗男君	6. 14	6. 16	6. 25	
106	本年二月一日にミャンマーで起きたクーデターに関する質問主意書	鈴木 宗男君	6. 14	6. 16	6. 25	
107	名古屋出入国在留管理局で収容中に死亡したスリランカ人女性に関する質問主意書	鈴木 宗男君	6. 14	6. 16	6. 25	
108	政策評価法対象外の政策の評価実施に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 15	6. 16	6. 25	
109	政策評価法に基づいたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規制の事前評価書に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 15	6. 16	6. 25	
110	陸上自衛隊真駒内駐屯地のツイッターアカウントが特定の政治家等のツイートをリツイートしていることに関する質問主意書	浜田 聡君	6. 15	6. 16	6. 25	
111	「GABA（ギャバ）トマト」等のゲノム編集技術によって開発された動植物・魚類に関する質問主意書	紙 智子君	6. 15	6. 16	6. 25	
112	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた株主総会及び協同組合総会等に関する質問主意書	古賀 之士君	6. 15	6. 16	6. 25	
113	申告期限を延長した企業等の法人税の納税期限に関する質問主意書	古賀 之士君	6. 15	6. 16	6. 25	
114	暗号資産の定義に関する質問主意書	古賀 之士君	6. 15	6. 16	6. 25	
115	「感染症対策に関する行政評価・監視—国際的に脅威となる感染症への対応を中心として—」の改善措置状況に関する質問主意書	古賀 之士君	6. 15	6. 16	6. 25	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
116	日本軍「慰安婦」関連文書に関する質問主意書	紙 智子君	3. 6.15	3. 6.16	3. 6.25	
117	新型コロナウイルス感染症等の影響による孤独・孤立等への対応に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.15	6.16	6.25	
118	国際金融都市構想に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.15	6.16	6.25	
119	政策金融改革の評価と株式会社日本政策投資銀行等の完全民営化に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.15	6.16	6.25	
120	キャッシュレス決済の推進に向けた課題に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.15	6.16	6.25	
121	中央銀行デジタル通貨に対する現状認識と今後の取組方針に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.15	6.16	6.25	
122	「プロサバンナ事業」に関する質問主意書	井上 哲士君	6.15	6.16	6.25	
123	新型コロナウイルスのワクチン接種とG7参加者及び随行者に関する質問主意書	田島 麻衣子君	6.16	6.16	6.29	
124	新型コロナウイルスのワクチン接種時の事故報告に関する質問主意書	田島 麻衣子君	6.16	6.16	6.29	
125	ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.16	6.16	6.29	
126	ケアリーバーに関する全国調査結果に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.16	6.16	6.29	
127	ケアリーバーの支援の拡充に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.16	6.16	6.29	
128	重要土地等調査規制法案に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.16	6.16	6.29	
129	コロナ禍の介護人材不足への対応に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.16	6.16	6.29	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
130	特別支援教育に関する質問主意書	伊藤 孝恵君	3. 6.16	3. 6.16	3. 6.29	
131	黒川検事長の勤務延長のための解釈変更及びそれに基づく検察庁法改正案の国会提出並びに当法案の修正案の国会提出の顛末の確認等に関する質問主意書	小西 洋之君	6.16	6.16	6.29	
132	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の解釈に関する質問主意書	小西 洋之君	6.16	6.16	6.29	

(令和3年6月29日現在)

参議院改革協議会

協議員一覧（14名）

座長	世耕 弘成（自民）	森 ゆうこ（立憲）	伊波 洋一（沖縄）
	石井 正弘（自民）	谷合 正明（公明）	木村 英子（れ新）
	古賀 友一郎（自民）	室井 邦彦（維新）	嘉田 由紀子（碧水）
	中川 雅治（自民）	足立 信也（民主）	渡辺 喜美（みん）
	長浜 博行（立憲）	井上 哲士（共産）	

（3.5.26 現在）

（1）発足の経緯

令和3年4月9日、山東昭子議長の主宰により各会派代表者懇談会が開かれ、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（参議院改革協議会）を設置することとし、その構成や運営等については議院運営委員会で協議することが合意された。

5月14日、議院運営委員会において、参

議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、協議員15人以内をもって組織する参議院改革協議会を設置することを決定し、同日の本会議において水落敏栄議院運営委員長が同協議会の設置について報告した。

（2）検討の経緯

第204回国会において、本協議会（世耕弘成座長）は3回の調査検討を行った。

まず、5月26日の協議会（第1回）では、本協議会の運営に関する事項について決定した後、本協議会における検討項目については、各会派から希望する検討項目案を提出することとなった。

6月4日の協議会（第2回）では、これまでの参議院改革の経緯と実績について、事務局から説明を聴取した後、協議を行った。また、各会派から提出された検討項目案について、各会派の協議員から説明を聴

取した。

6月11日の協議会（第3回）では、これまでの参議院定数訴訟に係る最高裁判決の概要と変遷について、事務局から説明を聴取した後、協議を行った。また、本協議会の検討項目について協議を行った後、参議院選挙制度の改革について、本協議会の検討項目とすることが了承された。また、選挙制度以外の検討項目については、座長において検討項目案を作成することとなった。

（3）協議会経過

○令和3年5月26日（水）（第1回）

○参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○令和3年6月4日（金）（第2回）

○参議院の組織及び運営の改革について協議を

行った。

○令和3年6月11日（金）（第3回）

○参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

(4) 参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員15人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
 - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
 - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。

1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第190回 (常会)	平成 28. 1. 4(月)	28. 1. 4(月)	28. 6. 1(水)	150	—	150
第191回 (臨時会)	28. 8. 1(月)	28. 8. 1(月)	28. 8. 3(水)	3	—	3
第192回 (臨時会)	28. 9. 26(月)	28. 9. 26(月)	28. 12. 17(土)	66	17	83
第193回 (常会)	29. 1. 20(金)	29. 1. 20(金)	29. 6. 18(日)	150	—	150
第194回 (臨時会)	29. 9. 28(木)	—	29. 9. 28(木) 衆議院解散	—	—	1
第195回 (特別会)	29. 11. 1(水)	29. 11. 8(水)	29. 12. 9(土)	39	—	39
第196回 (常会)	30. 1. 22(月)	30. 1. 22(月)	30. 7. 22(日)	150	32	182
第197回 (臨時会)	30. 10. 24(水)	30. 10. 24(水)	30. 12. 10(月)	48	—	48
第198回 (常会)	31. 1. 28(月)	31. 1. 28(月)	令和 元. 6. 26(水)	150	—	150
第199回 (臨時会)	元. 8. 1(木)	元. 8. 1(木)	元. 8. 5(月)	5	—	5
第200回 (臨時会)	元. 10. 4(金)	元. 10. 4(金)	元. 12. 9(月)	67	—	67
第201回 (常会)	2. 1. 20(月)	2. 1. 20(月)	2. 6. 17(水)	150	—	150
第202回 (臨時会)	2. 9. 16(水)	2. 9. 17(木)	2. 9. 18(金)	3	—	3
第203回 (臨時会)	2. 10. 26(月)	2. 10. 26(月)	2. 12. 5(土)	41	—	41
第204回 (常会)	3. 1. 18(月)	3. 1. 18(月)	3. 6. 16(水)	150	—	150

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2* 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	元. 7. 23(日)	元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回(臨時会)	16. 7. 30(金)

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第21回	19. 7. 29(日)	19. 7. 29	25. 7. 28	第167回(臨時会)	19. 8. 7(火)
第22回	22. 7. 11(日)	22. 7. 26	28. 7. 25	第175回(臨時会)	22. 7. 30(金)
第23回	25. 7. 21(日)	25. 7. 29	令和 元. 7. 28	第184回(臨時会)	25. 8. 2(金)
第24回	28. 7. 10(日)	28. 7. 26	4. 7. 25	第191回(臨時会)	28. 8. 1(月)
第25回	元. 7. 21(日)	元. 7. 29	7. 7. 28	第199回(臨時会)	元. 8. 1(木)

*任期3年議員の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(令和3年6月16日現在)

菅内閣国務大臣

内閣総理大臣

菅 義偉 (衆・自民)

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

麻生 太郎 (衆・自民)

総務大臣

武田 良太 (衆・自民)

法務大臣

上川 陽子 (衆・自民)

外務大臣

茂木 敏充 (衆・自民)

文部科学大臣

萩生田 光一 (衆・自民)

厚生労働大臣

田村 憲久 (衆・自民)

農林水産大臣

野上 浩太郎 (参・自民)

経済産業大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構))

梶山 弘志 (衆・自民)

国土交通大臣

赤羽 一嘉 (衆・公明)

環境大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力防災))

小泉 進次郎 (衆・自民)

防衛大臣

岸 信夫 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

加藤 勝信 (衆・自民)

国務大臣 (復興大臣)

平沢 勝栄 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災、海洋政策))

小此木 八郎 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、規制改革))

河野 太郎 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (少子化対策、地方創生))

坂本 哲志 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

西村 康稔 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (マイナンバー制度))

平井 卓也 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策))

井上 信治 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (男女共同参画))

丸川 珠代 (参・自民)

内閣官房副長官

坂井 学 (衆・自民)

岡田 直樹 (参・自民)

杉田 和博

副大臣

復興副大臣

亀岡 偉民 (衆・自民)

横山 信一 (参・公明)

内閣府副大臣

赤澤 亮正 (衆・自民)

藤井 比早之 (衆・自民)

三ッ林 裕巳 (衆・自民)

総務副大臣

熊田 裕通 (衆・自民)

新谷 正義 (衆・自民)

法務副大臣

田所 嘉徳 (衆・自民)

外務副大臣

鷲尾 英一郎 (衆・自民)

宇都 隆史 (参・自民)

財務副大臣

伊藤 渉 (衆・公明)

中西 健治 (参・自民)

文部科学副大臣

高橋 ひなこ (衆・自民)

文部科学副大臣

内閣府副大臣

丹羽 秀樹 (衆・自民)

厚生労働副大臣

三原じゅん子 (参・自民)

厚生労働副大臣

内閣府副大臣

山本 博司 (参・公明)

農林水産副大臣

葉梨 康弘 (衆・自民)

宮内 秀樹 (衆・自民)

経済産業副大臣

内閣府副大臣

長坂 康正 (衆・自民)

経済産業副大臣

内閣府副大臣

江島 潔 (参・自民)

国土交通副大臣

大西 英男 (衆・自民)

国土交通副大臣

内閣府副大臣

復興副大臣

渡辺 猛之 (参・自民)

環境副大臣

笹川 博義 (衆・自民)

環境副大臣

内閣府副大臣

堀内 詔子 (衆・自民)

防衛副大臣

内閣府副大臣

中山 泰秀 (衆・自民)

大臣政務官

内閣府大臣政務官

岡下 昌平 (衆・自民)

和田 義明 (衆・自民)

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

吉川 赳 (衆・自民)

総務大臣政務官

谷川 とむ (衆・自民)

古川 康 (衆・自民)

宮路 拓馬 (衆・自民)

法務大臣政務官

小野田 紀美 (参・自民)

外務大臣政務官

國場 幸之助 (衆・自民)

鈴木 隼人 (衆・自民)

中西 哲 (参・自民)

財務大臣政務官

船橋 利美 (衆・自民)

元榮 太一郎 (参・自民)

文部科学大臣政務官

鰐淵 洋子 (衆・公明)

文部科学大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

三谷 英弘 (衆・自民)

厚生労働大臣政務官

大隈 和英 (衆・自民)

こやり 隆史 (参・自民)

農林水産大臣政務官

池田 道孝 (衆・自民)

熊野 正士 (参・公明)

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

宗清 皇一 (衆・自民)

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

佐藤 啓 (参・自民)

国土交通大臣政務官

小林 茂樹 (衆・自民)

朝日 健太郎 (参・自民)

国土交通大臣政務官

内閣府大臣政務官

鳩山 二郎 (衆・自民)

環境大臣政務官

宮崎 勝 (参・公明)

環境大臣政務官

内閣府大臣政務官

神谷 昇 (衆・自民)

防衛大臣政務官

大西 宏幸 (衆・自民)

防衛大臣政務官

内閣府大臣政務官

松川 るい (参・自民)

政府特別補佐人

人事院総裁	一宮 なほみ	内閣法制局長官	近藤 正春
公正取引委員会委員長	古谷 一之	原子力規制委員会委員長	更田 豊志
公害等調整委員会委員長	荒井 勉		

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回次	総計 (人)	内 訳	
			本会議	委員会等
平成23年	177(常会)	4,326	1,484	2,842
	178(臨時会)	710	388	322
	179(臨時会)	2,059	743	1,316
24年	180(常会)	5,466	1,518	3,948
	181(臨時会)	227	174	53
	182(特別会)	46	44	2
25年	183(常会)	5,580	1,780	3,800
	184(臨時会)	138	138	0
	185(臨時会)	3,089	1,143	1,946
26年	186(常会)	7,236	1,878	5,358
	187(臨時会)	1,649	484	1,165
	188(特別会)	26	22	4
27年	189(常会)	8,409	1,447	6,962
28年	190(常会)	4,697	1,003	3,694
	191(臨時会)	60	53	7
	192(臨時会)	3,709	1,112	2,597
29年	193(常会)	5,814	1,005	4,809
	194(臨時会)	13	13	0
	195(特別会)	719	241	478
30年	196(常会)	5,696	1,000	4,696
	197(臨時会)	1,507	329	1,178
令和元年	198(常会)	3,409	774	2,635
	199(臨時会)	124	119	5
	200(臨時会)	1,519	363	1,156
2年	201(常会)	835	253	582
	202(臨時会)	18	17	1
	203(臨時会)	335	106	229
3年	204(常会)	1,059	202	857

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件数	総計 (人)	参観内訳					特別参観 (人)
			一般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	25,657	316,381	99,820	142,118	60,016	11,147	3,280	209
21年	26,600	340,006	101,179	154,592	68,253	13,382	2,600	267
22年	24,442	357,554	104,002	167,500	68,216	13,975	3,861	369
23年	16,339	270,069	65,353	160,843	33,085	9,090	1,698	570
24年	18,585	344,230	77,166	179,746	73,721	11,262	2,335	708
25年	21,997	346,637	88,099	178,694	64,468	12,135	3,241	425
26年	19,771	325,153	78,904	167,603	61,300	13,192	4,154	482
27年	20,407	319,852	73,379	167,364	60,354	14,038	4,717	298
28年	18,755	307,607	66,229	166,163	58,041	13,812	3,362	175
29年	17,623	287,001	60,604	161,900	47,123	15,036	2,338	173
30年	14,829	283,234	55,172	160,834	50,495	14,644	2,089	190
令和 元年	14,101	273,261	46,971	169,599	41,713	11,751	3,227	69
2年	3,267	71,111	8,197	59,355	1,071	2,269	219	0
3年	1,022	10,915	2,492	8,336	80	6	1	0

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。

令和3年の数は、第204回国会終了日(6月16日)現在。

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月1日から6月30日までの間、参観を中止した。また、7月1日から1回の受入人数の上限を50名程度(10月1日以降100名程度)とする等の感染症対策を講じた上で再開した。

6 参議院特別体験プログラム参加者数・参加団体数

	参加者数 (人)	団体数 (件)	団体内訳			
			小学校	中学校	その他	
平成19年度	65,926	1,019	808	154	57	
平成20年度	71,336	1,047	840	149	58	
平成21年度	90,306	1,278	1,089	138	51	
平成22年度	95,487	1,355	1,120	171	64	
平成23年度	88,871	1,238	1,125	73	40	
平成24年度	95,336	1,311	1,120	151	40	
平成25年度	92,685	1,307	1,132	134	41	
平成26年度	64,120	1,024	860	130	34	
平成27年度	94,074	1,322	1,138	146	38	
平成28年度	91,771	1,350	1,144	145	61	
平成29年度	91,586	1,337	1,184	120	33	
平成30年度	94,435	1,351	1,183	135	33	
令和元年度	87,574	1,226	1,101	100	25	
令和2年度	4,759	149	139	5	5	
令和3年度	4月	349	11	11	0	0
	5月	238	7	7	0	0
	6月	497	13	13	0	0
(年度途中計)	0	26	26	0	0	

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月1日から6月30日までの間、参議院特別体験プログラムを中止した。また、7月1日から1回の受入人数の上限を45名、1日の回数を2回、1回の受入団体を1団体とする等の感染症対策を講じた上で再開した。

7 オンライン形式で開催された国際会議

会議名	期間※	参加議員	備考
第142回 I P U会議	3.5.24 ~5.27	日本国会代表団 団長 衆議院議員 鈴木 俊一君 副団長 参議院議員 進藤 金日子君 同 牧山 ひろえ君 衆議院議員 亀井 亜紀子君	3.4.26から 常設委員会 等の関連会 合が随時開 催

※主催機関所在地時間

8 国会に対する報告等 (2.12.6~3.6.16)

第203回国会閉会後から第204回国会中、法律等に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報告等の名称
令和2年	
12. 11(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告 ○ 東日本大震災からの復興の状況に関する報告 ○ 通貨及び金融の調節に関する報告書
15(火)	○ 広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書外13件
16(水)	○ 令和元年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告
28(月)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「独立行政法人における繰越欠損金の状況等について」の報告
令和3年	
1. 13(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国と地方の協議の場(令和2年度第3回)における協議の概要に関する報告書 ○ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更についての報告
18(月)	○ 平成30年度決算に関する参議院の議決について講じた措置の報告
19(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年10月26日から令和3年1月17日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書 ○ 令和2年7月1日から同年12月31日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書
26(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告
29(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書 ○ 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 ○ 令和元年度特別会計財務書類
2. 2(火)	○ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更についての報告
5(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告 ○ 令和元年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
19(金)	○ 令和2年における通信傍受等に関する報告
26(金)	○ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更についての報告
3. 5(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度第3・四半期における予算使用の状況の報告 ○ 令和2年度第3・四半期における国庫の状況の報告 ○ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長についての報告
18(木)	○ 新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了についての報告
19(金)	○ 地方財政の状況の報告
26(金)	○ 令和2年官民人事交流に関する年次報告

- 令和3年行政執行法人の常勤職員数に関する報告
- アルコール健康障害対策推進基本計画の変更の報告
- 令和2年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告
- 4. 9(金) ○ 調達価格等に関する報告
- 23(金) ○ 「令和2年度中小企業の動向」に関する報告及び「令和3年度中小企業施策」についての文書
- 「令和2年度小規模企業の動向」に関する報告及び「令和3年度小規模企業施策」についての文書
- 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言についての報告
- 27(火) ○ 郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見についての報告
- 5. 7(金) ○ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更についての報告
- 14(金) ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「国が実施するPFI事業について」の報告
- 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更についての報告
- 21(金) ○ 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
- 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告
- 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告
- 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更についての報告
- 25(火) ○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況の報告
- 令和2年団体規制状況の年次報告
- 「令和2年度食料・農業・農村の動向」に関する報告及び「令和3年度食料・農業・農村施策」についての文書
- 28(金) ○ 「令和2年度食育推進施策」に関する報告
- 「令和2年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告
- 交通政策基本計画の報告
- 自転車活用推進計画の報告
- 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長についての報告
- 6. 1(火) ○ 「令和2年度森林及び林業の動向」に関する報告及び「令和3年度森林及び林業施策」についての文書
- 4(金) ○ 令和2年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告
- 令和2年度公害等調整委員会年次報告書
- 「令和2年度水産の動向」に関する報告及び「令和3年度水産施策」についての文書
- 令和2年度エネルギーに関する年次報告
- 8(火) ○ 「令和2年度犯罪被害者等施策」に関する報告
- 『令和2年度消費者政策の実施の状況』に関する報告』及び『令和2年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告』
- 「令和2年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告
- 令和2年度科学技術・イノベーション創出の振興に関する年次報告

- 『「令和2年度環境の状況」に関する報告及び「令和3年度環境の保全に関する施策」についての文書』、『「令和2年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び「令和3年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書』、『「令和2年度生物の多様性の状況」に関する報告及び「令和3年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書』
- 令和2年度原子力規制委員会年次報告書
- 9(水) ○ 令和2年度の人事院の業務状況報告書
- 11(金) ○ 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告
 - 「防災に関してとった措置の概況」及び「令和3年度の防災に関する計画」についての報告
 - 「令和2年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告
 - 「令和2年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び「令和3年度高齢社会対策」についての文書
 - 「令和2年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告
 - 「令和2年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び「令和3年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書
 - 令和2年度個人情報保護委員会年次報告書
 - 令和2年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告
 - 令和2年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告
- 15(火) ○ 「令和2年度水循環施策」に関する報告
 - 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告
 - 「令和2年度障害者施策の概況」に関する報告
 - 「令和2年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「令和3年度交通安全施策に関する計画」についての報告
 - 森林・林業基本計画の変更の報告
 - 令和2年度首都圏整備に関する年次報告
 - 「令和2年度土地に関する動向」に関する報告及び「令和3年度土地に関する基本的施策」についての文書
 - 「令和2年度観光の状況」に関する報告及び「令和3年度観光施策」についての文書
 - 「令和2年度交通の動向」に関する報告及び「令和3年度交通施策」についての文書

9 国会関係日誌 (2.12.6～3.6.16)

年月日	事 項
【第203回国会(臨時会)閉会后】	
令和2年	
12. 6(日)	○ 有馬朗人元参議院議員(元文部相兼科学技術庁長官)逝去
8(火)	○ 参・農林水産委(畜産物等の価格安定等について質疑、畜産物価格等に関する決議) ○ 衆・農林水産委(農林水産関係の基本施策(畜産問題等)について質疑、令和三年度畜産物価格等に関する決議) ○ 目片信元衆議院議員逝去
9(水)	○ 衆・厚生労働委(新型コロナウイルス感染症対策等について質疑)
10(木)	○ 参・厚生労働委(新型コロナウイルス感染症対策等について質疑)
16(水)	○ 衆・内閣委(内閣の重要政策等について質疑)
17(木)	○ 参・内閣委(新型コロナウイルス感染症の感染状況等について質疑)
22(火)	○ 吉川貴盛衆議院議員、議員辞職
23(水)	○ 衆・国土交通委(国土交通行政の基本施策について質疑)
24(木)	○ 参・国土交通委(GoToトラベル事業等について質疑)
25(金)	○ 参・議院運営委(安倍前内閣総理大臣の答弁の訂正について説明聴取、質疑) ○ 衆・議院運営委(議員安倍晋三君から答弁を訂正する発言、委員から発言)
27(日)	○ 羽田雄一郎参議院議員(元国交相)逝去
令和3年	
1. 2(土)	○ 桑名義治元参議院議員(元衆議院議員)逝去
7(木)	○ 参・議院運営委(新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について報告聴取、質疑) ○ 衆・議院運営委(新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について報告聴取、委員から発言)
8(金)	○ 常会召集を閣議決定
9(土)	○ 左藤恵元衆議院議員(元国土庁長官)逝去
13(水)	○ 参・議院運営委(新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更について報告聴取、質疑) ○ 衆・内閣委(内閣の重要政策等について質疑) ○ 衆・議院運営委(新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更について報告聴取、委員から発言)
14(木)	○ 参・内閣委(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた今後の対応等について質疑)
15(金)	○ 衆・「立憲民主党・社民・無所属」、「立憲民主党・無所属」に会派名変更
【第204回国会(常会)】	
18(月)	○ 参・本会議(7特別委員会設置、政府4演説) ○ 衆・本会議(9特別委員会設置、政府4演説) ○ 開会式
19(火)	○ 伊藤英成元衆議院議員逝去
20(水)	○ 衆・本会議(代表質問1日目)
21(木)	○ 参・本会議(代表質問1日目) ○ 衆・本会議(代表質問2日目)
22(金)	○ 参・本会議(代表質問2日目) ○ 衆・予算委(令和3年度総予算、令和2年度第3次補正予算趣旨説明)

- 24(日) ○ 山形県知事選、吉村美栄子氏4選
- 岐阜県知事選、古田肇氏5選
- 25(月) ○ 衆・予算委(令和2年度第3次補正予算基本的質疑)
- 浦野依興元衆議院議員(元科学技術庁長官)逝去
- 26(火) ○ 衆・予算委(令和2年度第3次補正予算基本的質疑、締めくり質疑、令和2年度第3次補正予算可決)
- 衆・本会議(令和2年度第3次補正予算可決)
- 大野つや子元参議院議員逝去
- 27(水) ○ 参・予算委(令和3年度総予算、令和2年度第3次補正予算趣旨説明、令和2年度第3次補正予算総括質疑)
- 28(木) ○ 参・予算委(令和2年度第3次補正予算総括質疑、締めくり質疑、令和2年度第3次補正予算可決)
- 参・本会議(令和2年度第3次補正予算可決)
- 29(金) ○ 衆・本会議(新型インフル対策特措法案趣旨説明・質疑)
- 30(土) ○ 越智通雄元衆議院議員(元経済企画庁長官)逝去
- 2. 1(月) ○ 衆・本会議(新型インフル対策特措法案修正議決、遠山清彦君辞職許可)
- 大塚高司衆議院議員外2名、自由民主党・無所属の会を退会
- 2(火) ○ 参・本会議(新型インフル対策特措法案趣旨説明・質疑)
- 3(水) ○ 参・内閣委(新型インフル対策特措法案可決)
- 参・本会議(河井あんり君辞職許可、新型インフル対策特措法案可決)
- 4(木) ○ 衆・予算委(令和3年度総予算基本的質疑)
- 5(金) ○ 衆・予算委(令和3年度総予算基本的質疑)
- 8(月) ○ 衆・予算委(令和3年度総予算基本的質疑)
- 今泉昭元参議院議員(元参議院副議長)逝去
- 9(火) ○ 衆・本会議(情報監視審査会委員辞任・選任、所得税法案趣旨説明・質疑)
- 衆・予算委
- 10(水) ○ 参・本会議
- 衆・予算委
- 衆議院九州選挙区、吉田宣弘氏繰上補充当選(遠山清彦衆議院議員退職による)、公明党へ入会
- 鶴岡洋元参議院議員(元衆議院議員)逝去
- 12(金) ○ 衆・予算委
- 15(月) ○ 衆・予算委(令和3年度総予算集中審議「新型コロナウイルス感染症対策等」)
- 16(火) ○ 衆・本会議(地方財政計画(報告)、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑)
- 参・予算委委員派遣(東京都)
- 衆・予算委(令和3年度総予算参考人質疑)
- 17(水) ○ 参・情報監視審査会
- 衆・予算委(令和3年度総予算集中審議「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種等内外の諸課題」)
- 白須賀貴樹衆議院議員、自由民主党・無所属の会を退会
- 18(木) ○ 衆・予算委
- 19(金) ○ 衆・本会議(公債特例法案趣旨説明・質疑)
- 衆・予算委
- 22(月) ○ 衆・予算委(令和3年度総予算集中審議「経済情勢、グリーン社会の実現等内外の諸課題」)
- 橋本聖子参議院議員、自由民主党・国民の声を退会

- 24(水) ○ 参・情報監視審査会
- 衆・予算委公聴会
- 児玉健次元衆議院議員逝去
- 25(木) ○ 衆・予算委
- 衆・予算委分科会(～26日)
- 26(金) ○ 小森龍邦元衆議院議員逝去
- 3. 1(月) ○ 衆・予算委(令和3年度総予算集中審議「内外の諸課題」)
- 2(火) ○ 衆・予算委(令和3年度総予算締めくり質疑、令和3年度総予算可決)
- 衆・本会議(令和3年度総予算可決、地方税法案可決、地方交付税法案可決、所得税法案可決、公債特例法案可決)
- 佐藤誼元衆議院議員逝去
- 3(水) ○ 参・予算委(令和3年度総予算基本的質疑)
- 4(木) ○ 参・予算委(令和3年度総予算基本的質疑)
- 5(金) ○ 参・予算委
- 永井英慈元衆議院議員逝去
- 8(月) ○ 参・予算委(令和3年度総予算集中審議「東日本大震災からの復興及び新型コロナウイルス感染症対応等」)
- 9(火) ○ 衆・本会議(デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案、デジタル社会形成整備法案、預貯金口座登録法案、預貯金口座管理法案趣旨説明・質疑)
- 参・予算委
- 10(水) ○ 参・本会議(所得税法案、公債特例法案趣旨説明・質疑)
- 参・予算委
- 11(木) ○ 東日本大震災10周年追悼式、山東議長出席
- 参・予算委
- 山崎広太郎元衆議院議員逝去
- 12(金) ○ 参・本会議(地方財政計画(報告)、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑)
- 衆・本会議(在日米軍駐留経費特別協定趣旨説明・質疑)
- 参・予算委
- 13(土) ○ 小野清子元参議院議員(元国家公安委員長兼青少年育成及び少子化対策、食品安全担当相)逝去
- 15(月) ○ 参・予算委(令和3年度総予算集中審議「内外の諸課題(デジタル社会・情報通信行政、ワクチンの接種体制等)」)
- 16(火) ○ 参・予算委公聴会
- 衆・予算委
- 衆・情報監視審査会
- 17(水) ○ 参・予算委
- 18(木) ○ 衆・本会議(医療法案、新型コロナ医療給付金法案(衆法)趣旨説明・質疑)
- 参・予算委
- 衆・情報監視審査会
- 19(金) ○ 参・予算委(令和3年度総予算集中審議「現下の諸課題(新型コロナウイルス感染症への今後の対応・医療体制の強化、情報通信行政、原子力安全等)」)
- 20(土) ○ 鬼塚誠元衆議院事務総長逝去
- 21(日) ○ 千葉県知事選、熊谷俊人氏当選
- 23(火) ○ 衆・本会議(在日米軍駐留経費特別協定承認、河川浸水被害対策法案趣旨説明・質疑)
- 24(水) ○ 参・本会議(在日米軍駐留経費特別協定趣旨説明・質疑)
- 参・予算委

- 25(木) ○ 工藤堅太郎元参議院議員(元衆議院議員)逝去
○ 衆・本会議(少年法案趣旨説明・質疑)
- 26(金) ○ 参・予算委(令和3年度総予算集中審議「菅内閣の基本姿勢(外交、情報通信行政、経済・雇用、孤独・孤立支援等)」)
○ 参・予算委(令和3年度総予算締めくり質疑、令和3年度総予算可決)
○ 参・総務委(地方税法案可決、地方交付税法案可決)
○ 参・財政金融委(所得税法案可決、公債特例法案可決)
○ 参・本会議(令和3年度総予算可決、地方税法案可決、地方交付税法案可決、所得税法案可決、公債特例法案可決)
- 30(火) ○ 参・外交防衛委(在日米軍駐留経費特別協定承認)
- 31(水) ○ 参・本会議(在日米軍駐留経費特別協定承認)
- 4. 1(木) ○ 衆・本会議(総務大臣武田良太君不信任決議案否決、河井克行君辞職許可、子ども子育て支援法案趣旨説明・質疑)
- 2(金) ○ 衆・本会議(RCEP協定趣旨説明・質疑)
○ 参・情報監視審査会
○ 三井辨雄元衆議院議員(元厚労相)逝去
- 4(日) ○ 秋田県知事選、佐竹敬久氏4選
- 5(月) ○ 参・決算委(令和元年度決算全般質疑)
- 6(火) ○ 衆・本会議(デジタル社会形成基本法案修正議決、デジタル庁設置法案可決、デジタル社会形成整備法案可決、預貯金口座登録法案可決、預貯金口座管理法案可決、地方情報システム標準化法案趣旨説明・質疑)
- 7(水) ○ 参・本会議
○ 参・決算委
- 8(木) ○ 衆・本会議(河川浸水被害対策法案可決、医療法案可決、健康保険法案、高齢者医療確保法案(衆法)趣旨説明・質疑)
- 9(金) ○ 参・本会議
○ 参議院各会派代表者懇談会
○ 重野安正元衆議院議員逝去
- 11(日) ○ 福岡県知事選、服部誠太郎氏当選
- 12(月) ○ 参・決算委
- 13(火) ○ 衆・本会議
○ 衆・情報監視審査会
○ 宮島滉元参議院議員逝去
- 14(水) ○ 参・本会議(デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案、デジタル社会形成整備法案、預貯金口座登録法案、預貯金口座管理法案趣旨説明・質疑)
- 15(木) ○ 衆・本会議(子ども子育て支援法案可決、RCEP協定承認、地球温暖化対策推進法案趣旨説明・質疑)
○ 衆・憲法審査会(憲法改正手続法案質疑、日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸問題について自由討議)
○ 菅総理、米国訪問(~18日)
- 16(金) ○ 参・本会議(医療法案趣旨説明・質疑)
○ 衆・本会議(地方情報システム標準化法案修正議決、出入国管理法案趣旨説明・質疑)
○ 参・情報監視審査会
- 19(月) ○ 参・決算委
- 20(火) ○ 衆・本会議(少年法案可決、米国訪問に関する報告・質疑)
- 21(水) ○ 参・本会議(米国訪問に関する報告・質疑、RCEP協定趣旨説明・質疑)
- 22(木) ○ 衆・本会議(特定商取引法案、消費者契約法案(衆法)趣旨説明・質疑)

- 衆・憲法審査会(憲法改正手続法案質疑、日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸問題について自由討議)
- 23(金) ○ 参・本会議(少年法案趣旨説明・質疑)
- 25(日) ○ 参議院長野県選出議員補欠選挙で羽田次郎氏当選
- 参議院広島県選出議員再選挙で宮口治子氏当選
- 衆議院北海道第2区選出議員補欠選挙で松木けんこう氏当選
- 宇田川芳雄元衆議院議員逝去
- 26(月) ○ 参・決算委
- 27(火) ○ 衆・本会議(地球温暖化対策推進法案可決、産業競争力強化法案趣旨説明・質疑)
- 参・外交防衛委(RCEP協定承認)
- 宮口治子参議院議員、立憲民主・社民へ入会
- 松木けんこう衆議院議員、立憲民主党・無所属へ入会
- 28(水) ○ 参・本会議(RCEP協定承認)
- 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について意見交換)
- 参・情報監視審査会
- 羽田次郎参議院議員、立憲民主・社民へ入会
- 横手文雄元衆議院議員逝去
- 5. 6(木) ○ 衆・憲法審査会(憲法改正手続法案修正議決、日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸問題について自由討議)
- 7(金) ○ 参・本会議(地球温暖化対策法案趣旨説明・質疑)
- 10(月) ○ 参・予算委(集中審議「内外の諸課題(新型コロナウイルス感染症対応、情報通信行政、原子力安全、外交等)」)
- 衆・予算委(集中審議「内外の諸課題」)
- 11(火) ○ 衆・本会議(憲法改正手続法案修正議決、健康保険法案可決、重要土地利用規制法案趣旨説明・質疑)
- 参・内閣委(デジタル社会形成基本法案可決、デジタル庁設置法案可決、デジタル社会形成整備法案可決、預貯金口座登録法案可決、預貯金口座管理法案可決)
- 衆・情報監視審査会(令和2年年次報告書提出)
- 12(水) ○ 参・本会議(子ども子育て支援法案趣旨説明・質疑、デジタル社会形成基本法案可決、デジタル庁設置法案可決、デジタル社会形成整備法案可決、預貯金口座登録法案可決、預貯金口座管理法案可決)
- 14(金) ○ 参・本会議(岩井茂樹君辞職許可、参議院改革協議会設置)
- 17(月) ○ 参・決算委
- 18(火) ○ 衆・本会議(情報監視審査会報告(情報監視審査会令和2年年次報告書について)、特定商取引法案修正議決)
- 19(水) ○ 参・本会議(健康保険法案趣旨説明・質疑)
- 参・憲法審査会(憲法改正手続法案趣旨説明、衆議院における修正部分の説明、日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸課題について意見交換)
- 20(木) ○ 衆・本会議(産業競争力強化法案可決)
- 参・内閣委(子ども子育て支援法案可決)
- 参・法務委(少年法案可決)
- 参・厚生労働委(医療法案可決)
- 21(金) ○ 参・本会議(特定商取引法案趣旨説明・質疑、医療法案可決、少年法案可決、子ども子育て支援法案可決)
- 24(月) ○ 参・決算委
- 25(火) ○ 衆・本会議
- 参・環境委(地球温暖化対策推進法案可決)

- 26(水)
 - 参・本会議(産業競争力強化法案趣旨説明・質疑、地球温暖化対策推進法案可決)
 - 参・憲法審査会(憲法改正手続法案質疑)
 - 参議院改革協議会(第1回)
- 28(金)
 - 参・本会議(航空法案趣旨説明・質疑)
 - 参・情報監視審査会
- 31(月)
 - 参・決算委(令和元年度決算准総括質疑)
- 6. 1(火)
 - 衆・本会議(重要土地利用規制法案可決)
- 2(水)
 - 参・本会議(行政監視委員会中間報告)
 - 参・憲法審査会(憲法改正手続法案参考人質疑、日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸課題について意見交換)
 - 菅原一秀衆議院議員、自由民主党・無所属の会を退会
 - 山崎力元参議院議員逝去
- 3(木)
 - 衆・本会議(菅原一秀君辞職許可)
 - 参・厚生労働委(健康保険法案可決)
 - 参・国土交通委(航空法案可決)
 - 谷津芳男元衆議院議員(元農水相)逝去
- 4(金)
 - 参・本会議(重要土地利用規制法案趣旨説明・質疑、航空法案可決、健康保険法案可決、3調査会中間報告)
 - 参・情報監視審査会
 - 地方消費者特別委(特定商取引法案可決)
 - 参議院改革協議会(第2回)
- 7(月)
 - 参・決算委(令和元年度決算締めくり総括質疑、令和元年度決算議決、措置要求決議)
- 8(火)
 - 衆・本会議(ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議)
 - 参・経済産業委(産業競争力強化法案可決)
 - 衆・政治倫理審査会
- 9(水)
 - 参・本会議(令和元年度決算議決、特定商取引法案可決、産業競争力強化法案可決)
 - 参・憲法審査会(憲法改正手続法案質疑、憲法改正手続法案可決)
 - 国家基本政策委合同審査会(党首討論)
- 10(木)
 - 衆・本会議
 - 菅総理、英国訪問(G7コーンウォール・サミット出席、～14日)
- 11(金)
 - 参・本会議(世界保健機関(WHO)の台湾への対応に関する決議、ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議、令和二年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告・質疑、憲法改正手続法案可決)
 - 参・情報監視審査会
 - 参議院改革協議会(第3回)
- 15(火)
 - 衆・本会議(菅内閣不信任決議案否決)
 - 参・本会議(内閣委員長森屋宏君解任決議案否決)
 - 参・内閣委(重要土地利用規制法案可決)
- 16(水)
 - 参・本会議(15日の延会)(議院運営委員長水落敏栄君解任決議案否決、重要土地利用規制法案可決)
 - 衆・本会議
 - 衆・情報監視審査会
 - 第204回国会閉会